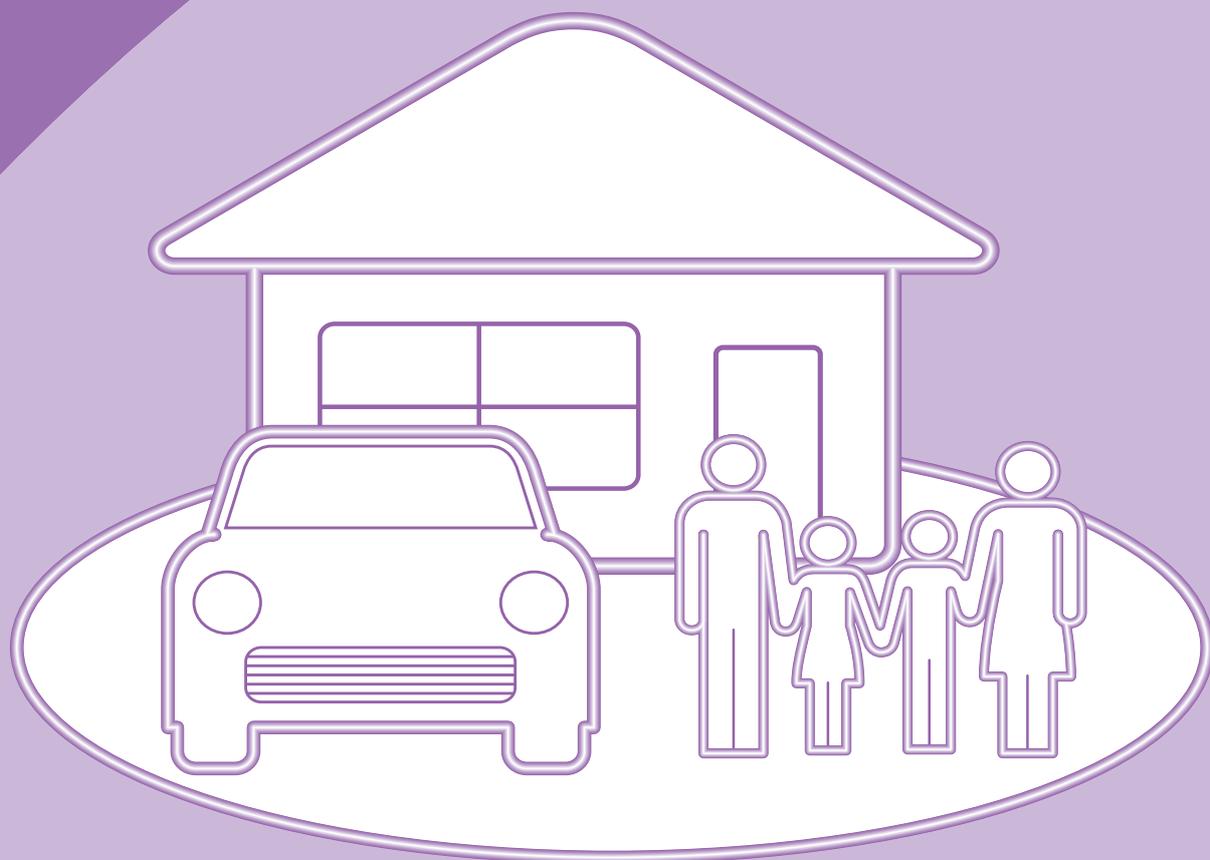


Total assist 超保険

ご契約のしおり

- ご契約の手引き —
- 新総合保険の約款 —
- 地震保険の約款 —

生損保
一体型



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読いただき保険証券および「パンフレット兼重要事項説明書」とともに大切に保管してください。

はじめに

日頃より東京海上日動をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりはトータルアシスト超保険（新総合保険、地震保険）についてご説明したものです。詳しくは普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいませようお願いいたします。新総合保険および地震保険以外の内容については、各商品のご契約のしおり等をご確認ください。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

I. ご契約の手引き

保険料控除証明書の見方や事故発生から保険金のお受取りまでの流れ等についてご説明しております。

II. トータルアシスト超保険（新総合保険、地震保険）の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいませようお願いいたします。

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償や主な特約の概要、告知義務、補償の重複に関するご注意等）は、ご契約時または更新時にご案内したトータルアシスト超保険（新総合保険、地震保険）の「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください（「パンフレット兼重要事項説明書」は弊社ホームページでもご確認いただけます。）。

- ご不明な点がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と補償を受けられる方（保険の対象となる方）が異なる場合は、ご契約者から補償を受けられる方（保険の対象となる方）にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。自動車に関する補償において、車両保険をご契約される場合は、ご契約のお車の所有者にもご説明ください。
- ご契約の際は、その内容を必ずご家族にもお知らせください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。
- 「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。
- （自動車に関する補償を追加されたお客様へ）
追加された自動車に関する補償については、その追加された補償の始期日時点における「ご契約のしおり（約款）」が適用されます。（新総合保険の保険期間の初日の翌日以降に地震保険または地震危険等上乗せ補償特約をご契約されたお客様へ）
新総合保険の保険期間の初日の翌日以降にご契約された地震保険または地震危険等上乗せ補償特約については、地震保険の始期日時点における「ご契約のしおり（約款）」が適用されます。（上記以外の補償を追加されたお客様へ）
追加された上記以外の補償については、新総合保険の保険期間の初日時点における「ご契約のしおり（約款）」が適用されます。
- 「トータルアシスト超保険」（新総合保険）総合補償条項については、新総合保険総合補償条項の「ご契約のしおり（約款）」等をご確認ください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認いただけます。

「Green Gift」プロジェクト実施中！



「Green Gift」プロジェクトとは？

弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。この「Green Gift」プロジェクトでは、「ご契約のしおり（約款）」等を弊社ホームページ上でご確認いただく方法（Web約款等）をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、弊社からマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に寄付を実施します。

事故のご連絡や
ご契約内容確認に…

契約者さま専用ページ
（マイページ）の
ご登録をお願いします。

東京海上日動のホームページまたはスマートフォンアプリ（モバイルエージェント）からご登録ください。

東京海上日動 契約者さま専用ページ（マイページ） 検索



公式アプリの
ダウンロードは
こちらから（無料）▶



目的別もくじ

こんなときは

こちらをご参照ください

ページ

ご契約内容の確認について

目的 1	保険料控除について知りたい	I 1	保険料控除証明書の見方	12
目的 2	ノンフリート等級別割引・割増制度について知りたい	I 2	ノンフリート等級別割引・割増制度について	14
目的 3	自動セットされる特約について知りたい	もくじ II 3	新総合保険 特約（表に記載の「◆自動セットされる条件等」）	4
目的 4	支払われる保険金の内容について知りたい	I 3	お支払いする保険金の概要一覧	16

事故が起こった場合

目的 5	事故が起こった場合に行わなければならないことが知りたい	I 4	1. 自動車事故の場合 （事故現場での対応）	22
		I 4	2. 自動車事故以外の場合 （事故後の対応（主なもの））	24
目的 6	保険金の受取りまでの流れが知りたい	I 4	1. 自動車事故の場合 （事故発生から保険金のお受取りまでの流れ）	23
		I 4	2. 自動車事故以外の場合 （事故発生から保険金のお受取りまでの流れ）	24

その他

目的 7	保険証券をなくしてしまった		ご契約の代理店または弊社までご連絡ください 弊社連絡先：「裏表紙」をご参照ください	
目的 8	万が一の更新忘れ、年齢条件の変更忘れ等のサポートについて知りたい	もくじ II 3	新総合保険 特約（「うっかりサポートについて」）	9
目的 9	東京海上日動の連絡先を知りたい		〈事故が起こった場合〉⇒事故受付センター （東京海上日動安心110番） I 4 1. 自動車事故の場合 （事故現場での対応） 22 I 4 2. 自動車事故以外の場合 （事故後の対応（主なもの）） 24 裏表紙 〈その他の場合〉⇒超保険カスタマーセンター 裏表紙	

もくじ

I. ご契約の手引き

1 保険料控除証明書の見方	12
2 ノンフリート等級別割引・割増制度について	14
3 お支払いする保険金の概要一覧	16
4 事故が起こった場合の連絡方法や留意点	22
1. 自動車事故の場合	22
2. 自動車事故以外の場合	24
3. 住宅修理のトラブルに関するご注意点	25
4. 地震保険の損害の認定基準について	27
5 その他ご注意いただきたいこと	31
1. 保険料の払込みに関するご注意点	31
2. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて	31
3. 住まいの補償の保険期間の途中で地震保険のご契約をご希望される場合	32

II. トータルアシスト超保険（新総合保険、地震保険）の約款

1 約款の構成・見方および解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法	34
2 新総合保険 普通保険約款	38
【用語の定義】	38

新総合保険の普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。

I 補償条項

〈住まいの補償条項〉

第1章 住まい条項	42
-----------	----

住まいに関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

〈総合自動車補償条項〉

自家用8車種を対象とした自動車に関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項	49
--------	----

自動車事故（対人事故・対物事故）により相手方への法律上の損害賠償責任を負う場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第2章 傷害保険

人身傷害条項	56
--------	----

自動車事故により生じたケガ等により発生した損害（治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益等）に対してお支払いする保険金等について記載しています。

第3章 車両保険

車両条項	75
------	----

ご契約のお車に生じた損害に対してお支払いする保険金等について記載しています。

〈一般自動車補償条項〉

二輪自動車または原動機付自転車を対象とした自動車に関する事故により保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。

第1章 賠償責任保険	
賠償責任条項	79
自動車事故（対人事故・対物事故）により相手方への法律上の損害賠償責任を負う場合にお支払いする保険金等について記載しています。	
第2章 傷害保険	
人身傷害条項	86
自動車事故により生じたケガ等により発生した損害（治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益等）に対してお支払いする保険金等について記載しています。	
第3章 車両保険	
車両条項	105
ご契約のお車に生じた損害に対してお支払いする保険金等について記載しています。	

〈傷害総合補償条項〉

第1章 傷害定額条項	110
急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方がケガをした場合にお支払いする保険金について記載しています。	
第2章 所得補償条項	116
病気やケガにより保険の対象となる方が就業不能になった場合にお支払いする保険金について記載しています。	
第3章 収入補償条項	119
病気やケガにより保険の対象となる方が就業不能等または要介護状態になった場合にお支払いする保険金について記載しています。	

II 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務	128
ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。	
第2節 保険料の払込み	132
保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。	
第3節 事故発生時等の手続	135
事故、損害または傷害の発生時もしくは疾病の発病時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。	
第4節 保険金請求手続	137
保険金のお支払い方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。	
第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除	144
保険料の払込みが滞った場合や、告知義務や通知義務に違反した場合等、弊社からご契約を解除させていただくことがあります。このほか、ご契約が取消し・無効となる場合や、ご契約を解約される場合等についても記載しています。	
第6節 保険料の返還、追加または変更	150
ご契約内容に変更が生じた場合、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金をお支払いしなくなること等）について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合、保険料の返還についても記載しています。	
第7節 その他事項	154
補償の対象となる期間や地域、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。	

別表 1	後遺障害等級表	159
別表 2	ご契約のお車の入替ができる用途・車種の区分表	162
別表 3	水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表	162
付表 1-1	失効・当会社による解除の場合の返還保険料	163
付表 1-2	保険金の支払による失効の場合の返還保険料	164
付表 2	保険契約者による解除の場合の返還保険料	164
付表 3	短期料率	165

3 新総合保険 特約 166

新総合保険の特約は下表のとおりです。

ご契約内容により自動セットされる特約(下表に◆のある特約)、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

1. 住まいに関する補償（住まいの補償条項）の特約

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
保険の対象に関する特約				
①	家財補償特約	166	家財補償特約	家財欄に口数、限度額を印字
②	設備什器補償特約	169	設備什器補償特約	設備・什器欄に口数、限度額を印字
③	商品製品補償特約	173	商品製品補償特約	商品・製品欄に口数、限度額を印字
区分所有建物に関する特約（専有部分用）				
④	◆区分所有建物の専有部分（共有持分が含まれている場合も含まれます。）または、専有部分に収容する動産を保険の対象としているご契約の場合	175	区分所有特約（専有部分用）	区分所有専有部分
補償内容に関する特約				
⑤	火災・盗難時再発防止費用補償特約	176	住まいの選べるアシスト特約	住まいのアシスト
⑥	臨時費用補償特約	177	臨時費用補償特約	臨時費用補償
⑦	臨時費用保険金の火災のみ補償特約	177	臨時費用火災のみ補償特約	臨時費用火災のみ
⑧	臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	178	臨時費用火災・風災のみ補償特約	臨時費用火災風災のみ
⑨	臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約	178	臨時費用火災風災盗難水濡れ等特約	臨時費用火災盗水濡れ等
⑩	費用保険金の一部補償対象外特約(修理付帯費用・失火見舞費用)	178	費用一部対象外(修理・失火)	修理・失火対象外
⑪	類焼損害補償特約	179	類焼損害補償特約	類焼損害補償
⑫	建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約	183	建物付属電気機械的事故補償特約	建物付属電気機械
⑬	商品製品の盗難・水濡れ等補償特約	184	商品製品の盗難水濡れ等補償特約	商品盗難水濡れ
⑭	商品製品の破損等補償特約	185	商品製品の破損等補償特約	商品破損等
⑮	水災縮小支払特約(一部定率払)	185	水災縮小支払特約(一部定率払)	水災縮小一部定率
⑯	特定設備水災補償特約(浸水条件なし)	186	特定設備水災補償特約	特定設備水災補償
⑰	ホームサイバーリスク費用補償特約	187	ホームサイバー費用補償特約	ホームサイバー
⑱	地震危険等上乗せ補償特約	190	地震危険等上乗せ補償特約	「保険金額・支払限度額」欄 保険金額 ●●●万円 (地震上乗せ補償と合計で 最大 ●●●万円)
⑲	地震火災費用保険金増額特約	191	地震火災費用保険金増額特約	地火費増額特約
⑳	全損時の保険金支払いに関する特約 ◆建物をご契約されている場合	191	全損時の保険金に関する特約	(表示されません。)

2. 自動車に関する補償（総合自動車補償条項）の特約

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
賠償に関する特約				
㉑	対物超過修理費用補償特約 ◆対物賠償責任保険をご契約の場合	192	対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用補償特約
㉒	被害者救済費用等補償特約 ◆対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合	193	被害者救済費用等補償特約	(表示されません。)
㉓	法律相談費用補償特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	198	法律相談費用補償特約	(表示されません。)

*1 これと異なる表示を行う場合があります。

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
ご自身や同乗者等のケガに関する特約				
24	人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約	201	人身傷害の他車搭乗中および 車外自動車事故補償特約	他車搭乗中・車外自動車事故特約
25	人身傷害諸費用補償特約	204	入院時選べるアシスト特約	入院時選べるアシスト特約
26	傷害一時費用保険金倍額払特約	209	傷害一時費用保険金倍額払特約	「ご自身の補償」－「保険金額等」欄 傷害一時費用保険金 20万円
27	傷害一時費用不担保特約	209	傷害一時費用不担保特約	傷害一時費用不担保特約
28	自損事故傷害特約 ◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「⑤ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合	210	「ご自身の補償」－「自損事故損害」－「保険金額等」欄 保険金額 1名につき 死亡 1,500万円 後遺障害 最高2,000万円 入院日額 6,000円 通院日額 4,000円 (人身傷害保険をご契約の場合で、「⑤ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときは表示されません。)	(表示されません。)
29	無保険車事故傷害特約 ◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「⑤ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合	214	「ご自身の補償」－「無保険車傷害」－「保険金額等」欄 保険金額 1名につき 2億円 (人身傷害保険をご契約の場合で、「⑤ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときは表示されません。)	(表示されません。)
ご契約のお車の損害に関する特約				
30	車両全損時諸費用補償特約 ◆車両保険をご契約の場合	218	車両全損時諸費用補償特約	(表示されません。)
31	車両全損時諸費用保険金倍額払特約	218	車両全損時諸費用倍額払特約	車両全損時諸費用倍額払特約
32	車両全損時諸費用不担保特約	219	車両全損時諸費用不担保特約	車両全損時諸費用不担保特約
33	車両新価保険特約	219	車両新価保険特約	「お車の補償」－「保険金額等」欄 協定新価保険金額 ●●●万円
34	車両価額協定保険特約 ◆車両保険をご契約の場合	223	車両価額協定保険特約	(表示されません。)
35	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)	226	「お車の補償」－「保険金額等」欄 [③]および[④]をご契約の場合 車対車＋限定A(相手車の確認が条件) 車対車＋限定A(駐車中の当て逃げも補償)	「お車の補償」－「保険金額等」欄 [③]および[④]をご契約の場合 車対車＋A [③]のみをご契約の場合 限定A
36	車両危険限定補償特約(A)	227	[③]のみをご契約の場合 限定A	限定A
37	車両保険の免責金額に関する特約	227	車対車免ゼロ特約	車対車免ゼロ特約
38	車両盗難不担保特約	228	車両盗難不担保特約	車両盗難不担保特約
39	車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約	228	車両修理時限度額引上不適用特約	車両修理時限度額引上不適用特約
40	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	228	地震噴火津波車両損害補償特約	地震噴火津波車両損害補償特約
41	衝突・接触に関する追加補償特約	228	駐車中の当て逃げ被害補償特約	「お車の補償」－「保険金額等」欄 駐車当逃げ被害補償
その他の損害に関する特約				
42	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	229	搬送応急・レンタカー費用等補償特約 レンタカー費用の 日額 5千円限度 事故時 15日限度 故障時 15日限度	搬送応急・レンタカー費用等補償特約 事故：搬送有無問わず/故障：搬送時のみ 5千円 事故・故障ともに15日
43	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)	234	搬送応急・レンタカー費用等補償特約 レンタカー費用の 日額 ●千円限度 事故時 30日限度 故障時 15日限度 レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)	搬送応急・レンタカー費用等補償特約 事故：搬送有無問わず/故障：搬送時のみ ●千円 事故30日/故障15日 レンタ補償日数等 事故時30日
44	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)	235	レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約
45	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	235	地震噴火津波車両全損一時金特約	地震噴火津波車両全損一時金特約
46	リースカー車両費用保険特約	237	リースカー車両費用保険特約	リースカー車両費用保険特約
47	リースカー車両費用保険の修理費優先支払特約	240	リース車両費用修理費優先特約	リース車両費用修理費優先特約
48	車内携行品補償特約	240	車内携行品補償特約 保険金額：●●●万円 免責金額：5,000円	車内携行品補償特約 保険金額：●●●万円 免責金額：5,000円

*1 これと異なる表示を行う場合があります。

特 約 ◆自動セットされる条件等		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
運転者の範囲や年齢条件に関する特約				
49	運転者本人限定特約	244	記名被保険者に限定します。	本人限定
50	運転者本人・配偶者限定特約	244	記名被保険者およびその配偶者に限定します。	本人・夫婦限定
51	運転者の年齢条件特約	245	●●歳以上補償	●●歳以上補償
52	家族内新規運転者の自動補償特約 ◆「49運転者本人限定特約」、「50運転者本人・配偶者限定特約」または「51運転者の年齢条件特約」をご契約の場合	245	うっかりサポート（家族運転者）	(表示されません。)
他のお車を運転中の事故に関する特約				
53	他車運転危険補償特約 ◆自動車に関する補償（総合自動車補償条項）をご契約の場合（車両保険のみご契約の場合を除きます。）	246	他車運転危険補償特約	(表示されません。)
54	ファミリーバイク特約	248	(人身傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型： 人身傷害あり	ファミリーバイク特約（人傷）
			(自損事故傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型： 自損事故傷害あり	ファミリーバイク特約（自損）
ご契約の手続きに関する特約ほか				
55	事故発生の通知等に関する特約	250	ドライブエージェントパーソナル	ドライブエージェントパーソナル

3. 自動車に関する補償（一般自動車補償条項）の特約

特 約 ◆自動セットされる条件等		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
賠償に関する特約				
21	対物超過修理費用補償特約 ◆対物賠償責任保険をご契約の場合	192	対物超過修理費用補償特約	対物超過修理費用補償特約
25	対物超過修理費用不担保特約	250	対物超過修理費用不担保特約	対物超過修理費用不担保特約
22	被害者救済費用等補償特約 ◆対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約の場合	193	被害者救済費用等補償特約	(表示されません。)
23	法律相談費用補償特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	198	法律相談費用補償特約	(表示されません。)
ご自身や同乗者等のケガに関する特約				
24	人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約	201	人身傷害の他車搭乗中および 車外自動車事故補償特約	他車搭乗中・車外自動車事故特約
25	人身傷害諸費用補償特約	204	入院時選べるアシスト特約	入院時選べるアシスト特約
26	傷害一時費用保険金倍額払特約	209	傷害一時費用保険金倍額払特約	「ご自身の補償」－「保険金額等」欄 傷害一時費用保険金 20万円
27	傷害一時費用不担保特約	209	傷害一時費用不担保特約	傷害一時費用不担保特約
27	搭乗者傷害特約（一時金払）	251	搭乗者傷害特約（一時金払）	搭乗者傷害特約（一時金払）
28	搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金倍額払特約	255	搭乗者傷害傷害保険金倍額払特約	搭乗者傷害傷害保険金倍額払特約
29	搭乗者傷害特約（日数払）	255	搭乗者傷害特約(日数払)	搭乗者傷害特約(日数払)
28	自損事故傷害特約 ◆対人賠償責任保険をご契約の場合で、人身傷害保険をご契約されないとき ◆「54ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約の場合	210	「ご自身の補償」－「自損事故損害」－「保険金額等」欄 保険金額 1名につき 死亡 1,500万円 後遺障害 最高2,000万円 入院日額 6,000円 通院日額 4,000円 (人身傷害保険をご契約の場合で、 「54ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときは表示されません。)	(表示されません。)
			214	「ご自身の補償」－「無保険車傷害」－「保険金額等」欄 保険金額 1名につき 2億円 (人身傷害保険をご契約の場合で、 「54ファミリーバイク特約」の補償範囲の型を「自損事故傷害あり」でご契約のときは表示されません。)

*1 これと異なる表示を行う場合があります。

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
ご契約のお車の損害に関する特約				
30	車両全損時諸費用補償特約 ◆車両保険をご契約の場合	218	車両全損時諸費用補償特約	(表示されません。)
31	車両全損時諸費用保険金倍額払特約	218	車両全損時諸費用倍額払特約	車両全損時諸費用倍額払特約
32	車両全損時諸費用不担保特約	219	車両全損時諸費用不担保特約	車両全損時諸費用不担保特約
34	車両価額協定保険特約 ◆車両保険をご契約の場合	223	車両価額協定保険特約	(表示されません。)
35	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)	226	「お車の補償」－「保険金額等」欄 [35]および[36]をご契約の場合] 車対車+限定A(相手車の確認が条件)	「お車の補償」－「保険金額等」欄 [35]および[36]をご契約の場合] 車対車+A
36	車両危険限定補償特約(A)	227		
60	車両盗難不担保特約(二輪・原付) ◆車両保険をご契約の場合	259	車両盗難不担保特約・二輪原付	(表示されません。)
61	車両修理時の支払限度額引上げ規定の 不適用に関する特約(二輪・原付等) ◆車両保険をご契約の場合	259	修理限度引上不適用(二輪等)	(表示されません。)
40	地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	228	地震噴火津波車両損害補償特約	地震噴火津波車両損害補償特約
その他の損害に関する特約				
42	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	229	搬送応急・レンタカー費用等補償特約 レンタカー費用の 日額 5千円限度 事故時 15日限度 故障時 15日限度	搬送応急・レンタカー費用等補償特約 事故：搬送有無問わず/故障：搬送 時のみ 5千円 事故・故障ともに15日
44	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償) ◆自動車に関する補償(一般自動車補償条項)をご契約の場合	235	レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約
46	リースカー車両費用保険特約	237	リースカー車両費用保険特約	リースカー車両費用保険特約
47	リースカー車両費用保険の修理費優先支払特約	240	リース車両費用修理費優先特約	リース車両費用修理費優先特約
運転者の範囲や年齢条件に関する特約				
62	運転者の年齢条件特約	259	●●歳以上補償	●●歳以上補償
52	家族内新規運転者の自動補償特約 ◆「[62]運転者の年齢条件特約」をご契約の場合	245	うっかりサポート(家族運転者)	(表示されません。)
他のお車を運転中の事故に関する特約				
63	他車運転危険補償特約(二輪・原付)	260	他車運転危険特約(二輪・原付)	他車運転危険特約(二輪・原付)
54	ファミリーバイク特約	248	(人身傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型： 人身傷害あり ----- (自損事故傷害ありの場合) ファミリーバイク特約 補償範囲の型： 自損事故傷害あり	ファミリーバイク特約(人傷) ファミリーバイク特約(自損)

4. からだに関する補償(傷害総合補償条項)の特約

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
ケガに関する補償(傷害定額)の特約				
64	交通事故傷害危険のみ補償特約	262	交通事故傷害危険のみ補償特約	交通事故傷害危険のみ補償特約
65	特定感染症危険補償特約	263	特定感染症危険補償特約	特定感染症危険補償特約
66	天災危険補償特約	267	天災危険補償特約	天災危険補償特約
67	自動車運行中の傷害危険不担保特約	267	自動車運行中傷害危険不担保特約	自動車運行中傷害危険不担保特約
68	後遺障害等級限定補償特約 ◆始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳を超 えるご契約の場合	268	後遺障害等級限定(第3級以上)	後遺障害等級限定(第3級以上)
69	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆ケガに関する補償(傷害定額)をご契約の場合	268	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)

*1 これと異なる表示を行う場合があります。

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
収入減に関する補償（所得補償）の特約				
70	所得補償保険金の入院のみ補償特約	268	所得補償入院のみ補償特約	所得補償入院のみ補償特約
66	天災危険補償特約	267	天災危険補償特約	天災危険補償特約
71	特別条件付保険特約	269	特別条件付保険特約 《不担保とする傷病名1》●●●●●● 不担保期間：平成●年●月●日まで	特別条件付保険特約 《不担保とする傷病名1》●●●●●●
69	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆収入減に関する補償（所得補償）をご契約の場合	268	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
収入減に関する補償（収入補償）の特約				
72	5疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約	269	5疾病傷害重度後遺障害就業不能特約	5疾病傷害重度後遺障害就業不能特約
73	初回保険金額変更に関する特約（50%用）	269	初回保険金額変更特約（50%）	初回保険金額変更特約（50%）
74	介護補償保険金特約（要介護2用）	269	仕事と介護の両立サポート特約	仕事と介護の両立サポート特約
69	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆収入減に関する補償（収入補償）をご契約の場合	268	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)
介護に関する補償（介護補償）の特約				
75	介護のみ補償特約 ◆介護に関する補償（介護補償）をご契約の場合	272	介護のみ補償特約	介護のみ補償特約
74	介護補償保険金特約（要介護2用）	269	仕事と介護の両立サポート特約	仕事と介護の両立サポート特約
69	条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ◆介護に関する補償（介護補償）をご契約の場合	268	条件付戦争危険等免責修正特約	(表示されません。)

5. 携行品・賠償・費用に関する特約（共通補償特約）

特 約		記載 ページ	保険証券上の表示*1	申込書等に おける表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
76	携行品特約	272	「携行品損害」－「保険金額等」欄 保険金額 ●●●万円	「携行品損害」－「保険金額等」欄 保険金額 ●●●万円
77	基本条項特約(財産) ◆「76携行品特約」をご契約の場合	275	基本条項特約(財産)	(表示されません。)
78	個人賠償責任補償特約	278	「個人賠償責任」－「保険金額等」欄 保険金額 ●●●●万円	「個人賠償責任」－「保険金額等」欄 保険金額 ●●●●万円
79	借家人賠償責任・修理費用補償特約	281	「借家人賠償責任」－「保険金額等」欄 保険金額 ●●●●万円	「借家人賠償責任」－「保険金額等」欄 保険金額 ●●●●万円
80	賠償事故解決に関する特約 ◆「78個人賠償責任補償特約」または「79借家人賠償責任・修理費用補償特約」をご契約の場合	286	賠償事故解決に関する特約	(表示されません。)
81	基本条項特約(賠償) ◆「78個人賠償責任補償特約」または「79借家人賠償責任・修理費用補償特約」をご契約の場合	289	基本条項特約(賠償)	(表示されません。)
82	弁護士費用等補償特約（日常生活）	292	「弁護士費用(日常生活・自動車)」－「保険金額等」欄 300万円	「弁護士費用（日常生活・自動車）」欄 付帯あり
83	救援者費用等補償特約	297	「救援者費用」－「保険金額等」欄 ●●●万円	「救援者費用」－「保険金額等」欄 ●●●万円
84	一事故支払限度額の適用に関する特約 ◆「83救援者費用等補償特約」をご契約の場合	300	一事故支払限度額の適用に関する特約	(表示されません。)
85	ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約	300	「ホールインワン費用」－「保険金額等」欄 ●●●万円	「ホールインワン費用」－「保険金額等」欄 ●●●万円
86	基本条項特約（費用） ◆「82弁護士費用等補償特約（日常生活）」または「83救援者費用等補償特約」もしくは「85ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約」をご契約の場合	302	基本条項特約（費用）	(表示されません。)

*1 これと異なる表示を行う場合があります。

6. 更新後のご契約に関する特約

特約		記載ページ	保険証券上の表示*1	申込書等における表示(例)*1
◆自動セットされる条件等				
87	車両無過失事故に関する特約 ◆車両保険をご契約の場合（「88車両危険限定補償特約(A)」をご契約の場合で、「95車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）」をご契約されていないときを除きます。）	305	車両無過失事故に関する特約	車両無過失事故に関する特約
88	保険契約の更新に関する特約 ◆すべてのご契約	306	保険契約の更新特約	(表示されません。)
89	住まいの補償の更新に関する特約 ◆住まいに関する補償をご契約の場合	308	住まいの補償の更新に関する特約	(表示されません。)
90	自動車補償の更新に関する特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	309	自動車補償の更新に関する特約	(表示されません。)
91	更新契約の取扱いに関する特約 ◆自動車に関する補償をご契約の場合	309	更新契約の取扱いに関する特約	(表示されません。)
92	傷害総合補償の更新に関する特約 ◆からだに関する補償をご契約の場合	310	傷害総合補償の更新に関する特約	(表示されません。)

*1 これと異なる表示を行う場合があります。

— うっかりサポートについて —

万が一の更新忘れ、年齢条件や本人限定特約、本人・夫婦限定特約の変更忘れの場合も、サポートします。

●更新契約の取扱いに関する特約

更新手続きを「うっかり」忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限り、前契約と同条件で補償します。弊社から自動更新されないことをご連絡したご契約に適用されます。

●家族内新規運転者の自動補償特約

運転者の年齢条件や本人限定特約、本人・夫婦限定特約の変更を「うっかり」忘れて、これらの対象外となる「始期日以降に運転免許を取得した記名被保険者（運転者の年齢条件特約をご契約の場合のみ対象です。）またはそのご家族*2）または「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族*2に該当した方」が運転中に起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*2 本サポートの対象となる方の範囲について、詳細は約款をご参照ください。

*3 事実発生日の翌日から起算して30日以内に発生した事故はご契約内容に応じて保険金をお支払いしますが、31日目以降に発生した事故は対人賠償責任保険・対物賠償責任保険（これらに適用される特約を含みます。）についてのみ保険金をお支払いします。

●本人・夫婦限定特約（この特約の中に、以下のうっかりサポート機能が組み込まれています。）

始期日*3時点で本人・夫婦限定特約に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となった後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*3 保険期間の途中でこの特約をご契約いただいた場合は、その時点をいいます。

4 地震保険 普通保険約款	311
第1章 用語の定義条項	311
地震保険普通保険約款および特約に使用される用語の定義を記載しています。	
第2章 補償条項	312
地震等を原因とする火災、損壊、埋没または流出により、保険の対象が損害を被った場合にお支払いする保険金等について記載しています。	
第3章 基本条項	316
ご契約時にご申告いただく事項、およびご契約後の各種手続きの取り決めについて記載しています。	
別表 短期料率表	323
新総合保険に付帯される場合の特則	324
地震保険普通保険約款の基本条項の一部の規定（払込方法、保険料の返還・請求等）を新総合保険普通保険約款に揃えるものとなります。	

※以下の特約は、新総合保険に付帯される場合に、地震保険にも付帯されます。

88 保険契約の更新に関する特約	306
89 住まいの補償の更新に関する特約	308

5 利用規約 326

- 1. ロードアシスト 利用規約 326
- 2. レンタカー等諸費用アシスト 利用規約 329
- 3. 水漏れ・^{カギ}鍵開けアシスト 利用規約 332
- 4. 住まいのサイバーアシスト 利用規約 333

耳や言葉の不自由なお客様専用 事故受付票（ファックス） 336

ペットネーム・略称等一覧

ペットネーム・略称等	正式名称
トータルアシスト超保険／超保険	新総合保険、地震保険
住まいに関する補償	住まいの補償条項
自動車に関する補償	一般自動車補償条項および総合自動車補償条項
からだに関する補償	傷害総合補償条項
ケガに関する補償(傷害定額)／傷害定額	傷害総合補償条項のうち傷害定額条項
収入減に関する補償(所得補償)／所得補償	傷害総合補償条項のうち所得補償条項
収入減に関する補償(収入補償)／収入補償	傷害総合補償条項のうち収入補償条項(介護のみ補償特約をセットした場合を除く)
介護に関する補償(介護補償)／介護補償	傷害総合補償条項のうち収入補償条項に介護のみ補償特約をセットした場合
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用補償特約
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
本人限定特約	運転者本人限定特約
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
駐車中の当て逃げ被害補償特約	衝突・接触に関する追加補償特約
仕事と介護の両立サポート特約	介護補償保険金特約(要介護2用)
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)

I. ご契約の手引き

保険料控除証明書の見方や事故発生から保険金のお受取りまでの流れ等についてご説明しております。

1 保険料控除証明書の見方

1. 保険料控除とは

- (1) 「住まいに関する補償」に地震保険（地震危険等上乗せ補償特約および地震危険等上乗せ担保特約を含みます。以下同様とします。）をセットでご契約いただいた場合、もしくは「からだに関する補償（収入補償、介護補償^{*1}、所得補償^{*1}、疾病定額、人身疾病とします。以下同様とします。）」をご契約いただいた場合、その年^{*2}に払込みいただいた地震保険および「からだに関する補償」の保険料について、下記3.地震保険料控除または4.生命保険料控除に定める金額がその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から控除されます。これを保険料控除といい、その分だけ課税所得が少なくなり、所得税と住民税が軽減されます。
- (2) ご契約者が「所得控除」を受けるためには、損害保険会社が発行する「保険料控除証明書」^{*3}を「給与所得者の保険料控除申告書」（給与所得者の場合）または「確定申告書」（確定申告による納税者の場合）に添付して所轄税務署（給与所得者の場合は勤務先）に提出する必要があります。

*1 本項目においては、介護補償（総合補償条項）を含みます（ただし、傷害のみの補償を除きます。）。

*2 各年の1月から12月までに払込みいただいた保険料がその年の控除の対象となります。

*3 「保険料控除証明書」については、下記をご確認ください。

2. 保険料控除証明書

- (1) ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料もしくは「からだに関する補償」の保険料に対する「保険料控除証明書」は、保険証券等に添付されます。
- ※ご契約時に「Web証券」をご選択いただいたお客様には「保険証券」は発行していませんので、「保険料控除証明書」は別途送付いたします。
- ※初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約（12月始期の口座振替のご契約等）の場合は、保険証券等に添付されている証明書はご使用できません。（控除証明書の「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。）翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の保険料控除にご使用ください。
- ※12月始期のクレジットカード払・コンビニ払（払込取扱票払）のご契約等で、初回保険料を翌年1月以降に払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、保険証券等に添付される証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません。翌年の保険料控除の申告までお取り置きの上、ご使用ください。なお、分割払（月払）契約の場合、翌年1月以降お支払いの保険料に対する「保険料控除証明書」は翌年10月下旬ハガキにてお送りします。
- (2) 次回以降の「保険料控除証明書」は、ご契約の内容によりお送りする時期が異なります。
- 一時払（年払）契約の場合…更新時に保険契約継続証等と一緒に送ります。
 - 分割払（月払）契約の場合…更新時に保険契約継続証等と一緒に送るとともに、翌年1月以降お支払いの保険料に対しては「保険料控除証明書」を翌年10月下旬ハガキにてお送りします。
- (3) 紛失等により「保険料控除証明書」が再度必要となる場合には、弊社までお問い合わせください。
- ※保険期間を2年以上とするトータルアシスト超保険（住まいの保険）において、地震保険をご契約いただいた場合は、別途、保険料控除証明書が発行されます。また、「からだに関する補償（生命保険）」をご契約いただいた場合には、別途、東京海上日動あんしん生命から保険料控除証明書が発行されます。

〈保険料控除証明書見本〉

保険料控除証明書		
<small><ご注意> この証明書は、東京海上日動火災保険株式会社と契約いただいた超保険（術総合保険）の控除証明書です。年末調整・確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。超保険として契約いただいた生命保険や損害保険（住まいの保険）の控除証明書については、別途送付させていただきます。</small>		
保険契約者	証券番号	
<input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 保険種類 払込方法 保険始期 保険期間 保険の対象と地震保険金額 地震保険料 控除対象保険料	<input type="checkbox"/> 新生命保険料控除制度 生命保険料控除証明書(介護医療用) 保険種類 払込方法 保険始期 保険期間 被保険者 保険料 控除対象保険料	<input type="checkbox"/> 旧生命保険料控除制度 生命保険料控除証明書(一般用) 保険種類 払込方法 保険始期 保険期間 被保険者 保険料 控除対象保険料
<small>上記保険料は、それぞれ地震保険料控除、生命保険料控除の対象であることを証明します。</small>		

「保険料控除証明書」は、
保険証券または保険契約継続証等
に添付されています。



3. 地震保険料控除

1. 地震保険料控除の対象額

地震保険の 払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	
	所得税	住民税
～50,000円	払込保険料の合計額	払込保険料の合計額×1/2
50,001円～	50,000円	25,000円

2. 地震保険料控除の対象となる補償

- (1) 地震保険料控除の対象となる補償は、ご契約者またはご契約者と生計を共にする配偶者^{*4}・その他の親族^{*5}が所有している住宅（常時居住の用に供する建物）または生活用動産（家財）を保険の対象とした地震保険です。実際に居住用の建物として使用されていない建物の場合は、地震保険料控除の対象とはなりません。

*4 法律上の配偶者に限ります。

*5 法律上の親族に限ります。

(2)事業の用途にも併用している住宅建物（併用住宅）の場合には、払込みいただいた地震保険料を次の算式によって計算した額が控除の対象となります。ただし、居住の用に供している部分が建物全体の総床面積の90%以上の場合には、併用住宅について払込みいただいた地震保険料の全額を控除対象額とすることができます。

【併用住宅の場合の算式】

$$\text{控除対象保険料} = \text{建物の地震保険料の合計額} \times \text{居住の用に供している部分の床面積} \div \text{建物全体の総床面積}$$

※ただし、所得税の場合は50,000円、住民税の場合は25,000円が限度となります。

3.地震保険料控除証明書のご説明

1.地震保険料控除証明書

●地震保険料控除の対象となる補償がある場合、保険証券または保険契約継続証等に添付されます。

2.地震保険料

●地震保険の1回分保険料*6*7を表示しています。

3.控除対象保険料

●その年に払込みいただく地震保険料*7を表示しています。

*6 払込方法が月払の場合は1か月分、一時払の場合は1年分を表示しています。

*7 対象となる補償が複数ある場合は、すべての補償の合計控除保険料を表示しています。

＜地震保険料控除証明書見本＞

地震保険料控除証明書	
保険種類	TOKIO MARINE NICHIDO
払込方法	TOKIO MARINE NICHIDO
保険始期	MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO
保険の対象と地震保険金額	E NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO
	TOKIO MARINE NICHIDO
2 地震保険料	NE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO
3 控除対象保険料	NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO

4.生命保険料控除

1.生命保険料控除の対象額

生命保険料控除（介護医療保険料控除）				生命保険料控除（一般生命保険料控除）			
所得税		住民税		所得税		住民税	
払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額	払込保険料の合計額	所得から控除できる金額
～20,000円	払込保険料の合計額	～12,000円	払込保険料の合計額	～25,000円	払込保険料の合計額	～15,000円	払込保険料の合計額
20,001円～40,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 10,000円	12,001円～32,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 6,000円	25,001円～50,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 12,500円	15,001円～40,000円	払込保険料の合計額×1/2 + 7,500円
40,001円～80,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 20,000円	32,001円～56,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 14,000円	50,001円～100,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 25,000円	40,001円～70,000円	払込保険料の合計額×1/4 + 17,500円
80,001円～	40,000円	56,001円～	28,000円	100,001円～	50,000円	70,001円～	35,000円

2.生命保険料控除の対象となる補償

生命保険料控除の対象となる補償は、ご契約者またはその配偶者*8・その他の親族*9を保険金受取人とする「からだに関する補償」です。

*8 法律上の配偶者に限ります。

*9 法律上の親族に限ります。

3.生命保険料控除証明書のご説明

1.生命保険料控除証明書

●生命保険料控除の対象となる補償がある場合、保険証券または保険契約継続証等に添付されます。

●介護医療用は保険始期が2012年（平成24年）1月1日以降の補償（生命保険料控除税制改正後の新制度）、一般用は保険始期が2011年（平成23年）12月31日以前の補償（旧制度）が対象となります。

2.保険料

●「からだに関する補償」の1回分保険料*10*11を表示しています。

3.控除対象保険料

●その年に払込みいただく「からだに関する補償」の保険料*11を表示しています。

*10 払込方法が月払の場合は1か月分、一時払の場合は1年分を表示しています。

*11 対象となる補償が複数ある場合は、すべての補償の合計控除保険料を表示しています。

＜生命保険料控除証明書見本＞

新生命保険料控除制度 生命保険料控除証明書（介護医療用）		旧生命保険料控除制度 生命保険料控除証明書（一般用）	
保険種類	HIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO	保険種類	E NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO
払込方法	TOKIO MARINE NICHIDO	払込方法	MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO
保険始期	TOKIO MARINE NICHIDO	保険始期	TOKIO MARINE NICHIDO
被保険者	TOKIO MARINE NICHIDO	被保険者	TOKIO MARINE NICHIDO
	TOKIO MARINE NICHIDO		TOKIO MARINE NICHIDO
2 保険料	NE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO	2 保険料	NE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO
3 控除対象保険料	NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO	3 控除対象保険料	NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO TOKIO MARINE NICHIDO

2 ノンフリート等級別割引・割増制度について

ノンフリートのご契約では、「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度が採用されています。更新前の保険期間中の保険事故の有無および件数等により、ご契約に適用される等級および無事故・事故有の区分を決定します（決定された等級および無事故・事故有別の割増引率をご契約に適用されます。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」のときは事故有の割増引率を適用します。）。

事故有係数適用期間とは、事故があった場合に「事故有の割増引率(係数)」を適用する期間(始期日における残りの適用年数)を示すものとしてご契約ごとに設定します。以下「適用期間」と表記することがあります。

※更新後のご契約の等級は、20等級を上限、1等級を下限とし、更新後のご契約の適用期間は、6年を上限、0年を下限とします。

※更新前のご契約の等級が21等級以上の場合は、20等級と読み替えます（申込書等における表示も同様です。）。

※超保険とドライバー保険との間で等級を継承することはできません。

※3等級ダウン事故、1等級ダウン事故、等級すえおき事故の詳細は「ノンフリート兼重要事項説明書」をご参照ください。

※ご契約の更新後に更新前のご契約に保険金のお支払い対象となる事故が生じた場合、または「複数所有新規特別」の適用にあたりご契約の保険期間が開始されるまでの間に、「他契約」としてご契約が解約された場合や保険事故が生じたことにより特則適用の条件に合致しなくなった場合等は、ご契約内容および保険料を変更することがありますのでご了承ください。

【表1】

等級	割増引率
初めのご契約(6等級(S))	4%割増
複数所有新規特別(7等級(S))	34%割引

【表2】

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
無事故	割増										割引									
事故有																				

※一部の特約には、上記【表1】【表2】の割増引率は適用されません。

※上記【表1】【表2】は2020年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

等級別割引・割増制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、前契約の等級・適用期間、ご契約のお車の登録番号および保険事故の有無・件数等の確認を行っています。

(1) 初めにご契約される場合

初めのご契約には6等級(S)が適用され、【表1】の割増引率が適用されます。適用期間は0年となります。

【2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特別)】

既に自動車保険(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他契約」といいます。)をご契約いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、以下の条件をすべて満たすときに限り7等級(S)からのご契約になり、【表1】の割増引率が適用されます。適用期間は0年となります。

- ① 新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。
- ② 新たなご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*1が、既にご契約いただいている他契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*1とそれぞれ同一*2であり、かつ、個人であること。
- ③ 他契約に適用されている等級が11等級以上であること(弊社長期契約の場合、みなし等級*3が11等級以上であること。)
- ④ 新たなご契約および他契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること、またはいずれも二輪自動車であること。
- ⑤ 新たなご契約の始期日が、他契約の保険期間内にあること。

*1 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主とします。

*2 新たなご契約の記名被保険者が下記b.またはc.に該当し、新たなご契約のお車の所有者が下記a.～c.のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。

- a. 他契約の記名被保険者 b. a.の配偶者 c. a.またはb.の同居の親族

*3 この場合は、他契約に適用されている等級ではなく、みなし等級を以下の方法によって算出します。

他契約が2012年9月30日以前始期契約の場合	他契約が2012年10月1日以降始期契約の場合	A:他契約に適用されている等級 B:経過年数(他契約の始期日から新たなご契約の始期日までの年数(端月数切捨て)) C:経過年数内の3等級ダウン事故件数 D:経過年数内の等級すえおき事故件数 E:経過年数内の1等級ダウン事故件数 B<C+D、B<C+Eとなる場合はそれぞれB-(C+D)=0、B-(C+E)=0とします。
みなし等級= $A + B - (C + D) - C \times 3$	みなし等級= $A + B - (C + E) - (C \times 3 + E \times 1)$	

(2) ご契約を更新される場合

ご契約を更新される場合は、更新後のご契約の等級および適用期間は以下①～③のとおり決定します。等級、無事故・事故有別の割増引率については、【表2】をご参照ください。

① 保険期間1年のご契約を更新してご契約される場合

【等級】

原則として、更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。

【事故有係数適用期間】

更新前のご契約の適用期間が1～6年の場合は、「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、更新前のご契約の適用期間が0年の場合は、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、それぞれ更新後のご契約の適用期間を決定します。

<例1>3等級ダウン事故が1件あった場合



<例2>1等級ダウン事故が1件あった場合



※上記は2020年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

② 保険期間1年を超える長期契約を更新してご契約される場合

【等級】以下の方法により算出します。

$$\left[\frac{\text{更新前のご契約の等級}}{\text{更新前のご契約の保険期間}^{*4}} + \left\{ \frac{\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数}}{\text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}^{*5}} \right\} - \left(\frac{\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数}}{\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数}} \times 3 + \frac{\text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}}{\text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}} \times 1 \right) \right] \times \left\{ \text{更新前のご契約の保険期間}^{*4} - \left(\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数} + \text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}^{*5} \right) \right\}$$

*1 上記の式が0を下回る場合は0とします。

【事故有係数適用期間】以下の方法により算出します。

$$\left(\frac{\text{更新前のご契約の適用期間} - \text{更新前のご契約の保険期間}^{*4}}{2} \right) + \left(\frac{\text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数}}{\text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}} \times 3 + \frac{\text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}}{\text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数}} \times 1 \right) - \left(\frac{\text{更新前のご契約の適用期間} - \text{更新前のご契約の保険期間}^{*4}}{2} \right)$$

*2 上記の式が0を下回る場合は0とします。

*3 上記計算式で算出された適用期間は、小数点第1位を切り上げて整数年とします。

*4 更新前のご契約の保険期間は、保険期間の途中で解約された場合は、始期日から解約日までの期間とします(1年未満を切捨てて整数年とします。なお、始期当日に解約した場合は、1年経過したものとします。)

*5 更新前のご契約の始期日が2012年9月30日以前の契約における等級すえおき事故を含みます。

③ 保険期間が1年未満の短期契約(ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。)を更新してご契約される場合

【等級】

更新前のご契約に適用されている等級と同一となります。ただし、更新前のご契約に3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します。

【事故有係数適用期間】

更新前のご契約の適用期間と同一となります。ただし、更新前のご契約に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合は、3等級ダウン事故1件について「3年」、1等級ダウン事故1件について「1年」を加え、それぞれ更新後のご契約の適用期間を決定します。

(3) ご契約のお車を譲渡された場合

ご契約のお車の譲渡に伴いご契約の権利および義務を譲渡された場合は、原則として等級および適用期間は譲受人には継承されませんが、以下の場合等では等級および適用期間が継承されることがあります。

① 記名被保険者が配偶者間、同居の親族*6間で変更される場合

② 個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合(変更前と変更後のご契約のお車が同一*7で、事業内容が同一である場合に限り。)

③ 上記①②以外で、お車の譲渡以外の理由による記名被保険者の変更があった場合(適用される等級が1~5等級、適用期間が1~6年であるご契約に限り。)

*6 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。

*7 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

(4) ご契約のお車の入替をされた場合

以下の①~③の条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約に適用される等級および適用期間が入替後のご契約に継承されます。

① 入替後のお車の所有者が以下のいずれかに該当すること。

- a. ご契約のお車の所有者*8
- b. 記名被保険者*9
- c. b.の配偶者
- d. b.またはc.の同居の親族

② 入替後のお車が、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車または上記①に該当する方が既に所有しているお車であること。

③ ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種*10に該当すること。

*8 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、貸借契約により借り入れたお車の場合は借主とします。

*9 車両保険のみのご契約の場合は、ご契約のお車の所有者とします。

*10 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

(5) 前契約が解除された場合

ご契約が解除された場合(ご契約者からのお申出により解約される場合を除きます。)、7等級以上の等級を継承することができません。*11

新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です(この場合、新たなご契約に適用される等級を訂正し、差額保険料がある場合は請求します。)

*11 6等級が適用されたご契約が解除された場合、更新後のご契約に6等級が適用されますが、このとき、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります(解除されたご契約に保険事故がある場合には、その事故件数や事故内容に応じた等級および適用期間になります。)

(6) その他のご注意

① 更新前のご契約に適用期間がない場合、原則として更新前のご契約の適用期間を0年とみなし、**(2)ご契約を更新される場合**のとおり更新後のご契約の適用期間を決定します(更新後のご契約の始期日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していたご契約に適用期間があった場合等、取扱いが異なる場合があります。)

② 原則として、更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合は、7等級以上の等級を継承することができません。

③ やむを得ない事情によりご契約者が更新後のご契約の始期日までに更新前のご契約の解約手続きを行えなかった場合で、更新前のご契約の満期日または解約日の前日から起算して過去7日以内の日に更新後のご契約の始期日があるときは、更新後のご契約の始期日を更新前のご契約の保険期間の末日として、更新前のご契約の等級および適用期間を継承します。*12

④ 更新前のご契約の等級が1~5等級および6等級(F)*13で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の等級は、更新前のご契約の等級と同一となります。*12また、更新前のご契約の適用期間が1~6年で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の適用期間は、更新前のご契約の適用期間と同一となります。*12なお、いずれの場合も、更新前のご契約が長期契約の場合は、取扱いが異なります。

a. 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。

b. 更新前のご契約の解除日(失効となった場合は失効日)またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。

c. 更新前のご契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替*14として新たなお車を取得されるとき。

⑤ 更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。

*12 3等級ダウン事故があった場合は事故1件について「3」を引いた等級、「3年」を加えた適用期間とし、1等級ダウン事故があった場合は事故1件について「1」を引いた等級、「1年」を加えた適用期間とします。

*13 原則として6等級(F)の場合はa.およびb.のみ対象となります。

*14 廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

3 お支払いする保険金の概要一覧

トータルアシスト超保険（新総合保険、地震保険）でお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。保険金をご請求いただく際にはご確認ください。なお、実際のご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額やお支払いする条件等、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

住まいに関する補償

お支払いする保険金の種類		お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)	
住まいの補償条項	損害保険金	a. 火災	「火災、落雷、破裂・爆発」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
		b. 風災	「風災、雹災、雪災」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
		c. 水災	「水災」によって床上浸水または地盤面から45cm超の浸水となる損害を受けた場合もしくは損害割合が30%以上となった場合に、その建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
		d. 盗難・水濡れ等	「盗難（保険の対象に生じた盗取、損傷、汚損）」「給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ等」「車両または航空機の衝突等」「建物の外部からの物体の衝突等」「騒擾または労働争議等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
		e. 破損等	「上記以外の偶然な破損事故等」によって建物に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。
	修理付帯費用保険金	保険の対象に損害が生じた結果、その「保険の対象」の復旧にあたり発生した必要かつ有益な「損害原因調査費用」「試運転費用」「仮設物設置費用」「残業勤務・深夜勤務などの費用」をお支払いできる場合があります。	
	損害拡大防止費用保険金	「a. 火災」の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大防止のために支出した必要または有益な費用（消火薬剤のつかえ費用等）をお支払いできる場合があります。	
	請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合に、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いできる場合があります。	
	失火見舞費用保険金	保険の対象またはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣等、第三者の所有物に損害が生じた場合に、第三者への見舞費用をお支払いできる場合があります。	
	水道管凍結修理費用保険金	保険証券記載の建物の専用水道管が凍結したことによって損壊し、これを修理した場合に修理費用をお支払いできる場合があります。	
地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、「保険の対象」が以下の損害を受けた場合に、地震火災費用保険金をお支払いできる場合があります。 建物：半焼以上（20%以上の損害） 家財：家財を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）または家財が全焼（80%以上の損害） 設備・什器・商品・製品： 設備・什器または商品・製品を収容する建物が半焼以上（20%以上の損害）		
家財補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～e.	家財に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。
		盗難	上記のほか保険証券記載の建物内収容の生活用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。
設備什器補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～e.	業務用設備・什器等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故による損害に対して損害保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、業務用設備・什器等が損害を受けた場合に限りです。
		盗難	上記のほか保険証券記載の建物内収容の業務用の通貨等・預貯金証書に生じた「盗難」による損害に対して損害保険金をお支払いします。
商品製品補償特約	損害保険金	<住まいの補償条項> a.～c.	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する事故 ¹⁾ による損害に対して損害保険金をお支払いします。 なお、「水災」については床上浸水または地盤面から45cm超の浸水を被った結果、商品・製品等が損害を受けた場合に限りです。
住まいの選べるアシスト特約	火災・盗難時再発防止費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する「a. 火災」または「盗難」による事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金が支払われる場合に、事故の再発防止のために追加で必要となる有益な費用をお支払いします。
臨時費用補償特約	臨時費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する事故 ²⁾ によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。
臨時費用保険金の火災のみ補償特約	臨時費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する「a. 火災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。
臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約	臨時費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する「a. 火災」「b. 風災」の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。
臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約	臨時費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する「a. 火災」「b. 風災」「d. 盗難・水濡れ等」 ³⁾ の事故によって「保険の対象」が損害を受け、損害保険金をお支払いする場合に、臨時に生じる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。
費用保険金の一部補償対象外特約（修理付帯費用・失火見舞費用）	費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する費用保険金のうち「修理付帯費用保険金」および「失火見舞費用保険金」は お支払いしません 。

	お支払いする保険金の種類		お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)						
類焼損害補償特約	類焼損害保険金		お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします（法律上の損害賠償責任の有無は問いません）。						
建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約	損害保険金		建物に付属した機械設備（空調設備、電気設備、給排水設備等）が、電氣的または機械的事故によって生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。						
商品製品の盗難・水濡れ等補償特約	損害保険金	盗難・水濡れ等	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する「d.盗難・水濡れ等」の事故による損害に対して、損害保険金をお支払いします。 ※商品・製品等のうち通貨等・預貯金証書については、保険の対象ではないため損害保険金のお支払いの対象なりません。						
商品製品の破損等補償特約	損害保険金	破損等	商品・製品等に対して生じた「住まいの補償条項」で規定する「e.破損等」の事故による損害に対して、損害保険金をお支払いします。						
水災縮小支払特約（一部定率払）	保険金		保険の対象に対して生じた、「住まいの補償条項」および付帯される特約に規定する「水災による損害」に対して保険金をお支払いします。 なお、保険の対象が「業務用設備・什器等」または「商品・製品等」である場合には、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、「業務用設備・什器等」または「商品・製品等」が損害を受けた場合に限りします。						
特定設備水災補償特約（浸水条件なし）	特定設備水災補償保険金		「水災による損害」の程度に関わらず、保険の対象である特定の機械設備（空調・冷暖房設備、充電・発電・蓄電設備、給湯設備、昇降設備等）について生じた「水災による損害」に対して、特定設備水災補償保険金をお支払いします。ただし、「住まいの補償条項」で規定する「水災による損害」に対して損害保険金をお支払いする場合は除きます。						
ホームサイバーリスク費用補償特約	サイバーリスク費用保険金		補償を受けられる方が保険期間中にセキュリティ事故を発見したことに伴い、あらかじめ弊社の同意を得て支出した下表に掲げる費用に対して、サイバーリスク費用保険金をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①セキュリティ事故対応費用</td> <td>補償を受けられる方がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア.からウ.までの費用。ただし、ウ.の費用はア.またはイ.の費用に対して弊社が保険金をお支払いする場合があります。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用</td> </tr> <tr> <td>②再発防止費用</td> <td>補償を受けられる方がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益なインターネットセキュリティソフトの購入費用およびホームネットワークセキュリティの購入費用。ただし、セキュリティ事故対応費用に対して保険金が支払われる場合に限りします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	費用の内容	①セキュリティ事故対応費用	補償を受けられる方がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア.からウ.までの費用。ただし、ウ.の費用はア.またはイ.の費用に対して弊社が保険金をお支払いする場合があります。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用	②再発防止費用	補償を受けられる方がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益なインターネットセキュリティソフトの購入費用およびホームネットワークセキュリティの購入費用。ただし、セキュリティ事故対応費用に対して保険金が支払われる場合に限りします。
区分	費用の内容								
①セキュリティ事故対応費用	補償を受けられる方がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア.からウ.までの費用。ただし、ウ.の費用はア.またはイ.の費用に対して弊社が保険金をお支払いする場合があります。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用								
②再発防止費用	補償を受けられる方がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益なインターネットセキュリティソフトの購入費用およびホームネットワークセキュリティの購入費用。ただし、セキュリティ事故対応費用に対して保険金が支払われる場合に限りします。								
地震危険等上乗せ補償特約	地震危険等上乗せ保険金		地震保険により保険金が支払われる場合に地震危険等上乗せ保険金をお支払いします。						
地震火災費用保険金増額特約	地震火災費用保険金		「住まいの補償条項」で規定する地震火災費用保険金の金額を増額してお支払いします。						
全損時の保険金支払いに関する特約	損害保険金		保険の対象である「建物」に対して損害保険金が支払われる場合で、かつ「建物」の損害の額が再取得価額の80%以上となった場合に、「建物」の損害保険金に対してこの特約が適用されます。						
地震保険	保険金		地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。						

*1 「d.盗難・水濡れ等」および「e.破損等」による損害は、それぞれ「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償の対象となります。

*2 保険の対象が、「家財」、「業務用設備・什器等」または「商品・製品等」である場合には、「e.破損等」の事故に対しては臨時費用保険金をお支払いしません。また、通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しても臨時費用保険金をお支払いしません。

*3 通貨等または預貯金証書の「盗難」事故に対しては臨時費用保険金をお支払いしません。

※お支払いする損害保険金の額を算出するにあたっては、修理と密接に関わる費用（残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用および仮修理費用）を修理費に含めて算出します。

自動車に関する補償

	お支払いする保険金の種類		お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
賠償に関する補償	対人賠償責任保険	対人賠償保険金	ご契約のお車の事故により、お車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負う場合に、自賠責保険等で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		対人臨時費用保険金	対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
賠償に関する補償	対物賠償責任保険	対物賠償保険金	ご契約のお車の事故により、車や塀等の他人の財物を壊した場合等で、法律上の損害賠償責任を負うときに保険金をお支払いします。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
		その他	示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
賠償に関する補償	対物超過修理費特約	対物超過修理費用保険金	対物賠償保険金をお支払いする場合で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担するときに、修理費と時価額の差額に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。
	被害者救済費用等補償特約	人身救済費用保険金	ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故により、お車に乗車中の方や歩行者等を死亡させたりケガをさせた場合で、補償を受けられる方が被害者救済費用を負担するときに保険金をお支払いします。あわせて、請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
		人身救済臨時費用保険金	本特約の対象となる人身事故において補償を受けられる方が被害者救済費用を負担することについて被害者等と合意が成立している場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。
		物損救済費用保険金	ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故により、車や塀等の他人の財物を壊した場合等で、補償を受けられる方が被害者救済費用を負担するときに保険金をお支払いします。あわせて、請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
		その他	調査折衝費用をお支払いできる場合があります。
法律相談費用補償特約	法律相談費用保険金	自動車事故によりケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求に関する弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用に対して、保険金をお支払いします。	
ご自身の補償	人身傷害保険	人身傷害保険金	ご契約のお車の事故により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
		傷害一時費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、入院または通院した日数の合計が5日以上となったときに、保険金をお支払いします（5日目の入院または通院した日が、事故の発生日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。）。
	人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約	人身傷害保険金・傷害一時費用保険金	ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や、歩行中の自動車との接触事故等により、補償を受けられる方がケガ・死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合に、人身傷害保険（適用される他の特約を含みます。）でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。
	入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用保険金	人身傷害保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が病院等に3日以上入院したときに、補償を受けられる方1名あたりの支払限度額および補償メニューごとの上限額の範囲内で、補償メニューの中から補償を提供またはその費用に対して、保険金をお支払いします。支払限度額は入院3日目に10万円、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）ずつ加算されます。ただし、180万円を上限とします。
転院移送費用保険金		人身傷害諸費用保険金のお支払いの対象となる場合で、補償を受けられる方が2日以上ICUでの治療を受け、その他の病院等に転院移送する必要があるときに、その負担した費用に対して、保険金をお支払いします（事故発生日からその日を含めて180日以内に転院移送した場合の費用がお支払いの対象です。ただし、1事故について1名あたり1回の移送に限り、100万円を上限とします。）。	
車両保険	車両保険金	衝突、接触等の事故によりご契約のお車に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。なお、車両保険金額が50万円未満の場合、車両保険金額以上となる修理費が発生し、修理を行ったときに、50万円を限度に保険金をお支払いします。	
	その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両搬送費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。	
駐車中の当て逃げ被害補償特約	車両保険金	ご契約のお車が駐車中に相手方の車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）と衝突・接触した場合で相手方の車が確認できない場合や、他物と衝突・接触、転覆または墜落した場合に、保険金をお支払いします。	
車両全損時諸費用補償特約	全損時諸費用保険金	ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合に、保険金をお支払いします。	
車両新価保険特約	車両保険金（新価払）	新たに購入したご契約のお車が事故（盗難され発見されない場合を除きます。）により、以下①～③のいずれかの大きな損傷を受け、新車に買い替えた場合等に、実際にかかる新車購入費用等を協定新価保険金額を限度にお支払いします。 ①ご契約のお車が修理できないとき ②ご契約のお車の修理費が車両保険金額以上となるとき ③ご契約のお車の修理費が協定新価保険金額の50%以上となるとき	
	再取得時諸費用保険金	新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、保険金をお支払いします。	
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金	地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損（運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。）となった場合に、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金をお支払いします。	
車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）	車両搬送費用等諸費用保険金	事故や故障によりご契約のお車に損害が生じた場合等に必要となった①レンタカー費用②車両搬送費用③車両引取費用④代替交通費用⑤緊急時応急対応費用に対して、費用ごとの上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 事故の場合の①レンタカー費用については、ご契約のお車が修理工場等へ搬送されないときでも保険金をお支払いしますが、事故の場合の②～④の費用や故障の場合の①～④の費用については、ご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送されたときに限り対象となります。 また、ご契約のお車が盗難された場合も、必要となった上記①～⑤の費用に対して保険金をお支払いしますが、ご契約のお車の一部が盗難された場合の②～④の費用については、ご契約のお車が走行不能になり修理工場等へ搬送されたときに限り対象となります。	
• 他車運転危険補償特約 • 他車運転危険補償特約（二輪・原付）	対人賠償保険金・対物賠償保険金・人身傷害保険金 等	記名被保険者やそのご家族等が一時的に借りたお車を運転中の事故により法律上の損害賠償責任を負う場合等に、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険等（それぞれ、適用される他の特約を含みます。）でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします（他車運転危険補償特約（二輪・原付）をご契約の場合は、「借りたお車」を「借りた自家用二輪自動車・原動機付自転車」と読み替えます。）。また、他車運転危険補償特約をご契約の場合で対物賠償責任保険と車両保険をご契約のときには、借りたお車に損害が生じたことによる持ち主に対する法律上の損害賠償責任等についても、ご契約の車両保険の内容にしたがって保険金をお支払いします。	

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
その他の補償	<ul style="list-style-type: none"> ・搭乗者傷害特約(一時金払) ・搭乗者傷害特約(日数払) 		ご契約のお車の事故により、乗車中の方がケガ・死亡された場合やそれらの方に後遺障害が生じた場合に以下の保険金をお支払いします。
		死亡保険金	死亡された場合に、保険金をお支払いします。
		後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合に、その後遺障害の程度に応じて保険金をお支払いします。
		重度後遺障害特別保険金	弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害が生じた場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。
		重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金をお支払いする場合に、後遺障害保険金に加えて保険金をお支払いします。
	傷害保険金	<搭乗者傷害特約(一時金払)>通算5日以上入院をされた場合に、ケガの内容に応じて入院給付金をお支払いします。また、入院日数が4日以内の場合は治療給付金をお支払いします。 <搭乗者傷害特約(日数払)>医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、保険金をお支払いします(治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。通院の場合、治療日数は90日を限度とします。)	
自損事故傷害特約	死亡保険金 後遺障害保険金 傷害保険金	自損事故により①補償を受けられる方が死亡された場合には、死亡保険金②補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③補償を受けられる方が医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。	
	介護費用保険金	自損事故により、補償を受けられる方に弊社が定める介護を必要とする重度の後遺障害が生じた場合にお支払いします。	
無保険車事故傷害特約	無保険車傷害保険金	補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、補償を受けられる方に後遺障害が生じた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。	
車内携行品補償特約	車内携行品保険金	偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に積載された個人が所有する日用品に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。	
ファミリーバイク特約	対人賠償保険金・ 対物賠償保険金・ 人身傷害保険金 (または自損事故傷害特約の死亡保険金等)等	原動機付自転車 ¹ を使用中の事故等により、記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任および原動機付自転車 ¹ に乗車中に生じた人身傷害事故(または自損事故)による損害等について、対人賠償責任保険・対物賠償責任保険・人身傷害保険(または自損事故傷害特約)・対物超過修理費特約・入院時選べるアシスト特約等でお支払いの対象となる保険金をご契約のお車のご契約内容に応じてお支払いします。	

*1 総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。

※自動車に関する補償において、対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合は、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約が自動セットされます。

携行品・賠償・費用に関する補償

		お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
携行品に 関する補償	携行品特約	携行品保険金	国内外において、補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に偶然な事故によって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。
賠償責任に関する補償	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任保険金	国内外において、以下のような事由により、補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族等が法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ・日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族等が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ・電車等 ² を運行不能にさせた場合 ・国内で受託した財物(受託品) ³ を壊したり盗まれた場合
		その他	損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用・示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用または訴訟の判決による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
	借家人賠償責任・修理費用補償特約	借家人賠償責任保険金	国内において偶然な事故に起因して借戸室を損壊することにより、補償を受けられる方(被保険者本人)が借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支払いします。
借家人修理費用保険金		国内において偶然な事故により、借戸室に損害が生じた場合において、補償を受けられる方(被保険者本人)がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときに、借家人修理費用保険金をお支払いします。	
費用に関する補償	弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用保険金等	国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を含みます。)により補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族、その他約款に定める所定の方がケガをしたり財物を壊されたりした場合の相手方への損害賠償請求のために、相手方との交渉を弁護士等に依頼したときや事故の解決が訴訟等に及んだときに必要となる弁護士報酬や訴訟費用等に対して、約款に基づき保険金をお支払いします(弁護士等への委任や法律相談および費用の支払いについて、弊社の承認が必要です。)。あわせて、法律相談費用保険金をお支払いできる場合があります。
		救援者費用等補償特約	国内外において、補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族の生死が確認できない場合もしくは緊急の捜索・救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合等に、ご契約者または補償を受けられる方(被保険者本人)やそのご家族、もしくはその親族が負担した捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を保険金としてお支払いします。

費用に 関する 補償	ホールイン ワン・アルバ トロス費用 補償特約	ホールインワン・ アルバトロス費用保険金	国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、所定のホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等を保険金としてお支払いします。
------------------	----------------------------------	-------------------------	---

*2 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

*3 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

からだに関する補償

		お支払いする 保険金の種類	お支払いする保険金および条件の概要 (保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)						
傷害定額 条項	死亡保険金		事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします(ただし、1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。)						
	後遺障害保険金		事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします*1(ただし、お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。)						
	入院保険金		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた金額をお支払いします(ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2以内の入院に限り、1事故について支払限度日数*3を限度とします。)						
	手術保険金		治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*4または先進医療*5に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします(ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2以内に受けた手術に限り、1事故に基づくケガについて1回の手術に限り*6)。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="background-color: #0070C0; color: white;">お支払額</td> <td>入院中</td> <td>入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院中以外</td> <td>入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table>	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍		入院中以外	入院保険金日額の5倍
	お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍						
		入院中以外	入院保険金日額の5倍						
通院保険金		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます)された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた金額をお支払いします(ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*7以内の通院に限り、1事故について支払限度日数*8を限度とします)。なお、通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等*9を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。							
一時金払保険金		医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通算5日以上の入通院(往診を含みます)をされた場合に、入通院給付金(ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍)をお支払いします。また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金(1万円)をお支払いします。							
特定感染症 危険補償 特約	後遺障害保険金・ 入院保険金・ 通院保険金		保険期間の初日からその日を含めて10日を経過した後*10に特定感染症を発病した場合に、傷害定額条項(後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金)の規定に従い、保険金をお支払いします。						
所得補償 条項	所得補償 条項	所得補償 保険金	病気やケガによって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数*11を超えた場合に、所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数*11を引いた日数を乗じた金額をお支払いします(ただし、同一の病気やケガによる就業不能*12について、てん補日数*13分の保険金額を限度とします)。						
収入補償 条項	収入補償 条項	収入補償 保険金	病気やケガによって就業不能等または要介護状態となり、以下のいずれかに該当した場合に、てん補期間が終了するまでの保険金支払基準日*14ごとに毎年1回、保険金額の全額をお支払いします(精神障害については、保険期間*15を通じて1回に限り*16)。 <ul style="list-style-type: none"> ●5疾病*16により保険期間*15を通じて初めて入院した場合(ただし、保険期間*15を通じて以下のお支払いする場合に該当したことがない場合に限り*17) ●以下のいずれかに該当し、就業不能等の日数が就業不能等になった日または保険金支払基準日*14ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続したと、医師等によって診断された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害によって就業不能等になったとき ・精神障害以外の病気により、就業不能等になったとき ●精神障害により、就業不能等の日数が就業不能等になった日または保険金支払基準日*14ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続した場合 ●要介護状態*17となり、要介護状態の日数が要介護状態になった日または保険金支払基準日*14ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続した場合 						
	仕事と介護の両立 サポート特約	仕事と介護の両立 サポート特約	仕事と介護の両立 サポート特約	要介護状態*17になった場合に、保険金額の全額をお支払いします(ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限り*18)。					
介護補償 条項	介護補償 条項	介護補償 保険金	要介護状態*17となり、要介護状態の日数が要介護状態になった日または保険金支払基準日*14ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続した場合に、てん補期間が終了するまでの保険金支払基準日*14ごとに毎年1回、保険金額の全額をお支払いします。						
	仕事と介護の両立 サポート特約	仕事と介護の両立 サポート特約	仕事と介護の両立 サポート特約	上記収入補償の仕事と介護の両立サポート特約と同様です。					

*1 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳を超える場合は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます(「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます)。

*2 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた期間をいいます。始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳を超える場合は、180日で設定します。

- *3 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた日数をいいます。始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳を超える場合は、30日で設定します。
- *4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。
- *6 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
- *7 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた期間をいいます。
- *8 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた日数をいいます。
- *9 ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。
- *10 継続契約においては、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に特定感染症を発病した場合もお支払いします。
- *11 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた日数をいいます。
- *12 就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。
- *13 同一のケガや病気による就業不能^{*12}に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた日数をいいます。
- *14 保険金支払基準日とは、次のいずれかをいいます。
 - ・保険金支払事由^{*18}に該当した日。ただし、保険金支払われた前回の保険金支払基準日から1年を経過する日より前に新たに保険金支払事由^{*18}に該当した日を除きます。
 - ・保険金支払われた前回の保険金支払基準日の1年後の応当日。1年後の応当日がない場合は、その月の末日とします。
- *15 初年度契約^{*19}からこの保険契約までの連続した保険期間をいいます。
- *16 悪性新生物（がん）^{*20}・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全^{*21}をいいます。
- *17 病気やケガによって公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態をいいます。
- *18 保険金の支払対象となる入院を開始することおよび就業不能等や要介護状態^{*17}になることをいいます。
- *19 この保険契約が継続されてきた収入補償を初めてご契約いただいた保険契約をいいます。保険期間の途中で収入補償をご契約いただいた場合は、その日を始期日として取り扱います（この場合における収入補償とは、この収入補償またはこの収入補償以外でこの保険契約と支払責任が同一である保険契約をいいます。）。
- *20 「上皮内新生物」は含まれません。
- *21 慢性腎不全とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4またはステージ5に分類されるものをいいます。

4 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1. 自動車事故の場合

事故現場での対応

事故現場での対応

事故発生

ケガ人を救護

事故車を安全な場所へ

警察へ連絡する

相手方を確認する

事故状況と目撃者の確認をする

注意

その場では示談しない

東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する

事故車をディーラー・修理工場へ

【ケガ人を救護】

救急車 **119番** 落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで？…現場の住所は
 - どんな事故？…車との事故か、人との事故か、単独事故か
 - ケガ人の状況は？…意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察へ連絡する】

警察 **110番** 落ち着いて、事故現場の住所、事故状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

- どこで？…現場の住所は
 - どんな事故？…車との事故か、人との事故か、単独事故か
 - ケガ人の状況は？…意識がある・ない、出血等の状況
- 以上の事柄を伝えたら、指示にしたがってください。

警察署への事故届けを忘れずに

自動車事故による保険金の請求にあたっては、原則として自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書（人身事故の場合は必ず人身事故扱いの交通事故証明書）の提出が必要です。この交通事故証明書は事故発生時に警察署への届出がないと発行されませんので、事故が起こった場合には必ず警察署への届出を行ってください。

※人身事故の場合には、警察署への届出にあたり、人身事故であることを正しく申告いただくようお願いいたします。

※警察署への届出がお済みの場合、保険金の請求に必要な交通事故証明書は、お客様に代わり弊社が取り付けいたします。

【その場では示談しない】

相手方から損害賠償の請求を受け、その全部または一部を承認する場合は、必ず弊社にご相談ください。弊社が承認しないうちに補償を受けられる方ご自身が相手方と示談をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先へ連絡する】

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-110-894

ロードアシスト（東京海上アシスタンス）

0120-560-057

受付時間：24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



事故が発生した場合には、事故の状況について、ただちにご契約の代理店または弊社（上記フリーダイヤル）にご連絡ください。

※事前のご連絡がない場合、各種サービスの提供、補償やサービスの案内や手配を行うことができません。

※補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終ページをご参照）からもご連絡いただけます。

ご連絡いただく事故の状況

いつ…事故発生の年月日、時刻

どこで…事故発生の場所（町名、番地、道路名、目標物等）

だれが・なにを…相手方の氏名、連絡先、住所、年齢、車名、ナンバー、目撃者のある場合はその住所および氏名等

どうして…事故の原因・形態（スピードの出しすぎ、わき見、飛び出し等）

どうなった…届出警察署名、担当警察官の氏名、ケガの程度、病院名（電話番号）、自車・相手車の損傷箇所、損傷の程度、修理先（ディーラー名、修理工場名、電話番号）、損害賠償の請求を受けた場合はその内容

【事故車をディーラー・修理工場へ】

修理に着工される前に必ず弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に修理に着工された場合、または部品（バンパー等）の損傷が補修可能であるにもかかわらず部品交換による修理をされた場合には、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります（樹脂製バンパーは軽度の損傷なら補修して使えます。）。

【ご注意ください】

損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、必ず弊社にご連絡のうえご相談ください。ご連絡がないと保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。

事故発生から保険金のお受取りまでの流れ

事故発生から保険金のお受取りまでの流れ



事故発生

事故の受付

初期対応

損害確認・原因確認

経過報告

保険金の算出・協定

保険金のお受取り

【事故の受付】

- お客様の契約内容を確認いたします。
- 事故状況や損害（被害）を確認いたします。

〈お願い〉

おケガをされた方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。
壊れたものがありましたらご連絡をお願いいたします。

【初期対応】

- お支払いの対象となる保険金をご案内いたします。
- 事故解決までの流れをご説明いたします。
- 必要書類をご案内いたします。

ご提出いただく書類の一例

- 保険金請求書
- 個人情報の取得に関する同意書

〈お願い〉

ご家族の方がご契約されている保険がありましたら、ご連絡をお願いいたします。

【損害確認・原因確認】

- 事故の発生原因を確認いたします。
- 相手方の被害・治療状況を確認いたします。
- お車の損傷状況を確認いたします。

ご提出いただく書類の一例

- 個人情報の第三者提供に関する同意書
- 損害額を証明する書類（休業損害証明書、診断書、交通費明細書等）

〈お願い〉

迅速な解決に向け、損害状況や事故状況の確認についてご協力をお願いいたします。

【経過報告】

- 損害確認・原因確認の結果をご報告いたします。
- 相手方がいる場合、示談の経過・結果をご報告いたします。

ご提出いただく書類の一例

- 示談書（対物事故）、確認書（人身傷害）

【保険金の算出・協定】

- お支払いの対象となる保険金とその内訳をご案内いたします。
- お客様の保険金請求意思を確認後、保険金をお支払いいたします。

〈自動車事故・自動車事故以外共通〉賠償事故におけるご注意

次の場合には、弊社は相手方と示談交渉することができません。

- 保険金をお支払いすることのできない事故（対人・対物・個人・借家人賠償）
- 補償を受けられる方が弊社の解決条件に同意されない場合（対人・対物・個人・借家人賠償）
- 損害賠償額が明らかに自賠責保険等の支払金額内でおさまる事故（対人賠償）
- 損害賠償額が明らかに保険金額を超える事故（対人・対物*・個人・借家人賠償）
- ご契約のお車に自賠責保険等のご契約がない場合（対人賠償）
- 補償を受けられる方が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合（対人・対物・個人・借家人賠償）
- 相手方が、弊社と直接、折衝することに同意しない場合（対人・対物・個人・借家人賠償）
- 国外での賠償事故（対人・対物・個人・借家人賠償）

※国外での対人・対物・借家人賠償事故は補償の対象外です。

*航空機の損壊や、ご契約のお車に業務として積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等で、かつ、保険金額が30億円を超える場合は、保険金額にかかわらず、損害賠償額が明らかに30億円を超える事故、とします。

示談交渉を進めるにあたっては、弊社の選任した弁護士が直接相手方との交渉にあたる場合もあります。なお、対物賠償事故の場合には一般社団法人日本損害保険協会に登録された物損事故調査員が弁護士を補助し、その指示にしたがって事故対応にあたる場合があります。

対人・対物・個人・借家人賠償事故で、弊社が補償を受けられる方に保険金をお支払いできる場合は、その金額の範囲内で相手方は損害賠償額を直接弊社に請求できます。

弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)では、個人のお客様向けに「契約者さま専用ページ（マイページ）」をご用意しております。

個人のお客様向けのインターネットサービスです。

自動車に関する補償における事故の対応状況の確認や事故担当者への連絡が可能ですので、ぜひご利用ください。

※ホームページの各コンテンツ・サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

2. 自動車事故以外の場合

事故後の対応（主なもの）

火災

- 消防署へ連絡・出火届出→(*1)
- 消防署の現場調査・事情聴取への協力
- 消防署へ罹災申告書類の提出・罹災証明書の取付
- 近隣へのお詫び・お見舞いへの対応

盗難

- 警察へ連絡・盗難届出→(*1)

破損

- 破損物の保管

ケガ等

- ケガ人等の治療

事故共通

- 損害拡大の防止
- 現場の保存
- 東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡→(*2)
- 修理着工の事前承認
- 損害状況・原因調査への協力
- 後片付け
- 電力会社、電話会社、ガス会社、水道局へ連絡
- 修理、再築の手配
- ケガ人等の救護

(*1) 公的機関にご連絡ください。

【消防署へ連絡】

消防・救急 119番

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。
※たとえボヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

- どこで? ● どんな事故?
- ケガ人の状況は?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察署へ連絡】

警察 110番

盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況等を伝え、盗難の届出を行ってください。

- いつ?
- どこで? ● なにを?
- どのような状況か?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

(*2) 東京海上日動または保険証券記載の連絡先にご連絡ください。

【東京海上日動または保険証券記載の連絡先に連絡】

事故のご連絡・ご相談は
事故受付センター(東京海上日動安心110番)

0120-110-894

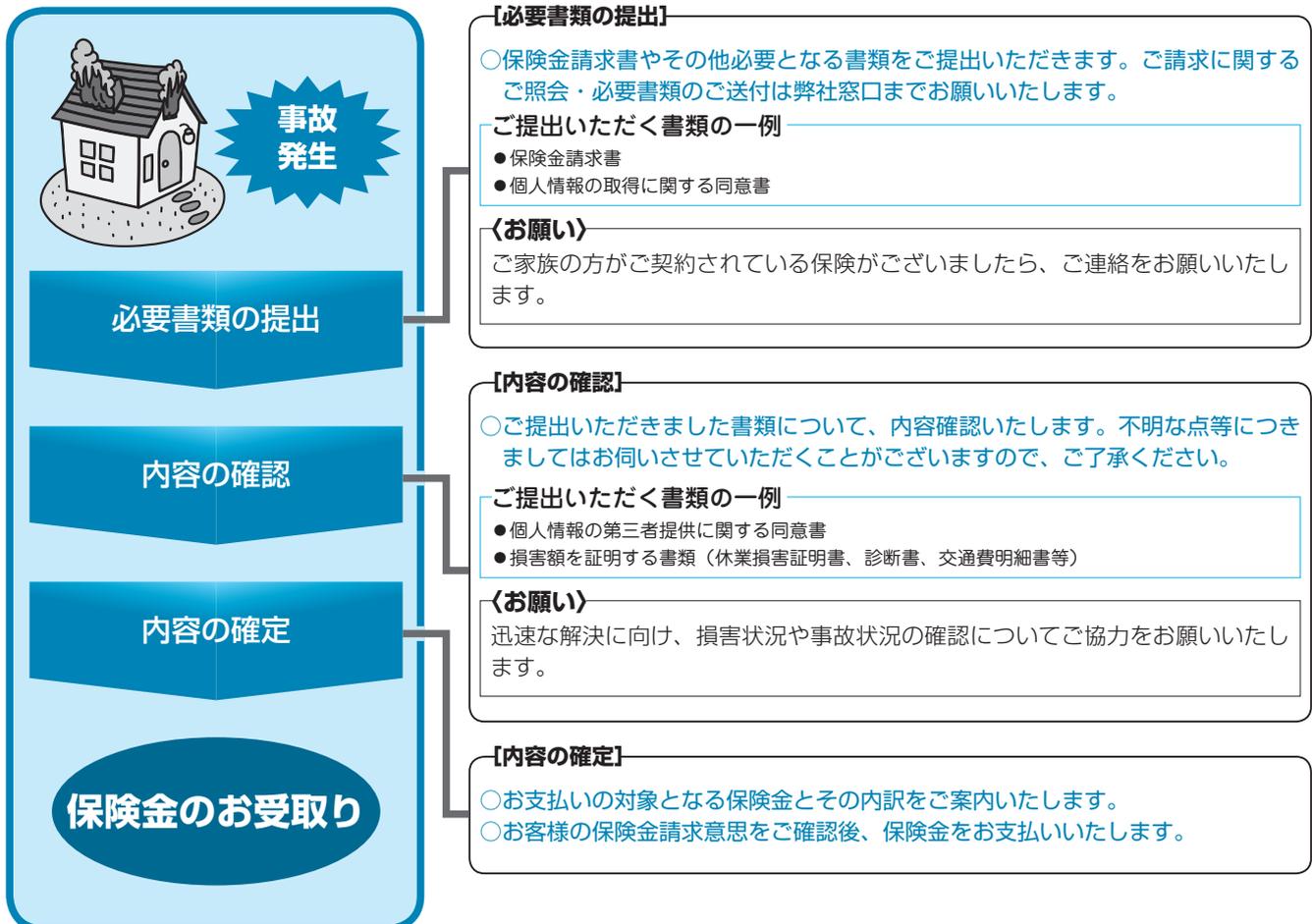
受付時間: 24時間365日

ネットでのご連絡はこちら▶



※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス（最終ページをご参照）からもご連絡いただけます。

事故発生から保険金のお受取りまでの流れ



※事案により順番等が異なることもあります。

3. 住宅修理のトラブルに関するご注意点



※**台風・豪雨・大雪・地震**
などの自然災害の後に
トラブルが多くなります。

保険金を使える という

住宅修理サービスなどの

トラブルにご注意!

保険金を使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせずに、まずは、ご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。なお、トラブルにあった場合などにはすぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン：188番）にご相談ください。

トラブル

1 自己負担 ゼロを強調

自己負担ゼロ!!

保険金を使えば
無料で修理できますよ。
保険申請も代行します!



トラブル

2 強引な 契約

このままでは危ないので
早く修理しましょう!!

契約書はあとで
持ってきますよ。



トラブル

3 うその理由 で請求

古くなったところも
先日の台風のせいにして、
保険金を
請求しちゃいましょう!



※うその理由による保険金請求は保険金詐欺に該当するおそれがあります。

トラブル事例を YouTube でもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関するトラブルにご注意ください」
<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



ストップ!!

住宅修理やリフォームに関し、「保険金を使える」と言って勧誘されたときは、修理サービスなどの**契約前**にご加入先の**損害保険会社または代理店**にご相談をお願いいたします。

あなたの 身近 でも 増えて います

～「保険金が使える」という住宅修理トラブルなどの相談～

相談事例

(2019年3月受付 契約者：50歳代 女性 大阪府)
 保険金請求の手伝いをしているというコンサルタント業者から、「**去年の地震で保険金請求したか**」と突然電話があり、「していない」と返答すると家に来訪された。家の周りを調査し基礎や外壁の細かな亀裂に対して、「**地震による損害と申告すれば保険金がおきる**」と言い、災害復興支援業務依頼の書面を見せられたので契約した。後日、保険会社の確認を経て保険金が支払われたが、直後にコンサルタント業者から保険金の40%を5日以内に支払うよう請求があった。保険金の40%の報酬は高すぎるのではないか。

国民生活センター相談事例をもとに一部改変

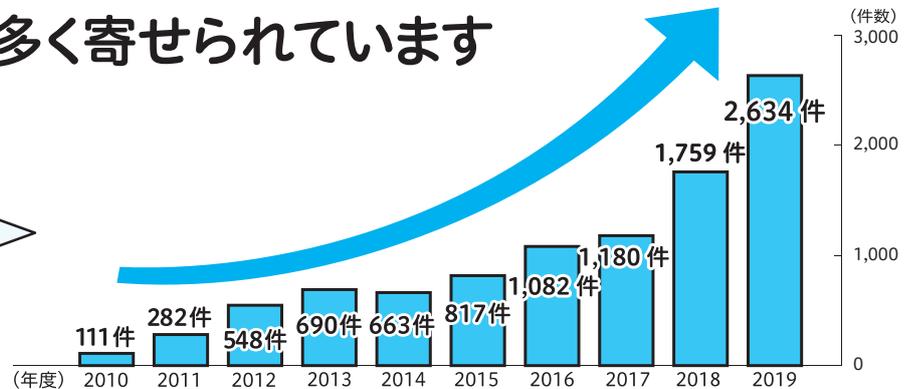
保険金の請求は ご自身で行うことができます!

★業者から次のような勧誘がありましたら、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、契約する前に消費生活センターやご加入の保険会社、代理店などへご相談ください。

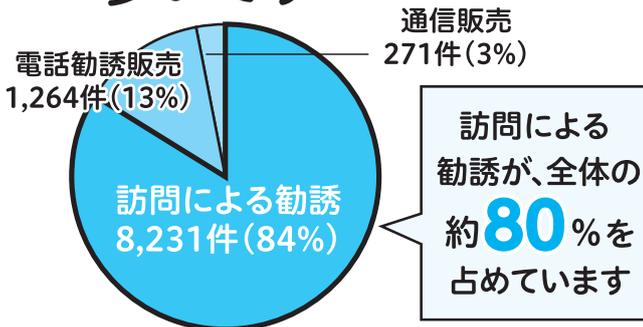
- ・ 保険金が支払われるように被害診断をして保険請求手続を代行するという勧誘
- ・ 保険金請求代行のコンサルタント料(報酬金)は、支払われた保険金で対応できるという勧誘

1 トラブル相談が多く寄せられています

2010年度(10年前)の
約24倍
となっています

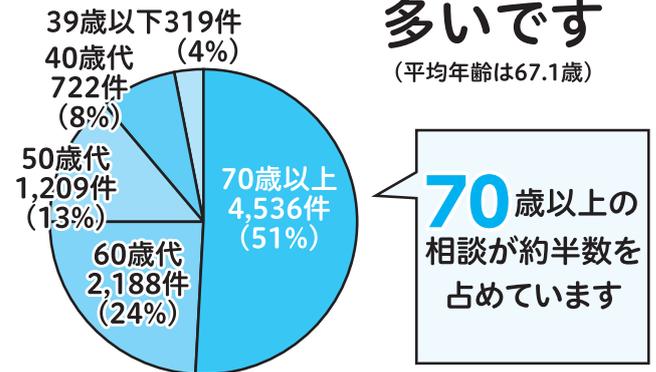


2 訪問による勧誘が多いです



2010年度から2019年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

3 高齢者の相談が多いです



2010年度から2019年度によせられた相談の内訳(不明・無回答等除く)

データは2020年4月30日までのPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース)登録分。なお、消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

契約
トラブル
に関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188

身近な消費相談窓口につながります!

不正請求の
情報は
こちらへ

損害保険に
関する
ご相談先

保険金不正請求 ホットライン
専用フリーダイヤル：0120-271-824

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808 <全国共通・通話料有料>

※ IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください
 受付日：月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)
 受付時間：午前9時15分～午後5時

4. 地震保険の損害の認定基準について

「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」*¹にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

認定の基準(①②または③)			
損害の程度	①主要構造部* ² (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	—
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	—
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき

* 1 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

* 2 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の主要構造部の損害額に基づく損害程度の認定方法】

(1) 建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準

①木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法:表1-1、枠組壁工法:表1-2)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

②非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-1、鉄骨造:表2-3)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造:表2-2、鉄骨造:表2-4)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(2) 津波による損害の認定基準

木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)の場合、津波による「浸水の高さ」に着目して被害程度を調査し、津波による損害の認定基準(表3)を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

(3) 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)の場合、地盤液状化による建物の「傾斜」または「最大沈下量」に着目して被害程度を調査し、地盤液状化による損害の認定基準(表4)を基に全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ(①食器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤寝具・衣類)に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・大半損・小半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物(分譲マンション等)の損害割合の取扱い

- ①建物: 1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定を行います。
- ②家財: 家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに認定を行います。

【地震保険損害認定基準表(抜粋)】

(表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	$\frac{\text{損傷柱本数}}{\text{全柱本数}}$
		②~⑧略	12~41	13~45	14~46	
		⑨40%を超える場合	全損			
	基礎	①5%以下	3	2	3	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②~⑤略	5~11	4~11	5~12	
		⑥50%を超える場合	全損			
	屋根	①10%以下	2	1	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②~④略	4~8	2~4	1~3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	$\frac{\text{損傷外壁面積}}{\text{全外壁面積}}$
		②~⑤略	3~10	5~15	5~15	
		⑥70%を超える場合	13	20	20	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方	
主要構造部	外壁	①3%以下	2	$\frac{\text{1階の損傷外壁水平長さ}}{\text{1階の外周延べ長さ}}$
		②~⑥略	4~39	
		⑦25%を超える場合	全損	
	内壁	①3%以下	3	$\frac{\text{1階の入隅損傷箇所合計} \times 0.5}{\text{1階の入隅全箇所数}}$
		②~④略	5~35	
		⑤15%を超える場合	全損	
	基礎	①3%以下	1	$\frac{\text{損傷布コンクリート長さ}}{\text{外周布コンクリート長さ}}$
		②~⑦略	2~10	
		⑧35%を超える場合	全損	
	屋根	①3%以下	1	$\frac{\text{屋根の葺替え面積}}{\text{全屋根面積}}$
		②~⑧略	2~9	
		⑨55%を超える場合	10	

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合(%)	
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①5cmを超え、10cm以下	3
		②~⑩略	5~45
		⑪100cmを超える場合	全損
	傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)	①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下	3
		②~⑦略	5~40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合	全損

(表2-2)非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	近寄らないと見えにくい程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではっきり見える程度のひび割れがある	①5%以下	0.5
		②～⑩略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが潰れたり、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が見える程度のひび割れがある	①3%以下	2
		②～⑪略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンクリートの潰れが広い範囲に生じ、手で突くとコンクリートが落下し、鉄筋・接合鉄筋・接合鋼板が部分的または全部見えるような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、座屈がある	①3%以下	3
		②～⑪略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱(柱はり接合部を含む)、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱(柱はり接合部を含む)、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3)非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

被害の程度		損害割合(%)	
建物全体の被害	最大沈下量(沈下とは、建物が地表面より沈み込むもの)	①10cmを超え、15cm以下	3
		②～⑤略	10～40
		⑥40cmを超える場合	全損
傾斜(傾斜とは、沈下を伴う傾斜)		①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下	3
		②～⑤略	10～40
		⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合	全損

(表2-4)非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度(物理的損傷割合)	損害割合(%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、かすかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部(窓・出入口)および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部(窓・出入口)、外壁がないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部(窓・出入口)および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

(表3) 木造建物（在来軸組工法、桝組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅） 津波による損害の認定基準

損害の程度	津波による損害	
全 損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合 または 地盤面から225cm以上の浸水を被った場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合 または 地盤面から145cm以上の浸水を被った場合
大半損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合
小半損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より45cmを超えて160cm未満の浸水を被った場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合 または 地盤面より45cmを超えて80cm未満の浸水を被った場合
一部損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき	

※津波以外による損害には適用されません。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定もを行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

(表4) 木造建物（在来軸組工法、桝組壁工法）、共同住宅を除く鉄骨造建物（鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅） 「地震等」を原因とする地盤液状化による損害の認定基準

損害の程度	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
	傾斜	最大沈下量
全 損	1.7/100（約1°）を超える場合	30cmを超える場合
大半損	1.4/100（約0.8°）を超え、1.7/100（約1°）以下の場合	20cmを超え、30cm以下の場合
小半損	0.9/100（約0.5°）を超え、1.4/100（約0.8°）以下の場合	15cmを超え、20cm以下の場合
一部損	0.4/100（約0.2°）を超え、0.9/100（約0.5°）以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

※「地震等」を原因とする地盤液状化以外による損害には適用されません。

※「地震等」を原因とする地盤液状化による損害については、傾斜・最大沈下量のいずれか高い方の「損害の程度」を採用します。

※主要構造部に大きな損傷が生じている場合には、「1. (1)建物部位の被害程度に着目した損害の認定基準」での損害認定もを行い、「損害の程度」の高い方を採用します。なお、両基準の調査結果を合算した認定は行いません。

5 その他で注意いただきたいこと

1. 保険料の払込みに関するご注意点

- ①払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受領証・通帳等、お手元の書類でご確認ください。
- ②払込方法が口座振替のご契約において、払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料を請求します。また、弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料を合算して請求することがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

2. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて(地震保険約款第14条(2)→約款P.318)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者(補償を受けられる方)・保険金額が同額以下の更新契約は除きます。)のでご注意ください。

(参考)東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成24年4月1日現在)



都県	市町村
東京	< 村 > 新島、神津島、三宅
神奈川	< 市 > 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 < 町村 > 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	< 市 > 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、 ^{韮崎} 、南アルプス、北杜、 ^{甲斐} 、笛吹、上野原、甲州、中央 < 町村 > 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	< 市 > 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 < 町村 > 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、 ^{喬木} 、豊丘、大鹿
岐阜	< 市 > 中津川
静岡	全域
愛知	< 市 > 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 < 町村 > 愛知郡=東郷；海部郡=大治、蟹江、飛島；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄
三重	< 市 > 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 < 町村 > 桑名郡=木曾岬；度会郡=大紀、南伊勢； ^{紀北}

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

※上記強化地域は、平成24年3月30日付告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。

事故が起こった場合の
連絡方法や留意点

その他で注意いただきたいこと

3. 住まいの補償の保険期間の途中で地震保険のご契約をご希望される場合

住まいの補償のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの補償の保険期間（ご契約期間）の中途から地震保険をご契約いただくことができます（ただし、前記「2. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて」の場合を除きます）。ご希望される場合には、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

Ⅱ. トータルアシスト超保険 (新総合保険、地震保険)の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。
また、約款の見方等についてもご説明しております。
ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご
確認くださいますようお願いいたします。

1 約款の構成・見方および解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

約款とは、ご契約者・被保険者（補償を受けられる方もしくは保険の対象となる方）等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1. 約款の構成

トータルアシスト超保険（新総合保険、地震保険）の約款の構成は下図のとおりです。

新総合保険普通保険約款

【用語の定義】

I 補償条項

〈住まいの補償条項〉

第1章 住まい条項

〈総合自動車補償条項〉

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項
(対人賠償責任保険)
(対物賠償責任保険)

第2章 傷害保険

人身傷害条項
(人身傷害保険)

第3章 車両保険

車両条項

〈一般自動車補償条項〉

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項
(対人賠償責任保険)
(対物賠償責任保険)

第2章 傷害保険

人身傷害条項
(人身傷害保険)

第3章 車両保険

車両条項

〈傷害総合補償条項〉

第1章 傷害定額条項

第2章 所得補償条項

第3章 収入補償条項

II 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第2節 保険料の払込み

第3節 事故発生時等の手続

第4節 保険金請求手続

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第6節 保険料の返還、追加または変更

第7節 その他事項



新総合保険の特約

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するもので次の2種類があります。

①ご契約内容により自動セットされる特約（自動セット特約）

(例)他車運転危険補償特約、区分所有建物に関する特約（専有部分用）等

②お申出により任意にご契約いただくことができる特約（オプション）

(例)レンタカー費用の補償日数等に関する特約（事故時30日限度）、地震危険等上乗せ補償特約 等

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第2章 補償条項

第3章 基本条項

新総合保険に付帯される場合の特則

※地震保険普通保険約款の基本条項の一部の規定（払込方法、保険料の返還・請求等）を新総合保険普通保険約款に揃えるものとなります。

🔗 普通保険約款とは

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約をあわせてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

🔗 特約とは

普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。

2. 約款の見方

約款をご覧くださいにあたって

①

約款の文中で**太字・下線**で表示されている用語については、普通保険約款の【用語の定義】で定義しています。詳しくは、普通保険約款【用語の定義】(P.38)をご参照ください(地震保険については、P.311をご参照ください)。

用語	定義
ア 医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について、被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用(+)のうち、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 (+) 食事の提供である療養に要した費用に限ります。
屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に接して設置されている装置をいいます。 ① 屋根の排水管 ② 雨どい ③ 換気扇 ④ 給排水設備 ⑤ 電気設備 ⑥ 暖房設備 ⑦ 空調設備 ⑧ 防犯設備 ⑨ 監視カメラ ⑩ その他

②

普通保険約款・特約の各ページの欄外で、そのページに記載した内容について補足・解説しています。約款の記載とあわせてご確認ください。

③

約款の文中の「**保険証券**」に関する規定は、**保険契約継続証**を発行している場合は「**保険契約継続証**」、**Web証券**をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「**ご契約内容**」と読み替えます。

I 補償条項

住まいの補償条項

第1章 住まいの補償

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶発な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象として生じた(3)に規定する損害に対して、この住まいの条項および基本条項に従い、第4条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	①火災、落雷または破裂もしくは爆発
風災	②風災、雹災または雪災
水災	③水災
盗難・水濡れ等	④盗難
破損等	⑤給排水設備事故の水濡れ等 ⑥車庫または航空機の衝突等 ⑦建物の外部からの物体の衝突等 ⑧暴風または労働争議等 ⑨その他偶発な破損事故等

(2) この住まいの補償条項において、損害とは偶発な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象として生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。

- ① ウォールス、網高、原住動物等の付着、**被保険者またはその家族の行為によるもの**
- ② (1)に規定する事故が発生し、その復旧に要する費用が、**被保険者またはその家族の負担に支拂を要しない限り残存する**場合
- ③ (1)に規定する事故の発生により、**日当り100円以上の損害が生じ、かつ、その損害の発生が、被保険者またはその家族の負担に支拂を要しない限り残存する**場合

(3) (1)に規定する事故によって保険の対象として生じた損害とは、**被保険者またはその家族の行為によるもの**を除くものとします。

損害の種類	損害の説明
① 火災、落雷または破裂	火災、落雷または破裂もしくは爆発(+)によって保険の対象に生じた損害をいいます。
② 風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(+)、雹災または雪災(+)によって保険の対象として生じた損害(+)をいいます。ただし、建物内部(+5)については、建物の外側の部分(+6)が風災(+2)、雹災または雪災(+3)によって破損したために生じた損害(+4)に限ります。
③ 水災による損害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(+)、落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の7. または以下のいずれかに該当する場合があります。この場合において、損害の状況の認定は、損害(+)ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条(保険の対象)(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象に含まれるときは、これらが付着する建物の損害の状況の認定によるものとします。 7. 保険の対象に 再取得価額の30%以上の損害 が生じた場合 イ. 建物が床上浸水(+4)または地盤面(+1)より45cmを超え浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
④ 盗難による損害	盗難によって保険の対象として生じた盗取、損害または汚損(+12)の損害をいいます。
⑤ 給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(+13)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象として生じた損害をいいます。ただし、②もしくは③の損害または給排水設備(+13)自体に生じた損害を除きます。

第1条(1)の表の注
風災とは、「台風、旋風、竜巻等の風災(洪水、高潮等を含みます。)」と定義し、この条項で保険金の支払の対象とする風災とは異称別名と呼ぶようなものに限定します。

第1条(3)の表の注
盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。

見本

第2条 (この特約による全損時賠償費用保険金の特則)

当会社は、この特約により、車両全損時賠償費用補償特約第2条(全損時賠償費用保険金)(2)の規定にかかわらず、1回の事故に対して当会社が支払う全損時賠償費用保険金の額を、下表のとおりとします。

① 保険金額(+1)が50万円以下の場合	10万円
② 保険金額(+1)が50万円を超えて200万円以下の場合	保険金額(+1)の20%に相当する額
③ 保険金額(+1)が200万円を超える場合	40万円

(+) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

②車両全損時賠償費用不担保特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (全損時賠償費用の不担保)

当会社は、この特約により、この保険契約に適用されている車両全損時賠償費用不担保特約の保険金を支払いません。

③車両新価保険特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に車両新価協定保険特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、保険期間の末日が、ご契約のお車の初年度登録(1)から61か月を超えた場合には、協定保険価額(+2)が新車保険価額の50%以上に相当する額のとときに限り適用されます。

(1) ご契約のお車が家用目的の乗用車または自家用軽の乗用車である場合は初年度登録をいいます。

(2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、最終保険年度における協定保険価額をいいます。

第2条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によりします。

用語	定義
① 新車保険価額	その自動車と同一の自動車(1)の車名、型式、仕様、色、グレード、市場販売価格相当額であり、車価表(+1)等に記載された価格をいいます。 ただし、保険(2)において、車価表(+1)に同一の自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の自動車(1)が記載された初年度登録(+2)後1年未満のその自動車と同等クラスの自動車(1)の価格により定められた価格をいいます。
② 新規取得自動車等	普通保険約款第1条第1項第1号(ご契約のお車の入籍)に規定する新規取得自動車または所有自動車を含みます。
③ 再取得	ご契約のお車の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得することをいい、 所有権保体引渡売買取引 に基づく購入を含みます。 7. ご契約のお車の所有者(+3) イ. 配偶者保険者(+4) ロ. 記名被保険者(+4)の配偶者(+5) ハ. 記名被保険者(+4)またはその配偶者(+5)の同居の親族
④ 復旧	再取得、またはご契約のお車の損害を修理することをいいます。
⑤ 復旧費用	損害を受けたご契約のお車について復旧するために実際に必要とした額(+6)をいいます。
⑥ 協定保険価額	車両新価協定保険特約第2条(協定保険価額)に規定する協定保険価額をいいます。
⑦ 被保険者	ご契約のお車の所有者をいいます。

- (1) 当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」をいいます。
- (2) ご契約のお車が自家用乗用車または自家用軽乗用車である場合は初年度登録をいいます。
- (3) ご契約のお車が所有権保体引渡売買取引により売買されている場合は、その買主とします。
- (4) この保険契約の普通保険約款総合自動車補償条項において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(+3)とします。
- (5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の事実関係を構築している者を含みます。
- (6) 再取得する場合は、代替の自動車の本体価格、付具およびこれらに係る消費税の額とします。

第3条 (協定新価保険価額)

(1) 当会社と保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の新車保険価額を協定し、その価額を協定新価保険金額として定めるものとし、この特約において、その価額を協定新価保険価額とします。

②(車両新価保険特約 第2条の(+1))

【当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初年度登録年月日または初年度登録年に基づいて、あらかじめ当社が自動車の価格(価格表)を設定しているものをいいます。

新設合保険特約

3. 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金は契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説明													
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで		
	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$		
	既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、0/12とします。													
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
	既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、「7日まで」とします。													
年間適用保険料	解約日時点の契約内容に基づく、保険期間を1年間とした場合の保険料をいいます。 なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。													

返れい金の計算方法

返還する保険料の額 = 年間適用保険料 × (1 - 係数)^{*1}

*1 日割計算の場合は、「年間適用保険料 × (未経過日数/365^{*2})」とします。

*2 閏年のため保険期間(1年間)が366日の場合は366とします。

【ご注意ください】

- 返れい金の計算方法は、払込方法やノンフリート多数割引の適用有無等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに1円位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、補償ごとの返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも、弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース① ご契約を解約される場合	
係数	ご契約の払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 ご契約の払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	ご契約の払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する短期率：70%)、年間適用保険料60,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (1 - 70\%) = 18,000円$
具体例②	ご契約の払込方法が一時払以外の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する月割：6/12)、 年間適用保険料60,000円 既に払込みいただいた保険料25,000円 未払込保険料35,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (1 - 6/12) = 30,000円$
	※ 未払込保険料との差額5,000円(35,000円 - 30,000円)を請求します。
ケース② ご契約を中途更新される場合	
係数	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合：未経過期間に対応する日割 契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合：既経過期間に対応する月割
具体例①	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合
計算条件	払込方法：一時払 既経過日数181日目に中途更新(未経過日数：184日)、年間適用保険料60,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (184/365) = 30,250円$
具体例②	契約内容を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られない場合
計算条件	払込方法：一時払 始期日から6か月後に中途更新(既経過期間に対応する月割：6/12)、年間適用保険料60,000円
	返還する保険料の額 $60,000円 \times (1 - 6/12) = 30,000円$

2 新総合保険 普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

用語	定義
ア	
医学的他覚所見	レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師等	法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。
一部負担金	「療養の給付」等の支払の対象となる療養に要する費用について、被保険者が公的医療保険制度を定める法令の規定により負担した一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養または生活療養に要した費用(*1)のうち、食事療養標準負担額または生活療養標準負担額をいいます。 (*1) 食事の提供である療養に要した費用に限ります。
屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。
カ	
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
記名被保険者	ご契約のお車または借用自動車等を主に使用する者のうち、保険契約者の指定に基づき保険証券の記名被保険者欄に記載されている者をいいます。
契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。
後遺障害	身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、次のア.またはイ.に該当するものをいいます。 ア. 基本条項別表1に掲げる後遺障害 イ. 基本条項別表1に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、当社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ア. 健康保険法 イ. 国民健康保険法 ウ. 国家公務員共済組合法 エ. 地方公務員等共済組合法 オ. 私立学校教職員共済法 カ. 船員保険法 キ. 高齢者の医療の確保に関する法律
告知事項	危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書等の記載事項とすることによって、当社が告知を求めたもの(*2)をいいます。 (*1) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。
国内病院等	医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
ご契約のお車	保険証券記載の自動車(*1)をいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
サ	
再取得価額	保険の対象の構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。

備考

【用語】屋外設備装置

屋外設備装置とは、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯その他これらに類する土地に固着、固定されたものをいいます。

【用語】記名被保険者

「保険証券」に関する規定(例:「保険証券の記名被保険者欄」)は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。以下同様とします。

敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
事故の拡大	事故の形態や規模等が大きくなることをいい、延焼を含みます。
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。
疾病	被保険者が被った傷害以外の身体の障害(*1)で、医師等によりその発病が診断されたものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足り医学的他覚所見のないものを含まれません。 (*1) 正常分娩は除きます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運送代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
傷害	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足り医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。
乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
所有権留保 条項付売買契約	自動車(*1)その他の物品を販売する際に、販売店等や金融業者等が、販売代金の一定額を領収するまでの間、販売された自動車(*1)その他の物品の所有権を購入者に移転せず、留保することを契約内容に含んだ売買契約をいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。 (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含まれません。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。

備考

(用語) 修理費
原則として、損傷が生じていない箇所の交換等にかかる費用は含みません。なお、損傷が生じた箇所の塗膜にコーティングが施されている場合で、復旧に際して改めてコーティングが必要なときは、これにかかる費用も修理費に含まれます。ただし、メーカー等がコーティングによる効果を保証する期間内に損傷が生じた場合で、弊社が必要と認めるときに限りです。

損壊	滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。 (*1) 滅失とは、財物はその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
対人賠償保険等	自動車(*1)の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。
他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
追加保険料	契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。
通院	医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。 (*1) 当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。
通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取った物に限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。
電氣的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼動に伴って発生した事故をいいます。
電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
入院	医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。傷害総合補償条項（傷害総合保険）においては、保険の対象となる者をいいます。
病院等	病院または診療所をいい、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア. 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(*1)。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。 イ. 上記ア.と同程度と当社が認めた日本国外にある医療施設 (*1) 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当社が認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(用語) 同居
左記のとおり、住宅の設備、構造や使用実態をふまえ、同居か否かを判断します。

保険契約 申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当 会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日から その日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の 末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日から その日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期 間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。た だし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によ ります。
マ 未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをい います。
未婚	これまでに一度も法律上の婚姻歴がないことをいいます。
無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。
ヤ 用途・車種	「用途・車種」における用途とは、自家用・営業用の自動車の使用形態 の区分をいいます。車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等 の自動車(*1)の種類をいいます。用途・車種の区分は、自動車検 査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号 標または車両番号標の分類番号および塗色や標識番号標に基づき当社 が規定するものによります。 (*1) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自 動支払機用カードを含みます。
ラ 「療養の給付」等	公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費 用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食 事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」をい います。
労働者災害補償 制度	次のいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められ た業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。 ア. 労働者災害補償保険法 イ. 国家公務員災害補償法 ウ. 裁判官の災害補償に関する法律 エ. 地方公務員災害補償法 オ. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する法律

備考

(用語) 用途・車種
 原則として登録番号標または車両
 番号標の分類番号および塗色や標
 識番号標に基づき「用途・車種」
 を決定しますが、以下列に記載の
 場合等、自動車の用途や構造等を
 踏まえて決定することがありま
 す。詳細は、代理店または弊社ま
 でお問い合わせください。
 (例)
 ・登録番号標の分類番号および塗
 色に基づく、普通貨物車また
 は小型貨物車に該当する場合で
 あっても、ダンプ装置（荷台を
 押し上げ、後方または側方へ傾
 ける装置）があるときは、普通
 型ダンプカーまたは小型ダンプ
 カーとします。
 ・通常、ゴルフカートには登録番
 号標または車両番号標がありま
 せんが、自家用軽四輪貨物車と
 します。

I 補償条項

住まいの補償条項

第1章 住まい条項

第1条 (この条項の補償内容)

(1) 当会社は、下表の「補償の内容」欄に記載している偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(3)に規定する損害に対して、この住まい条項および基本条項に従い、第4条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

補償の内容	事故の種類
火災	①火災、落雷または破裂もしくは爆発
風災	②風災、雹災または雪災
水災	③水災
盗難・水濡れ等	④盗難
	⑤給排水設備事故の水濡れ等
	⑥車両または航空機の衝突等
	⑦建物の外部からの物体の衝突等
	⑧騒擾または労働争議等
破損等	⑨その他偶然な破損事故等

(2) この住まいの補償条項において、損害とは偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。

①	ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合
②	(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合
③	(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合

(3) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

	損害の種類	損害の説明
①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象について生じた損害(*4)をいいます。ただし、建物内部(*5)については、建物の外側の部分(*6)が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって破損したために生じた損害(*4)に限ります。
③	水災による損害	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*7)、落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のア.またはイ.のいずれかに該当する場合をいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物(*8)ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条(保険の対象)(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 ア. 保険の対象に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合 イ. 建物が床上浸水(*9)または地盤面(*11)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合
④	盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*12)の損害をいいます。
⑤	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*13)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは③の損害または給排水設備(*13)自体に生じた損害を除きます。

備考

第1条(1)の表の②

風災とは、「台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(洪水、高潮等を除きます。)」と定義し、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは異常気象と呼べるようなものに限定します。

第1条(3)の表の④

盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含みます。

⑥	車両または航空機の衝突等による損害	車両(*14)またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑦	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物(*8)または第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*7)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑧	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*18)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑨	その他偶然な破損事故等による損害	(1)①から⑧以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(4) 当社は、第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

①	修理付帯費用保険金
②	損害拡大防止費用保険金
③	請求権の保全・行使手続費用保険金

(5) 当社は、第7条（支払保険金の計算）(4)から(6)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表に掲げる費用保険金を支払います。

①	失火見舞費用保険金
②	水道管凍結修理費用保険金
③	地震火災費用保険金

(*1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 風災には、洪水、高潮等含まれません。

(*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。

(*5) 建物内部には、付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、動産を含みます。ただし、軒下に收容されている動産は含みません。

(*6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*7) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*8) 付帯された特約により保険の対象に動産が含まれるときは、これを收容する建物とします。

(*9) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(*10)を超える浸水をいいます。

(*10) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(*11) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

(*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*13) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(*14) 車両とは、自動車、原動機付自転車(*15)、軽車両(*16)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*15) 原動機付自転車とは、125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいいます。

(*16) 軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*17)をいいます。ただし、小児用自転車以外の子供用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*17) そりおよび牛馬を含みます。

(*18) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第2条（保険の対象）

(1) この住まいの補償条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する保険証券記載の建物^レをいいます。

備考

第1条(5)の表の②

家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とするご契約の場合でも、保険の対象を收容する建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、これを修理した場合の費用に対し水道管凍結修理費用保険金をお支払いします。

第2条(1)

家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等などの動産は、それぞれ「家財補償特約」「設備什器補償特約」「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

(2) 下表の物のうち、**被保険者**の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	門、塀、垣(*1)、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備装置(*2)であって敷地内に所在するもの
⑤	物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 動物、植物等の生物は、保険の対象には含みません。ただし、(2)④に規定する垣が生垣である場合には、生垣を保険の対象に含むものとします。

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

(1) 保険契約締結時に第2条（保険の対象）(1)および同条(2)に規定する保険の対象の**再取得価額**を評価し、その評価額に約定付保割合を乗じて得た額を支払限度額（保険金額）とします。ただし、同条(2)の表の④については、門、塀および垣(*1)に限り評価額に含めるものとします。

(2) 下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または**被保険者**との間で、保険の対象の価額を再評価し、支払限度額（保険金額）を変更するものとします。

①	当会社が基本条項に規定する保険金額の調整に関する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当社がこれを承認する場合

(3) 保険の対象について、**他の保険契約等**がある場合には、(1)の規定にかかわらず、支払限度額（保険金額）を保険の対象の評価額から他の保険契約等の支払限度額（保険金額）を差し引いた額により定めることができます(*2)。この場合において、保険契約締結の後に、(2)の事由の発生により保険の対象の価額を再評価し支払限度額（保険金額）を変更するときにも、同様の方法によるものとします。

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) この方法により支払限度額（保険金額）を設定することを「追加上乘せ方式」といいます。

第4条（被保険者）

この住まいの補償条項において、**被保険者**とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害または下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの 建物内部 への吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*3)が破損したために生じた吹き込み等損害(*4)を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条（この条項の補償内容）(1)①から③もしくは(1)⑥から⑨に規定する事故または⑦に規定する事由によって生じた事故の際における保険の対象または 通貨等 もしくは 預貯金証書 その他これらに類する物の紛失
⑥	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動

⑦	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条（支払保険金の計算）(6)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑨	次のいずれかに該当する事由 ア. ⑥から⑧までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(6)に規定する地震火災費用保険金については、⑦の事由によって発生した事故の延焼または拡大によって損害が生じた場合に保険金を支払います。 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の⑥から⑧までの事由による延焼または拡大 ウ. ⑥から⑧までの事由に伴う秩序の混乱
⑩	保険証券記載の建物のドア(*7)の開閉の用途に供するかが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*7)の錠の損害。ただし、ドア(*7)の錠が損傷を受けた場合のドア(*7)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。
⑪	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第1条(1)①から⑧に規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑫	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア. 自然の消耗または劣化(*8) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*9)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 I. ねずみ食いまたは虫食い等
⑬	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*10)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*4) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入をいいます。
- (*5) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*6) 核燃料物質(*5)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*7) 建物または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。
- (*8) 自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*9) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）

当社は、第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用人
③	保険の対象に対する加工(*2)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
④	電氣的または機械的事故によって生じた損害

備考

第5条の表の⑦

地震、噴火または津波による損害については補償の対象とはなりません。
新総合保険とあわせて地震保険をご契約ください。

第5条の表の⑩

外出先等でかぎが盗まれた場合、ドアの錠の交換費用については「水漏れ・鍵開けアシスト」(P.332)をご利用いただける場合があります。

第5条の表の⑫I.

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第5条の表の⑬U.

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることで気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	凍結によって保険証券記載の 建物 の専用水道管(*3)について生じた損害。ただし、第7条(支払保険金の計算)(5)に規定する水道管凍結修理費用保険金については、この規定は適用しません。
⑩	第2条(保険の対象)(2)④の生垣について生じた損害
⑪	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*4)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

(*3) 建物の専用水道管には、付属建物の専用水道管を含み、付属屋外設備装置(*5)の専用水道管は含みません。

(*4) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

(*5) 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

第7条(支払保険金の計算)

(1) 当会社は、1回の事故につき、次の算式により算出した損害保険金の額を、支払限度額(保険金額)を限度として、支払います。

$$\boxed{\text{第8条(損害額の決定)に定める損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 当会社は、(1)の損害保険金に加え、次の①から③に規定する費用保険金の合計額を、(1)の損害保険金の額を限度として、支払います。

① 修理付帯費用保険金

保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用に対して、修理付帯費用保険金を支払います。

ア. 損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*1)
イ. 試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
ウ. 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*2)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
エ. 残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用

② 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条(この条項の補償内容)(1)①に規定する事故が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に掲げる費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*4)の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*5)

③ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、基本条項第3節第1条に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、(1)の損害保険金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、(1)の損害保険金と(2)の費用保険金の合計額を、支払限度額(保険金額)の2倍を限度として、支払います。ただし、支払保険金の額から(2)の費用保険金および第8条(損害額の決定)(2)に規定する費用を除いた額は、支払限度額(保険金額)を限度とします。

(4) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*6)の数に50万円を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも1被災世帯(*6)あたりの支払額は50万円とします。

ただし、1回の事故につき、保険の対象である**建物**の支払限度額(保険金額)の20%に相当する額を限度とします。また、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合には、建物の支払限度額(保険金額)に保険の対象である動産の支払限度額(保険金額)(*7)を加算します。

第7条(1)

保険の対象である建物の損害の額が再取得価額の80%以上となった時は、「全損時の保険金支払いに関する特約」(P.191)が適用されます。

- ① 保険の対象(*8)から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*10)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
- ② 第三者(*9)の所有物(*11)の**損壊**。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
- (5) 当社は、保険証券記載の建物の専用水道管(*12)が凍結によって損壊(*13)を受け、これを修理したときは、損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に対して、1回の事故につき10万円を限度に水道管凍結修理費用保険金を支払います。ただし、第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*10)の専用水道管に関わる水道管凍結修理費用保険金は支払いません。
- (6) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合には、それによって臨時に生じる費用に対して、支払限度額（保険金額）(*14)の5%に相当する額を地震火災費用保険金として、支払います。また、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合には、動産の支払限度額（保険金額）(*7)の5%に相当する額を地震火災費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故(*15)につき、1**敷地内**ごとに300万円を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象に動産が含まれるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、第2条（保険の対象）(2)④に規定する門、塀または垣(*16)が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①	保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*17)
②	付帯される特約により家財が保険の対象である場合には、①の場合の他にその家財が全焼となったとき(*18)

- (7) (4)に規定する失火見舞費用保険金または(5)に規定する水道管凍結修理費用保険金については、付帯される特約により、保険の対象に動産が含まれる場合であっても、当社は、重複してその費用保険金を支払いません。
- (8) 第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(3)に規定する「追加上乗せ方式」で支払限度額（保険金額）を定めた場合において、損害発生するとき支払限度額（保険金額）が評価額(*19)から**他の保険契約等**の支払限度額（保険金額）を差し引いた額に満たないときまたは他の保険契約等より保険金が支払われないときには、(1)の算式にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、次の算式により算出した額とします。

① 支払限度額（保険金額）が保険の対象の**再取得価額**の70%に相当する額以上のとき

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）に定める損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② 支払限度額（保険金額）が保険の対象の再取得価額の70%に相当する額より低いとき

$$\boxed{\text{第8条（損害額の決定）に定める損害額}} \times \frac{\boxed{\text{支払限度額（保険金額）}}}{\boxed{\text{再取得価額}} \times 70\%} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (9) 2以上の保険の対象を1支払限度額（保険金額）で契約した場合には、それぞれの再取得価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する「支払限度額（保険金額）」とみなし、おのおの別に(1)から(8)まで、第8条（損害額の決定）および基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定を適用します。

- (*1) 調査費用には、被保険者またはその**親族**もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。
- (*2) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*3)は含まれません。
- (*3) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。
- (*4) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (*5) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。
- (*6) 被災世帯とは、(4)②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。
- (*7) その特約に規定する高額貴金属等については、保険証券記載の支払限度額（保険金額）を加算します。
- (*8) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、保険の対象またはこれを収容する建物とします。
- (*9) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする**同居**の親族は含みません。
- (*10) 第三者(*9)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共用部分を含みます。
- (*11) 第三者(*9)の所有物のうち、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所に所在するものに限ります。
- (*12) 建物の専用水道管には、付属建物の専用水道管を含み、付属屋外設備装置(*20)の専用水道管は含みません。
- (*13) 損壊には、パッキングのみに生じた損壊は含みません。
- (*14) 支払限度額（保険金額）が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします。
- (*15) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

- (*16) 垣には、生垣を含みます。
- (*17) 保険証券記載の建物が半焼以上となったときは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の再取得価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。
- (*18) 家財が全焼となったときは、家財の火災による損害の額が、その家財の再取得価額の80%以上となったときをいいます。この場合における家財には家財補償特約に規定する高額貴金属等は含みません。
- (*19) 第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(2)の規定により保険の対象の価額を再評価した場合はその再評価額をいいます。
- (*20) 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

第8条（損害額の決定）

- (1) 当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とします。
この場合において、(2)の費用を除いて算出した損害の額は、損害が生じた保険の対象の**再取得価額**を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額および盗取された保険の対象の損害額は、再取得価額に(2)の費用を加えた額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その時価額(*1)}} = \boxed{\text{損害額}}$$

- (2) (1)の修理費(*2)には、下表に掲げる費用を含み、第7条（支払保険金の計算）(2)①から③の費用を含みません。

① 残存物取片づけ費用	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用。
② 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用(*3)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*4)を超える期間に対応する費用を除きます。
③ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理に必要な費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*5)を除きます。

- (3) 第1条（この条項の補償内容）(1)④に規定する**盗難**によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額に含まれるものとします。

- (*1) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。
- (*2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。
- (*3) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。
- (*4) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- (*5) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第9条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

- (1) この住まい条項は、それぞれの**被保険者**ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額ならびに**免責金額**を適用して算出します。

第1章 賠償責任保険

賠償責任条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、対人事故により第2条（被保険者）に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) 当社は、対物事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (3) この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

① 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
② 対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の 財物 を 損壊 することまたは軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)が運行不能(*2)になること。

- (*1) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*3)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (*2) 正常な運行ができなくなることを入ります。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*4)のみに起因するものを除きます。
- (*3) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (*4) 特定の者への伝達を含みます。

第2条（被保険者）

- (1) この賠償責任条項において**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者	
② ご契約のお車 を使用または管理中の次のいずれかに該当する者	ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の 同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の 未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。	ただし、 自動車取扱業者 が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*2)。	ただし、その責任無能力者に関する第1条（この条項の補償内容）の事故に限ります。
⑤ 記名被保険者の使用者(*3)。	ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(*3)の業務に使用している場合に限ります。

- (2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①のア.からウ.までの規定を除きます。
- (3) (2)の規定によって、第4条（お支払いする保険金）(1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
- (*3) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 記名被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. 記名被保険者以外の 被保険者
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	台風、洪水または高潮
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から⑤までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対人事故または対物事故の②から⑤までの事由による拡大(*3) ウ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、対人事故により下表のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③	被保険者の父母、配偶者(*6)または子
④	被保険者の業務(*7)に従事中の使用人
⑤	被保険者の使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用している場合に限りません。

(4) (3)の表の⑤の規定にかかわらず、当社は、ご契約のお車の所有者(*8)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

(5) 当社は、対物事故により下表のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する**財物**が**損壊**された場合または軌道上を走行する陸上の乗用具(*9)が運行不能(*10)になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子

- (*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*6) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*7) 業務には、家事を含みません。
- (*8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

備考

第3条(1)の表の④

「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づくものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。

- ・台風…北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル(34ノット、風力8)以上のもの。
- ・洪水…河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および、破堤または堤防からの溢水が起こり河川敷の外側に水があふれること。
- ・高潮…台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。

第3条(1)の表の⑦

競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(3)の表の⑤

「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚等を指します。

- i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
 - ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする**貸借契約**により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
- (*9) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*11)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (*10) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*12)のみに起因するものを除きます。
- (*11) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (*12) 特定の者への伝達を含みます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の対人事故または1回の対物事故(*1)について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額									
① 対人賠償保険金	対人事故により 被保険者 が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 ただし、その損害の額が 自賠責保険等 によって支払われる金額(*2)を超過する場合に限り ます。	次の算式によって算出される額。 ただし、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額を限度とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="padding: 5px;">自賠責保険等によって支払われる金額(*2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">= 保険金の額</td> </tr> </table>	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額	-		自賠責保険等によって支払われる金額(*2)			= 保険金の額
対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額									
-		自賠責保険等によって支払われる金額(*2)									
		= 保険金の額									
② 対人臨時費用保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合で、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したとき。	生命または身体を害された者1名について、15万円									
③ 対物賠償保険金	対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	次の算式によって算出される額。 ただし、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額を限度(*3)とします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">+</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="padding: 5px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">= 保険金の額</td> </tr> </table>	対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額	-		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額			= 保険金の額
対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額									
-		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額									
		= 保険金の額									

第4条(1)の表の①
第4条(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書で、対人賠償責任保険が、自賠責保険等の上積み保険であることを明示しています。自賠責保険等をご契約でない場合、自賠責保険等をご契約であれば支払われたであろう金額については対人賠償責任保険では支払われず、また、第5条(5)の表の⑤に規定するとおり、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行うこともできません。

第4条(1)の表の②
対人臨時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

(2) 当社は、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の表の①または同表の③の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

③	緊急措置費用	対人事事故または対物事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④	落下物 取り片づけ 費用	対物事故によって「ご契約のお車」に積載していた動産(*4)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
⑤	原因者負担金	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法第58条の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用

(3) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 示談交渉費用	対人事事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
② 協力義務費用	第5条（当会社による援助または解決）(4)の規定により被保険者が当会社に協力するために必要とした費用
③ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次のア.からI.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 I. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④ 訴訟による 遅延損害金	第5条(2)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第4条(3)の表の④

「訴訟による遅延損害金」とは、訴訟の判決により支払が命ぜられる、判決主文に定められた日から支払の日までの期間に対する利息に相当する遅延損害金をいいます。

(*1) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。

(*2) ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

(*3) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。

- i. ご契約のお車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車やけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- iii. 航空機の損壊

(*4) 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

(*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。

(*6) 業務には、家事を含みません。

(*7) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第5条（当会社による援助または解決）

(1) 被保険者が対人事事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)について協力または援助を行います。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行います。

①	被保険者が対人事事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(3) (2)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)には、「ご契約のお車」の所有者および被保険者から相手方への、「ご契約のお車」に生じた損害についての請求に関するものは含みません。

- (4) (2)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (5) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用せず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行いません。

①	対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の対人保険金額および 自賠償保険等 によって支払われる金額(*2)の合計額を明らかに超える場合
②	対物賠償に関して、1回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の対物保険金額を明らかに超える場合(*4)
③	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④	正当な理由がなくて被保険者が(4)に規定する協力を拒んだ場合
⑤	対人賠償に関して、ご契約のお車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合
⑥	対物賠償に関して、保険証券に 免責金額 の記載がある場合は、1回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回るとき。

(*1) 弁護士を選任を含みます。

(*2) ご契約のお車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

(*3) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。

(*4) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が30億円を明らかに超える場合、とします。

- i. ご契約のお車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車けん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- iii. **航空機の損壊**

(*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。

(*6) 業務には、家事を含みません。

(*7) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故または対物事故によって**被保険者**の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者1名または1回の対物事故(*1)について、当会社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償保険金または対物賠償保険金の額(*2)を限度とします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合 <ol style="list-style-type: none"> ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
⑤	対人事故の場合、(3)に規定する損害賠償額が保険証券記載の対人保険金額(*3)を超えることが明らかになったとき。

(3) 第5条（当会社による援助または解決）およびこの条の損害賠償額とは、下表に掲げる額とします。

①	対人事故の場合は、次の算式により算出された額							
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 10%; font-size: 2em;">-</td> <td style="width: 30%;">自賠償保険等によって支払われる金額(*4)</td> <td style="width: 10%; font-size: 2em;">-</td> <td style="width: 15%;">対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額</td> <td style="width: 5%; font-size: 2em;">=</td> <td style="width: 10%;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠償保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠償保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額		

②	対物事故の場合は、次の算式により算出された額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;"> 次のいずれか高い額 7. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 1. 保険証券に免責金額の記載がある場合におけるその免責金額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center;">=</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額 7. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 1. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額	=	損害賠償額
対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次のいずれか高い額 7. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 1. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額	=	損害賠償額			

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 対人事事故により、(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 対物事故により、(2)または(8)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (7) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の対物事故(*1)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が保険証券記載の対物保険金額を超えると認められるとき(*6)は、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできません。また、このときには、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (8) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(7)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故(*1)について当社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(*7)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

- (*1) 同一の偶然な事故(*8)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*2) 同一事故について既に支払った対人賠償保険金もしくは対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*3) 同一事故について既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*4) **ご契約のお車**に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*5) 同一事故について既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (*6) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が30億円を超えると認められるとき、とします。
- i. ご契約のお車に業務(*9)として積載されている危険物(*10)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*9)として積載されている危険物(*10)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - iii. **航空機の損壊**
- (*7) 同一事故について既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*8) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*9) 業務には、家事を含みません。
- (*10) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第5条（当会社による援助または解決）(1)または同条(2)の規定により当社が**被保険者**のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

①	対人事事故については、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額。 ただし、同一事故について既に当社が支払った対人賠償保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
---	--

②	対物事故については、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額(*2)。ただし、同一事故について既に当社が支払った対物賠償保険金または第6条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
---	---

(2) (1)の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(*3)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、下表に掲げる規定は、その貸付金または供託金(*3)を既に支払った保険金とみなして適用します。

①	第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①および同表の③の「お支払いする保険金の額」欄のただし書
②	第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(8)ただし書

(4) (1)の供託金(*3)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*3)の限度で、(1)の当社の名による供託金(*3)または貸付金(*3)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 同一の偶然な事故(*4)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。

(*2) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

- i. ご契約のお車に業務(*5)として積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*5)として積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- iii. 航空機の損壊

(*3) この供託金および貸付金には、利息を含みます。

(*4) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。

(*5) 業務には、家事を含みません。

(*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第8条（先取特権）

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、**被保険者**の当社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合はこの規定を適用しません。

(*1) 対人臨時費用保険金ならびに第4条（お支払いする保険金）(2)および(3)の表の①から③までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額(*1)が、第8条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と対人臨時費用保険金ならびに**被保険者**が第4条（お支払いする保険金）(2)および(3)の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(*1) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

- i. ご契約のお車に業務(*2)として積載されている危険物(*3)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*2)として積載されている危

険物(*3)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

iii. 航空機の損壊

(*2) 業務には、家事を含みません。

(*3) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

備考

第2章 傷害保険

人身傷害条項

第1条 (この条項の補償内容)

- (1) 当会社は、人身傷害事故により第2条（被保険者および保険金請求権者）に規定する被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、この人身傷害条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) この人身傷害条項において人身傷害事故とは、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることをいいます。

①	自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
②	ご契約のお車の運行中の、次のいずれかに該当する事故 ア. 飛来中または落下中の他物との衝突 イ. 火災または爆発 ウ. ご契約のお車の落下

第1条(2)

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) この損害の額は、第4条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。

第2条 (被保険者および保険金請求権者)

- (1) この人身傷害条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者
②	①以外の者で、ご契約のお車の保有者(*2)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。
③	①および②以外の者で、ご契約のお車の運転者(*3)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者(*4)

- (3) この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

- (4) この人身傷害条項において保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者としてします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*5) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*2) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(*3) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(*4) 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故の場合に限ります。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

第3条

人身傷害保険では、「台風、洪水または高潮（P.50をご参照ください。）」による自動車または原動機付自転車の運行等に起因する事故によって生じた損害は補償されません。

③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、人身傷害事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

備考

第3条(1)の表の⑤
競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた損害
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*8)による損害
⑧	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

第3条(2)の表の③
「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。
1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者
*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

- (*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*3) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*8) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の人身傷害事故について、当社は、**被保険者**1名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の人身傷害事故について当社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{(5)の表の費用の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、下表のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、(7)、(8)およびこの人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、賠償義務者(*1)がある場合において、算定された額の合計額が**自賠責保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	後遺障害
③	死亡

第4条(2)
人身傷害保険における損害の額は、第4条および<別紙>人身傷害条項損害額基準に基づいて決定されます。

- (3) (1)に規定する保険金を支払うべき損害が生じた場合で、人身傷害事故により、被保険者の治療日数(*2)の合計が5日以上となった場合は、当社は、被保険者1名について10万円を傷害一時費用保険金として被保険者に支払います。
- (4) 当社は、(3)の規定によって支払うべき傷害一時費用保険金の額と(1)の保険金の額の合計額が保険証券記載の保険金額(*3)を超える場合であっても、傷害一時費用保険金を支払います。

第4条(3)
傷害一時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

- (5) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

- (6) 下表のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額(*4)を超過するときは、当会社は、(1)の規定によって決定される額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者(*1)があり、かつ、判決または裁判上の和解(*5)において、賠償義務者(*1)が負担すべき損害賠償額がこの人身傷害条項の別紙の規定と異なる基準により算定された場合(*6)であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額(*4)の算定にあたっては、その基準により算定された額(*7)を(2)の規定により決定された損害額とみなします。

① 自賠償保険等によって支払われる金額
② 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
③ 第1条（この条項の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者(*1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、 対人賠償保険等 によって既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
④ 保険金請求権者が賠償義務者(*1)から既に取得した損害賠償金の額
⑤ 労働者災害補償制度 によって既に給付が決定したまたは支払われた額(*8)
⑥ (2)の規定により決定された損害の額および(5)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額(*9)で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
⑦ ①から⑥までの額のほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*10)

- (7) 同一の人身傷害事故により、基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。ただし、同一の人身傷害事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、下表の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級を適用し、損害を算定します。

生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
① 基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
② ①以外の場合で、基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④ ①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

- (8) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害}} - \boxed{\text{既にあつた後遺障害に該当する等級により算定した損害}} = \boxed{\text{(2)の表の②の損害}}$$

- (9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

① 被保険者が第1条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
--

備考

第4条(6)

労働者災害補償制度によって給付を受けている場合や、賠償義務者から損害賠償金が支払われている場合等は、それらの額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、(6)の表の合計額が保険金請求権者の自己負担額を超過する場合に限ります。

②	被保険者が第1条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*11)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*2) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

i. 治療日数とは、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に**入院**または**通院**した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限りします。

ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*12)である場合に限りします。

iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*13)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*13)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*13)の装着に関する記載がなされている場合に限りします。

(i) 長管骨(*14)または脊柱

(ii) 長管骨(*14)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*15)

(iii) 肋骨または胸骨(*16)

(iv) 顎骨または顎関節(*17)

(*3) 第5条(支払限度額に関する特則)(1)の規定が適用される場合は2億円、同条(3)の規定が適用される場合は保険証券記載の保険金額の2倍の額とします。

(*4) (2)の規定により決定された損害の額および(5)の表の費用の額の合計額から(1)の規定によって決定される額を差し引いた額をいいます。

(*5) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。

(*6) 人身傷害条項の別紙の規定により算定された額を超える場合に限りします。

(*7) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用および遅延損害金を含みません。

(*8) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*9) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額をいいます。

(*10) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

(*11) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*12) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*13) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*18)および三内式シーネをいいます。

(*14) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(*15) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(*16) 体幹部を固定した場合に限りします。

(*17) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りします。

(*18) 下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。

第5条(支払限度額に関する特則)

(1) 第4条(お支払いする保険金)(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、2億円を限度とします。

①	第1条(この条項の補償内容)(2)の表の①に該当する事故のうち、無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条(お支払いする保険金)(2)の表の②または同表の③に該当すること。
②	賠償義務者(*2)があること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(2) (1)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	<p>次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当する場合。</p> <p>ただし、無保険自動車(*1)が2台以上ある場合で、これらの者以外が運転する他の無保険自動車(*1)があるときを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)
②	<p>次のいずれかに該当する者が賠償義務者(*2)である場合。</p> <p>ただし、これらの者以外に賠償義務者(*2)があるときを除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)

(3) 第4条（お支払いする保険金）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額の2倍の額を限度とします。

①	被保険者に基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる 後遺障害 が生じること。
②	被保険者に生じた後遺障害により介護が必要と認められること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(4) (1)の規定および(3)の規定がいずれも適用される場合、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、(1)の規定による額または(3)の規定による額のいずれか高い額を限度とします。

- (*1) 無保険自動車とは、次のいずれかに該当する自動車または原動機付自転車をいいます。
 - i. 相手自動車(*7)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車
 - (i) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**がない場合
 - (ii) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**によって、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
 - (iii) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**の保険金額または共済金額(*8)が、2億円に達しない場合
 - ii. i.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が明らかでないとき認められる場合は、その自動車または原動機付自転車
 - iii. i.およびii.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(*7)について適用される**対人賠償保険等**の保険金額または共済金額(*8)の合計額(*9)が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車(*7)
- (*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (*3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*4) 業務には、家事を含みません。
- (*5) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
- (*6) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。
- (*7) ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*10)を除きます。
- (*8) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
- (*9) 第5条（支払限度額に関する特別）の(*1)のi.(i)および(ii)ならびにii.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
- (*10) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(*1)するまでの間に被保険者が被った積極損害(*2)、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置に伴い生じた損害を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限りま。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

(*2) 救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用をいいます。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

① 救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

② 治療関係費

ア. 診察料	初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
イ. 入院料	入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要な実費とします。 ただし、傷害の態様等から医師等が必要と認めた場合には、普通病室以外の病室への入院に必要な実費とします。
ウ. 投薬料、手術料、処置費用等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
エ. 通院費、転院費、入院費または退院費	社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
オ. 看護料	(ア) 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日について4,100円とします。 12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師等の要看護証明があるとき等、医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由があるときに限り1日について4,100円とします。 (イ) 自宅看護料または通院看護料 医師等が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師等の証明は必要としません。 a. 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 b. 近親者等 1日について2,050円とします。
カ. 入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師等の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日について1,100円とします。
キ. 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
ク. 義肢等の費用	(ア) 傷害を被った結果、医師等が義肢、義歯、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。 (イ) (ア)に掲げる用具を使用していた場合で、傷害に伴い当該用具の修繕または再調達を必要とするに至ったときは、必要かつ妥当な実費とします。
ケ. 診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。

③ 文書料

交通事故証明書等の発行に必要な実費とします。

④ その他の費用

①から③以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入(*1)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として次の算定方法によります。なお、**被保険者**が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

① 有職者の場合

下表の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合またはその額について立証が困難な場合は、下表のI.に該当する者を除き、1日について5,700円とします。なお、②にも該当する場合は、いずれか高い額とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の**傷害**の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

<p>ア. 給与所得者(*2)</p>	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 原則として、事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額(*3)とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。 (イ) 賞与等について、現実生じた収入(*1)の減少があればその額を含めます。 (ウ) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。 (I) 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含まれます。</p>
<p>イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者(*4)および家業従事者</p>	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。 (イ) 寄与率は、被保険者の収入(*1)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p>
<p>ウ. 自由業者(*5)</p>	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額(*6)} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{対象休業日数}$ <p>事故前1か年間の収入額、必要経費については、「イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。</p>
<p>I. アルバイト、パートタイマー</p>	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。 (イ) 休業日数が特定できない場合には、次の算式により対象休業日数を算出します。</p> $\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90日} \times \text{休業した期間の延べ日数}$ <p>(ウ) 家業の手伝いを行っているが、イ.の家業従事者に該当する収入(*1)がない場合には、支払対象となりません。</p>

② 家事従事者(*7)の場合

治療期間の範囲内で、現実家事に従事できなかった日数に対して、1日について5,700円とします。

③ 有職者および家事従事者(*7)のいずれにも該当しない場合

無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入(*1)のない者の場合は支払対象となりません。

(*1) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*2) 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。

(*3) 本給および付加給とします。

- (※4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
 (※5) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。
 (※6) 固定給を除きます。
 (※7) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専門にする者をいいます。

3. 精神的損害

- ① 対象日数 **入院** 1日について8,400円、**通院** 1日について4,200円

入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は期間区分ごとの総日数から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(※1)の2倍を上限として決定します。

ただし、期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故日から3か月超6か月までの期間	75%
事故日から6か月超9か月までの期間	45%
事故日から9か月超13か月までの期間	25%
事故日から13か月超の期間	15%

- ② ①の期間区分ごとの総日数とは、治療最終日の属する期間区分においては、下表の「医師等の診断書等に記載の転帰およびその時期」欄に対応する「最終日」欄の日までの日数をいいます。

	医師等の診断書等に記載の転帰およびその時期	最終日
ア.	診断書等に記載の転帰が治癒、症状固定または死亡の場合で、その時期が治療最終日から起算して7日目以内のとき。	診断書等に記載の治癒、症状固定または死亡した日
イ.	ア.以外の場合	治療最終日の翌日から起算して7日目の日

- ③ 事故によって妊婦が胎児を死産または流産(※2)した場合には、原則として、①の額に以下の額を加算します。

妊娠月数(週数) 3か月(12週)以内	30万円
妊娠月数(週数) 4か月(13週)から6か月(24週)まで	50万円
妊娠月数(週数) 7か月(25週)以上	80万円

(※1) 実治療日数には、**被保険者**が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(※3)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(※3)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(※3)の装着に関する記載がなされている場合に限りします。

- i. 長管骨(※4)または脊柱
- ii. 長管骨(※4)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(※5)
- iii. 肋骨または胸骨(※6)
- iv. 顎骨または顎関節(※7)

(※2) 人工流産を含みます。

(※3) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(※8)および三内式シーネをいいます。

(※4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(※5) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(※6) 体幹部を固定した場合に限りします。

(※7) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りします。

(※8) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は基本条項別表1、年齢別平均給与額は付表3によります。

1. 逸失利益

被保険者に後遺障害が残存したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失とし、原則として、下記の①、②および③にしたがい次の算式により算出します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

<p>ア. 有職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\text{現実収入額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}$</p> <p>(イ) $\text{年齢別平均給与額の年相当額}(*1) \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}$</p> <p>現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。</p> <p>また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。</p>
<p>イ. 家事従事者(*2)ならびに幼児および学生</p>	<p>$\text{年齢別平均給与額の年相当額}(*1) \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}$</p>
<p>ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\text{18歳平均給与額の年相当額} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}$</p> <p>(イ) $\text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%} \times \text{労働能力喪失率} \times \text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}$</p>

② 支払方法

①の算式で算出した額を一時金として支払います。

③ 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間、中間利息控除方法

①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、下表のとおりとします。

<p>ア. 収入額</p>	<p>(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*4)の寄与率は、被保険者の収入(*3)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>なお、定年退職等の理由で将来の収入(*3)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。</p> <p>(イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表3によります。</p> <p>「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定日(*5)の年齢によります。ただし、症状固定日(*5)の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。</p>
<p>イ. 労働能力喪失率</p>	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表1に規定する各等級に対応する喪失率を上限とします。</p>
<p>ウ. 労働能力喪失期間</p>	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表4に規定する就労可能年数の範囲内とします。</p>
<p>イ. ライブニッツ係数</p>	<p>労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。</p>

(*1) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*3) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

(*5) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下表の金額とします。

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円
第3級	1,100万円
第4級	900万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者(*1)、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

3. 将来の介護料

将来の介護料は後遺障害の症状固定日(*1)以降に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、次のとおり算定します。

① 基本条項別表1の1の第1級に該当する後遺障害が残存した場合

ア. 介護料	1か月について16万円とします。
イ. 支払方法	原則として次の(ア)によります。 ただし、障害の態様、 医師等 の診断等に照らし、当社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(イ)によります。 (ア) 定期金による支払 後遺障害の症状固定日(*1)から6か月ごとに、常に介護を要する状態が継続する限り、介護料を定期金として支払います。 (イ) 一時金による支払 介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

② 基本条項別表1の1の第2級または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、介護を要すると認められるとき

ア. 介護料	1か月について8万円とします。
イ. 支払方法	介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

4. その他の損害

1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬祭費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らか場合は、100万円を限度に、実費とします。

2. 逸失利益

被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失(*1)とし、原則として、下記の①および②にしたがい次の算式により算出します。

$$\left(\text{収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ア. 有職者	次のいずれか高い額とします。 (ア) $\left(\text{現実収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ (イ) $\left(\text{年齢別平均給与額の年相当額}(*2) - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ 現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。 また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。
イ. 家事従事者(*3)ならびに幼児および学生	$\left(\text{年齢別平均給与額の年相当額}(*2) - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$
ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で、身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額とします。 (ア) $\left(\text{18歳平均給与額の年相当額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$ (イ) $\left(\text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライプニッツ係数}$

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、ライプニッツ係数は、次のとおりとします。

ア. 収入額	(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*5)の寄与率は、被保険者の収入(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。 なお、定年退職等の理由で将来の収入(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年取についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。 (イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表3によります。 「年齢別平均給与額」は特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡日の年齢によります。ただし、死亡日の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。
--------	---

イ. 生活費	生活費は、被扶養者(*6)の人数に応じて、収入額に対する次の割合の額とします。 (ア) 被扶養者(*6)がない場合 50% (イ) 被扶養者(*6)が1人の場合 40% (ウ) 被扶養者(*6)が2人の場合 35% (エ) 被扶養者(*6)が3人以上の場合 30%
ウ. 就労可能年数	就労可能年数は、付表4によります。
イ. ライブニッツ係数	就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表4によります。

- (*1) 年金および恩給を除きます。
(*2) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数の期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。
(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。
(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
(*6) 被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下表の金額とします。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき	1,500万円
被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき	1,600万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

後遺障害の等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

備考

<別紙>人身傷害条項損害額基準 第3 死亡による損害 3. 精神的損害

「一家の支柱」とは、実際にその者の属する家族共同生活体の生計を維持すべき収入の大部分を得ている者で、物的・精神的にもその者が欠ける事によって、その家族の生活が著しく困難になる者をいいます。

付表2 ライブニッツ係数表

1. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が5%の場合

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	46	17.880
2	1.859	47	17.981
3	2.723	48	18.077
4	3.546	49	18.169
5	4.329	50	18.256
6	5.076	51	18.339
7	5.786	52	18.418
8	6.463	53	18.493
9	7.108	54	18.565
10	7.722	55	18.633
11	8.306	56	18.699
12	8.863	57	18.761
13	9.394	58	18.820
14	9.899	59	18.876
15	10.380	60	18.929
16	10.838	61	18.980
17	11.274	62	19.029
18	11.690	63	19.075
19	12.085	64	19.119
20	12.462	65	19.161
21	12.821	66	19.201
22	13.163	67	19.239
23	13.489	68	19.275
24	13.799	69	19.310
25	14.094	70	19.343
26	14.375	71	19.374
27	14.643	72	19.404
28	14.898	73	19.432
29	15.141	74	19.459
30	15.372	75	19.485
31	15.593	76	19.509
32	15.803	77	19.533
33	16.003	78	19.555
34	16.193	79	19.576
35	16.374	80	19.596
36	16.547	81	19.616
37	16.711	82	19.634
38	16.868	83	19.651
39	17.017	84	19.668
40	17.159	85	19.684
41	17.294	86	19.699
42	17.423	87	19.713
43	17.546	88	19.727
44	17.663	89	19.740
45	17.774	90	19.752

備考

<別紙>付表2 ライブニッツ係数表

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%から3%に変更されます。なお、法定利率の変動により、人身傷害事故が生じた時の法定利率が本表以外の値となる場合は、適用するライブニッツ係数を弊社ホームページ(*)でご確認ください。

(*) www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/covenant

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$12.462 \text{ (20年の係数)} - 6.463 \text{ (8年の係数)} = 5.999$$

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 有職者、家事従事者(*3)および18歳以上の学生を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

2. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が3%の場合

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

備考

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$14.877 \text{ (20年の係数)} - 7.020 \text{ (8年の係数)} = 7.857$$

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 有職者、家事従事者(*3)および18歳以上の学生を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

付表3 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

備考

付表4 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

1. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が5%の場合

① 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

<別紙>付表4 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%から3%に変更されます。なお、法定利率の変動により、人身傷害事故が生じた時の法定利率が本表以外の値となる場合は、適用するライブニッツ係数を弊社ホームページ(*)でご確認ください。

(*) www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/covenant

② 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニツツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニツツ係数
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97～	2	1.859

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 家事従事者(*3)を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

備考

2. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が3%の場合

① 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)		有職者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

■ 備 考

② 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
18	49	25.502	58	12	9.954
19	48	25.267	59	12	9.954
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	11	9.253
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	10	8.530
24	43	23.982	64	10	8.530
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	9	7.786
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	8	7.020
29	38	22.492	69	8	7.020
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	7	6.230
32	35	21.487	72	7	6.230
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	6	5.417
35	32	20.389	75	6	5.417
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	5	4.580
38	29	19.188	78	5	4.580
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	4	3.717
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	3	2.829
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	15	11.938	92	2	1.913
53	14	11.296	93	2	1.913
54	14	11.296	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	13	10.635	96	2	1.913
57	13	10.635	97～	2	1.913

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 家事従事者(*3)を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

備考

付表5 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

備考

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

第3章 車両保険

車両条項

第1条 (この条項の補償内容)

当社は、下表のいずれかに該当する損害に対して、この車両条項および基本条項にしたがい、第4条 (お支払いする保険金) に規定する保険金を支払います。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって ご契約のお車 に生じた損害
②	ご契約のお車の 盗難 による損害

第2条 (被保険者およびご契約のお車)

- (1) この車両条項において**被保険者**とは、**ご契約のお車**の所有者をいいます。
- (2) この車両条項においてご契約のお車には、ご契約のお車の付属品を含みます。
- (3) この車両条項において付属品とは、自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム(*3)、ETC車載器(*4)およびドライブレコーダーを含みます。ただし、下表の物は含みません。

①	燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
②	法令により自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)することを禁止されている物
③	通常装飾品とみなされる物

- (4) (2)の規定にかかわらず、ご契約のお車がタンク車、ふん尿車等の場合には、ご契約のお車に付属するホースは、ご契約のお車に含みません。

- (*1) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (*2) 装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車または原動機付自転車に備えつけられている状態をいいます。
- (*3) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずる物を含みます。
- (*4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器のことをいい、これに準ずる物を含みます。

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、 被保険者 または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約 に基づく ご契約のお車 の買主、または1年以上を期間とする 貸借契約 に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条 (この条項の補償内容) に規定する損害の直接の原因となった事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

備考

第2条(3)

ご契約のお車に定着されているカーステレオ、装備されているスペアタイヤ・標準工具・チャイルドシート・フロアマット、定着または装備されている消火器・座席ベルト、オイル類のうち潤滑油・バッテリーの電解液等は付属品として取り扱います。なお、ガソリン・軽油・プロパンガス (LPG) 等の燃料、法令に違反するエアースポイラー・マフラーカッター等、通常装飾品とみなされるマスクット類・クッション・花ビン・膝掛・ステッカー・車体に貼付されたフィルム等は付属品として取り扱いません。

第3条

車両保険では、「台風、洪水または高潮(P.50をご参照ください。)」による損害は補償されます。

第3条(1)の表の⑧

競技とは、ロードレース (山岳ラリー、タイムラリー) やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*7)、シンナー等(*8)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*9)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
④	ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
⑤	故障損害(*10)
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害 イ. 付属品のうちご契約のお車に定着(*11)されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. タイヤまたはタイヤのチューブに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。 エ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*8) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*9) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*10) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (*11) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第4条 (お支払いする保険金)

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

備考

第3条(2)の表の①

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第3条(2)の表の⑤

ご契約のお車に生じた故障による損害は補償の対象外です。ただし、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約により、故障によって必要となる搬送費用や緊急時応急対応費用、その他の諸費用がお支払いの対象となることがありますので、ご契約内容をご確認ください。

第4条

車両保険には車両価額協定保険特約が自動セットされます。お支払いする保険金は、同特約第4条をご確認ください。

備考

ご契約のお車の 損害の状態	保険金の額	
	保険金額(*1)が保険価額(*2)と 同額または保険価額(*2)を 超える場合	保険金額(*1)が保険価額(*2)に 達しない場合
① 次のいずれかに該当する 場合 ア. ご契約のお車の 修理費 が保険価額 (*2)以上となる場 合 イ. ご契約のお車の 損傷を修理できな い場合 ウ. ご契約のお車が 盗取され発見され なかった場合	保険価額(*2)	保険金額(*1)
② ①以外の場合	次の算式によって算出される額。 ただし、保険価額(*2)を限度と します。 $\begin{array}{l} \boxed{\text{(2)に規定す}} - \boxed{\text{保険証券記載}} \\ \boxed{\text{る損害の額}} - \boxed{\text{の免責金額}} \\ \hline = \boxed{\text{保険金の額}} \end{array}$	次の算式によって算出される額。 ただし、保険金額(*1)を限度と します。 $\begin{array}{l} \left(\boxed{\text{(2)に規定}} - \boxed{\text{保険証券記載}} \right) \\ \left(\boxed{\text{する損害}} - \boxed{\text{の免責金額}} \right) \\ \left(\boxed{\text{の額}} \right) \\ \times \frac{\boxed{\text{保険金額(*1)}}}{\boxed{\text{保険価額(*2)}}} \\ \hline = \boxed{\text{保険金の額}} \end{array}$

(2) 当社が保険金を支払うべき損害の額は、下表に掲げる額とします。

① 全損(*3)の場合は、保険価額(*2)
② 分損(*4)の場合は、次の算式によって算出される額
$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したために}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残}} = \boxed{\text{損害の額}}$ <p style="text-align: center;">ご契約のお車全体として価額の増加 を生じた場合は、その増加額 存物がある場合は、そ の価額</p>

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、保険契約者または被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を被保険者に支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 車両搬送費用	次の費用の額の合計額。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。 ア. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで搬送するために必要とした費用 イ. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
④ 盗難車両引取費用	盗取されたご契約のお車を引き取るために必要であった費用のうち、③に規定する費用以外の費用。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。
⑤ 共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

第4条(3)の表の①

「損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは、事故が発生した際に二次的な被害発生が具体的に想定されるような状況で、その二次的な被害の発生または拡大を防止するための費用をいいます。なお、損害の発生または拡大の防止の行為が現実にも効果をもたらしたかどうかは問いません。例えば、事故により崖から転落しそうな状態のご契約のお車をクレーン移動した際の費用は、二次的な被害が切迫していることから、これにあたります。

第4条(3)の表の③

「当社の指定する場所」とは、保険契約者や被保険者が入庫する修理工場を自ら特定できない場合に、弊社が指定することがある場所をいいます。

(4) 当社は、(3)の規定によって支払うべき費用の額と(1)の保険金の額の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、(3)の費用を支払います。

(5) (2)の損害の額および(3)の費用のうち回収金(*5)がある場合において、回収金(*5)の額が

被保険者の自己負担額(*6)を超過するときは、当会社は(1)の保険金の額と(3)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 当会社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

(*1) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*3) 全損とは、ご契約のお車の損害の状態が第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①または第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の表の①に該当する場合をいいます。

(*4) 分損とは、ご契約のお車の損害の状態が第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②または第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の表の②もしくは同表の③に該当する場合をいいます。

(*5) 回収金とは、第三者が負担すべき金額(*7)で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*6) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{(2)の損害の額および(3)の費用のうち実際に発生した額の合計額}} - \boxed{\text{(1)の保険金の額および(3)の費用の額の合計額}} = \boxed{\text{被保険者の自己負担額}}$$

(*7) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる金額をいいます。

第4条の(*2)

「市場販売価格相当額」とは、自動車販売店等が、ご契約のお車と車種、年式が同一で、走行距離、メンテナンス等、使用の状態が同程度の自動車または原動機付自転車を顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます（消費税を含みます。）。税金、保険料、登録に必要な費用等は含みません。

第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）

保険価額(*1)が50万円未満の場合、1回の事故について、当会社は、第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

ご契約のお車の損害の状態	保険金の額	
	保険金額(*2)が保険価額(*1)と同額または保険価額(*1)を超える場合	保険金額(*2)が保険価額(*1)に達しない場合
① 次のいずれかに該当する場合 ア. ご契約のお車の修理費が保険価額(*1)以上となる場合で、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年(*3)以内に修理を行わないとき イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	保険価額(*1)	保険金額(*2)
② ご契約のお車の修理費が保険価額(*1)以上となる場合で、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年(*3)以内に修理を行ったとき	次の算式によって算出される額。ただし、50万円を限度とします。 $\boxed{\text{第4条(2)に規定する損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$	次の算式によって算出される額。ただし、50万円を限度とします。 $\left(\boxed{\text{第4条(2)に規定する損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額(*2)}}}{\boxed{\text{保険価額(*1)}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$
③ ①および②のいずれにも該当しない場合	次の算式によって算出される額。ただし、保険価額(*1)を限度とします。 $\boxed{\text{第4条(2)に規定する損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$	次の算式によって算出される額。ただし、保険金額(*2)を限度とします。 $\left(\boxed{\text{第4条(2)に規定する損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \frac{\boxed{\text{保険金額(*2)}}}{\boxed{\text{保険価額(*1)}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$

(*1) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

(*2) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*3) 修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理の期間について、これを変更することができます。

一般自動車補償条項

第1章 賠償責任保険

備考

賠償責任条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当社は、対人事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) 当社は、対物事故により第2条（被保険者）に規定する被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (3) この賠償責任条項において対人事故および対物事故とは、下表のとおりとします。

① 対人事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
② 対物事故	ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故により他人の財物を損壊することまたは軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)が運行不能(*2)になること。

- (*1) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*3)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*4)のみに起因するものを除きます。
- (*3) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (*4) 特定の者への伝達を含みます。

第2条（被保険者）

- (1) この賠償責任条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 記名被保険者
② ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の者。 ただし、自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
④ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*2)。 ただし、その責任無能力者に関する第1条（この条項の補償内容）の事故に限ります。
⑤ 記名被保険者の使用者(*3)。 ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者(*3)の業務に使用している場合に限ります。

- (2) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①のア.からウ.までの規定を除きます。
- (3) (2)の規定によって、第4条（お支払いする保険金）(1)に規定する対人賠償保険金および対物賠償保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する対人臨時費用保険金は重複して支払いません。

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。
- (*3) 使用者には、請負契約、委任契約またはこれらに類する契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 記名被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. 記名被保険者以外の 被保険者
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	台風、洪水または高潮
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から⑤までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、対人事故または対物事故の②から⑤までの事由による拡大(*3) ウ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特別な約定を締結している場合に、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、対人事故により下表のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③	被保険者の父母、配偶者(*6)または子
④	被保険者の業務(*7)に従事中の使用人
⑤	被保険者の使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用している場合に限りません。

(4) (3)の表の⑤の規定にかかわらず、当社は、ご契約のお車の所有者(*8)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務(*7)にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務(*7)に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。

(5) 当社は、対物事故により下表のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する**財物**が**損壊**された場合または軌道上を走行する陸上の乗用具(*9)が運行不能(*10)になった場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者 イ. ア.の父母、配偶者(*6)または子

(*1) 保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*6) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*7) 業務には、家事を含みません。

備考

第3条(1)の表の④

「台風、洪水または高潮」とは、気象庁の発表に基づくものをいいます。具体的には以下のとおり定義されています。

- ・台風…北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、低気圧区域内の最大風速がおよそ毎秒17メートル(34ノット、風力8)以上のもの。
- ・洪水…河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、および、破壊または堤防からの溢水が起こり河川敷の外側に水があふれること。
- ・高潮…台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。

第3条(1)の表の⑦

競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(3)の表の⑤

「被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚等を指します。

備考

- (※8) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
 - ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする**貸借契約**により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
- (※9) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(※11)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (※10) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(※12)のみに起因するものを除きます。
- (※11) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (※12) 特定の者への伝達を含みます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の対人事故または1回の対物事故(※1)について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額												
① 対人賠償保険金	対人事故により 被保険者 が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合。 ただし、その損害の額が 自賠責保険等 によって支払われる金額(※2)を超過する場合に限り ます。	次の算式によって算出される額。 ただし、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額を限度とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">自賠責保険等によって支払われる金額(※2)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">= 保険金の額</td> </tr> </table>	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額	-		自賠責保険等によって支払われる金額(※2)			= 保険金の額			
対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の①から③までの対人事故に関する費用の額の合計額												
-		自賠責保険等によって支払われる金額(※2)												
		= 保険金の額												
② 対人臨時費用保険金	対人事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合で、生命または身体を害された者が対人事故の直接の結果として死亡したとき。	生命または身体を害された者1名について、15万円												
③ 対物賠償保険金	対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	次の算式によって算出される額。 ただし、1回の対物事故(※1)について、保険証券記載の対物保険金額を限度(※3)とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="padding: 5px;">(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">- 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">= 保険金の額</td> </tr> </table>	対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額	-		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額			- 保険証券に 免責金額 の記載がある場合は、その免責金額			= 保険金の額
対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	(2)の表の対物事故に関する費用の額の合計額												
-		被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額												
		- 保険証券に 免責金額 の記載がある場合は、その免責金額												
		= 保険金の額												

第4条(1)の表の①

第4条(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄のただし書で、対人賠償責任保険が、自賠責保険等の上積み保険であることを明示しています。自賠責保険等をご契約でない場合、自賠責保険等をご契約であれば支払われたであろう金額については対人賠償責任保険では支払われず、また、第5条(5)の表の⑤に規定するとおり、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行うこともできません。

第4条(1)の表の②

対人臨時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の表の①または同表の③の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

③ 緊急措置費用	対人事事故または対物事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取り片づけ費用	対物事故によって「 ご契約のお車 」に積載していた動産(*4)が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 原因者負担金	対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法第58条の規定その他の法令の規定により原因者負担金として支出した費用

(3) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 示談交渉費用	対人事事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
② 協力義務費用	第5条（当会社による援助または解決）(4)の規定により被保険者が当会社に協力するために必要とした費用
③ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次のア.からI.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 I. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
④ 訴訟による遅延損害金	第5条(2)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第4条(3)の表の④

「訴訟による遅延損害金」とは、訴訟の判決により支払が命ぜられる、判決主文に定められた日から支払の日までの期間に対する利息に相当する遅延損害金をいいます。

- (*)1 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*)2 ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*)3 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。
 - i. ご契約のお車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - iii. 航空機の損壊
- (*)4 法令により積載が禁止されている動産または法令により禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。
- (*)5 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*)6 業務には、家事を含みません。
- (*)7 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第5条（当会社による援助または解決）

- (1) **被保険者**が対人事事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)について協力または援助を行います。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行います。

① 被保険者が対人事事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者が当会社の解決条件に同意している場合
② 当会社が損害賠償請求権者から第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

(3) (2)の折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)には、**ご契約のお車**の所有者および被保険者から相手方への、ご契約のお車に生じた損害についての請求に関するものは含みません。

- (4) (2)の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (5) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用せず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(*1)を行いません。

①	対人賠償に関して、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の対人保険金額および自賠償保険等によって支払われる金額(*2)の合計額を明らかに超える場合
②	対物賠償に関して、1回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の対物保険金額を明らかに超える場合(*4)
③	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④	正当な理由がなく被保険者が(4)に規定する協力を拒んだ場合
⑤	対人賠償に関して、ご契約のお車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合
⑥	対物賠償に関して、保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故(*3)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回るとき。

- (*1) 弁護士の選任を含みます。
- (*2) ご契約のお車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*3) 同一の偶然な事故(*5)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*4) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が30億円を明らかに超える場合、とします。
- i. ご契約のお車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*6)として積載されている危険物(*7)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - iii. 航空機の損壊
- (*5) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*6) 業務には、家事を含みません。
- (*7) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高压ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故または対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、対人事故により生命または身体を害された者1名または1回の対物事故(*1)について、当会社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対してそれぞれ支払うべき対人賠償保険金または対物賠償保険金の額(*2)を限度とします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
⑤	対人事故の場合、(3)に規定する損害賠償額が保険証券記載の対人保険金額(*3)を超えることが明らかになったとき。

- (3) 第5条（当会社による援助または解決）およびこの条の損害賠償額とは、下表に掲げる額とします。

①	対人事故の場合は、次の算式により算出された額							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">自賠償保険等によって支払われる金額(*4)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%;">損害賠償額</td> </tr> </table>	対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠償保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額
対人事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	自賠償保険等によって支払われる金額(*4)	-	対人事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	=	損害賠償額		

② 対物事故の場合は、次の算式により算出された額		
対物事故により被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	—	次のいずれか高い額 7. 対物事故に関して被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 1. 保険証券に 免責金額 の記載がある場合におけるその免責金額
	=	損害賠償額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) 対人事事故により、(2)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対人賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (6) 対物事故により、(2)または(8)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、対物賠償保険金を支払ったものとみなします。
- (7) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の対物事故(*1)について、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が保険証券記載の対物保険金額を超えるとき認められるとき(*6)は、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできません。また、このときには、当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (8) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(7)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故(*1)について当社がこの賠償責任条項および基本条項にしたがい被保険者に対して支払うべき対物賠償保険金の額(*7)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

- (*1) 同一の偶然な事故(*8)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。
- (*2) 同一事故について既に支払った対人賠償保険金もしくは対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*3) 同一事故について既に当社が支払った対人賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*4) **ご契約のお車**に自賠償保険等の契約が締結されていない場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
- (*5) 同一事故について既に当社が支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。
- (*6) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が30億円を超えると認められるとき、とします。
- ご契約のお車に業務(*9)として積載されている危険物(*10)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*9)として積載されている危険物(*10)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
 - 航空機の損壊**
- (*7) 同一事故について既に支払った対物賠償保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*8) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。
- (*9) 業務には、家事を含みません。
- (*10) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第5条（当会社による援助または解決）(1)または同条(2)の規定により当社が**被保険者**のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、下表の金額の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者に貸し付けます。

①	対人事事故については、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額。 ただし、同一事故について既に当社が支払った対人賠償保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
---	--

②	対物事故については、1回の対物事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額(*2)。ただし、同一事故について既に当社が支払った対物賠償保険金または第6条の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
---	---

(2) (1)の規定により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金(*3)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(3) (1)の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、下表に掲げる規定は、その貸付金または供託金(*3)を既に支払った保険金とみなして適用します。

①	第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①および同表の③の「お支払いする保険金の額」欄のただし書
②	第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(8)ただし書

(4) (1)の供託金(*3)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*3)の限度で、(1)の当社の名による供託金(*3)または貸付金(*3)が保険金として支払われたものとみなします。

(5) 基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)の規定により当社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

(*1) 同一の偶然な事故(*4)によって生じた対物事故は、1回の対物事故とみなします。

(*2) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

- i. ご契約のお車に業務(*5)として積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*5)として積載されている危険物(*6)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- iii. 航空機の損壊

(*3) この供託金および貸付金には、利息を含みます。

(*4) 偶然な事故とは、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因して生じた偶然な事故をいいます。

(*5) 業務には、家事を含みません。

(*6) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第8条（先取特権）

(1) 対人事故または対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、**被保険者**の当社に対する保険金請求権(*1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(*1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(*1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合はこの規定を適用しません。

(*1) 対人臨時費用保険金ならびに第4条（お支払いする保険金）(2)および(3)の表の①から③までに規定する費用に対する保険金請求権を除きます。

第9条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額(*1)が、第8条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と対人臨時費用保険金ならびに**被保険者**が第4条（お支払いする保険金）(2)および(3)の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(*1) 次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず30億円とします。

- i. ご契約のお車に業務(*2)として積載されている危険物(*3)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*2)として積載されている危

険物(*3)の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

iii. 航空機の損壊

(*2) 業務には、家事を含みません。

(*3) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

備考

第2章 傷害保険

人身傷害条項

第1条 (この条項の補償内容)

- (1) 当会社は、人身傷害事故により第2条 (被保険者および保険金請求権者) に規定する被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、この人身傷害条項および基本条項にしたがい、第4条 (お支払いする保険金) に規定する保険金を支払います。
- (2) この人身傷害条項において人身傷害事故とは、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に**傷害**を被ることをいいます。

①	自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
②	ご契約のお車の運行中の、次のいずれかに該当する事故 ア. 飛来中または落下中の他物との衝突 イ. 火災または爆発 ウ. ご契約のお車の落下

第1条(2)

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) この損害の額は、第4条 (お支払いする保険金) (2) に規定する損害の額をいいます。

第2条 (被保険者および保険金請求権者)

- (1) この人身傷害条項において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者
②	①以外の者で、ご契約のお車の保有者(*2)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。
③	①および②以外の者で、ご契約のお車の運転者(*3)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者 (*4)

- (3) この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

- (4) この人身傷害条項において保険金請求権者とは、人身傷害事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者としてします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*5) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*2) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(*3) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(*4) 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故の場合に限ります。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第3条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

第3条

人身傷害保険では、「台風、洪水または高潮 (P.80をご参照ください。)」による自動車または原動機付自転車の運行等に起因する事故によって生じた損害は補償されません。

③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、人身傷害事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた損害
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*8)による損害
⑧	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

- (*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*3) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*8) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の人身傷害事故について、当社は、**被保険者**1名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の人身傷害事故について当社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{(5)の表の費用の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害の額は、被保険者が人身傷害事故の直接の結果として、下表のいずれかに該当した場合に、その区分ごとにそれぞれ、(7)、(8)およびこの人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、賠償義務者(*1)がある場合において、算定された額の合計額が**自賠責保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	後遺障害
③	死亡

- (3) (1)に規定する保険金を支払うべき損害が生じた場合で、人身傷害事故により、被保険者の治療日数(*2)の合計が5日以上となった場合は、当社は、被保険者1名について10万円を傷害一時費用保険金として被保険者に支払います。
- (4) 当社は、(3)の規定によって支払うべき傷害一時費用保険金の額と(1)の保険金の額の合計額が保険証券記載の保険金額(*3)を超える場合であっても、傷害一時費用保険金を支払います。

備考

第3条(1)の表の⑤

競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第4条(2)

人身傷害保険における損害の額は、第4条および<別紙>人身傷害条項損害額基準に基づいて決定されます。

第4条(3)

傷害一時費用保険金は実際に費用が発生していない場合でも、条件を満たした場合にお支払いの対象となります。

(5) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

(6) 下表のいずれかに該当するものがある場合において、その合計額が保険金請求権者の自己負担額(*4)を超過するときは、当会社は、(1)の規定によって決定される額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者(*1)があり、かつ、判決または裁判上の和解(*5)において、賠償義務者(*1)が負担すべき損害賠償額がこの人身傷害条項の別紙の規定と異なる基準により算定された場合(*6)であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額(*4)の算定にあたっては、その基準により算定された額(*7)を(2)の規定により決定された損害額とみなします。

①	自賠償保険等によって支払われる金額
②	自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
③	第1条（この条項の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者(*1)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、 対人賠償保険等 によって既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
④	保険金請求権者が賠償義務者(*1)から既に取得した損害賠償金の額
⑤	労働者災害補償制度 によって既に給付が決定したまたは支払われた額(*8)
⑥	(2)の規定により決定された損害の額および(5)の費用のうち、賠償義務者(*1)以外の第三者が負担すべき額(*9)で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
⑦	①から⑥までの額のほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*10)

(7) 同一の人身傷害事故により、基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。ただし、同一の人身傷害事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、下表の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級を適用し、損害を算定します。

生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
① 基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
② ①以外の場合で、基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④ ①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

(8) 既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害}} - \boxed{\text{既にあつた後遺障害に該当する等級により算定した損害}} = \boxed{\text{(2)の表の②の損害}}$$

(9) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

①	被保険者が第1条(2)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
---	--

備考

第4条(6)

労働者災害補償制度によって給付を受けている場合や、賠償義務者から損害賠償金が支払われている場合等は、それらの額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、(6)の表の合計額が保険金請求権者の自己負担額を超過する場合に限ります。

②	被保険者が第1条(2)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(*1) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*11)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*2) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

i. 治療日数とは、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に**入院**または**通院**した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限りします。

ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*12)である場合に限りします。

iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*13)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*13)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*13)の装着に関する記載がなされている場合に限りします。

(i) 長管骨(*14)または脊柱

(ii) 長管骨(*14)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*15)

(iii) 肋骨または胸骨(*16)

(iv) 顎骨または顎関節(*17)

(*3) 第5条(支払限度額に関する特則)(1)の規定が適用される場合は2億円、同条(3)の規定が適用される場合は保険証券記載の保険金額の2倍の額とします。

(*4) (2)の規定により決定された損害の額および(5)の表の費用の額の合計額から(1)の規定によって決定される額を差し引いた額をいいます。

(*5) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。

(*6) 人身傷害条項の別紙の規定により算定された額を超える場合に限りします。

(*7) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用および遅延損害金を含みません。

(*8) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*9) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額をいいます。

(*10) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

(*11) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*12) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*13) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*18)および三内式シーネをいいます。

(*14) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(*15) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(*16) 体幹部を固定した場合に限りします。

(*17) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りします。

(*18) 下腿骨骨折後に装着したのものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。

第5条(支払限度額に関する特則)

(1) 第4条(お支払いする保険金)(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、**被保険者**1名について、2億円を限度とします。

①	第1条(この条項の補償内容)(2)の表の①に該当する事故のうち、無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条(お支払いする保険金)(2)の表の②または同表の③に該当すること。
②	賠償義務者(*2)があること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(2) (1)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	次のいずれかに該当する者が運転する無保険自動車(*1)の運行に起因する事故により人身傷害事故が生じ、その直接の結果として、第4条（お支払いする保険金）(2)の表の②または同表の③に該当する場合。 ただし、無保険自動車(*1)が2台以上ある場合で、これらの者以外が運転する他の無保険自動車(*1)があるときを除きます。 ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)
②	次のいずれかに該当する者が賠償義務者(*2)である場合。 ただし、これらの者以外に賠償義務者(*2)があるときを除きます。 ア. 被保険者の配偶者(*3) イ. 被保険者の父母または子 ウ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者 エ. 被保険者が使用者の業務(*4)に従事している場合の、その使用者の業務(*4)に無保険自動車(*1)を使用している他の使用人 オ. ご契約のお車の保有者(*5) カ. ご契約のお車の運転者(*6)

(3) 第4条（お支払いする保険金）(1)ただし書の規定にかかわらず、下表のすべてに該当する場合は、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、保険証券記載の保険金額の2倍の額を限度とします。

①	被保険者に基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる 後遺障害 が生じること。
②	被保険者に生じた後遺障害により介護が必要と認められること。
③	保険証券記載の保険金額が無制限以外であること。

(4) (1)の規定および(3)の規定がいずれも適用される場合、1回の人身傷害事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、(1)の規定による額または(3)の規定による額のいずれか高い額を限度とします。

(*1) 無保険自動車とは、次のいずれかに該当する自動車または原動機付自転車をいいます。

- i. 相手自動車(*7)で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車
 - (i) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**がない場合
 - (ii) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**によって、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
 - (iii) その自動車または原動機付自転車について適用される**対人賠償保険等**の保険金額または共済金額(*8)が、2億円に達しない場合
- ii. i.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が明らかでない認められる場合は、その自動車または原動機付自転車
- iii. i.およびii.の規定にかかわらず、相手自動車(*7)が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車(*7)について適用される**対人賠償保険等**の保険金額または共済金額(*8)の合計額(*9)が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車(*7)

(*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*3)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

(*3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*4) 業務には、家事を含みません。

(*5) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(*6) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(*7) ご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*10)を除きます。

(*8) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。

(*9) 第5条（支払限度額に関する特別）の(*1)のi.(i)および(ii)ならびにii.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。

(*10) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、傷害が治癒または症状固定(*1)するまでの間に被保険者が被った積極損害(*2)、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置に伴い生じた損害を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限りま。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態をいいます。

(*2) 救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用をいいます。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

1. 積極損害

① 救助捜索費

社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

② 治療関係費

ア. 診察料	初診料、再診料、往診料にかかる必要かつ妥当な実費とします。
イ. 入院料	入院料は、原則としてその地域における普通病室への入院に必要な実費とします。 ただし、傷害の態様等から医師等が必要と認めた場合には、普通病室以外の病室への入院に必要な実費とします。
ウ. 投薬料、手術料、処置費用等	治療のために必要かつ妥当な実費とします。
エ. 通院費、転院費、入院費または退院費	社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
オ. 看護料	(ア) 入院中の看護料 原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日について4,100円とします。 12歳以下の子供以外の者に近親者等が付き添った場合については、医師等の要看護証明があるとき等、医療機関の実状、傷害の態様等からやむを得ない理由があるときに限り1日について4,100円とします。 (イ) 自宅看護料または通院看護料 医師等が看護の必要性を認めた場合に次のとおりとします。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師等の証明は必要としません。 a. 厚生労働大臣の許可を得た有料職業紹介所の紹介による者 立証資料等により必要かつ妥当な実費とします。 b. 近親者等 1日について2,050円とします。
カ. 入院中の諸雑費	療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師等の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日について1,100円とします。
キ. 柔道整復等の費用	免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。
ク. 義肢等の費用	(ア) 傷害を被った結果、医師等が義肢、義歯、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とします。 (イ) (ア)に掲げる用具を使用していた場合で、傷害に伴い当該用具の修繕または再調達を必要とするに至ったときは、必要かつ妥当な実費とします。
ケ. 診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。

③ 文書料

交通事故証明書等の発行に必要な実費とします。

④ その他の費用

①から③以外の損害については、事故との相当因果関係の範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2. 休業損害

受傷により収入(*1)の減少が生じた場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として次の算定方法によります。なお、**被保険者**が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

① 有職者の場合

下表の算定方法によります。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合またはその額について立証が困難な場合は、下表のI.に該当する者を除き、1日について5,700円とします。なお、②にも該当する場合は、いずれか高い額とします。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の**傷害**の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

<p>ア. 給与所得者(*2)</p>	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 原則として、事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か月の月例給与の合計額(*3)とします。ただし、事故前年度の源泉徴収票に記載された年収額から確認される3か月相当分の額を限度とします。 (イ) 賞与等について、現実生じた収入(*1)の減少があればその額を含めます。 (ウ) 本給の一部が支給されている場合については、上記金額から対象休業日数に対応する期間に対して現に支給された額を差し引きます。 (I) 役員報酬は、原則として対象としません。ただし、もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ている給与と同一視しうるものは給与に含まれます。</p>
<p>イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者(*4)および家業従事者</p>	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365日} \times \text{寄与率} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 事故前1か年間の収入額および必要経費は、被保険者本人についての事故前1か年間の収入額および必要経費とし、確定申告書または市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とします。 (イ) 寄与率は、被保険者の収入(*1)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p>
<p>ウ. 自由業者(*5)</p>	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額}(*6) - \text{必要経費}}{365日} \times \text{対象休業日数}$ <p>事故前1か年間の収入額、必要経費については、「イ. 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者および家業従事者」に準じます。</p>
<p>I. アルバイト、パートタイマー</p>	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{対象休業日数}$ <p>(ア) 就労日数が極めて少ない場合には、雇用契約書等の立証書類に基づき決定します。 (イ) 休業日数が特定できない場合には、次の算式により対象休業日数を算出します。</p> $\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90日} \times \text{休業した期間の延べ日数}$ <p>(ウ) 家業の手伝いを行っているが、イ.の家業従事者に該当する収入(*1)がない場合には、支払対象となりません。</p>

② 家事従事者(*7)の場合

治療期間の範囲内で、現実に家事に従事できなかった日数に対して、1日について5,700円とします。

③ 有職者および家事従事者(*7)のいずれにも該当しない場合

無職者、金利生活者、地主、家主、恩給、年金生活者、幼児、学生または生活保護法の被保険者等の現実に労働の対価としての収入(*1)のない者の場合は支払対象となりません。

(*1) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*2) 給与所得者とは、原則として雇用主に対して労務を提供し、その対価として賃金等を得ている者をいいます。

(*3) 本給および付加給とします。

- (※4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
 (※5) 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業者、その他これに類する職種の者をいいます。
 (※6) 固定給を除きます。
 (※7) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専門にする者をいいます。

3. 精神的損害

- ① 対象日数 **入院** 1日について8,400円、**通院** 1日について4,200円

入院対象日数は実際に入院治療を受けた日数とします。通院対象日数は期間区分ごとの総日数から入院対象日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数(*1)の2倍を上限として決定します。

ただし、期間区分ごとの入院対象日数および通院対象日数にそれぞれ以下の割合を乗じて計算します。

事故日から3か月超6か月までの期間	75%
事故日から6か月超9か月までの期間	45%
事故日から9か月超13か月までの期間	25%
事故日から13か月超の期間	15%

- ② ①の期間区分ごとの総日数とは、治療最終日の属する期間区分においては、下表の「医師等の診断書等に記載の転帰およびその時期」欄に対応する「最終日」欄の日までの日数をいいます。

	医師等の診断書等に記載の転帰およびその時期	最終日
ア.	診断書等に記載の転帰が治癒、症状固定または死亡の場合で、その時期が治療最終日から起算して7日目以内のとき。	診断書等に記載の治癒、症状固定または死亡した日
イ.	ア.以外の場合	治療最終日の翌日から起算して7日目の日

- ③ 事故によって妊婦が胎児を死産または流産(*2)した場合には、原則として、①の額に以下の額を加算します。

妊娠月数（週数）3か月（12週）以内	30万円
妊娠月数（週数）4か月（13週）から6か月（24週）まで	50万円
妊娠月数（週数）7か月（25週）以上	80万円

- (※1) 実治療日数には、**被保険者**が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*3)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*3)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*3)の装着に関する記載がなされている場合に限りします。

- i. 長管骨(*4)または脊柱
- ii. 長管骨(*4)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*5)
- iii. 肋骨または胸骨(*6)
- iv. 顎骨または顎関節(*7)

- (※2) 人工流産を含みます。

- (※3) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*8)および三内式シーネをいいます。

- (※4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

- (※5) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

- (※6) 体幹部を固定した場合に限りします。

- (※7) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りします。

- (※8) 下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りします。

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。

なお、後遺障害の等級は基本条項別表1、年齢別平均給与額は付表3によります。

1. 逸失利益

被保険者に**後遺障害**が残存したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失とし、原則として、下記の①、②および③にしたがい次の算式により算出します。

$$\boxed{\text{収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間（年数）に対応するライヴニッツ係数}}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

<p>ア. 有職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{現実収入額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*1)}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$</p> <p>現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。</p> <p>また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。</p>
<p>イ. 家事従事者(*2)ならびに幼児および学生</p>	<p>$\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額(*1)}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$</p>
<p>ウ. アおよびイ.のいずれにも該当しない者で身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者</p>	<p>次のいずれか高い額とします。</p> <p>(ア) $\boxed{\text{18歳平均給与額の年相当額}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$</p> <p>(イ) $\boxed{\text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%}} \times \boxed{\text{労働能力喪失率}} \times \boxed{\text{労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数}}$</p>

② 支払方法

①の算式で算出した額を一時金として支払います。

③ 収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間、中間利息控除方法

①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライブニッツ係数は、下表のとおりとします。

<p>ア. 収入額</p>	<p>(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*4)の寄与率は、被保険者の収入(*3)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。</p> <p>なお、定年退職等の理由で将来の収入(*3)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。</p> <p>(イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は、付表3によります。</p> <p>「年齢別平均給与額」は特段の断りがない限り、被保険者の症状固定日(*5)の年齢によります。ただし、症状固定日(*5)の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。</p>
<p>イ. 労働能力喪失率</p>	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表1に規定する各等級に対応する喪失率を上限とします。</p>
<p>ウ. 労働能力喪失期間</p>	<p>障害の部位、障害の程度、被保険者の年齢、現実の減収額、将来の収入(*3)の蓋然性等を勘案して決定します。</p> <p>ただし、付表4に規定する就労可能年数の範囲内とします。</p>
<p>エ. ライブニッツ係数</p>	<p>労働能力喪失期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。</p>

(*1) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。

(*2) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

(*3) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。

(*4) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。

(*5) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下表の金額とします。

第1級	1,600万円
第2級	1,300万円
第3級	1,100万円
第4級	900万円
第5級	750万円
第6級	600万円
第7級	500万円
第8級	400万円
第9級	300万円
第10級	200万円
第11級	150万円
第12級	100万円
第13級	60万円
第14級	40万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者(*1)、子のいずれかがいる場合は、第1級2,000万円、第2級1,500万円、第3級1,250万円とします。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

3. 将来の介護料

将来の介護料は後遺障害の症状固定日(*1)以降に生ずる看護または監視にかかわる費用とし、次のとおり算定します。

① 基本条項別表1の1の第1級に該当する後遺障害が残存した場合

ア. 介護料	1か月について16万円とします。
イ. 支払方法	原則として次の(ア)によります。 ただし、障害の態様、 医師等 の診断等に照らし、当社が一時金による支払が妥当と認める場合には、(イ)によります。 (ア) 定期金による支払 後遺障害の症状固定日(*1)から6か月ごとに、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。 (イ) 一時金による支払 介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

② 基本条項別表1の1の第2級または同表の2の第1級、第2級、第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害が残存した場合で、かつ、介護を要すると認められるとき

ア. 介護料	1か月について8万円とします。
イ. 支払方法	介護料に介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数を乗じて算出した額を一時金として支払います。
ウ. 介護期間	障害の態様、医師等の診断等を勘案し、付表5に規定する平均余命の範囲内で決定します。
エ. ライブニッツ係数	介護期間(年数)に対応するライブニッツ係数は、付表2によります。

(*1) 治療による症状の改善がみられなくなった状態となった日をいいます。

4. その他の損害

1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とし、500万円を限度とします。

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬祭費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

1. 葬祭費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円を限度に、実費とします。

2. 逸失利益

被保険者が死亡したことによって労働能力を喪失した結果生じた、将来得られたであろう経済的利益の損失(*1)とし、原則として、下記の①および②にしたがい次の算式により算出します。

$$\left(\text{収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$$

① 被保険者区分別逸失利益計算方法

ア. 有職者	次のいずれか高い額とします。 (ア) $\left(\text{現実収入額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ (イ) $\left(\text{年齢別平均給与額の年相当額}(*2) - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ 現実収入額について、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料による確認が困難な場合は、(イ)の額とします。 また、イ.に該当する場合は、いずれか高い額とします。
イ. 家事従事者(*3)ならびに幼児および学生	$\left(\text{年齢別平均給与額の年相当額}(*2) - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$
ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない者で、身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額とします。 (ア) $\left(\text{18歳平均給与額の年相当額} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$ (イ) $\left(\text{年齢別平均給与額の年相当額の50\%} - \text{生活費} \right) \times \text{就労可能年数に対応するライブニッツ係数}$

② 収入額、生活費、就労可能年数、中間利息控除方法

①の算式における収入額、生活費、就労可能年数、ライブニッツ係数は、次のとおりとします。

ア. 収入額	(ア) 「現実収入額」は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額を上限とし、必要経費、寄与率、被保険者の年齢、将来の収入(*4)の蓋然性等を勘案して決定します。収入額および必要経費は、源泉徴収票または確定申告書もしくは市町村による課税証明等の公的な税務資料により確認された額とし、商・工・鉱業者および農林漁業者等事業所得者(*5)の寄与率は、被保険者の収入(*4)が事業収入、同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合には、総収入に対する本人の寄与している割合とします。 なお、定年退職等の理由で将来の収入(*4)が現実収入を下回ると認められる場合には、収入減少後の年収についてはその時点の年齢別平均給与額の年相当額または全年齢平均給与額の年相当額のうちいずれか低い額によるものとします。 (イ) 「年齢別平均給与額」、「18歳平均給与額」および「全年齢平均給与額」は付表3によります。 「年齢別平均給与額」は特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡日の年齢によります。ただし、死亡日の年齢が18歳未満の場合は、「18歳平均給与額」とします。
--------	---

イ. 生活費	生活費は、被扶養者(*6)の人数に応じて、収入額に対する次の割合の額とします。 (ア) 被扶養者(*6)がない場合 50% (イ) 被扶養者(*6)が1人の場合 40% (ウ) 被扶養者(*6)が2人の場合 35% (エ) 被扶養者(*6)が3人以上の場合 30%
ウ. 就労可能年数	就労可能年数は、付表4によります。
イ. ライブニッツ係数	就労可能年数に対応するライブニッツ係数は、付表4によります。

- (*1) 年金および恩給を除きます。
(*2) 年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数の期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額の年相当額に替えて全年齢平均給与額の年相当額とします。
(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。
(*4) もっぱら被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
(*5) 商・工・鉱業者、農林漁業者等事業所得者とは、原則として白色申告事業者または青色申告事業者をいいます。
(*6) 被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。

3. 精神的損害

被保険者の属性別に下表の金額とします。

被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
被保険者が一家の支柱でない場合で65歳以上のとき	1,500万円
被保険者が一家の支柱でない場合で65歳未満のとき	1,600万円

4. その他の損害

1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表1 労働能力喪失率表

後遺障害の等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

備考

<別紙>人身傷害条項損害額基準 第3 死亡による損害 3. 精神的損害

「一家の支柱」とは、実際にその者の属する家族共同生活体の生計を維持すべき収入の大部分を得ている者で、物的・精神的にもその者が欠ける事によって、その家族の生活が著しく困難になる者をいいます。

付表2 ライブニッツ係数表

1. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が5%の場合

期間	ライブニッツ係数	期間	ライブニッツ係数
年		年	
1	0.952	46	17.880
2	1.859	47	17.981
3	2.723	48	18.077
4	3.546	49	18.169
5	4.329	50	18.256
6	5.076	51	18.339
7	5.786	52	18.418
8	6.463	53	18.493
9	7.108	54	18.565
10	7.722	55	18.633
11	8.306	56	18.699
12	8.863	57	18.761
13	9.394	58	18.820
14	9.899	59	18.876
15	10.380	60	18.929
16	10.838	61	18.980
17	11.274	62	19.029
18	11.690	63	19.075
19	12.085	64	19.119
20	12.462	65	19.161
21	12.821	66	19.201
22	13.163	67	19.239
23	13.489	68	19.275
24	13.799	69	19.310
25	14.094	70	19.343
26	14.375	71	19.374
27	14.643	72	19.404
28	14.898	73	19.432
29	15.141	74	19.459
30	15.372	75	19.485
31	15.593	76	19.509
32	15.803	77	19.533
33	16.003	78	19.555
34	16.193	79	19.576
35	16.374	80	19.596
36	16.547	81	19.616
37	16.711	82	19.634
38	16.868	83	19.651
39	17.017	84	19.668
40	17.159	85	19.684
41	17.294	86	19.699
42	17.423	87	19.713
43	17.546	88	19.727
44	17.663	89	19.740
45	17.774	90	19.752

備考

<別紙>付表2 ライブニッツ係数表

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%から3%に変更されます。なお、法定利率の変動により、人身傷害事故が生じた時の法定利率が本表以外の値となる場合は、適用するライブニッツ係数を弊社ホームページ(*)でご確認ください。

(*) www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/covenant

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$12.462(20年の係数) - 6.463(8年の係数) = 5.999$$

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 有職者、家事従事者(*3)および18歳以上の学生を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

2. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が3%の場合

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.971	46	24.775
2	1.913	47	25.025
3	2.829	48	25.267
4	3.717	49	25.502
5	4.580	50	25.730
6	5.417	51	25.951
7	6.230	52	26.166
8	7.020	53	26.375
9	7.786	54	26.578
10	8.530	55	26.774
11	9.253	56	26.965
12	9.954	57	27.151
13	10.635	58	27.331
14	11.296	59	27.506
15	11.938	60	27.676
16	12.561	61	27.840
17	13.166	62	28.000
18	13.754	63	28.156
19	14.324	64	28.306
20	14.877	65	28.453
21	15.415	66	28.595
22	15.937	67	28.733
23	16.444	68	28.867
24	16.936	69	28.997
25	17.413	70	29.123
26	17.877	71	29.246
27	18.327	72	29.365
28	18.764	73	29.481
29	19.188	74	29.593
30	19.600	75	29.702
31	20.000	76	29.808
32	20.389	77	29.910
33	20.766	78	30.010
34	21.132	79	30.107
35	21.487	80	30.201
36	21.832	81	30.292
37	22.167	82	30.381
38	22.492	83	30.467
39	22.808	84	30.550
40	23.115	85	30.631
41	23.412	86	30.710
42	23.701	87	30.786
43	23.982	88	30.860
44	24.254	89	30.932
45	24.519	90	31.002

備考

(注) 幼児および18歳未満の学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者
(*2)の後遺障害による逸失利益を算定するにあたり、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期(18歳)までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間(年数)20年の場合

$$14.877 \text{ (20年の係数)} - 7.020 \text{ (8年の係数)} = 7.857$$

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 有職者、家事従事者(*3)および18歳以上の学生を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

付表3 年齢別平均給与額・全年齢平均給与額表（平均月額）

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢	415,400	275,100	43	478,300	301,000
18	187,400	169,600	44	482,000	298,800
19	199,800	175,800	45	485,600	296,500
20	219,800	193,800	46	489,300	294,300
21	239,800	211,900	47	492,900	292,000
22	259,800	230,000	48	495,500	291,800
23	272,800	238,700	49	498,100	291,700
24	285,900	247,400	50	500,700	291,600
25	298,900	256,000	51	503,300	291,400
26	312,000	264,700	52	505,800	291,300
27	325,000	273,400	53	500,700	288,500
28	337,300	278,800	54	495,500	285,600
29	349,600	284,100	55	490,300	282,800
30	361,800	289,400	56	485,200	280,000
31	374,100	294,700	57	480,000	277,200
32	386,400	300,100	58	455,400	269,000
33	398,000	301,900	59	430,900	260,900
34	409,600	303,700	60	406,300	252,700
35	421,300	305,500	61	381,700	244,500
36	432,900	307,300	62	357,200	236,400
37	444,500	309,100	63	350,100	236,400
38	450,500	307,900	64	343,000	236,400
39	456,600	306,800	65	336,000	236,500
40	462,600	305,600	66	328,900	236,500
41	468,600	304,500	67	321,800	236,500
42	474,700	303,300	68～	314,800	236,600

備考

付表4 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

1. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が5%の場合

① 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)		有職者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

<別紙>付表4 年齢別就労可能年数およびライブニッツ係数表

2020年4月1日に改正民法が施行され、法定利率が5%から3%に変更されます。なお、法定利率の変動により、人身傷害事故が生じた時の法定利率が本表以外の値となる場合は、適用するライブニッツ係数を弊社ホームページ(*)でご確認ください。

(*) www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sogo/cho-hoken/covenant

② 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97～	2	1.859

備考

- (*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。
- (*2) 家事従事者(*3)を含みません。
- (*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

2. 人身傷害事故が生じた時の法定利率(*1)が3%の場合

① 18歳未満の者に適用する表

年齢	幼児および学生または身体および精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者(*2)		有 職 者	
	就労可能年数	ライブニッツ係数	就労可能年数	ライブニッツ係数
歳	年		年	
0	49	14.980	67	28.733
1	49	15.429	66	28.595
2	49	15.892	65	28.453
3	49	16.369	64	28.306
4	49	16.860	63	28.156
5	49	17.365	62	28.000
6	49	17.886	61	27.840
7	49	18.423	60	27.676
8	49	18.976	59	27.506
9	49	19.545	58	27.331
10	49	20.131	57	27.151
11	49	20.735	56	26.965
12	49	21.357	55	26.774
13	49	21.998	54	26.578
14	49	22.658	53	26.375
15	49	23.338	52	26.166
16	49	24.038	51	25.951
17	49	24.759	50	25.730

備 考

② 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライブニツツ係数	年齢	就労可能年数	ライブニツツ係数
18	49	25.502	58	12	9.954
19	48	25.267	59	12	9.954
20	47	25.025	60	12	9.954
21	46	24.775	61	11	9.253
22	45	24.519	62	11	9.253
23	44	24.254	63	10	8.530
24	43	23.982	64	10	8.530
25	42	23.701	65	10	8.530
26	41	23.412	66	9	7.786
27	40	23.115	67	9	7.786
28	39	22.808	68	8	7.020
29	38	22.492	69	8	7.020
30	37	22.167	70	8	7.020
31	36	21.832	71	7	6.230
32	35	21.487	72	7	6.230
33	34	21.132	73	7	6.230
34	33	20.766	74	6	5.417
35	32	20.389	75	6	5.417
36	31	20.000	76	6	5.417
37	30	19.600	77	5	4.580
38	29	19.188	78	5	4.580
39	28	18.764	79	5	4.580
40	27	18.327	80	5	4.580
41	26	17.877	81	4	3.717
42	25	17.413	82	4	3.717
43	24	16.936	83	4	3.717
44	23	16.444	84	4	3.717
45	22	15.937	85	3	2.829
46	21	15.415	86	3	2.829
47	20	14.877	87	3	2.829
48	19	14.324	88	3	2.829
49	18	13.754	89	3	2.829
50	17	13.166	90	3	2.829
51	16	12.561	91	2	1.913
52	15	11.938	92	2	1.913
53	14	11.296	93	2	1.913
54	14	11.296	94	2	1.913
55	14	11.296	95	2	1.913
56	13	10.635	96	2	1.913
57	13	10.635	97～	2	1.913

(*1) 民法第404条の規定に基づく法定利率をいいます。

(*2) 家事従事者(*3)を含みません。

(*3) 家事従事者とは、年齢、性別を問わず、家事を専業にする者をいいます。

備考

付表5 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1.07	1.00	—	—	—					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

備考

第3章 車両保険

車両条項

第1条（この条項の補償内容）

当社は、下表のいずれかに該当する損害に対して、この車両条項および基本条項にしたがい、第4条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

①	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって ご契約のお車 に生じた損害
②	ご契約のお車の 盗難 による損害

第2条（被保険者およびご契約のお車）

- (1) この車両条項において**被保険者**とは、**ご契約のお車**の所有者をいいます。
- (2) この車両条項においてご契約のお車には、ご契約のお車の付属品を含みます。
- (3) この車両条項において付属品とは、自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)されている物をいい、車室内でのみ使用することを目的として自動車または原動機付自転車に固定されているカーナビゲーションシステム(*3)、ETC車載器(*4)およびドライブレコーダーを含みます。ただし、下表の物は含みません。

①	燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
②	法令により自動車または原動機付自転車に定着(*1)または装備(*2)することを禁止されている物
③	通常装飾品とみなされる物
④	付属機械装置(*5)

- (4) (2)の規定にかかわらず、ご契約のお車が下表のいずれかに該当する場合は、対応する「ご契約のお車に含まない物」欄に掲げる物は、ご契約のお車に含みません。

	ご契約のお車	ご契約のお車に含まない物
①	工作用自動車	ご契約のお車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
②	消防自動車	ご契約のお車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用具等の積載付属品
③	タンク車、 ふん尿車等	ご契約のお車に付属するホース

- (*1) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
- (*2) 装備とは、自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車または原動機付自転車に備えつけられている状態をいいます。
- (*3) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずる物を含みます。
- (*4) 有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器のことをいい、これに準ずる物を含みます。
- (*5) 付属機械装置とは、医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着(*1)または装備(*2)されている精密機械装置をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、 被保険者 または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約 に基づく ご契約のお車 の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

備考

第2条(3)

ご契約のお車に定着されているカーステレオ、装備されているスペアタイヤ・標準工具・チャイルドシート・フロアマット、定着または装備されている消火器・座席ベルト、オイル類のうち潤滑油・バッテリーの電解液等は付属品として取り扱います。なお、ガソリン・軽油・プロパンガス(LPG)等の燃料、法令に違反するエアースポイラー・マフラーカッター等、通常装飾品とみなされるマスコット類・クッション・花ビン・膝掛・ステッカー・車体に貼付されたフィルム等は付属品として取り扱いません。

第3条

車両保険では、「台風、洪水または高潮(P.80をご参照ください。)」による損害は補償されます。

⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）に規定する損害の直接の原因となった事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*7)、シンナー等(*8)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*9)ご契約のお車を運転している場合に生じた損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. 所有権留保条項付売買契約に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子
④	ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
⑤	故障損害(*10)
⑥	次のいずれかに該当する損害 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害 イ. 付属品のうちご契約のお車に定着(*11)されていない物に生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. タイヤまたはタイヤのチューブに生じた損害。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは 盗難 によって損害が生じた場合を除きます。 エ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害

(3) ご契約のお車が工作用自動車の場合には、下表のいずれかに該当する物について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

①	キャタピラ、排土板(カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。)、バケット(つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。)、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
②	リーダ(ステーおよびフロントブラケットを含みます。)、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ(モータを含みます。)、パイプロハンマ(チャックを含みます。) その他これらに類似の機能を有する物。 ただし、ご契約のお車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置に限ります。

(4) ご契約のお車が農耕作業用自動車の場合には、ご契約のお車の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品またはその

備考

第3条(1)の表の⑧

競技とは、ロードレース(山岳ラリー、タイムラリー)やサーキットレース等をいい、曲技とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第3条(2)の表の①

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
 2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
 3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者
- *運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第3条(2)の表の⑤

ご契約のお車に生じた故障による損害は補償の対象外です。ただし、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約により、故障によって必要となる搬送費用や緊急時応急対応費用、その他の諸費用がお支払いの対象となることがありますので、ご契約内容をご確認ください。

部分品の付帯部品に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、ご契約のお車の車体（原動機定着部分をいいます。）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

- (*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*5) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*8) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*9) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*10) 故障損害とは、偶然な外来の事故に直接起因しないご契約のお車の電氣的または機械的損害をいいます。
- (*11) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の際の順によって定めます。

ご契約のお車の損害の状態	保険金の額	
	保険金額(*1)が保険価額(*2)と同額または保険価額(*2)を超える場合	保険金額(*1)が保険価額(*2)に達しない場合
① 次のいずれかに該当する場合 ア. ご契約のお車の修理費 が保険価額(*2)以上となる場合 イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	保険価額(*2)	保険金額(*1)
② ①以外の場合	次の算式によって算出される額。ただし、保険価額(*2)を限度とします。 $\boxed{\text{(2)に規定する損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$	次の算式によって算出される額。ただし、保険金額(*1)を限度とします。 $\boxed{\text{(2)に規定する損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額(*1)}}}{\boxed{\text{保険価額(*2)}}} = \boxed{\text{保険金の額}}$

(2) 当社が保険金を支払うべき損害の額は、下表に掲げる額とします。

① 全損(*3)の場合は、保険価額(*2)
② 分損(*4)の場合は、次の算式によって算出される額 $\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に際し部分品を交換したためにご契約のお車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{損害の額}}$

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、保険契約者または被保険者が下表の費用を支出した場合は、これを損害の一部とみなし、その費用の額の合計額を被保険者に支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

第4条
 車両保険には車両価額協定保険特約が自動セットされます（一部のご契約を除きます）。お支払いする保険金は、同特約第4条をご確認ください。

	費用	費用の説明
①	損害防止費用	基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	請求権の保全、行使手続費用	基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	車両搬送費用	次の費用の額の合計額。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。 ア. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで搬送するために必要とした費用 イ. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
④	盗難車両引取費用	盗取されたご契約のお車を引き取るために必要であった費用のうち、③に規定する費用以外の費用。 ただし、1回の事故について、10万円または保険金額(*1)の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。
⑤	共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額

- (4) 当社は、(3)の規定によって支払うべき費用の額と(1)の保険金の額の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、(3)の費用を支払います。
- (5) (2)の損害の額および(3)の費用のうち回収金(*5)がある場合において、回収金(*5)の額が被保険者の自己負担額(*6)を超過するときは、当社は(1)の保険金の額と(3)の費用の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) 当社は、ご契約のお車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

(*1) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*3) 全損とは、ご契約のお車の損害の状態が第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①または第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の表の①に該当する場合をいいます。

(*4) 分損とは、ご契約のお車の損害の状態が第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②または第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の表の②もしくは同表の③に該当する場合をいいます。

(*5) 回収金とは、第三者が負担すべき金額(*7)で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*6) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

$$\boxed{\text{(2)の損害の額および(3)の費用のうち実際に発生した額の合計額}} - \boxed{\text{(1)の保険金の額および(3)の費用の額の合計額}} = \boxed{\text{被保険者の自己負担額}}$$

(*7) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる金額をいいます。

第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）

保険価額(*1)が50万円未満の場合、1回の事故について、当社は、第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

備考

第4条(3)の表の①

「損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用」とは、事故が発生した際に二次的な被害発生が具体的に想定されるような状況で、その二次的な被害の発生または拡大を防止するための費用をいいます。なお、損害の発生または拡大の防止の行為が現実にもたらしたかどうかは問いません。例えば、事故により崖から転落しそうな状態のご契約のお車をクレーン移動した際の費用は、二次的な被害が切迫していることから、これにあたります。

第4条(3)の表の③

「当社の指定する場所」とは、保険契約者や被保険者が入庫する修理工場を自ら特定できない場合に、弊社が指定することがある場所をいいます。

第4条の(*2)

「市場販売価格相当額」とは、自動車販売店等が、ご契約のお車と車種、年式が同一で、走行距離、メンテナンス等、使用の状態が同程度の自動車または原動機付自転車を顧客に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます（消費税を含みます。）。税金、保険料、登録に必要な費用等は含みません。

ご契約のお車の 損害の状態	保険金の額	
	保険金額(*2)が保険価額(*1)と 同額または保険価額(*1)を 超える場合	保険金額(*2)が保険価額(*1)に 達しない場合
① 次のいずれかに該当する 場合 ア. ご契約のお車の 修理費 が保険価額 (*1)以上となる場 合で、ご契約のお 車に損害が生じた 日の翌日から起算 して1年(*3)以内 に修理を行わない とき イ. ご契約のお車の 損傷を修理できな い場合 ウ. ご契約のお車が 盗取され発見され なかった場合	保険価額(*1)	保険金額(*2)
② ご契約のお車の修理費 が保険価額(*1)以上と なる場合で、ご契約の お車に損害が生じた日 の翌日から起算して1 年(*3)以内に修理を 行ったとき	次の算式によって算出される額。 ただし、50万円を限度とします。 第4条(2)に 規定する損 害の額 - 保険証券記載 の免責金額 = 保険金の額	次の算式によって算出される額。 ただし、50万円を限度とします。 (第4条(2) に規定す る損害の 額 - 保険証券記載 の免責金額) × 保険金額(*2) × 保険価額(*1) = 保険金の額
③ ①および②のいずれに も該当しない場合	次の算式によって算出される額。 ただし、保険価額(*1)を限度と します。 第4条(2)に 規定する損 害の額 - 保険証券記載 の免責金額 = 保険金の額	次の算式によって算出される額。 ただし、保険金額(*2)を限度と します。 (第4条(2) に規定す る損害の 額 - 保険証券記載 の免責金額) × 保険金額(*2) × 保険価額(*1) = 保険金の額

(*1) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

(*2) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*3) 修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、修理の期間について、これを変更することができます。

傷害総合補償条項

第1章 傷害定額条項

第1条 (この条項の補償内容)

- (1) 当社は、**被保険者**が急激かつ偶然な外来の事故により身体に**傷害**を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この傷害定額条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) 当社は、(1)の保険金のうち、保険証券に記載のものについてのみ支払責任を負うものとします。

第2条 (被保険者)

- (1) この傷害定額条項において**被保険者**とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この傷害定額条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条 (保険金をお支払いしない場合—その1)

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑥	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。
⑦	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた傷害
⑧	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた傷害

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

備考

第1条(1)

「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

- (*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当社は、**被保険者**が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った**傷害**に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

- (*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- (*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。
- (*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (*4) 水上オートバイを含みます。
- (*5) いずれもそのための練習を含みます。
- (*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額(*1)の全額	死亡保険金受取人
② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	$\begin{matrix} \text{死亡・後遺障害} \\ \text{保険金額} \\ (*1) \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{保険金支払割} \\ \text{合} \\ (*2) \end{matrix} \\ = \\ \text{保険金の額} $	被保険者 (*3)
③ 入院保険金	医師等 の治療を必要とし、 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 入院 した場合。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限ります。	$\begin{matrix} \text{入院保険金日} \\ \text{額} \\ (*5) \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{入院日数} \\ \\ \end{matrix} \\ = \\ \text{保険金の額} $ <p>ただし、1事故に基づく傷害について、入院保険金支払限度日数(*6)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者 (*3)

備考

第4条の表の③

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

第5条(1)

傷害総合補償条項における各保険金は、この保険契約の自動車に関する補償の人身傷害保険金、傷害一時費用保険金等や、他の傷害保険契約の保険金等が支払われる場合でも、重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、入院保険金、通院保険金または一時金払保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

④ 手術 保険金	<p>病院等(*7)または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院(*7)において、傷害の治療を直接の目的として次のいずれかに定める手術を受けた場合。</p> <p>ただし、事故の発生の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間に受けた手術に限ります。</p> <p>ア. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)により手術料の算定対象として列挙されている手術(*9)(*10)。ただし、次に定める手術を除きます。</p> <p>(ア) 傷の処置(創傷処理、デブリードマン)</p> <p>(イ) 皮膚切開術</p> <p>(ウ) 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術</p> <p>(I) 抜歯手術</p> <p>イ. 先進医療(*11)に該当する手術(*12)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">入院保険金日額(*5)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">手術の種類に対応するこの傷害定額条項の別表3に規定する倍率</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">=</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">保険金の額</td> </tr> </table> <p>ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。</p>	入院保険金日額(*5)	×	手術の種類に対応するこの傷害定額条項の別表3に規定する倍率	=			保険金の額			被保険者(*3)
入院保険金日額(*5)	×	手術の種類に対応するこの傷害定額条項の別表3に規定する倍率										
=												
保険金の額												
⑤ 通院 保険金	<p>医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合。</p> <p>ただし、事故の発生の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*13)以内の通院に限ります。また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">通院保険金日額(*14)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">×</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">通院日数</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">=</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">保険金の額</td> </tr> </table> <p>ただし、1事故に基づく傷害について、通院保険金支払限度日数(*15)分の保険金額を限度とします。</p>	通院保険金日額(*14)	×	通院日数	=			保険金の額			被保険者(*3)
通院保険金日額(*14)	×	通院日数										
=												
保険金の額												
⑥ 一時金払 保険金	<p>医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合</p>	この傷害定額条項の別表4に規定する給付金の額	被保険者(*3)									

- (2) 死亡保険金において、基本条項第7節第11条(死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定によりその被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 死亡保険金において、基本条項第7節第11条(死亡保険金受取人の変更)(9)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 後遺障害保険金において、同一事故により、基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)

③ ①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④ ①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(5) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合}(*2)} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合}(*2)} = \boxed{\text{適用する保険金支払割合}}$$

(6) 後遺障害保険金において、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

(7) 入院保険金において、入院日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*16)である場合に限りません。

(8) 入院保険金において、被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(9) 手術保険金において、当社は、被保険者が1事故に基づく傷害に対してこの傷害定額条項の別表3の1. および2. の手術を受けた場合には、この傷害定額条項の別表3の1. に規定する倍率により、手術保険金を支払います。

(10) 通院保険金において、通院日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギブス等(*17)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギブス等(*17)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギブス等(*17)の装着に関する記載がなされている場合に限りません。

- ① 長管骨(*18)または脊柱
- ② 長管骨(*18)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*19)
- ③ 肋骨または胸骨(*20)
- ④ 顎骨または顎関節(*21)

(11) 通院保険金において、当社は、入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(12) 通院保険金において、被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(13) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第1条(1)の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第1条(1)の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(14) 当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{死亡・後遺障害保険金額}(*1)} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

- (15) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)まで、(13)および(14)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。
- (16) 当社は、(15)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)および(7)から(13)までの規定による入院保険金、手術保険金、通院保険金または一時金払保険金を支払います。

- (*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
 (*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

- (*3) 第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害を被り、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。
- (*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。
 (*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
 (*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。
 (*7) 患者が入院するための施設を有しないものを含みます。
 (*8) 医科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
 (*9) 美容整形上等の手術は含みません。
 (*10) 公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表(*22)により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表(*8)においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 (*11) 先進医療とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院において行われるものに限ります。
 (*12) 診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
 (*13) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。
 (*14) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
 (*15) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。
 (*16) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
 (*17) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*23)および三内式シーネをいいます。
 (*18) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
 (*19) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
 (*20) 体幹部を固定した場合に限ります。
 (*21) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。
 (*22) 歯科診療報酬点数表とは、手術を受けた時点において有効な厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
 (*23) 下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

第6条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第1条（この条項の補償内容）(1)の傷害によって死亡したものと推定します。

別表1 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
- (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
- (*3) 職務として操縦する場合を除きます。
- (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。
- (*5) パラプレーン等をいいます。

別表2 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (*1) テストライダーをいいます。
- (*2) 動物園の飼育係を含みます。
- (*3) レフリーを含みます。

別表3 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の④の手術

手術番号	手術の種類	倍率
1.	入院(*1)中に受けた手術	10
2. 1.	以外の手術	5

- (*1) 以下の i. および ii. の条件を満たす入院をいいます。
 - i. 傷害を被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要としたことによる入院
 - ii. i. の傷害の治療を直接の目的とする入院

別表4 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の⑥の額

給付金の名称	お支払いする給付金の額		
① 治療給付金	治療日数(*1)の合計が1日以上5日未満となった場合に、1回の事故について保険証券記載のその被保険者の治療給付金額		
② 入院給付金	治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合に、1回の事故について下表に規定する額(*2)		
		被保険者が被った傷害(*3)	入院給付金の額
	ア.	イ. からI. までのいずれにも該当しない傷害	一時金払保険金額(*4)
	イ.	(ア) 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	一時金払保険金額(*4) × 3
	ウ.	(ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂	一時金払保険金額(*4) × 5
イ.	(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	一時金払保険金額(*4) × 10	

- (*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。
 - i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限り、また、通院した治療日数には、医師等による往診日数を含みます。
 - ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*5)である場合に限り、また、
 - iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*6)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*6)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書に

別表4

治療給付金と入院給付金は重ねてお支払いしません。例えば、頸椎捻挫により治療給付金をお支払いした後に、さらに通院が必要となり、通院日数が5日以上となった場合には、入院給付金との差額を追加してお支払いします。

- ギブス等(*6)の装着に関する記載がなされている場合に限りです。
- (i) 長管骨(*7)または脊柱
 - (ii) 長管骨(*7)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*8)
 - (iii) 肋骨または胸骨(*9)
 - (iv) 顎骨または顎関節(*10)
- (*2) 同一事故により被った傷害が、ア.からI.までの複数に該当する場合、当会社はそれぞれの傷害により支払うべき入院給付金の額のうち、最も高い額を入院給付金として支払います。
- (*3) 被保険者が被った傷害がイ.からI.までのいずれにも該当しない傷害であっても、イ.からI.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。
- (*4) 一時金払保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の一時金払保険金額をいいます。
- (*5) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*6) ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*11)および三内式シーネをいいます。
- (*7) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (*8) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (*9) 体幹部を固定した場合に限りです。
- (*10) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限りです。
- (*11) 下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。

第2章 所得補償条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、第2条（被保険者）に規定する被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業不能になった場合で、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当するときは、この所得補償条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) この所得補償条項において、身体障害、就業不能、所得、身体障害を被った時、継続契約および初年度契約とは、下表のとおりとします。

① 身体障害	傷害または疾病をいいます。
② 就業不能	被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により被保険者の職業にかかわる業務に終日従事できない状態(*1)をいいます。 ア. その身体障害の治療のため、入院していること。 イ. 上記ア.以外で、その身体障害について、 <u>医師等</u> の治療を受けていること。 なお、被保険者が死亡した後または身体障害が治癒した後、いかなる場合であっても、この所得補償条項においては、就業不能とはいいません。
③ 所得	被保険者の職業にかかわる業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除きます。
④ 身体障害を被った時	次のいずれかの時をいいます。 ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時 イ. 疾病については、医師等の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師等の診断によりはじめて発見された時
⑤ 継続契約	所得補償保険契約(*2)の保険期間の末日(*3)を保険期間の初日とする所得補償保険契約(*2)をいいます。
⑥ 初年度契約	継続契約以外の所得補償保険契約(*2)をいいます。

- (*1) 被保険者が2以上の業務に従事している場合は、それらのすべての業務に終日従事できない状態をいいます。
- (*2) この所得補償条項またはこの所得補償条項以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。
- (*3) その所得補償保険契約が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第2条（被保険者）

- (1) この所得補償条項において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この所得補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

備考

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑦	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

(3) 当社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として**医師等**が用いた場合には、保険金を支払います。

(4) 当社は、被保険者が**精神病性障害**、**知的障害**、**人格障害**、**アルコール依存**および**薬物依存**等の**精神障害(*8)**を被り、これを原因として生じた就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当社は、被保険者の妊娠または出産による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当社は、下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った身体障害による就業不能に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者 が別表1に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表2に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

* 運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

第4条の表の③

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

- (*1) 乗用車とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- (*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。
- (*3) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (*4) 水上オートバイを含みます。
- (*5) いずれもそのための練習を含みます。
- (*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に就業不能となり、 医師等 の治療を開始した日以後の就業不能の日数が所得補償免責日数(*1)を超えて継続した場合	$\begin{matrix} \text{保険証券記載の所得補償保険金日額} \\ \times \left(\begin{matrix} \text{医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数} \\ - \text{所得補償免責日数} \\ (*1) \end{matrix} \right) \\ = \text{保険金の額} \end{matrix}$ <p>ただし、同一の身体障害(*2)による就業不能について、所得補償てん補日数(*3)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者

- (2) 就業不能の日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*4)である場合に限ります。
- (3) この保険契約が継続契約である場合において、被保険者が就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害を被った時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。
- (4) 被保険者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当社は、重複しては保険金を支払いません。
- (5) 保険金が支払われる就業不能でなくなった後、その就業不能の原因となった身体障害と同一の身体障害(*2)によって再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、後の就業不能については、新たに所得補償免責日数(*1)および所得補償てん補日数(*3)の規定を適用しません。
- (6) (5)の規定にかかわらず、保険金が支払われる就業不能でなくなった日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以後に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能として取り扱います。この場合において、後の就業不能について保険金を支払うべきときは、新たに所得補償免責日数(*1)および所得補償てん補日数(*3)の規定を適用します。
- (7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の身体障害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

① 保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (8) 当社は、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、第1条（この条項の補償内容）(1)の就業不能の日数が延長した場合も、(7)と同様の方法で支払います。
- (9) 同一の身体障害(*2)による就業不能について、被保険者1名に対し当社が支払うべき保険金の額は、(1)から(8)までの規定による額とします。

- (*1) 所得補償免責日数とは、保険証券記載の所得補償免責日数をいいます。
- (*2) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。
- (*3) 所得補償てん補日数とは、保険証券記載の所得補償てん補日数をいいます。
- (*4) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (2) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されて

- きた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した場合は、当会社は、この保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。
- (4) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

別表1 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
 (*2) グライダーおよび飛行船を除きます。
 (*3) 職務として操縦する場合を除きます。
 (*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。
 (*5) パラプレーン等をいいます。

別表2 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- (*1) テストライダーをいいます。
 (*2) 動物園の飼育係を含みます。
 (*3) レフリーを含みます。

第3章 収入補償条項

第1条（この条項の補償内容）

- (1) 当会社は、第2条（被保険者）に規定する**被保険者**が身体障害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この収入補償条項および基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。
- (2) この収入補償条項において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
② 要介護状態	公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態をいいます。ただし、この保険契約の保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、当会社は、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護2以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。
③ 要介護状態になった日	公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた日をいいます。
④ 身体障害	傷害 または 疾病 をいいます。
⑤ 特定5疾病	別表1に掲げる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変および慢性腎不全をいいます。
⑥ 特定5疾病の診断	特定5疾病について、次のいずれかに該当した場合をいいます。 ア. この保険契約の保険期間の初日(*1)からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時より前(*2)に 医師等 により悪性新生物と診断確定(*3)されたこと(*4)がなく、かつ、この保険契約の保険期間の初日(*1)からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時以後に医師等により悪性新生物と病理組織学的所見(*5)によって診断確定(*6)されたこと。 イ. 急性心筋梗塞または脳卒中を発病したと、医師等によって診断されたこと。 ウ. 肝硬変または慢性腎不全の状態になったと、医師等によって診断されたこと。

⑦	後遺障害の割合	別表2に規定する <u>後遺障害</u> の割合をいいます。
⑧	重度後遺障害	78%以上の後遺障害の割合に該当する後遺障害をいいます。
⑨	精神障害	平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠する精神の障害をいいます。
⑩	就業不能等	<p>次のいずれかの状態をいい、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の①に該当する場合は、その特定5疾病を直接の原因とする<u>入院</u>は、この状態に該当するものとみなします。</p> <p>ア. 被保険者が被った傷害の直接の結果として重度後遺障害が生じ、その重度後遺障害により職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態</p> <p>イ. 被保険者が精神障害以外の疾病を被り、次のいずれかの事由により職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態</p> <p>(ア) その疾病の治療のため、入院していること。</p> <p>(イ) (ア)以外で、その疾病について、医師等の治療を受けていること。</p> <p>ウ. 被保険者が精神障害を被り、その精神障害の状態が、国民年金法に定める障害等級の一級または二級に該当していると認定されている状態。ただし、この保険契約の保険期間の開始時以降に国民年金法の改正が行われた場合には、当社は、改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な国民年金法に定める障害等級の一級または二級に相当すると認められる状態を就業不能等とみなします。</p> <p>エ. 被保険者が、精神障害以外の疾病を被り、その疾病により生じた、別表3に掲げる高度障害状態</p> <p>なお、被保険者が死亡した後またはイについて疾病が治癒した後は、いかなる場合であっても、この収入補償条項においては、就業不能等とはいいません。</p>
⑪	身体障害を被った時	<p>次のいずれかの時をいいます。</p> <p>ア. 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時</p> <p>イ. 疾病については、医師等の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師等の診断によりはじめて発見された時</p>
⑫	保険金支払事由	第5条(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に規定する保険金の支払対象となる就業不能等または要介護状態になることをいいます。
⑬	保険金支払事由に該当した日	<p>第5条(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に規定する保険金の支払対象となる、次のいずれかの日をいいます。ただし、同一の就業不能等または要介護状態において、保険金支払事由に該当した日が複数ある場合は、いずれか早い日とします。</p> <p>ア. 就業不能等の原因となった傷害を被った事故の発生の日</p> <p>イ. 精神障害以外の疾病を直接の原因とした就業不能等になった日</p> <p>ウ. 精神障害を直接の原因として国民年金法に定める障害等級の一級または二級に該当すると認定された場合の障害認定日</p> <p>エ. 要介護状態になった日</p>
⑭	保険金支払基準日	<p>就業不能等または要介護状態の原因となった身体障害が同一であるか否かを問わず、次のアおよびイをいいます。</p> <p>ア. 保険金支払事由に該当した日。ただし、保険金が支払われた前回の保険金支払基準日から1年を経過する日より前に新たに保険金支払事由に該当した場合のその保険金支払事由に該当した日を除きます。なお、第5条(1)の表の②アにより就業不能等の日数が、就業不能等になった日からその日を含めて30日を超えて継続したと、医師等によって診断され、保険金が支払われた場合は、同号のただし書の規定が適用されるときを除き、保険金支払事由に該当した日を保険金が支払われた保険金支払基準日とみなします。</p> <p>イ. 保険金が支払われた前回の保険金支払基準日の1年後の応当日。ただし、1年後の応当日がない場合は、その月の末日とします。</p>
⑮	てん補期間	保険金支払事由に該当した日からその日を含めて保険証券記載のてん補期間までの期間をいい、てん補期間が年齢までの期間の場合には、その年齢に達した日以降はじめて到来する、保険金支払事由が発生した保険契約の保険期間の末日の応当日までの期間をいいます。ただし、保険期間の末日の応当日がない場合は、その日の属する月の末日までの期間とします。
⑯	継続契約	収入補償保険契約(*7)の保険期間の末日(*8)を保険期間の初日とする収入補償保険契約(*7)をいいます。

⑰ 初年度契約	継続契約以外の収入補償保険契約(*7)をいいます。
---------	---------------------------

- (*1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日をいいます。
- (*2) この保険契約の保険期間の開始時より前を含みます。
- (*3) 被保険者が医師等である場合は、被保険者自身による診断確定を含みます。
- (*4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人の、その事実の知、不知を問いません。
- (*5) 生検を含みます。
- (*6) 病理組織学的所見(*5)が得られない場合には、当会社は、その他の所見による診断確定も認めることがあります。
- (*7) この収入補償条項またはこの収入補償条項以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款もしくは特約に基づく保険契約をいいます。
- (*8) その収入補償保険契約が末日前に解除されていた場合にはその解除日とします。

第2条（被保険者）

- (1) この収入補償条項において**被保険者**とは、保険証券記載の被保険者をいいます。
- (2) この収入補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害による就業不能等または要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する身体障害による就業不能等または要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた身体障害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた身体障害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している場合に生じた身体障害
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
⑦	被保険者に対する刑の執行によって生じた身体障害

- (3) 当会社は、被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた身体障害による就業不能等または要介護状態に対しては、保険金を支払いません。ただし、治療を目的として**医師等**が用いた場合には、保険金を支払います。
- (4) 当会社は、被保険者のアルコール依存、薬物依存(*8)または薬物乱用によって生じた就業不能等または要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金の受取人が治療をさせなかったことにより、被保険者が就業不能等または要介護状態になった場合は、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、被保険者の妊娠または出産による就業不能等に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

備考

第3条(2)の表の③

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車の種類以外の自動車を運転している者

* 運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

- (*4) 自動車には、原動機付自転車を含まず。
- (*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D-10 (2013年版) 準拠」に定められた分類項目中の分類番号 F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）

当会社は、下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った身体障害による就業不能等または要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表4に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者の職業が別表5に掲げるもののいずれかに該当する場合において、被保険者がその職業に従事している間
③	被保険者が次のいずれかに該当する間 7. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車(*3)を用いて道路上で競技等(*2)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法または態様により乗用具(*1)を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等(*2)に準ずる方法または態様により自動車(*3)を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車(*3)を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法もしくは態様により自動車(*3)を使用している間

第4条の表の③
 「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

- (*1) 乗用具とは、自動車(*3)、モーターボート(*4)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。
- (*2) 競技等とは、競技、競争、興行(*5)または試運転(*6)をいいます。
- (*3) 自動車には、原動機付自転車を含まず。
- (*4) 水上オートバイを含みます。
- (*5) いずれもそのための練習を含みます。
- (*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、被保険者が下表のいずれかの事由に該当した場合に保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 特定5疾病の診断を受け、その特定5疾病を直接の原因としてこの保険契約の保険期間(*1)を通じて初めて入院を開始(*2)した場合。ただし、この保険契約の保険期間(*1)を通じて②から④までに該当したことがない場合に限ります。 ② 次のいずれかの事由に該当し、その就業不能等の日数が、就業不能等になった日または保険金支払基準日ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続したと、医師等によって診断された場合。ただし、就業不能等になった日が保険金が支払われた前回の保険金支払基準日の1年後の応当日より前である場合は、その就業不能等の日数が当該応当日からその日を含めて30日を超えて継続したと、医師等によって診断されたことを要します。 7. この保険契約の保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に生じた重度後遺障害によって就業不能等になったと、医師等によって診断されたこと。 イ. 特定5疾病の診断を受け、その特定5疾病を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に就業不能等になったと、医師等によって診断されたこと。 ウ. 特定5疾病および精神障害以外の疾病を被り、その疾病を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に就業不能等になったと、医師等によって診断されたこと。	てん補期間中における就業不能等になった日または保険金支払基準日ごとに、保険金支払事由に該当した日時点の保険証券記載の保険金額	被保険者

- ③ 精神障害を直接の原因としてこの保険契約の保険期間中に就業不能等になり、その就業不能等の日数が就業不能等になった日または保険金支払基準日ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続した場合。ただし、この保険契約の保険期間(*1)を通じて、保険金額を限度に1回支払います。また、就業不能等になった日が保険金が支払われた前回の保険金支払基準日の1年後の応当日より前である場合は、その就業不能等の日数が、当該応当日からその日を含めて30日を超えて継続したことを要します。
- ④ この保険契約の保険期間中に要介護状態になり、その要介護状態の日数が要介護状態になった日または保険金支払基準日ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続した場合。ただし、要介護状態になった日が保険金が支払われた前回の保険金支払基準日の1年後の応当日より前である場合は、その要介護状態等の日数が、当該応当日からその日を含めて30日を超えて継続したことを要します。

- (2) 就業不能等の日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*3)である場合に限ります。
- (3) 同一の保険金支払基準日において、保険金の支払を受けられる就業不能等または要介護状態が複数ある場合でも、当社は、重複しては保険金を支払いません。
- (4) 保険金が支払われる就業不能等または要介護状態でなくなった後、その就業不能等または要介護状態の原因となった身体障害と同一の身体障害(*4)によって再び就業不能等または要介護状態になった場合は、後の就業不能等または要介護状態は前の就業不能等または要介護状態と同一の就業不能等または要介護状態とみなし、後の就業不能等または要介護状態については、新たにてん補期間の規定を適用しません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険金が支払われる就業不能等または要介護状態でなくなった後、その就業不能等または要介護状態の原因となった身体障害と同一の身体障害(*4)によって再び就業不能等または要介護状態になった場合で、その就業不能等または要介護状態が、保険金が支払われた前回の保険金支払基準日の1年後の応当日からその日を含めて30日を超えて継続したと、医師等によって診断されなかったとき(*5)は、後の就業不能等または要介護状態は前の就業不能等または要介護状態とは異なった就業不能等または要介護状態として取り扱います。この場合において、後の就業不能等または要介護状態について保険金を支払うべきときは、新たにてん補期間の規定を適用します。
- (6) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第1条（この条項の補償内容）(1)の身体障害または要介護状態の程度が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

- (7) 当社は、被保険者または保険金の受取人の故意または重大な過失により、就業不能等または要介護状態の日数が延長した場合も、(6)と同様の方法で支払います。
- (8) 被保険者が第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑩I.に規定する高度障害状態となったと、医師等によって診断された場合には、被保険者が生存する限り、就業不能等が継続したものとみなして(1)から(7)までの規定を適用します。この場合、(1)の表の②中「継続したと、医師等によって診断された」とあるのは「継続した」と読み替え、(5)中「継続したと、医師等によって診断されなかった」とあるのは「継続しなかった」と読み替えます。ただし、被保険者がその高度障害状態に該当しなくなったことが明らかとなった場合には、その高度障害状態に該当しなくなった後の期間については、次の①および②のとおり取り扱います。
- ① 就業不能等が継続したものとみなしません。
- ② その高度障害状態により、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (9) 同一事故により、基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の割合」欄の割合を適用して、重度後遺障害に該当するかを決定します。ただし、同一事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する後遺障害の割合と、下表の規定による後遺障害の割合のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害の割合
①	基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する後遺障害の割合
②	①以外の場合で、基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する後遺障害の割合
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する後遺障害の割合。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する後遺障害の割合の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する後遺障害の割合に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する後遺障害の割合

(10) 既に後遺障害のある被保険者が新たに傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される後遺障害の割合を適用して、重度後遺障害に該当するかを決定します。

加重された後の後遺障害に 該当する等級に対応する 後遺障害の割合	－	既にあった後遺障害に 該当する等級に対応する 後遺障害の割合	＝	適用する後遺障害の割合
--	---	--------------------------------------	---	-------------

(11) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、重度後遺障害に該当するかを決定します。

(12) 同一の身体障害(*4)による就業不能等または要介護状態について、被保険者1名に対し当社が支払うべき保険金の額は、(1)から(11)までの規定による額とします。

(*1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約からこの保険契約までの連続した保険期間をいいます。

(*2) 被保険者が特定5疾病以外の事由による入院中に、特定5疾病を被り、その特定5疾病の治療を開始した場合には、その治療を開始した日に、特定5疾病を直接の原因とした入院を開始したものとみなします。

(*3) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*4) 医学上重要な関係がある身体障害は、同一の身体障害とみなします。

(*5) 第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑩ウの就業不能等および要介護状態については、「30日を超えて継続したと、医師等によって診断されなかったとき」は、「30日を超えて継続しなかったとき」とし、医師等により診断されなかったことを要しません。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、就業不能等または要介護状態の原因となった身体障害を被った時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(2) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、就業不能等または要介護状態の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。

(3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、当社は、この保険契約の保険期間の開始時より後に被った身体障害を原因とするものとみなして取り扱います。

(4) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に始まった就業不能等または要介護状態が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に就業不能等または要介護状態に該当していたときは、当社は、重複しては保険金を支払いません。

別表1 第1条(この条項の補償内容)(2)の表の⑤の悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変および慢性腎不全

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)悪性新生物 (*1)(*2)	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>(C43~C44)のうち、 ・皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、 原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
	独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
(2)急性心筋梗塞	虚血性心疾患(120~125)のうち、 ・急性心筋梗塞 ・再発性心筋梗塞	121
		122
(3)脳卒中	脳血管疾患(160~169)のうち、 ・くも膜下出血 ・脳内出血 ・脳梗塞	160
		161
		163
(4)肝硬変	アルコール性肝疾患(K70)のうち、 ・アルコール性肝硬変 肝線維症及び肝硬変(K74)のうち、 ・原発性胆汁性肝硬変 ・続発性胆汁性肝硬変 ・胆汁性肝硬変、詳細不明 ・その他及び詳細不明の肝硬変	K70.3
		K74.3
		K74.4
		K74.5
		K74.6
(5)慢性腎不全	慢性腎臓病(N18)のうち、 ・慢性腎臓病、ステージ4 ・慢性腎臓病、ステージ5	N18.4
		N18.5
(注)対象となる悪性新生物には、「上皮内新生物」は含まれません。		

(*1)厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を含みます。ただし、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物」に分類された疾病は対象となる悪性新生物には含まれません。

(*2)厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」により、新生物の性状を表す第5桁コードとして次のコード番号が付されたものであることを必要とします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードとして次のコード番号が付された新生物があるときには、その新生物を含みます。

新生物の性状を表す第5桁コード	
コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑦の後遺障害の割合

後遺障害の等級	後遺障害の割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

別表3 第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑩I.の高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考
1 両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。

4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	<p>「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込みのない場合</p> <p>② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合</p>
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

別表4 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の①の運動等

山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(*2) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*3) 職務として操縦する場合を除きます。

(*4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*5)を除きます。

(*5) パラプレーン等をいいます。

別表5 第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の表の②の職業

オートテスター(*1)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(*2)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(*3)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(*1) テストライダーをいいます。

(*2) 動物園の飼育係を含みます。

(*3) レフリーを含みます。

II 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条 (告知義務)

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者または**被保険者**になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。
- (2) (1)の被保険者とは、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては**記名被保険者**(*1)をいいます。
- (3) 傷害総合補償条項所得補償条項および収入補償条項において、この保険契約が継続契約である場合には、被保険者の身体障害の発生の有無については、告知事項とはしません。ただし、この保険契約の支払条件が、この保険契約の継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、これを告知事項とします。

(*1) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の車両条項においては、**ご契約のお車の所有者**とします。

第2条 (通知義務)

- (1) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または**被保険者**は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

総合自動車補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種または登録番号(*1)を変更すること。 ② ご契約のお車の保険証券記載の使用目的(*2)を変更すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。 <p>(*1) 車両番号を含みます。 (*2) 使用目的とは、業務使用、通勤・通学使用または日常・レジャー使用のいずれかをいいます。 (*3) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
一般自動車補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種または登録番号(*1)を変更すること。 ② ①のほか、告知事項(*2)の内容に変更を生じさせる事実(*3)が発生すること。 <p>(*1) 車両番号および標識番号を含みます。 (*2) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*3) 告知事項(*2)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
個人用自動車補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種または登録番号(*1)を変更すること。 ② ご契約のお車の保険証券記載の使用目的(*2)を変更すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。 <p>(*1) 車両番号および標識番号を含みます。 (*2) 使用目的とは、業務使用または日常・レジャー使用のいずれかをいいます。 (*3) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
自動車運転者補償条項	告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。 (*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
住まいの補償条項	<ol style="list-style-type: none"> ① 保険の対象を他の場所に移転すること。 ② 保険の対象(*1)の構造または用途を変更(*2)すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(*3)の内容に変更を生じさせる事実(*4)が発生すること。 <p>(*1) 付帯された特約により保険の対象に動産が含まれるときは、これを収容する建物とします。 (*2) 保険の対象の内部で行う製造・加工等の工業上の作業を含みます。 (*3) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*4) 告知事項(*3)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。</p>
傷害総合補償条項	告知事項(*1)の内容に変更を生じさせる事実(*2)が発生すること。 (*1) 他の保険契約等に関する事実を除きます。 (*2) 告知事項(*1)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

備考

第1節第1条(1)

保険契約申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)ですので、ご契約時に正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項は、「パンフレット兼重要事項説明書」をご参照ください。

第1節第2条(1)

保険契約申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項は、「パンフレット兼重要事項説明書」をご参照ください。

- (2) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

- (1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条（ご契約のお車の譲渡）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **ご契約のお車**が譲渡(*1)された場合であっても、この保険契約の権利および義務(*2)は、譲受人(*3)に移転しません。ただし、保険契約者が、この保険契約の権利および義務(*2)をご契約のお車の譲受人(*3)に譲渡(*1)することを当会社に**書面等**により通知して承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、この保険契約の権利および義務(*2)は、譲受人(*3)に移転します。
- (2) 当社は、ご契約のお車が譲渡(*1)された後(*4)に、ご契約のお車について生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 譲渡には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または**記名被保険者**(*5)とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。
- (*2) この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*3) 譲受人には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- (*4) (1)のただし書の通知を受領した後を除きます。
- (*5) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者とします。

第5条（ご契約のお車の入替）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 下表のいずれかに該当する場合は、新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)について、この保険契約を適用します。ただし、保険契約者が**書面等**をもってその事実を当社に通知し、その新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)と**ご契約のお車**の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときに限ります。

①	次のいずれかに該当する者による新規取得自動車(*1)である場合 ア. ご契約のお車の所有者(*3) イ. 記名被保険者 ウ. 記名被保険者(*4)の配偶者(*5) エ. 記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の 同居の親族
②	ご契約のお車を廃車等(*6)した場合。ただし、ご契約のお車の廃車等(*6)の時点で①のア. からエ. までのいずれかに該当する者を所有者(*3)とする所有自動車(*2)がある場合に限り ます。

- (2) (1)の表のいずれかに該当する事実のあった後に、(1)のただし書に規定する通知を受けるまでの間に新規取得自動車(*1)または所有自動車(*2)について生じた事故による損害または**傷害**に対しては、当社は、この保険契約による保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)に規定するご契約のお車の入替において、(1)の表の①の事実があった場合は、下表をすべて満たすときに限り、当社は、入替自動車(*7)をご契約のお車とみなして、入替自動車の取得日(*8)以後下表の②の請求を当社が承認するまでの間は、この保険契約を適用します。

①	ご契約のお車を廃車等(*6)したこと。
②	入替自動車の取得日(*8)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領したこと。
③	次のいずれかに該当すること。 ア. ご契約のお車の所有者(*3)が個人であること。 イ. 保険証券にノンフリート契約であることが記載されていること。

- (4) (3)の規定において、入替自動車の取得日(*8)の翌日から起算して31日目の日以降に、保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを受領した場合は、下表をすべて満たすときに限り、当社は、入替自動車(*7)をご契約のお車とみな

して、入替自動車の取得日(*8)以後ご契約のお車の入替の承認の請求を当社が承認するまでの間は、この保険契約を適用します。ただし、この場合において、当社が支払う保険金は賠償責任条項(*9)に規定する保険金に限ります。

①	ご契約のお車を廃車等(*6)したこと。
②	入替自動車(*7)をご契約のお車とする他の保険契約等がないこと。
③	ご契約のお車の入替の承認の請求を怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったこと。
④	次のいずれかに該当すること。 ア. ご契約のお車の所有者(*3)が個人であること。 イ. 保険証券にノンフリート契約であることが記載されていること。

(5) (2)の規定にかかわらず、更新前契約(*10)の保険期間内(*11)に、(1)の表の①の事実があった場合で、かつ、この保険契約のご契約のお車が入替前自動車(*12)であるときは、下表をすべて満たす場合に限り、当社は、入替自動車(*7)をご契約のお車としてこの保険契約を適用します。ただし、保険証券記載の保険期間の初日以降ご契約のお車の訂正を当社が承認するまでの間に生じた事故について当社が支払う保険金は、賠償責任条項(*9)に規定する保険金に限ります。

①	入替前自動車(*12)を廃車等(*6)したこと。
②	入替自動車(*7)をご契約のお車とする他の保険契約等がないこと。
③	保険契約者が書面等によりご契約のお車の訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認したこと。
④	この保険契約の締結の際に、入替前自動車(*12)をご契約のお車として告知したことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったこと。
⑤	次のいずれかに該当すること。 ア. ご契約のお車の所有者(*3)が個人であること。 イ. 保険証券にノンフリート契約であることが記載されていること。

(6) (3)または(4)の規定により、入替自動車(*7)に対してこの保険契約が適用される場合には、ご契約のお車の廃車等(*6)があった後に、そのご契約のお車について生じた事故による損害または傷害に対しては、当社は、この保険契約による保険金を支払いません。

(7) (3)の規定により、入替自動車(*7)に対してこの保険契約が適用される場合で、ご契約のお車に車両条項が適用されているときは、入替自動車の取得日(*8)以降の車両保険契約については、入替自動車の価額(*13)を保険金額として入替自動車(*7)に対して車両価額協定保険特約を適用します。ただし、同特約第3条(協定保険価額の変更)の規定は適用しません。

(8) 更新後契約(*14)において、その保険契約における(5)の規定と同様の規定により保険金を支払う場合で、その保険契約における入替前自動車(*12)の廃車等(*6)があった後に、その入替前自動車(*12)に事故が生じたときは、その事故による損害または傷害に対しては、当社は、この保険契約による保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(*1) 新規取得自動車とは、ご契約のお車(*15)と用途・車種が同一(*16)である、新たに取得(*17)した自動車または原動機付自転車をいいます。

(*2) 所有自動車とは、ご契約のお車と用途・車種が同一(*16)であり、(1)の表の①のア. からイ. までのいずれかに該当する者が所有者(*3)である自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、ご契約のお車および新規取得自動車(*1)を除きます。

(*3) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. 自動車または原動機付自転車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
- ii. 自動車または原動機付自転車が**貸借契約**により貸借されている場合は、その借主
- iii. i. または ii. のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者

(*4) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*3)とします。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*6) 廃車等とは、廃車、譲渡または返還をいいます。

(*7) 入替自動車とは、新規取得自動車(*1)のうち、ご契約のお車(*15)の廃車等(*6)を行った後、その代替として(1)の表の①のア. からイ. までのいずれかに該当する者が新たに取得(*17)したものをいいます。

(*8) 入替自動車の取得日は、保険契約者または入替自動車(*7)の所有者(*3)が当社に提出した確認資料により、次のとおり取り扱います。

- i. 提出した確認資料で入替自動車(*7)を取得(*17)した日が確認できる場合は、実際に入替自動車(*7)を取得(*17)した日。ただし、当社が妥当と認めた場合に限り、
- ii. 入替自動車(*7)の自動車検査証以外の確認資料では入替自動車(*7)を取得(*17)した日が確認できない場合は、入替自動車(*7)の自動車検査証に(1)の表の①のア. からイ. までのいずれかに該当する者の氏名または名称が記載された日

(*9) 賠償責任条項に適用される他の特約を含みます。

(*10) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。

備考

- (※11) 更新前契約(※10)の保険期間が1年を超える場合は、その保険契約の最終保険年度内をいいます。
- (※12) 入替前自動車とは、この保険契約の締結の際に、保険契約者のご契約のお車として当会社に告知したもので、更新前契約(※10)の保険期間内(※11)に廃車等(※6)したものをいいます。
- (※13) 入替自動車の価額とは、入替自動車(※7)の取得(※17)の時における入替自動車(※7)と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。
- (※14) 更新後契約とは、この保険契約と保険契約者、記名被保険者およびご契約のお車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
- (※15) (5)の規定の適用においては、入替前自動車(※12)をいいます。
- (※16) 別表2において、新規取得自動車(※1)または所有自動車(※2)が、ご契約のお車(※15)と同一区分内にある場合には、同一の用途・車種であるものとみなします。
- (※17) 取得には、所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第6条 (保険金額の調整)

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際、保険金額が保険の対象(※1)の価額(※2)を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。
 - (2) 保険契約の締結の後、保険の対象(※1)の価額(※2)が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象(※1)の価額(※2)に至るまでの減額を請求することができます。
 - (3) 当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (※1) 保険の対象には、ご契約のお車を含みます。
 (※2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、ご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第1節第6条(1)

超過していた部分について保険契約を取り消した場合には、第6節第5条の規定により取り消した分の保険料を返還します。

第7条 (保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(※1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、書面等をもってその事実を当会社に通知して承認の請求を行わなければなりません。ただし、保険契約者があらかじめ当会社に通知して承認の請求を行わなかったことについて、保険契約者に重大な過失がなかった場合は、保険契約者があらかじめ当会社に通知して承認の請求を行ったものとみなします。
 - (2) 保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。
 - (3) 保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包括承継があった場合は、保険契約者(※2)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。
- (※1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
 (※2) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第1節第7条(1)

第5節第11条の規定により保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効します。保険の対象の譲渡と同時に保険契約の権利および義務を譲渡しようとするときは、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

第1節第7条(3)

「包括承継」とは、他人の権利義務を一括して承継することをいいます。

第8条 (告知義務および通知義務に関する特則)

住まいの補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

第1条 (告知義務) および第2条 (通知義務) に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

住まいの補償条項	保険の対象の追加
傷害総合補償条項	保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加

第9条 (被保険者による保険契約の解除請求)

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することを求めることができます。

①	この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金の受取人に、第5節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者または保険金の受取人が、第5節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合
④	第5節第5条(重大事由による保険契約の解除)(1)の表の⑤に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金の受取人が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- (2) 保険契約者は、(1)の表のいずれかに該当する場合において、被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除しなければなりません。
- (3) 被保険者は、(1)の表の①に該当する場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限りです。
- (4) (3)の規定により保険契約が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対して、そのことを書面により通知するものとします。
- (5) 当会社は、(2)または(3)の通知を受けた場合には、(2)の通知のときは保険契約者に対して、(3)の通知のときは被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

第2節 保険料の払込み

第1条(保険料の払込方法等)

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に**初回保険料**の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故または発病した疾病の取扱いに関する規定を適用しません。
- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

- (3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月の翌月末までに**被保険者**、保険金の受取人または保険金請求権者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日または疾病の発病の日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

- (4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日または疾病の発病の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

- (5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者は、当会社に**書面等**により通知して承認を請求した場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

第2節第1条(1)

保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期日の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日(一部金融機関では27日)となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

- (*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。
 (*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が(1)の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、**初回保険料**の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

①	初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*2)とみなしてこの条項の規定を適用します。
②	初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月の払込期日(*2)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*6)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

①	保険契約者から当社に 書面等 により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) **追加保険料**を含みます。

(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*5) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*6) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*2)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

①	保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
②	当社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*3)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
②	第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

備考

第2節第2条

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

①	当社が、クレジットカード会社からその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*3)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続きが行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当社がクレジットカード会社から払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*2)については、当社が承認しない限り、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*5)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

①	保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
②	当社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 追加保険料を含みます。

(*3) 当社の指定するクレジットカードに限ります。

(*4) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*5) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料(*1)を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当社がこれを承認する場合
②	第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

(*1) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日(*1)の翌日以後に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日(*1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）

- (1) 保険契約者、**被保険者**、保険金の受取人または保険金請求権者は、事故、損害もしくは**傷害**が発生したことまたは被保険者が**疾病**を発病したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	損害の発生および拡大の防止に努めること(*1)。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況(*2)または疾病の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*2)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容。ただし、傷害総合補償条項については、この規定を適用しません。
④ 他の保険契約等の通知 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	他の保険契約等 の有無および内容(*3)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	損害賠償の請求(*4)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	他人に損害賠償の請求(*4)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	保険の対象(*5)に 盗難 による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	保険の対象(*5)を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 責任の無断承認の禁止 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、この規定を適用します。	損害賠償の請求(*4)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑩ 調査の協力等	①から⑨までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害もしくは疾病の調査に協力すること(*6)。

- (2) 傷害総合補償条項傷害定額条項に規定する死亡保険金を補償する場合において、保険契約者または保険金の受取人は、被保険者が搭乗している**航空機**または**船舶**に下表の左欄に該当

備考

第3節第1条

事故、損害または傷害が発生もしくは疾病が発病したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.22、P.24をご参照ください。

する事由が生じたときは、その事由が発生した日からその日を含めて30日以内に、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 行方不明となった場合	行方不明の状況を当会社に書面等により通知すること。
② 遭難した場合	遭難発生状況を当会社に書面等により通知すること。

(3) 傷害総合補償条項所得補償条項において、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が所得補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の就業不能になった場合は、下表のことを履行しなければなりません。

就業不能になった日からその日を含めて30日以内に、傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。

(4) 傷害総合補償条項収入補償条項において、保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、被保険者が収入補償条項第5条（お支払いする保険金）の就業不能等または要介護状態になった場合は、下表の右欄に規定することを履行しなければなりません。

① 就業不能等になった場合	就業不能等になった日からその日を含めて30日以内に、傷害または疾病の内容および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。
② 要介護状態になった場合	要介護状態になった日から遅滞なく、公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(*7)を添えて、要介護状態の内容および程度等の詳細を当会社に書面等により通知すること。

- (*1) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、損害の発生および拡大の防止に努めることには、運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせることを含みます。
- (*2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。
- (*3) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。
- (*4) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (*5) 保険の対象には、**ご契約のお車**を含みます。
- (*6) 住まいの補償条項において、保険の対象について損害が生じた場合、当社が、事故が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。
- (*7) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要とした書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書およびその他当社が指定する書類をいいます。

第2条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務違反）

(1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦、同表の⑧または同表の⑩	第1条(1)の表の②から⑤まで、同表の⑦、同表の⑧または同表の⑩の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条(1)の表の⑨	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の③、同表の⑦、同表の⑩、(2)の表、(3)の表もしくは(4)の表に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 傷害総合補償条項においては、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由がなく、第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(2)、(3)または(4)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（人身傷害事故発生時の義務等）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) **被保険者**が人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害を被った場合(*1)で、賠償義務者(*2)があるときは、保険金請求権者は賠償義務者(*2)に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求(*3)をし、かつ、下表の事項を当会社に**書面等**により通知しなければなりません。

①	賠償義務者(*2)の住所、氏名または名称および被保険者との関係
②	賠償義務者(*2)が法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害に対して保険金または共済金を支払う 対人賠償保険等 の有無およびその内容
③	賠償義務者(*2)に対して書面によって行った損害賠償請求の内容
④	保険金請求権者が人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害に対して、次のいずれかに該当する者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 ア. 賠償義務者(*2) イ. 自賠償保険等 または対人賠償保険等の保険者または共済者 ウ. 賠償義務者(*2)以外の第三者
⑤	人身傷害条項第1条(2)に規定する人身傷害事故の原因となった ご契約のお車 以外の自動車または原動機付自転車がある場合、その所有者(*4)の住所、氏名または名称および被保険者との関係

- (2) 保険金請求権者は、(1)のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または**傷害**の調査に協力しなければなりません。
- (3) 保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)および(2)の規定に違反した場合は、当社は、保険金請求権者に損害賠償の請求をすることができると認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (4) 保険金請求権者が、正当な理由がなくて(1)および(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 当社は、賠償義務者(*2)または人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合で、当社が必要と認めるときは、これらの者に対し、下表のことを行うことがあります。

①	保険金、共済金その他の給付の有無および額についての照会
②	当社の支払保険金についての通知

(6) 保険契約者または被保険者は、人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。

- (*1) 被保険者の父母、配偶者(*5)または子が人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害を被った場合を含みます。
- (*2) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*5)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (*4) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
i. 自動車または原動機付自転車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
ii. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
iii. i.またはii.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
- (*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第3節第3条(6)
ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

① 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

賠償責任条項	被保険者 が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
--------	--

② 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項において、人身傷害条項および車両条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

第4節第1条
対人賠償責任保険や人身傷害保険の保険金等、一部の保険金については、第4節第2条(4)に規定する保険金の内払を行います。

人身傷害条項	下表の左欄に規定する事由に対応する下表の右欄に規定する時	
	ア. 被保険者が死亡した場合	被保険者が死亡した時
	イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合	被保険者に後遺障害が生じた時
	ウ. 被保険者が傷害を被った場合	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時または被保険者に後遺障害が生じた時
車両条項	損害が発生した時	

③ 住まいの補償条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

住まいの補償条項	損害が発生した時
----------	----------

④ 傷害総合補償条項において、傷害定額条項、所得補償条項および収入補償条項に係る保険金の請求に関しては、下表に規定する時

傷害総合補償条項傷害定額条項	下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時	
	ア. 死亡保険金	被保険者が死亡した時
	イ. 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
	ウ. 入院保険金	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	エ. 手術保険金	被保険者が傷害の治療を目的として手術を受けた時
	オ. 通院保険金	被保険者が医師等の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
	カ. 一時金払保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内で治療を開始した時
傷害総合補償条項所得補償条項	次のいずれか早い時 ア. 就業不能が終了した時 イ. 保険金の支払を受けられる就業不能の日数が所得補償てん補日数を超えて継続した場合は、所得補償てん補日数を経過した時 ウ. 被保険者が、保険金の支払を受けられる就業不能中に死亡した場合は、被保険者が死亡した時	
傷害総合補償条項収入補償条項	就業不能等または要介護状態の日数が、就業不能等になった日または保険金支払基準日ごとに、その日からその日を含めて30日を超えて継続した時または継続したと医師等によって診断された時。ただし、傷害総合補償条項収入補償条項第5条（お支払いする保険金）(1)の表の①に該当する場合は、入院を開始した時	

(2) 被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または傷害もしくは**疾病**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
- ③ 被保険者、保険金の受取人、保険金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者、保険金の受取人、保険金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者、保険金の受取人、保険金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確

認できる戸籍謄本

- ④ 第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の右欄の書類または証拠

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項 および自動車運転者補償 条項	ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。 イ. 賠償責任条項に係る保険金を請求する場合は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類 ウ. ご契約のお車の盗難 による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
住まいの補償条項	ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類 ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
傷害総合補償条項	ア. 公の機関が発行する事故証明書またはこれに代わるべき書類 イ. 傷害に対する治療内容を証明する書類(*6) ウ. 就業不能または就業不能等の状況を証明する当会社の定める書類 エ. 国民年金法に基づく所定の状態に該当していることを証明する書類 オ. 保険金支払基準日時点において有効な、公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に必要とした書類の写し、被保険者が受領した要介護認定に関する通知書その他の公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類として当社が指定する書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②に規定する対人臨時費用保険金の請求は、**記名被保険者**を経由して行うものとします。
- (6) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項において、人身傷害条項の規定に基づく保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者(*7)を経由して行うものとします。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*8)および被害が生じた物の写真(*9)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害または疾病に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害もしくは疾病の程度および内容を証明する医師の診断書、当会社の定める診療明細書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 次のいずれかに該当する事故の場合に限って提出するものとします。
- i. 人の死傷を伴う事故
 - ii. 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、ご契約のお車とご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の**損壊**を伴う事故
 - iii. 自動車運転者補償条項においては、借用自動車(*10)と借用自動車(*10)以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の**損壊**を伴う事故
- (*6) 傷害に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等をいいます。

備考

第4節第1条(2)⑤の表の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項欄の7.

「提出できない相当な理由」とは、被保険者が警察署へ交通事故届出を行ったが、私有地内での事故であったため受理されなかった場合等が該当します。

- (*7) 保険金請求権者に限ります。
 (*8) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
 (*9) 画像データを含みます。
 (*10) 借用自動車とは、自動車運転者補償条項賠償責任条項第2条（借用自動車）に規定する借用自動車をいいます。

第2条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害もしくは傷害発生または 疾病 の発病の有無および 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)または 傷害 もしくは疾病の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者または保険金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項(*3)

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*4)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の③の事項のうち、 後遺障害 の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*5)	180日
⑤	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*6)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(*1) 被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が第1条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額を含みます。

(*3) 傷害総合補償条項には、この規定は適用しません。

(*4) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*5) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*6) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

- (1) **被保険者**、保険金の受取人または保険金請求権者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者の代理人がない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者と 同居 または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者と同居または生計を共にする 親族 (*2)のうち3親等内の者
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(*1)または②以外の親族(*2)のうち3親等内の者

- (2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

(*2) 法律上の親族に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。ただし、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、この条の適用にあたり、他の保険契約等にこの保険契約の他の総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項を含みます。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項	<p>① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額</p> <p>ア. 賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項に関しては、損害の額または費用(*1)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>イ. アの規定にかかわらず、賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金および人身傷害条項第4条（お支払いする保険金）(3)の傷害一時費用保険金に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>③ ②の損害の額または費用(*1)は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p>
自動車運転者補償条項	<p>① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合で、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、借用自動車(*3)がレンタカー等の自動車(*4)である場合は、損害の額が他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときにかぎり、その超過額(*2)</p> <p>④ ②および③の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。</p>

住まいの補償条項	<p>① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額</p> <p>ア. 損害額(*5)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>イ. 住まい条項第7条（支払保険金の計算）(2)、(5)および(6)の費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額(*6)が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*2)</p> <p>③ ①の場合において、保険の対象について再取得価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払うことを規定した約定のない他の保険契約等があるときには、①の規定にかかわらず②の規定に基づいて算出した保険金の額(*2)。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、②の規定を適用します。</p>
----------	--

(*1) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の人身傷害条項および車両条項においては、それぞれの保険契約または共済契約における損害の額または費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

(*2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(*3) 借用自動車とは、自動車運転者補償条項賠償責任条項第2条（借用自動車）に規定する借用自動車をいいます。

(*4) レンタカー等の自動車とは、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車または原動機付自転車を除きます。

(*5) 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の免責金額(*7)を差し引いた残額をいいます。

(*6) 住まい条項第7条（支払保険金の計算）(5)または(6)の保険金の場合は、別表 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表の水道管凍結修理費用保険金または地震火災費用保険金の限度額をいいます。

(*7) 他の保険契約に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第6条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 当会社は、**被保険者の傷害**または**疾病**に関して、保険金支払事由発生等の通知または保険金の請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、下表の①の者に対して下表の②のものの提出を求めることができます。

①	保険契約者、被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者その他の関係者
②	被保険者に関する当会社の指定する 医師等 の診断書(*1)その他医学的検査の対象となった標本等

(2) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項において、人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害を被った場合で、医師等による治療期間が1年を超えるとときは、当会社は、同条(2)に規定する人身傷害事故の発生日の属する月の毎年の応当月に、被保険者に対し当会社の指定する医師等の診断書(*1)の提出を求めることができます。

(3) (1)および(2)の提出のために必要とした費用(*2)は、当社が負担します。

(*1) 医師等の診断書には、死体検案書を含みます。

(*2) 収入の喪失を含みません。

第7条（損害賠償額の請求および支払）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または 傷害 の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本

④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなくて(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (4) 当社は、下表の左欄の規定に該当する場合は、請求完了日(*6)からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な下表の右欄の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

総合自動車補償条項賠償責任条項第6条(損害賠償請求権者の直接請求権) (2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実 ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
一般自動車補償条項賠償責任条項第6条(損害賠償請求権者の直接請求権) (2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容 ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
個人用自動車補償条項賠償責任条項第6条(損害賠償請求権者の直接請求権) (2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
自動車運転者補償条項賠償責任条項第6条(損害賠償請求権者の直接請求権) (2)の表の①から⑤までのいずれかまたは同条(8)の表の①もしくは②	

- (5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*6)からその日を含めて下表の右欄の日数(*7)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (4)の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ (4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*8)	180日
⑤ (4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*9)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*10)および被害が生じた物の写

真(*11)をいいます。

- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 次のいずれかに該当する事故の場合に限って提出するものとします。
- i. 人の死傷を伴う事故
 - ii. 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、**ご契約のお車**とご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の**損壊**を伴う事故
 - iii. 自動車運転者補償条項においては、借用自動車(*12)と借用自動車(*12)以外の自動車または原動機付自転車との衝突または接触による物の損壊を伴う事故
- (*6) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
- (*7) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*8) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*9) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (*10) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*11) 画像データを含みます。
- (*12) 借用自動車とは、自動車運転者補償条項賠償責任条項第2条(借用自動車)に規定する借用自動車をいいます。

第8条 (盗難自動車の返還)

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

当会社が車両条項の規定に基づき**ご契約のお車の盗難**によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内にご契約のお車が発見された場合は、**被保険者**は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでのご契約のお車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条 (保険契約の取消し)

保険契約の締結の際、保険契約者、**被保険者**または指定された保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第2条 (保険契約の無効または失効)

(1) 下表のいずれかに該当する事実があった場合は、この保険契約は**無効**とします。

①	保険契約の締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってしたこと。
②	保険契約者以外の者を 被保険者 とする保険契約について死亡保険金の受取人指定をする場合において、その被保険者の同意を得なかったこと。ただし、その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は、この規定を適用しません。
③	②にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約について、その者の同意を得なかったこと。
④	<p>傷害総合補償条項収入補償条項について、被保険者が次のいずれかに該当し、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があった場合。ただし、第3条(告知義務違反による保険契約の解除)もしくは第5条(重大事由による保険契約の解除)の規定により、当会社がこの保険契約を解除することができる場合または当会社がこの保険契約の保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合はこの規定を適用しません。</p> <p>ア. この保険契約が初年度契約である場合において保険期間の初日からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時より前に、被保険者が、収入補償条項別表1に掲げる悪性新生物と医師等により診断確定されたこと。</p> <p>イ. この保険契約が継続契約である場合においてこの保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて90日を経過する日の翌日の午前0時より前に、被保険者が、収入補償条項別表1に掲げる悪性新生物と医師等により診断確定されたこと。</p>

(2) 保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は**失効**します。

住まいの補償条項	損害額(*1)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が 再取得価額 を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。
----------	--

傷害総合補償条項傷害定額条項	死亡保険金を支払うべき 傷害 によって被保険者が死亡し、傷害総合補償条項傷害定額条項における被保険者がいなくなったこと。
----------------	---

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表のいずれかに該当する事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

住まいの補償条項	(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、 建物 の建替等に基づき保険契約者または被保険者から保険契約存続の申出があり、当社がこれを承認した場合については、この規定は適用しません。
傷害総合補償条項傷害定額条項	(2)に該当する場合を除き、被保険者が死亡し、傷害総合補償条項傷害定額条項における被保険者がいなくなったこと。
傷害総合補償条項所得補償条項	被保険者が死亡したこと、または被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事する見込みがなくなったこと。
傷害総合補償条項収入補償条項	被保険者が死亡したこと。

(*1) 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

(1) 当社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または**被保険者**(*1)の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。ただし、傷害総合補償条項所得補償条項および収入補償条項において、同条(3)のただし書の規定が適用される場合には、当社の保険責任が加重された合意部分を解除することができます。

①	保険契約者または被保険者(*1)が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が事実と異なることを告知した場合

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当社が保険契約の締結の際、(1)の事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(*2)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、当社が保険金を支払うべき事故が発生する前または 疾病 が発病する前に、告知事項について、 書面等 によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結の際、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正すべき事実を当社に告知していたとしても当社が保険契約の締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約の締結の時から5年を経過した場合
⑤	傷害総合補償条項所得補償条項および収入補償条項においては、(1)の表のいずれかに該当した保険契約の支払責任の開始する日(*3)からその日を含めて1年を経過した場合に、被保険者の身体障害を原因とする保険金支払事由がこの保険契約またはこの保険契約から保険期間が継続された以降の保険契約に生じていなかったとき。なお、この規定は、(1)の表のいずれかに該当する都度それぞれ独立して適用します。

(3) (1)の規定による解除が損害もしくは**傷害**が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害もしくは傷害または疾病については適用しません。

(*1) 被保険者とは、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては**記名被保険者**(*4)をいいます。

(*2) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*3) この保険契約の支払条件について、当社の保険責任が加重された場合は、加重後の支払責任の開始する日とします。

(*4) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の車両条項においては、**ご契約の車の所有者**とします。

備考

第5節第2条(3)

建物を建て替える場合には、事前にご連絡ください。原則として建物を取り壊した時にこの保険契約は失効しますが、事前に手続きいただいた場合には、建替後の建物にもこの保険契約を適用することができます。

第5節第3条

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1-1をご参照ください。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、告知事項について危険増加(*1)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (2) (1)の規定は、当社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(*1)が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (3) (1)の規定による解除が損害もしくは傷害または発病した疾病が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(*1)をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害もしくは傷害または疾病については適用しません。
- (5) 当社は、(1)に規定する危険増加(*1)が生じ、この保険契約の引受範囲(*2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
- (6) (5)の規定による解除が損害もしくは傷害または発病した疾病が生じた後になされた場合であっても、当社は、解除に係る危険増加(*1)が生じた時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*1) 危険増加とは、危険(*3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当社が交付する書類等において定めたものをいいます。
- (*3) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

- (1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合には、当社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、傷害または疾病を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者または保険金の受取人(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、被保険者(*5)が、③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
⑤	傷害総合補償条項においては、他の保険契約等との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
⑥	①から⑤までのほか、保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1)が、①から⑤までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除することができます。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項 および個人用自動車補償条項	① 被保険者(*6)が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。 ② 被保険者(*7)に生じた損害(*8)または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
傷害総合補償条項	① 被保険者が、(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。 ② 被保険者に生じた損害、傷害または疾病に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。

備考

第5節第4条
第5節第4条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の②および付表1-1をご参照ください。

第5節第5条
第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1-1をご参照ください。

- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害もしくは傷害が発生した後または疾病が発病した後になされた場合であっても、(1)の表または(2)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者(*9)が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害については適用しません。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項 および個人用自動車補償条項	① 賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(*10) ② 車両条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
自動車運転者補償条項	賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害(*10)
住まいの補償条項	(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害

- (5) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、下表の損害、傷害または疾病については適用しません。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項 および個人用自動車補償条項	① (4)の表の①および②の損害(*10) ② 人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(*11)または傷害。ただし、その損害(*11)または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する場合には、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。
傷害総合補償条項	(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害、傷害または疾病。ただし、(2)の表の②の規定による解除がなされた場合において、その損害、傷害または疾病に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当するときには、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

- (6) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、車両条項の被保険者が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合、(3)の規定は、下表の損害または傷害については適用しません。

①	(4)の表の①および②の損害(*10)
②	人身傷害条項に基づき保険金を支払うべき損害または傷害のうち、(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害(*11)または傷害。ただし、その損害(*11)または傷害に対して支払う保険金について、その保険金の受取人が(1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する場合には、その保険金の受取人の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

- (*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 未遂の場合を含みます。
- (*3) 被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*4) 暴力団、暴力団員(*12)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (*5) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、**記名被保険者**または車両条項の被保険者に限ります。
- (*6) 賠償責任条項または人身傷害条項における被保険者であって、記名被保険者または車両条項の被保険者以外の者に限ります。
- (*7) 人身傷害条項における被保険者に限ります。
- (*8) 人身傷害条項においては、被保険者の父母、配偶者(*13)または子に生じた損害を含みます。
- (*9) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、**記名被保険者**をいいます。
- (*10) 次の費用のうち、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。
 - i. 賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②に規定する費用
 - ii. 同条(2)の表に規定する費用
 - iii. 同条(3)の表の①から③までに規定する費用
- (*11) (1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者について、その父母、配偶者(*13)または子に生じた損害を含みます。
- (*12) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
- (*13) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。

(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または⑤の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(*4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(*1)の前月の払込期日(*1)の翌日以降に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して、支払った保険金に限ります。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合には、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

(1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1)の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(*1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日

備考

第5節第6条

- 保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1-1をご参照ください。
- 普通保険約款総合自動車補償条項または一般自動車補償条項において、保険料不払によりご契約が解除された場合は、7等級以上のノンフリート等級を継承できなくなりますのでご注意ください。詳しくはP.15をご参照ください。

第5節第6条(1)の表の④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

第5節第7条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払いの保険料を解約日以降にご請求することができます。このお支払いがない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(*2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

(*1) 払込期日(*2)の翌月の払込期日(*2)をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 当社は、第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定による承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、この保険契約を解除することができます。ただし、**ご契約のお車**が譲渡(*1)された場合に限り、この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当社が第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)の規定による承認の請求を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合には適用しません。

(*1) 譲渡には、**所有権留保条項付売買契約**に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または**記名被保険者**(*2)とする保険契約が締結されている場合のご契約のお車の返還を含みます。

(*2) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者とします。

第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 当社は、第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)の規定による承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、この保険契約を解除することができます。ただし、**ご契約のお車**が廃車等(*1)された場合に限り、この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(2) (1)の規定は、当社が第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)の規定による承認の請求を受けた日からその日を含めて30日を経過した場合には適用しません。

(*1) 廃車等とは、廃車、譲渡または返還をいいます。

第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 第1節第7条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(*1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ**書面等**をもって当社に通知し承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

(2) 当社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第12条（包括して契約した場合の保険契約の失効）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれの保険の対象について、第2条（保険契約の無効または失効）(2)または(3)の規定を適用します。

第13条（保険契約の無効または失効に関する特則）

住まいの補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

第1条（保険契約の取消し）および第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の締結には、下表のものを含みます。

住まいの補償条項	保険の対象の追加
傷害総合補償条項	保険金の支払に関する条項の追加または 被保険者 の追加

第5節第11条

保険の対象の譲渡により保険契約が失効する場合における保険料の返還については、第6節第9条および付表1-1をご参照ください。

第14条（保険契約の解除に関する特則）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

下表の規定の適用に際して、保険金の支払に関する条項または**被保険者**ごとに保険契約を解除することができるものとします。

①	第3条（告知義務違反による保険契約の解除）
②	第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

第6節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)の承認をする場合
③	第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)または(5)の承認をする場合
④	第1節第6条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合
⑤	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

(2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に**書面等**により通知した保険契約の条件の変更または補償条項の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、 未経過期間 に対する保険料(*2)を返還し、または 追加保険料 を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、 契約内容変更日 の属する 保険年度 においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に 初回保険料 の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）に規定する保険契約の**無効**の場合は、下表のとおり取り扱います。

① 第5節第2条(1)の表の①に該当する場合	保険料は返還しません。
② 第5節第2条(1)の表の②、同表の③または同表の④に該当する場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

(7) 保険契約の**失効**の場合は、当社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。ただし、第5節第2条(保険契約の無効または失効)(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約(*8)の場合	付表1-2に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が1年以下の保険契約(*8)の場合	保険料は返還しません。

③ 傷害総合補償条項所得補償条項または収入補償条項の場合	付表1-1に規定する保険料を返還します。
------------------------------	----------------------

(8) 下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
② 第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③ 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④ 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤ 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

(9) 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)の規定により、当社がこの保険契約のその**被保険者**に対する部分を解除した場合は、当社は、下表のとおり取り扱います。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項 および個人用自動車 補償条項	保険料は返還しません。
傷害総合補償条項	付表1-1に規定する保険料を返還します。

(10) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

- (*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更すべき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。
- (*2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (*3) (1)の表の①または⑤の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (*4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(*9)が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めるときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
- (*5) 追加保険料払込期日とは、当社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*6) (1)の表の①または⑤の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限りします。
- (*7) 既に保険金を支払っていた場合は、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (*8) 傷害総合補償条項所得補償条項および収入補償条項を含みません。
- (*9) 危険増加とは、危険(*10)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(*10)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (*10) 危険とは、損害もしくは傷害の発生または疾病の発病の可能性をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

(1) 下表の規定に基づき当社が請求した**追加保険料**について、追加保険料払込期日(*1)に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第2節第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）
② 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(*1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(*1)とみなして下表の規定を適用します。

- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(*1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア.	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ.	第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ.	第6節第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）
エ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座(*3)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。

- (*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（1）の表の①の通知を受けた場合または第1条（1）の表の②、③もしくは⑤もしくは第1条（2）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (*2) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (*3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関(*2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当社が請求した**追加保険料**について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(*1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。
- | | |
|---|--|
| ① | 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。 |
| ② | 会員規約等に規定する手続が行われない場合 |

- (3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合は適用しません。
- (*1) 当社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の**追加保険料**の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日または疾病の発病の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

- (2) (1)の場合において、事故の発生の日または疾病の発病の日が**初回保険料**払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）（4）の表の②に規定する確約を行い、

かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

- (3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生または疾病が発病した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または**被保険者**は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1)、同節第4条（ご契約のお車の譲渡）(1)、同節第5条（ご契約のお車の入替）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第1節第5条(5)または第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生または疾病の発病の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同条(1)の表の②、③もしくは⑤もしくは同条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

第1節第6条（保険金額の調整）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第6条（ご契約のお車の譲渡による保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第9条（ご契約のお車を譲渡した場合の解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第7条（ご契約のお車の入替による保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第10条（ご契約のお車の入替の場合の解除）(1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第8条（特約の規定により保険契約を解除した場合の保険料の返還）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、次の規定を適用します。

この保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

第5節第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)の規定により、保険契約が**失効**した場合は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

第10条（被保険者の請求により保険契約を解除する場合の保険料の返還）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

保険契約者または**被保険者**が、第1節第9条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)または(3)の規定により、この保険契約のその被保険者に対する部分を解除した場合は、付表2に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による損害もしくは**傷害**または発病した**疾病**に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

第2条（代位）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および住まいの補償条項においては、(1)から(3)までの規定を適用します。傷害総合補償条項においては、(4)の規定を適用します。

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**または保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金(*2)を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額(*3)の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金請求権者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額(*3)を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者または保険金請求権者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 被保険者が取得した債権が下表の左欄のいずれかに該当する場合は、対応する下表の右欄に規定するところによります。

車両損害に関するものである場合	当社は、正当な権利により ご契約のお車 を使用または管理していた者に対しては、(1)において当社に移転した権利を行使しません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する損害に対しては、その権利を行使することができます。
総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、この規定を適用します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害 ② 正当な権利によりご契約のお車を使用または管理していた者が、次のア.からウ.までのいずれかに該当する場合に生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ア. 運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合 イ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*4)、シンナー等(*5)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合 ウ. 酒気を帯びて(*6)ご契約のお車を運転している場合 ③ 自動車取扱業者が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間に生じた損害
賃貸借契約または使用貸借契約に基づき被保険者以外の者が占有する 建物 を、保険の対象とする場合	被保険者が借家人(*7)に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*7)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。
住まいの補償条項においては、この規定を適用します。	

第7節第2条(3)の表の②ア.

「法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者がご契約のお車を運転している状態等をいいます。

- 1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
- 2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
- 3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

(4) 傷害総合補償条項においては、当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害または疾病について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

- (*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (*2) 傷害総合補償条項においては、傷害定額条項の規定に基づいて支払われる保険金を除きます。
- (*3) 総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項の人身傷害条項においては、同条項第4条(お支払いする保険金)(2)の規定により算定された額を損害の額とします(*8)。ただし、賠償義務者(*9)があり、かつ、判決または裁判上の和解(*10)において、賠償義務者(*9)が負担すべき損害賠償額が算定された場合であって、その算定された額(*11)が社会通念上妥当であると認められるときは、その算定された額(*11)を損害の額とみなします。
- (*4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*5) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*6) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*7) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。
- (*8) この場合において、当社に移転する債権の額は、(1)の表の額または当社が支払った保険金の額のいずれか低い額を限度とします。
- (*9) 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*12)もしくは子が被る損害に対して、法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (*10) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。
- (*11) 訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。
- (*12) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第3条 (保険契約者の変更)

(1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、書面等をもって当社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当社がこれを承認した場合は、当社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。ただし、総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および住まいの補償条項においては、下表の右欄の規定により取り扱います。

総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項 および個人用自動車補償条項	保険契約者がこの保険契約の権利および義務(*1)を <u>ご契約のお車</u> の譲受人(*2)に移転させる場合は、第1節第4条(ご契約のお車の譲渡)(1)の規定によるものとします。
住まいの補償条項	<u>被保険者</u> が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第7条(保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)(1)の規定によるものとします。

- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が失効するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*3)を負うものとします。
- (*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。
- (*2) 譲受人には、所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
- (*3) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条 (保険証券等の不発行の特則)

当社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

- (*1) 付帯される特約を含みます。

第5条 (時効)

保険金請求権は、第4節第1条(保険金の請求)(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険責任のおよぶ地域）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項、自動車運転者補償条項および傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

当社は、下表に規定する損害または**傷害**もしくは**疾病**に対してのみ保険金を支払います。

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項	ご契約のお車 が日本国内(*1)にある間に生じた事故による損害または傷害
自動車運転者補償条項	賠償責任条項第2条（借用自動車）に規定する借用自動車が日本国内(*1)にある間に生じた事故による損害または傷害
傷害総合補償条項	被保険者 が日本国内または国外において事故により被った損害もしくは傷害または発病した疾病

(*1) 日本国内には、日本国外における日本船舶内を含みます。

第7条（損害賠償額請求権の行使期限）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項、個人用自動車補償条項および自動車運転者補償条項においては、次の規定を適用します。

賠償責任条項の損害賠償請求権者の直接請求権に関する規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者 が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条（被害物についての当会社の権利）

総合自動車補償条項、一般自動車補償条項および個人用自動車補償条項においては、次の規定を適用します。

- 当会社が車両条項の規定に基づき全損(*1)として保険金を支払った場合は、当社は、**ご契約のお車**について**被保険者**が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が保険価額(*2)に達しない場合は、当社は、支払った保険金の額の保険価額(*2)に対する割合によってその権利を取得します。
- ご契約のお車の部分品または付属品が盗取された場合に、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗取された物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しないことを表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車または部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

(*1) 全損とは、車両条項第4条（お支払いする保険金）の(*3)に規定する全損をいいます。

(*2) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第9条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合には、特に記載のないかぎり、明細書ごとに支払保険金の計算に関する規定を適用します。

第10条（残存物および盗難品の帰属）

住まいの補償条項においては、次の規定を適用します。

- 当会社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、住まい条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の**再取得価額**に対する割合によって、当社に移転します。
- (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当会

備考

第7節第8条(1)

当社が取得する所有権その他の物権には、ご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム等の付属品について被保険者が有する所有権その他の物権を含みます。

社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、住まい条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第11条（死亡保険金受取人の変更）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、**被保険者**の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、その被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、その被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) (7)にかかわらず、第三者を被保険者とする死亡保険金のみを支払う保険契約については、(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、その被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を死亡保険金受取人とします。
- (10) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人をその被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
- (11) 当社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第12条（被保険者の年齢および性別の取扱い）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

- (1) **被保険者**の契約年齢は保険期間の初日の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 保険契約の締結の後の被保険者の年齢は、**保険年度**の初日応当日をむかえるごとに、その日の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (3) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の下表のいずれかの方法により取り扱います。

①	保険期間の初日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲内であった場合は、初めから実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
②	保険期間の初日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲外であった場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、その保険金の支払に関する条項を取り消すことができるものとし、これによりその保険金の支払に関する条項を取り消したときは、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、保険期間の初日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢に達した日から実際の年齢に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

- (4) 保険契約の締結の際に告げられた被保険者の性別に誤りがあった場合には、初めから実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。

第13条（契約内容の登録）

傷害総合補償条項においては、次の規定を適用します。

(1) 当社は、この保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または**被保険者**の追加その他の契約内容の変更の際、この保険契約またはこれに付帯する特約に関して、次の下表の事項を協会(*1)に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険証券記載の保険金額等および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、下表の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会(*1)に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

この保険契約によって保険金を支払うべき事故による損害もしくは**傷害**または**疾病**に対して保険金を支払うべき**他の保険契約等**の内容

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にする以外に用いないものとします。

(4) 協会(*1)および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、下表に規定するもの以外に公開しないものとします。

①	(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結、保険金の支払に関する条項の追加または被保険者の追加その他の契約内容の変更に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店
②	犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会(*1)に照会することができます。

(*1) 協会とは、一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第14条 (用語および補償条項ごとの適用等)

(1) この条項に規定されていない用語については、普通保険約款または各補償条項における規定を準用します。

(2) 普通保険約款(*1)または各補償条項(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。

(3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償条項を追加する場合を含むものとします。

(4) (3)の適用においては、下表に記載する普通保険約款または補償条項は同一普通保険約款または同一補償条項とみなします。

総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項

(5) 普通保険約款(*1)または各補償条項(*1)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、普通保険約款(*1)または補償条項(*1)ごとに適用します。

(6) この条項は、特に記載のないかぎり、普通保険約款(*1)または補償条項(*1)ごとに適用します。

(*1) 付帯される特約を含みます。

(*2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款または補償条項と同一の普通保険約款または同一の補償条項を、引き続き締結することをいいます。

第15条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第16条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 後遺障害等級表

1. 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

2. 1. 以外の後遺障害

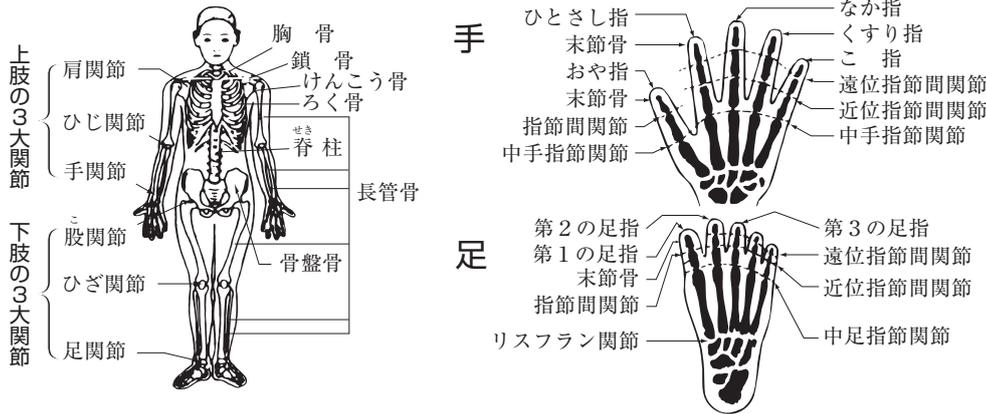
等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの

第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの

第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のご指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のご指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの

注1. 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とします。

注2. 関節などの説明図



別表2 ご契約のお車の入替ができる用途・車種の区分表

ご契約のお車	第1節第5条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車		
総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項 および 個人用自動車補償条項	<table border="0"> <tr> <td> 自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1) </td> <td> > 自家用普通乗用車 > 自家用小型乗用車 > 自家用軽四輪乗用車 > 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) > 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) > 自家用小型貨物車 > 自家用軽四輪貨物車 > 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1) </td> </tr> </table>	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1)	> 自家用普通乗用車 > 自家用小型乗用車 > 自家用軽四輪乗用車 > 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) > 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) > 自家用小型貨物車 > 自家用軽四輪貨物車 > 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1)
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1)	> 自家用普通乗用車 > 自家用小型乗用車 > 自家用軽四輪乗用車 > 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下) > 自家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下) > 自家用小型貨物車 > 自家用軽四輪貨物車 > 特種用途自動車 (キャンピング車) (*1)		
一般自動車補償条項 および 個人用自動車補償条項	<table border="0"> <tr> <td> 二輪自動車 原動機付自転車 </td> <td> > 二輪自動車 > 原動機付自転車 </td> </tr> </table>	二輪自動車 原動機付自転車	> 二輪自動車 > 原動機付自転車
二輪自動車 原動機付自転車	> 二輪自動車 > 原動機付自転車		

(*1) 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

別表3 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表

保険金の種類	支払限度額
水道管凍結修理費用保険金	1回の事故につき、10万円(*1)または凍結による損害が生じた専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額のいずれか低い額
地震火災費用保険金	(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*2)を超えるとき 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*2)
	(2) (1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に5%(*3)を乗じて得た額を超えるとき 1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に5%(*3)を乗じて得た額

(*1) 他の保険契約等に、限度額が10万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

(*2) 他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額

(*3) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合

付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

補償条項	保険期間	払込方法	返還保険料の額
総合自動車 補償条項、 一般自動車 補償条項、 個人用自動車 補償条項 および 自動車運転者 補償条項	1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
住まいの 補償条項	1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
傷害総合 補償条項	1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*3) (2) 未払込保険料(*2)(*4)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)(*4)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

(*3) 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の年間の保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した解除部分の保険料を差し引いた額とします。

(*4) 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)ただし書の規定により解除する場合には、解除された日の保険契約の条件に基づく解除部分の未払込保険料とします。

備考

備考

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

補償条項	保険期間	払込方法	返還保険料の額
総合自動車補償条項、 一般自動車補償条項、 個人用自動車補償条項 および 自動車運転者補償条項	1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
		一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
住まいの補償条項	1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1)(*4) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
		一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2
 保険期間が1年未満に該当する保険契約のうち、付表3の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合や契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合（この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新に限られる場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。

傷害総合補償 条項	1年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額。ただし、この保険契約の契約条件を変更する方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られる場合は、その年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
		一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、この保険契約の契約条件を変更する場合において、その変更方法が、保険契約引受に関する制度上、中途更新(*2)に限られるときは、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

(*4) この保険契約に地震保険普通保険約款に基づく契約が付帯されている場合で、地震保険普通保険約款に基づく契約のみを解除するときは、「付表3の「短期料率」を「月割」と読み替えて適用します。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

3 新総合保険 特約

①家財補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 家財	建物内(*1)に収容される生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。
② 生活用家財	家財のうち、高額貴金属等を除いたものをいいます。
③ 高額貴金属等	家財のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再取得価額(*2)が30万円を超えるものをいいます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 高額貴金属等の再取得価額は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第3条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、第4条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

① 普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金
② 普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

(2) 当社は、下表の費用保険金を支払います。

① 普通保険約款住まい条項第1条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
② 普通保険約款住まい条項第1条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③ 普通保険約款住まい条項第1条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 当社は、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難・水濡れ等」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の建物内(*1)に収容される、次の①または②に規定するものについて生じた盗難による損害に対して、損害保険金を支払います。なお、いずれの損害についても普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）⑦に規定する届出をしなければなりません。

① 生活用の通貨等。ただし、生活用の通貨等のうち、小切手、手形、電子マネーおよび乗車券等については、それぞれ下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄の条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限りします。

	条件
ア. 小切手	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
イ. 手形	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 (ウ) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
ウ. 電子マネー	(ア) 電子マネーを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等が盗難されたこと。 (イ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに使用停止の手続をとったこと。ただし、使用停止手続が可能な場合に限りします。
エ. 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

② 生活用の預貯金証書。ただし、下表に規定する条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限りします。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*2)。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

〈家財補償特約 第3条(3)〉

生活用の通貨等・預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で、かつ第3条(3)の条件に合致する場合は保険金をお支払いします。生活用の通貨等・預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の**建物**内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の家財のうち生活用家財および高額貴金属等とします。
- (2) 保険証券記載の保険の対象の所有者と生計を共にする**親族**の所有する生活用家財および高額貴金属等で保険証券記載の建物内(*1)に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、(1)の保険の対象に含まれます。
- (3) 建物と家財の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する生活用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物

(4) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、 船舶 または 航空機 およびこれらの付属品
②	通貨等 、 預貯金証書 その他これらに類する物。ただし、第3条（この特約の補償内容）(3)に規定する損害保険金は支払いません。
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	業務の目的のみに使用される 設備・什器等
⑥	商品・製品等
⑦	動物、植物等の生物
⑧	法令により 被保険者 の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

第5条（保険金をお支払いしない場合の追加）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に加えて、保険の対象が保険証券記載の**建物**内(*1)に収容されていないときに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）に加えて、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、保険の対象のうち、楽器について生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
②	打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
③	音色または音質の変化の損害

(3) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、下表のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

〈家財補償特約 第4条(1)〉

保険証券記載の建物に付属する屋根つきの自転車置場、車庫等の付属建物の中に置かれている自転車は保険の対象に含まれます。

〈家財補償特約 第4条(4)の表の②〉

生活用の通貨等・預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で、かつ第3条(3)の条件に合致する場合は保険金をお支払いします。生活用の通貨等・預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

〈家財補償特約 第4条(4)の表の⑤〉

業務用の設備・什器等に関しては「設備什器補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈家財補償特約 第4条(4)の表の⑥〉

商品・製品等に関しては「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈家財補償特約 第5条〉

- ・カギが盗まれたことによる、カギおよびドアの錠の交換に必要な費用は補償されません。（住まい条項第5条の表の⑩）
- ・「借家人賠償責任・修理費用補償特約」をご契約いただいている場合で、盗難によりドアの錠に損傷が生じたときは、その修理・交換費用をお支払いします。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 第3条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、生活用家財および高額貴金属等それぞれについて下表に定める算式によって算出される**免責金額**(*1)を控除した額とします。

① 生活用家財の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	－	建物の損害額(*2)	=	生活用家財の免責金額(*1)		
② 高額貴金属等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	－	建物の損害額(*2)	－	生活用家財の損害額	=	高額貴金属等の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第3条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、次の①または②に定める額を限度に支払います。

① 第3条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金

事故の種類	保険の対象	支払限度額
ア. 破損等(*3)	(ア) 生活用家財	保険証券記載の家財破損等支払限度額
	(イ) 高額貴金属等	ただし、破損等(*3)の事故により生活用家財および高額貴金属等に同時に損害が発生した場合には、それぞれの保険の対象について限度額がないものとして算出した損害保険金の額を合算し、保険証券記載の家財破損等支払限度額を適用します。
イ. 上記以外の事故	(ア) 生活用家財	保険証券記載の家財支払限度額（保険金額）
	(イ) 高額貴金属等	保険証券記載の高額貴金属等（家財）支払限度額（保険金額）

② 第3条（この特約の補償内容）(3)の損害保険金

損害が生じた対象	支払限度額
ア. 生活用の 通貨等	30万円
イ. 生活用の 預貯金証書	500万円

(3) (1)の損害保険金の額が(2)の支払限度額を超える場合は、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(3)の規定に従い、支払保険金の額を算出します。

(*1) 免責金額は、算出された金額が0円を下回る場合、0円とします。

(*2) 建物とは普通保険約款で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物の損害額はないものとして取り扱います。

(*3) 破損等とは普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する事故をいいます。

第7条（貴金属および宝石等の損害額の決定）

保険の対象である家財のうち、貴金属および宝石等(*1)が、損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第8条（損害額の決定）の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時における貴金属および宝石等(*1)と同等と認められる物の市場流通価額とします。

(*1) 貴金属および宝石等とは、貴金属、宝玉石および宝玉石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、高額貴金属等を含みます。

第8条（手形の損害に関する取扱い）

(1) 第3条（この特約の補償内容）(3)①に規定する公示催告手続に要する費用は損害の額に含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも**被保険者**の被る金利損害は、損害の額に含まれないものとします。

(2) 手形に**盗難**による損害が生じた場合、当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定にかかわらず、事故が生じた手形の満期日または除権決定手続終了日のいずれか遅い日以降に、保険金を支払うものとします。

第9条（乗車券等の損害に関する取扱い）

第3条（この特約の補償内容）(3)①に規定する**乗車券等の盗難**による損害については、普通保険約款基本条項第7節の残存物および盗難品の帰属の規定にかかわらず、払戻期間を過ぎて回収された場合、損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても損害が生じたものとみなします。

第10条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当会社は、移転後の場所(*2)を第4条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

〈家財補償特約 第6条(1)〉

免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。生活用の通貨等・預貯金証書においては免責金額を適用しません。

〈家財補償特約 第6条(2)①の表の7.1.〉

破損等の事故（住まい条項第1条(1)の表の⑨）により、生活用家財と高額貴金属等が同時に損害を受けた場合は、損害保険金の額を合算した金額に対して「家財破損等支払限度額」が適用されます。

①	被保険者の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。

(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	損害額(*1)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。	損害額(*1)がそれぞれ1回の事故につき保険証券記載の家財支払限度額（保険金額）の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。

②設備什器補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

① 業務用設備・什器等	建物内(*1)に収容される業務用の設備・什器等のうち、高額貴金属等を除いたものをいいます。
② 高額貴金属等	建物内(*1)に収容される業務用の設備・什器等のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再取得価額(*2)が30万円を超えるものをいいます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第3条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、第4条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

① 普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する損害保険金
② 普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

(2) 当社は、下表の費用保険金を支払います。

① 普通保険約款住まい条項第1条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
② 普通保険約款住まい条項第1条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③ 普通保険約款住まい条項第1条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 水災による損害は、(1)および普通保険約款住まい条項第1条(3)③の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が同条(3)③に該当する場合に限りです。

(4) 当社は、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難・水濡れ等」に「○」が付されている場合には、保険証券記載の建物内(*1)に収容される、次の①または②に規定するものについて生じた盗難による損害に対して、損害保険金を支払います。なお、いずれの損害についても普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）⑦に規定する届出をしなければなりません。

① 業務用の通貨等。ただし、業務用の通貨等のうち、小切手、手形、電子マネーまたは乗車券等については、それぞれ下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄に規定する条件を全て満たす場合に、盗難による損害が生じたものとします。

〈家財補償特約 第10条の表の②〉

転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

〈設備什器補償特約 第3条(3)〉

建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合のみ保険金のお支払いの対象となります。

〈設備什器補償特約 第3条(4)〉

業務用の通貨等および業務用の預貯金証書は、保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合でかつ第3条(4)の条件に合致する場合は損害保険金をお支払いします。業務用の通貨等および業務用の預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

	条件
ア. 小切手	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
イ. 手形	(ア) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 (イ) 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 (ウ) 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
ウ. 電子マネー	(ア) 電子マネーを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等が盗難されたこと。 (イ) 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに使用停止の手続をとったこと。ただし、使用停止手続が可能な場合に限りです。
エ. 乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。

② 業務用の預貯金証書。ただし、下表に規定する条件をすべて満たす場合の、盗難による損害に限りです。

ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*2)。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の建物内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の設備・什器等のうち業務用設備・什器等および高額貴金属等とします。
- (2) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、下表のいずれかに該当する物のうち、保険の対象の所有者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

① 畳、建具その他これらに類する物
② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④ 保険証券記載の建物の共用部分に収容されている物

(3) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

① 自動車(*2)、船舶または航空機およびこれらの付属品
② 通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、第3条（この特約の補償内容）(4)に規定する損害保険金は支払います。
③ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤ 生活用のみに使用される家財(*3)
⑥ 商品・製品等
⑦ 動物、植物等の生物
⑧ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑩ 組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑪ 仮工事の目的物、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

(*3) 家財とは生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合の追加）

- (1) 当会社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に加えて下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

〈設備什器補償特約 第4条(3)の表の②〉

業務用の通貨等および業務用の預貯金証書は、保険の対象ではありませんが、盗難による損害が生じた場合で第3条(4)の条件に合致する場合は損害保険金をお支払いします。業務用の通貨等および業務用の預貯金証書の盗難に対する損害保険金の限度額は、第6条(2)②に規定しています。

〈設備什器補償特約 第4条(3)の表の③〉

生活用のみに使用される家財については「家財補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈設備什器補償特約 第4条(3)の表の⑥〉

商品・製品等については「商品製品補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

①	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
②	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって生じた損害
③	掘削機械(*1)の盗難によって生じた損害
④	保険の対象が保険証券記載の建物内(*3)に収容されていないときに生じた損害

(2) 当社は、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合一破損等）に加えて、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、保険の対象に生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象を加工または製造することに起因して、その保険の対象に生じた損害(*4)
②	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
③	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
④	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

(3) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、下表のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれている物
⑥	次の医療用機器 ア. ファイバー系スコープおよび光学視管系スコープの体内挿入部位(*5) イ. マイクロモーター、エアモーター、エアタービン等の切削装置 ウ. バキューム装置付属のモーター エ. 歯科用診療台ユニットのホース オ. 上記に類する切削工具および消耗品

(*1) ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワスクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*2)をいいます。

(*2) 機械には、機械に付属する部品を含みます。

(*3) 建物内には軒下を含みます。

(*4) 保険の対象に生じた損害には、保険の対象を加工または製造するために使用された機械、設備または装置等の停止によってその保険の対象に生じた損害を含みます。

(*5) 体内挿入部位には、口腔、鼻腔、耳孔、肛門その他これらに類するものへの挿入部位を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 第3条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、業務用設備・什器等および高額貴金属等それぞれについて下表に定める算式によって算出される免責金額(*1)を控除した額とします。

①	業務用設備・什器等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	−	建物および家財の損害額(*2)	=	業務用設備・什器等の免責金額(*1)		
②	高額貴金属等の免責金額算出方法	保険証券記載の免責金額	−	建物および家財の損害額(*2)	−	業務用設備・什器等の損害額	=	高額貴金属等の免責金額(*1)

(2) 普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項

〈設備什器補償特約 第5条(2)の表の②〉

コンタミネーションとは、保険の対象が他の物と接触し、または混合することにより、その保険の対象の品質が低下し、または性質が変化することをいいます。

〈設備什器補償特約 第6条(1)〉

免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、1契約ごと（明細型の場合は明細ごと）に1回の事故について一括して適用します。業務用の通貨等・預貯金証書においては免責金額を適用しません。

の補償内容)および第3条(この特約の補償内容)の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、次の①または②に定める額を限度に支払います。

① 第3条(この特約の補償内容)(1)の損害保険金

事故の種類	保険の対象	支払限度額
ア. 破損等(*3)	(ア) 業務用設備・什器等	保険証券記載の設備・什器破損等支払限度額 (ただし、破損等(*3)の事故により業務用設備・什器等および高額貴金属等に同時に損害が発生した場合には、それぞれの保険の対象について限度額がないものとして算出した損害保険金の額を合算し、保険証券記載の設備・什器破損等支払限度額を適用します。)
	(イ) 高額貴金属等	
イ. 上記以外の事故	(ア) 業務用設備・什器等	保険証券記載の設備・什器支払限度額(保険金額)
	(イ) 高額貴金属等	保険証券記載の高額貴金属等(設備・什器)支払限度額(保険金額)

② 第3条(この特約の補償内容)(4)の損害保険金

損害が生じた対象	支払限度額
ア. 業務用の通貨等	30万円
イ. 業務用の預貯金証書	500万円

(3) (1)の損害保険金の額が(2)の支払限度額を超える場合は、普通保険約款住まい条項第7条(支払保険金の計算)(3)の規定に従い、支払保険金の額を算出します。

(*1) 免責金額は、算出された金額が0円を下回る場合、0円とします。

(*2) 建物、家財とはそれぞれ普通保険約款および家財補償特約で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物および家財の損害額はなしものとして取り扱います。

(*3) 破損等とは普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)の表に規定する事故をいいます。

第7条(貴金属および宝石等の損害額の決定)

保険の対象である設備・什器等のうち、貴金属および宝石等(*1)が、損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第8条(損害額の決定)の規定中、**再取得価額**とあるのは損害が生じた地および時における貴金属および宝石等(*1)と同等と認められる物の市場流通価額とします。

(*1) 貴金属および宝石等とは、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品をいい、高額貴金属等を含みます。

第8条(手形の損害に関する取扱い)

(1) 第3条(この特約の補償内容)(4)①に規定する公示催告手続に要する費用は損害の額に含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも**被保険者**の被る金利損害は、損害の額に含まれないものとします。

(2) 手形に**盗難**による損害が生じた場合、当会社は、普通保険約款基本条項第4節第2条(保険金の支払)の規定にかかわらず、事故が生じた手形の満期日または除権決定手続終了日のいずれか遅い日以降に、保険金を支払うものとします。

第9条(乗車券等の損害に関する取扱い)

第3条(この特約の補償内容)(4)①に規定する**乗車券等**の盗難による損害については、普通保険約款基本条項第7節の残存物および盗難品の帰属の規定にかかわらず、払戻期間を過ぎて回収された場合、損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であってもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても損害が生じたものとみなします。

第10条(保険の対象を移転した場合における自動補償)

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当会社は、移転後の場所(*2)を第4条(保険の対象の範囲)における「保険証券記載の**建物**」とみなして、この保険契約を適用します。

①	被保険者の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。

(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第3条(保険の対象の支払限度額(保険金額))の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

〈設備什器補償特約 第10条の表の②〉

転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5節第2条（保険契約の無効または失効）（2）	損害額（*1）がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。	損害額（*1）がそれぞれ1回の事故につき保険証券記載の設備・什器支払限度額（保険金額）の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。

③商品製品補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、第3条（保険の対象の範囲）に定める保険の対象について、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①から③に規定する事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

(2) 当社は、下表の費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条(5)①に規定する失火見舞費用保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(5)②に規定する水道管凍結修理費用保険金
③	普通保険約款住まい条項第1条(5)③に規定する地震火災費用保険金

(3) 水災による損害は、(1)および普通保険約款住まい条項第1条(3)③の規定にかかわらず、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって、保険の対象が損害を受け、その損害の状況が同条(3)③に該当する場合に限ります。

第3条（保険の対象の範囲）

(1) この特約における保険の対象は、保険証券記載の建物内(*1)に収容される保険証券記載の保険の対象の所有者の商品・製品等とします。

(2) 建物と商品・製品等の所有者が異なる場合において、保険証券記載の建物の共用部分に収容されている動産で被保険者が所有する物は、特別の約定がない限り、保険の対象に含まれます。

(3) 下表のいずれかに該当する物は、この特約の保険の対象に含まれません。

①	自動車(*2)、船舶または航空機およびこれらの付属品
②	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
③	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
④	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑤	家財(*3)
⑥	業務用の設備・什器等
⑦	高額貴金属等(*4)
⑧	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑨	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 自動車には自動三輪車および自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

(*3) 家財とは生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。

(*4) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の再取得価額(*5)が30万円を超えるものをいいます。

(*5) 高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時における当該保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）に加えて下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

〈商品製品補償特約 第2条(1)の表の①〉

- 盗難・水濡れ等の損害は「商品製品の盗難・水濡れ等補償特約」をご契約いただくことにより補償されます。
- 破損等による損害は、「商品製品の破損等補償特約」をご契約いただくことにより補償されます。

〈商品製品補償特約 第2条(3)〉

建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合のみ保険金のお支払いの対象となります。

〈商品製品補償特約 第3条(3)の表の⑤〉

家財に関しては、「家財補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

〈商品製品補償特約 第3条(3)の表の⑥〉

業務用の設備・什器等に関しては「設備什器等補償特約」をご契約いただくことにより保険の対象に含まれます。

①	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
②	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
③	保険の対象が保険証券記載の建物内(*1)に収容されていないときに生じた損害
④	植物に生じた次のいずれかの損害 ア. 枯死(*2)以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日以降に枯死(*2)した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*3)
⑤	動物に生じた次のいずれかの損害 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日以降に死亡した場合の損害 ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*3)

(*1) 建物内には軒下を含みます。

(*2) 枯死とは、鉢植、草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。

(*3) ウィルス、細菌、原生動物等による被害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 第2条（この特約の補償内容）(1)の規定に従いこの特約の保険の対象に対して損害保険金を支払う場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき、損害額から、以下の算式によって算出される免責金額(*1)を控除した額とします。

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物、家財および設備什器の損害額(*2)}} = \boxed{\text{商品・製品等の免責金額(*1)}}$$

(2) 普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第2条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、保険証券記載の商品・製品支払限度額（保険金額）を限度に支払います。

(3) (1)の損害保険金の額が(2)の支払限度額を超える場合は、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(3)の規定に従い、支払保険金の額を算出します。

(*1) 免責金額は、算出された金額が0円を下回る場合、0円とします。

(*2) 建物、家財、設備什器とはそれぞれ普通保険約款、家財補償特約、設備什器補償特約で規定する保険の対象をいい、この保険契約の保険の対象としていない場合には、建物、家財および設備什器の損害額はないものとして取り扱います。

第6条（商品・製品等の損害額の決定）

保険の対象である商品・製品等が損害を受けた場合には、普通保険約款住まい条項第8条（損害額の決定）の規定中、再取得価額とあるのは損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再作成または再取得するのに要する額とします。ただし、その保険の対象の再作成に要する金額がその保険の対象の損害が生じた地および時における市場流通価額を上回る場合には、市場流通価額とします。

第7条（保険の対象を移転した場合における自動補償）

この特約の保険の対象を他の場所に移転した場合において、下表の条件をすべて満たすときに限り、移転日(*1)以後②の通知までの間は、当社は、移転後の場所(*2)を第3条（保険の対象の範囲）における「保険証券記載の建物」とみなして、この保険契約を適用します。

①	被保険者の住居が移転し、保険の対象の全部が移転後の場所(*2)に移転したこと。
②	移転日(*1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が当会社に通知したこと。
③	移転後の場所(*2)が日本国内であること。

(*1) 移転日とは被保険者の住民票の転出日をいいます。

(*2) 移転後の場所とは、保険の対象の全部が移転された場所で、かつ被保険者の住民票の転入地をいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））の規定を除き、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

〈商品製品補償特約 第5条(1)〉

免責金額は保険の対象ごとに適用するのではなく、保険の対象すべてについて1回の事故につき、一括して適用します。

〈商品製品補償特約 第6条〉

市場流通価額は、保険の対象である商品・製品等を取り扱う業者間市場における流通価額となります。

〈商品製品補償特約 第7条の表の②〉

転居の際は、転居日の翌日から起算して30日以内にご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	損害額(*1)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。	損害額(*1)がそれぞれ1回の事故につき保険証券記載の商品・製品支払限度額（保険金額）の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が保険の対象の再作成に要する金額または市場流通価額を超える場合は、保険の対象の再作成に要する金額または市場流通価額のいずれか低い方を保険金額とみなします。

④区分所有建物に関する特約（専有部分用）

第1条（この特約の適用条件）

この保険契約において、区分所有建物の専有部分または区分所有建物の専有部分に収容される動産を保険の対象とする場合に、普通保険約款の規定に従い、この特約を適用します。

第2条（保険の対象の範囲－建物）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）の規定にかかわらず、保険証券記載の区分所有建物のうち、保険証券記載の所有者の専有部分を保険の対象とします。
- (2) 普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）(2)に規定するもののうち、専有部分または専有部分に所在するものは、特別な約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (3) 保険証券記載の区分所有建物のうち、区分所有者で構成される管理組合の規約に基づき、保険証券記載の所有者がもっぱら使用または管理する専用使用権付共用部分についても特別な約定がないかぎり、保険の対象に含むものとします。ただし、専用使用権付共用部分に生じた損害に対して保険金の支払を受けようとする場合は、その管理組合の承認を得なければなりません。
- (4) 保険証券記載の区分所有建物の共用部分のうち、保険証券記載の所有者の共有持分については、保険証券に所有者の共有持分を含むことが記載された場合に専有部分と合わせて保険の対象として取扱います。

第3条（保険の対象の範囲－動産）

- (1) この保険契約に付帯された特約により保険の対象に動産が含まれる場合は、保険証券記載の所有者の専有部分に収容される動産を保険の対象とします。
- (2) 保険証券記載の区分所有建物の共用部分の建物内(*1)に収容されている動産で保険証券記載の所有者が所有するものは、特別な約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(*1) 建物内には軒下を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	専有部分	管理規約等に区分所有者間の特別な約定がないかぎり、 被保険者 の持つ区分所有権(*1)の対象たる部分をいいます。
②	共用部分	管理規約等に区分所有者間の特別な約定がないかぎり、 建物 および建物の付属物のうち「建物の区分所有等に関する法律」に規定する専有部分に属さない部分をいいます。なお、管理規約等で共用部分と規定される管理員室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫等その他共用部分となる付属建物がある場合はこれを含みます。
③	専用使用権付共用部分	管理組合の規約に基づき、保険証券記載の所有者がもっぱら使用または管理するドア、バルコニーまたは物入れ等の共用部分をいいます。

(*1) 「建物の区分所有等に関する法律」に定める区分所有権をいいます。

第5条（保険の対象の支払限度額（保険金額））

この保険契約において、普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））(1)に定める保険の対象の評価額および支払限度額（保険金額）は、**被保険者**の専用使用権付共用部分を除いたものとします。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

〔区分所有建物に関する特約（専有部分用） 第1条〕

区分所有建物とは、分譲マンションなど1棟の建物で、構造上区分された数個の部分で、独立して使用できるものに区分され、各部分（専有部分）が区分所有者により所有されているものをいいます。床・壁・廊下・階段等は共用部分とされ、原則として区分所有者全員の共用とされます。「建物の区分所有等に関する法律」により詳細が定められています。

⑤火災・盗難時再発防止費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いする場合）

(1) 当社は、この特約にしたがい、**被保険者**が支出した下表の費用に対し、火災・盗難時再発防止費用保険金を支払います。

	火災・盗難時再発防止費用保険金をお支払いする場合	お支払いする費用
①	普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容) (1) ①に規定する事故によって当社が損害保険金を支払うべき場合	別表1または別表3に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加が必要となる有益な費用に限ります。
②	普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容) (1) ④に規定する事故によって当社が損害保険金を支払うべき場合	別表2または別表3に掲げる費用。ただし、その事故の再発防止のために追加が必要となる有益な費用に限ります。

(2) (1)に規定する費用は、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した費用に限ります。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者から当社に費用発生の時期および内容について告げ、当社がこれを認めた場合は、事故発生の日からその日を含めて2年以内に支出した費用を含めることができます。

第3条（保険金の支払額）

第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する火災・盗難時再発防止費用保険金の額は、1回の事故について、20万円を限度とします。

第4条（保険金支払後の保険契約）

当社が保険金を支払った場合においても、第3条（保険金の支払額）に規定する限度額は減額しません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）②ア.	損害額	火災・盗難時再発防止費用補償特約第2条（保険金をお支払いする場合）に規定する費用の額の合計額
②	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）②ア.	超過額	超過額。ただし20万円を限度とします。

<別表1>

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1)	(1) IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用	住居の火災事故防止のためのIHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置費用。
	(2) ガス台自動消火器、ガス漏れ検知器・警報器等の設置費用	住居の火災事故防止のためのガス台自動消火器、ガス漏れ検知器またはガス漏れ警報器等の設置費用。
	(3) 据付型手動消火器の購入費用	住居の火災事故防止のための据付型手動消火器の購入費用。
	(4) 家庭用スプリンクラーの設置費用	住居の火災事故防止のための家庭用スプリンクラーの設置費用。
	(5) 避雷器等の購入費用	電気機器の落雷事故防止のための避雷器等の購入費用。
	(6) 漏電遮断器の購入費用	住居の火災事故防止のための漏電遮断器の購入費用。

<別表2>

事故	費用名	費用の内容
盗難事故(*2)	(1) 防犯カギ、補助錠、防犯フィルム等の設置費用	盗難事故再発防止を目的とした防犯カギ、補助錠または防犯フィルムの設置費用。
	(2) 再発防止コンサルの利用費用	盗難事故再発防止のための住居の防犯を目的とした専門家による盗難防止コンサルティングサービスの利用費用。
	(3) ガラス破壊検知器の購入費用	盗難事故再発防止を目的としたガラス破壊検知器の購入費用。

<火災・盗難時再発防止費用補償特約 第2条(2)>

お支払いする保険金は、原則として、事故日から180日以内に支出した費用に限られますので、該当する事故が発生した場合には、直ちに事故をご報告いただけますようお願いいたします。

<別表3>

事故	費用名	費用の内容
火災事故(*1) または 盗難事故(*2)	(1) 防犯・防火金庫の設置費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした防犯・防火金庫の設置費用。
	(2) 災害常備品の購入費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減を目的とした災害常備品の購入費用。
	(3) 植栽の設置費用	火災による事故発生の場合の被害軽減または盗難事故発生防止を目的とした植栽の新規設置費用。
	(4) 防犯・防火ガラスの設置費用	火災または盗難による事故発生の場合の被害軽減または事故発生防止を目的とした防犯・防火ガラスの設置費用。
	(5) ホームセキュリティサービスの実施費用	火災事故または盗難事故の再発防止を目的としたホームセキュリティ機器の賃貸、設置および警備員の派遣等のホームセキュリティサービスの利用費用。警備業務を業務として実施する法人が提供するサービスに限ります。
	(6) 防犯カメラ・センサー装置の設置費用または防犯用砂利等の購入費用	火災または盗難による事故にあった場合の、再発防止のため住居の防犯または防火を目的とした防犯カメラや防犯センサー装置の賃貸、設置費用または防犯用砂利等の購入費用。

(*1)「火災事故」とは、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①の事故をいいます。

(*2)「盗難事故」とは、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)④の事故をいいます。

⑥ 臨時費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、付帯される特約により、動産が保険の対象に含まれる場合は、保険の対象である動産について生じた普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故または通貨等もしくは預貯金証書の盗難による損害を除きます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険の対象の支払限度額（保険金額）の10%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。
- (2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、建物または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に建物附属機械設備等電気的・機械的事故補償特約が付帯される場合で、その特約により損害保険金が支払われるときは、この特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑦ 臨時費用保険金の火災のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故に対して損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条（この

〔臨時費用補償特約 第2条〕

保険の対象が家財、業務用の設備・什器等、商品・製品等である場合に破損等の事故や通貨等もしくは預貯金証書の盗難による事故に対しては臨時費用保険金はお支払いしません。

特約の補償内容)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険の対象の支払限度額(保険金額)の10%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑧臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の補償内容)

当社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)①または②に規定する損害に対して損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第3条(支払保険金の計算)

(1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条(この特約の補償内容)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険の対象の支払限度額(保険金額)の10%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑨臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(この特約の補償内容)

当社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)①、②、④、⑤、⑥、⑦および⑧に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、付帯される特約により、動産が保険の対象に含まれる場合は、**通貨等**もしくは**預貯金証書の盗難**による損害を除きます。

第3条(支払保険金の計算)

(1) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第2条(この特約の補償内容)の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険の対象の支払限度額(保険金額)の10%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、**建物**または動産の別に、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑩費用保険金の一部補償対象外特約(修理付帯費用・失火見舞費用)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条(費用保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、この特約に従い、普通保険約款住まい条項第1条(この条項の補償内容)(4)、普通保険約款住まい条項第7条(支払保険金の計算)(2)およびこれに付帯された特約の規定にかかわらず、下表に掲げる費用保険金は支払いません。

修理付帯費用保険金

(2) 当社は、この特約に従い、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(5)および普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(4)ならびにこれに付帯された特約の規定にかかわらず、下表に掲げる費用保険金は支払いません。

失火見舞費用保険金

第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑪類焼損害補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	事故	第3条（この特約の補償内容）①の事故をいいます。
②	損害	第3条（この特約の補償内容）②の損害をいいます。
③	主契約	普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
④	主契約建物	主契約の保険の対象である 建物 (*1)をいいます。 (*1) 区分所有建物の場合は、主契約の保険の対象である戸室をいいます。
⑤	主契約家財	家財補償特約の保険の対象である家財をいいます。
⑥	主契約被保険者	主契約における保険証券記載の保険の対象の所有者をいいます。
⑦	類焼補償被保険者	類焼補償対象物の所有者をいいます。
⑧	他保険優先支払条項	他の保険契約等 がある場合に、損害の額から他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の額を差し引いた残額について保険金を支払うことを規定した約定のことをいいます。

第3条（この特約の補償内容）

当社は、下表に規定する①の事故によって生じた②の損害に対して、普通保険約款およびこの特約に従い、類焼損害保険金を支払います。

① 事故	次のいずれかから発生した火災、破裂または爆発。 ア. 主契約建物 イ. ア.に収容される家財 ウ. 主契約家財 エ. ウ.を収容する保険証券記載の 建物 ただし、主契約における第三者(*1)の所有物で主契約被保険者以外の者が占有する部分(*2)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 この場合において、主契約建物に収容される家財または主契約家財を収容する保険証券記載の建物は、普通保険約款に定める保険の対象の範囲の規定によります。
② 損害	類焼補償対象物の 損壊 (*3)。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(*1) 第三者には、主契約が保険契約者と**被保険者**が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする**同居の親族**を除きます。

(*2) 区分所有建物の共用部分を含みます。

(*3) 消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害を含みます。

第4条（類焼補償対象物の範囲）

(1) 第3条（この特約の補償内容）の類焼補償対象物とは、この特約における保険の対象であって、下表のいずれかに規定するものをいいます。

① 建物	全部または一部で世帯が現実に生活を営んでいる居住の用に供する 建物 (*1)をいいます。 (*1) 次に規定する物のうち、建物の所有者が所有するものは建物に含みます。 i 畳、建具その他これらに類する物 ii 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したものの iii 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものの iv 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
② 家財	①の建物に収容される家財をいいます。

（類焼損害補償特約 第3条の表の①）

主契約建物が借戸室を有している場合または主契約建物が借用一戸建である場合には、第三者の定義が異なります。第16条（借戸室等における場合の読み替え規定）をご参照ください。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表に規定する物は、類焼補償対象物に含まれます。

①	常時、居住の用に供しうる状態にある別荘(*1)
②	居住の用に供しうる状態にある空家(*2)

(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、下表に規定する建物または家財は、類焼補償対象物に含まれません。

①	建物	ア. 主契約建物 イ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物(*3) ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有する建物(*4) エ. 建築中または取り壊し中の建物(*5) オ. 国、地方公共団体等の所有する建物
②	家財	ア. 主契約家財 イ. 主契約建物に収容される家財 ウ. 主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族の所有、使用または管理する家財 エ. 自動車 オ. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 カ. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの キ. 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ク. 動物、植物等の生物 ケ. 商品、見本品および事業用什器、備品、機械装置、道具その他事業を営むために使用される物

(*1) 営業用の貸別荘を除きます。

(*2) 建売業者等が所有する売却用の空家を除きます。

(*3) 長屋または共同住宅建物の場合は、主契約被保険者の占有する戸室をいいます。

(*4) 区分所有建物の共用部分における主契約被保険者以外の者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外の者の共有持分を除きます。

(*5) 損害が発生したときに、世帯が現実^ニに生活を営んでいたものを除きます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 主契約被保険者(*1) ウ. イ.と生計を共にする同居の親族 エ. ア.イ.またはウ.の代理人
②	類焼補償被保険者(*1)またはその代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、類焼損害保険金を支払わないのは、その類焼補償被保険者が被った損害に限ります。
③	類焼補償被保険者以外の者が類焼損害保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*1)またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ④から⑥までの事由によって発生した事故の拡大。 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、事故の④から⑥までの事由による拡大。 ウ. ④から⑥までの事由に伴う秩序の混乱。

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 当社が第3条(この特約の補償内容)の類焼損害保険金として支払うべき損害の額は、類焼補償対象物の再取得価額によって定めます。

(2) 当社は、1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額を限度として(1)に規定する損害の額を類焼損害保険金として支払います。

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その1）

他の保険契約等がある場合は、当社は支払限度額を限度に、次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として支払います。

第6条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出した損害の額	−	他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額(*1)の合計額	=	類焼損害保険金
---------------------------------	---	---	---	---------

(*1) 臨時費用保険金等の、事故が発生したことによって生じる費用に対する保険金または共済金を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その2）

第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その1）の規定にかかわらず、**他の保険契約等**があり、それらの中に他保険優先支払条項を有するものがあるときは、第6条（支払保険金の計算）(1)の規定によって算出した損害の額から他保険優先支払条項のない他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金(*1)の合計額を差し引いた残額に対して、下表の規定に従って算出された額を、類焼損害保険金として、支払います。

①	この特約により他保険優先支払条項を有する他の保険契約等に優先して類焼損害保険金を支払う場合は、上記の残額(*1)。
②	他保険優先支払条項を有する他の保険契約等によって、この特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、上記の残額から他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を差し引いた額(*2)。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約の支払うべき類焼損害保険金の額を限度とします。

(*2) 他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額が、上記の残額を超える場合には支払いません。

第9条（支払保険金の計算—複数の類焼補償被保険者がある場合）

(1) 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額(*1)の合計額が支払限度額を超える場合において、他保険優先支払条項を有する**他の保険契約等**がないときは、当社は、それぞれの類焼補償被保険者に対して次の算式によって算出した額を類焼損害保険金として、支払います。

支払限度額	×	類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対するこの保険契約において支払うべき保険金の額	=	その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額
		類焼損害保険金を支払うべき他の類焼補償被保険者がいないとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対するこの保険契約において支払うべき保険金の額の合計額		

(2) 1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する支払責任額(*1)の合計額が支払限度額を超えるときで、他の保険契約等があり、それらの中に他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がある場合で、次の①に該当するときは、その類焼補償被保険者に対して次の②に規定する額を類焼損害保険金として、支払います。

① 他保険優先支払条項を有する他の保険契約等およびこの特約につき、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして類焼補償被保険者ごとに算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定により算出した当社の支払うべき保険金の額を超える場合

② 次の算式により算出した額

他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして第7条（他の保険契約等がある場合の取扱い—その1）の規定によって算出したこの保険契約において支払うべき保険金の額	×	他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)の規定によって算出したこの保険契約において支払うべき保険金の額	=	その類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額
		他保険優先支払条項を有する他の保険契約等およびこの特約について、それぞれ他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額		

(3) 類焼補償被保険者ごとに、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないものとして(1)によって算出した類焼損害保険金の額と、(2)によって算出した他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がある場合の類焼損害保険金の額に差額が生じた場合は、それぞれの差額の合計額を、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないそれぞれの類焼補償被保険者に対し、次の算式によって算出した類焼損害保険金を追加して、支払います。

ただし、いかなる場合も当社の支払うべき類焼損害保険金の額は、第6条（支払保険金の計算）に規定する損害の額を超えることはありません。

差額の合計額	×	他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がいないものとした場合の、それぞれの類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の額	=	その類焼補償被保険者に対して追加して支払う類焼損害保険金の額
		他に類焼損害保険金を支払うべき類焼補償被保険者がいないものとした場合の、他保険優先支払条項を有する他の保険契約等がないすべての類焼補償被保険者に対する類焼損害保険金の合計額		

(4) 当社は、1回の事故による複数の類焼補償被保険者に対する当社の支払うべき保険金の合計額が支払限度額を超えることで(1)から(3)の規定にしたがって類焼損害保険金の額を算定することになる場合において、その額について当社と類焼補償被保険者との間で意見が一致しないときは、当社の費用により、それぞれの類焼補償被保険者の同意を得て、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の手続を行います。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約の支払うべき類焼損害保険金の額をいいます。

第10条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務）

(1) 保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者は、事故が生じたことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 下表の(i)欄に規定する者は、類焼補償対象物について損害が生じたことを知った場合は、下表の(ii)欄のことを履行しなければなりません。

	(i)	(ii)
① 損害が生じたことの通知	保険契約者または主契約被保険者	損害が生じた日時、場所および損害の概要を直ちに当会社に通知すること。
② 損害内容の通知	保険契約者または主契約被保険者	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 損害の状況 イ. 損害が生じた日時、場所または損害の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
③ 類焼補償被保険者への通知	保険契約者または主契約被保険者	この保険契約の内容を直ちに類焼補償被保険者に通知すること。
④ 損害が生じたことを知ったことの通知	類焼補償被保険者	類焼補償対象物に損害が生じたことを知ったことを当会社に通知すること。
⑤ 調査の協力等	保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者	次の事項に協力すること。 ア. 類焼損害保険金の支払を目的とした類焼補償対象物にかかる損害および類焼補償対象物にかかる損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等(*1)の内容を調査すること。 イ. 当社が、事故または損害が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた類焼補償被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転すること。

(*1) 他の保険契約等には、類焼損害保険金を支払うべき他の保険契約等を含みます。

第11条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務違反）

保険契約者、主契約被保険者または類焼補償被保険者が、正当な理由がなく第10条（類焼補償対象物の事故または損害発生時の義務）の規定に違反した場合は、当社は下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第10条(1)	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第10条(2)の表	第10条(2)の表の規定に違反したことによって当社が被った損害の額

第12条（保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、第3条（この特約の補償内容）に規定する損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 類焼補償被保険者が保険金の支払を請求する場合は、下表のすべての書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書
② 損害額を証明する書類(*1)
③ 類焼補償被保険者が死亡した場合は、類焼補償被保険者の除籍および類焼補償被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
⑤ 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第13条（代位）

- 損害が生じたことにより類焼補償被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

① 当社が損害の額の全額を類焼損害保険金として支払った場合は、類焼補償被保険者が取得した債権の額
② ①以外の場合は、類焼補償被保険者が取得した債権の額から、類焼損害保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに類焼補償被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

〈類焼損害補償特約 第10条(2)の表の⑤〉

類焼補償被保険者の同意を得て、類焼補償対象物の加入保険会社名や契約内容の確認等を行います。

第14条（代位求償権不行使）

第13条（代位）の規定により類焼補償被保険者が保険契約者、主契約被保険者または主契約被保険者と生計を共にする同居の親族に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。

第15条（残存物の帰属）

当会社が類焼損害保険金を支払った場合でも、類焼補償対象物の残存物の所有権その他の物権は、当会社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

第16条（借戸室等における場合の読み替え規定）

主契約建物が借戸室(*1)を有している場合または主契約建物が借用一戸建(*2)である場合には、下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第3条（この特約の補償内容）(*1)	第三者には、主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、主契約被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。	第三者には、主契約が保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、次に規定する者を除きます。 i. 主契約被保険者と生計を共にする同居の親族 ii. 主契約被保険者の許諾を得て主契約建物の借戸室または借用一戸建である主契約建物に居住する者で保険契約者、主契約被保険者および主契約被保険者と生計を共にする同居の親族以外のもの
第4条（類焼補償対象物の範囲）(3)②家財イ.	主契約建物に収容される家財	主契約建物の借戸室以外の戸室に収容される家財および借戸室またはこれに収容される家財から事故が発生したときにおけるその借戸室に収容される家財

(*1) 借戸室とは、借用に供される戸室をいいます。

(*2) 借用一戸建とは、借用に供される一戸建をいいます。

第17条（重大事由による解除の特則）

- 当会社は、類焼補償被保険者が、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない類焼補償被保険者に生じた損害については適用しません。

(*1) 類焼補償被保険者が複数である場合は、その類焼補償被保険者に対する部分に限ります。

第18条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に臨時費用補償特約、臨時費用保険金の火災・風災・盗難・水濡れ等補償特約、臨時費用保険金の火災・風災のみ補償特約または臨時費用保険金の火災のみ補償特約が付帯される場合、その特約で規定する保険の対象に類焼補償対象物は含まれないものとします。

第19条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第2条（保険金の支払）(1)(*1)	被保険者、保険金の受取人または保険金請求権者が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。	類焼補償被保険者が類焼損害補償特約第12条（保険金の請求）(2)に規定する手続きを完了した日をいいます。なお、類焼補償被保険者が複数存在する場合には、それらの者のうち、同条に規定する手続きを最も遅く完了した日をいいます。

⑫建物付属機械設備等電氣的・機械的事故補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）④の規定にかかわらず、**電氣的または機械的事故**によって生じた損害について損害保険金および費用保険金を支払います。

第3条（保険の対象）

- (1) この特約における保険の対象は、普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）および付帯される特約に規定する保険の対象とします。
- (2) 下表のいずれかに該当する機械設備はこの特約の保険の対象に含まれません。

①	消火剤、薬液
②	洗濯機、冷蔵庫
③	家財、 <u>設備・什器等</u> 、 <u>商品・製品等</u>
④	電球類
⑤	切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型その他の型類
⑥	潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
⑦	普通保険約款住まい条項第2条(2)において、特別な約定により保険の対象から除外したもの

第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および第6条（保険金をお支払いしない場合—破損等）に掲げる損害のほか、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、損害保険金を支払いません。

①	不当な修理や改造によって生じた事故
②	消耗部品(*1)および付属部品の交換
③	コンピュータプログラム、インプットデータ等コンピュータソフトウェアに生じた <u>損壊</u> 、改ざん、消去等
④	電源周波数(Hz)、ガス種の変更に伴う改造、修理
⑤	車両、 <u>船舶</u> などの備品として使用している間に生じた事故

(*1) 消耗部品とは、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等をいいます。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑬商品製品の盗難・水濡れ等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約を付帯した場合には、商品製品補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定に加え、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)④から⑧に規定する事故によって保険の対象に生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

第3条（保険金をお支払いしない場合の追加）

当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および商品製品補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）に加えて、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	掘削機械(*1)の <u>盗難</u> によって生じた損害
②	万引き(*3)によって <u>商品・製品等</u> に生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*3)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*3)のために <u>建物</u> 、 <u>屋外設備装置</u> または <u>設備・什器等</u> に破損が生じた場合

(*1) ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*2)をいいます。

(*2) 機械には、機械に付属する部品を含みます。

(*3) 万引きとは、買い物を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。

第4条（支払保険金の計算）

第2条（この特約の補償内容）①の規定に従いこの特約の保険の対象に対し損害保険金を支払う場合には、当社の支払う損害保険金の額は、商品製品補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する算式によって算出された免責金額を控除した額とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および商品製品補償特約の規定を準用します。

⑭商品製品の破損等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約を付帯した場合には、商品製品補償特約第2条（この特約の補償内容）(1)の規定に加え、下表の損害保険金および費用保険金を支払います。

①	普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)⑨に規定する破損等の事故によって保険の対象に生じた損害に対する損害保険金
②	普通保険約款住まい条項第1条(4)に規定する費用保険金

第3条（保険金をお支払いしない場合の追加）

(1) 当社は、普通保険約款住まい条項第5条（保険金をお支払いしない場合）、普通保険約款住まい条項第6条（保険金をお支払いしない場合－破損等）および商品製品補償特約第4条（保険金をお支払いしない場合の追加）に加えて、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象を加工または製造することに起因して、その保険の対象に生じた損害(*1)
②	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
③	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
④	検品、梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*2)
⑤	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害

(*1) 保険の対象に生じた損害には、保険の対象を加工または製造するために使用された機械、設備または装置等の停止によってその保険の対象に生じた損害を含みます。

(*2) 検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取による損害は含まれません。

(2) 当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(1)の表に規定する破損等の事故によって、次のいずれかに該当する物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハングライダー、パラライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品
③	ラジコン模型およびこれらの付属品
④	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑤	動物、植物等の生物

第4条（支払保険金の計算）

(1) 第2条（この特約の補償内容）①の規定に従いこの特約の保険の対象に対し損害保険金を支払う場合には、当社の支払う損害保険金の額は、商品製品補償特約第5条（支払保険金の計算）(1)に規定する算式によって算出された**免責金額**を控除した額とします。

(2) 商品製品特約第5条（支払保険金の計算）(2)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）および第2条（この特約の補償内容）の規定に基づき支払われるこの特約の損害保険金は、1回の事故につき、保険証券記載の商品・製品破損等支払限度額を限度に支払います。

(3) (1)の損害保険金の額が(2)の支払限度額を超える場合は、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(3)の規定に従い、支払保険金の額を算出します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および商品製品補償特約の規定を準用します。

⑮水災縮小支払特約（一部定率払）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、保険の対象に水災による損害(*1)が生じた場合には、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、その損害に対し次の①から③に規定する保険金を支払います。この場合において、普通保険約款および

付帯される特約に規定する水災による損害保険金は支払いません。

① 保険の対象に**再取得価額**の30%以上の損害が生じた場合は、当社は、1回の事故につき支払限度額（保険金額）を限度として、次の算式により保険金の額を算出します。

普通保険約款住まい条項第8条 (損害額の決定)に定める損害額	×	保険証券記載の縮小支払割合	=	保険金の額
-----------------------------------	---	---------------	---	-------

② ①に該当しない場合において、**建物**が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に再取得価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合は、当社は、1回の事故につき、支払限度額（保険金額）を限度として、次の算式により保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき、200万円を限度とします。

支払限度額（保険金額）(*2)	×	支払割合（10%）	=	保険金の額
-----------------	---	-----------	---	-------

③ ①および②に該当しない場合において、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合は、当社は、1回の事故につき、支払限度額（保険金額）を限度として、次の算式により保険金の額を算出します。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。

支払限度額（保険金額）(*2)	×	支払割合（5%）	=	保険金の額
-----------------	---	----------	---	-------

(2) 付帯される特約により保険の対象に動産が含まれる場合には、建物または動産の別に、(1)の規定により保険金を算出するものとします。ただし、その特約に規定する高額貴金属等については動産に含めて算出するものとします。

(3) 当社は、この特約に従い、保険金が支払われる場合、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(4)および第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用保険金は支払いません。

(*1) 水災による損害とは、普通保険約款および付帯される特約に規定する「水災による損害」をいいます。

(*2) 支払限度額(保険金額)が保険の対象の再取得価額を超える場合、支払限度額(保険金額)は再取得価額とします。

第3条（この特約が付帯された保険契約との関係）

(1) この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に全損時の保険金支払いに関する特約が付帯される場合、水災による損害(*1)により**建物**が全損となったときは、全損時の保険金支払いに関する特約の規定は適用しません。

(2) この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に臨時費用補償特約が付帯される場合でも、この特約に基づき保険金を支払うときは、臨時費用保険金は支払いません。

(*1) 水災による損害とは、普通保険約款に規定する「水災による損害」をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑩特定設備水災補償特約（浸水条件なし）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(3)③の規定にかかわらず、水災(*1)によって第3条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、**被保険者**に対して特定設備水災補償保険金を支払います。ただし、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する損害に対し、保険金が支払われる場合を除きます。

(*1) 水災とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*2)、落石等をいいます。

(*2) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

第3条（保険の対象）

(1) この特約における保険の対象は、普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象のうち、同条(2)②および④に規定するもので、かつ下表に掲げる機械設備とします。

①	空調設備、冷暖房設備
②	充電設備、発電設備、蓄電設備
③	給湯設備
④	昇降設備
⑤	①～④の各設備に付属する配線・配管・ダクト設備

(2) 下表に該当する機械設備は、この特約の保険の対象に含まれません。

普通保険約款住まい条項第2条(2)において、特別の約定により保険の対象から除外したもの

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(1)の規定にかかわらず、1回の事故につき、保険証券記

載の支払限度額（保険金額）を限度として、第5条（損害額の決定）(1)に規定する損害額を特定設備水災補償保険金として支払います。

(2)当会社は、この特約に従い、特定設備水災補償保険金が支払われる場合、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(4)および第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用保険金は支払いません。

第5条（損害額の決定）

(1)当会社が特定設備水災補償保険金として支払うべき損害の額は、次の算式により算出した額とします。この場合において、(2)の費用を除いて算出した損害の額は、損害が生じた保険の対象の**再取得価額**を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額は、再取得価額に(2)の費用を加えた額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理にともなって生じた残存物がある場合は、その時価額(*1)}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(2)(1)の修理費(*2)には、下表に掲げる費用を含み、普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(2)①から③の費用を含みません。

① 残存物取片づけ費用	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用。
② 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用(*3)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*4)を超える期間に対応する費用を除きます。
③ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理に必要な費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*5)を除きます。

(*1) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

(*2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。

(*3) 調査費用には、**被保険者**またはその**親族**もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*4) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*5) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第6条（この特約が付帯された保険契約との関係）

この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約に臨時費用補償特約が付帯される場合でも、この特約に基づき特定設備水災補償保険金を支払うときは、臨時費用保険金は支払いません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑰ホームサイバーリスク費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	ネットワーク	保険証券記載の 建物 内における電子データを伝送する通信回線、ルーターおよび交換機で構成される情報通信ネットワーク、コンピュータ、サーバー、データ端末等の情報機器を接続したコンピュータネットワークおよびインターネット等のバックボーンネットワークのうち生活用のものをいいます。
②	ネットワーク構成機器・設備	保険証券記載の建物内に所在し、生活用のネットワークを構成するコンピュータ、周辺機器、家電製品、設備・装置およびこれらを結ぶ通信用回線設備をいい、携帯式通信機器およびこれらの付属品を含みます。
③	セキュリティ事故	ネットワークまたは 被保険者 が所有、使用もしくは管理するネットワーク構成機器・設備に生じた不正アクセス等をいいます。
④	不正アクセス等	ネットワークの正当な使用権限を有さない者によって行われる次のア.からI.までのいずれかに該当する行為をいいます。 ア. 他者のID・パスワード等を使用して他者になりすまし、または権限者が設定したファイアウォールを通過することにより、不正にアクセスする行為 イ. 大量のデータを送りつけるDoS攻撃 ウ. 不正なプログラムの送付またはインストール I. その他ア.からウ.までに類似の行為

⑤ 情報機器等修理費用	保険の対象がセキュリティ事故により損傷した場合における修理費用をいいます。なお、情報機器等修理費用には、被保険者が修理費用とあわせて支出する場合に限り、不正なプログラムの除去に要する費用を含みます。また、情報機器等修理費用には、被保険者がインターネットセキュリティソフトを購入する費用を含みません。
⑥ データ復旧費用	保険の対象に保存されているデータがセキュリティ事故により消失、破壊または改ざん等の損害を受けた場合の復旧費用をいいます。なお、データ復旧費用には、被保険者がデータの復旧費用とあわせて支出する場合に限り、不正なプログラムの除去に要する費用を含みます。また、データ復旧費用には、次のア.およびイ.の費用を含みません。 ア. 被保険者がインターネットセキュリティソフトを購入する費用 イ. セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等 ただし、不正なプログラムの除去に要する費用が、情報機器等修理費用として支払われる場合は不正なプログラムの除去に要する費用をデータ復旧費用に含みません。
⑦ DoS攻撃	ネットワークがサービスを提供できない状態にすること等を目的とし、ネットワークに対して過剰な負荷をかける意図的な行為をいいます。
⑧ その他事故対応費用	次の費用をいいます。 ア. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。 イ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用(*1) ウ. 事故の拡大 の防止に努めるために要する費用 エ. 事故の対策に要するコンサルティング費用 (*1) 意見書および鑑定書の作成に要する費用を含みます。

第3条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、**被保険者**が保険期間中にセキュリティ事故を発見したことに伴い、あらかじめ当社の同意を得て支出した下表に掲げる費用に対して、この特約にしたがい、サイバーリスク費用保険金を支払います。ただし、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り、支払われます。

区分	費用の内容
① セキュリティ事故対応費用	被保険者がセキュリティ事故に対応するために支出した次のア.からウ.までの費用。ただし、ウ.の費用は、ア.またはイ.の費用に対して当社が保険金を支払う場合に限り、支払われます。 ア. 情報機器等修理費用 イ. データ復旧費用 ウ. その他事故対応費用
② 再発防止費用	被保険者がセキュリティ事故の再発防止のために支出した必要かつ有益な費用で別表に掲げる費用。ただし、①に規定する費用に対して保険金が支払われる場合に限り、支払われます。

(2) (1)に規定する費用には、下表の費用は含みません。

① セキュリティ事故が生じなかったとしても発生する費用
② ネットワーク構成機器・設備の納入者が被保険者に対し法律上または契約上の責任(*1)を負うべき費用

(3) 同一の原因もしくは事由に起因して生じた、または同一の不正行為者もしくはそのグループによる一連のセキュリティ事故は、発生した、もしくは発見された時または場所等にかかわらず、「1事故」とみなし、被保険者によって最初にセキュリティ事故が発見された時にすべてが発見されたものとみなします。

(4) (1)に規定する費用は、被保険者がセキュリティ事故を発見した日(*2)からその日を含めて180日以内に支出した費用に限り、支払われます。ただし、セキュリティ事故を発見した日(*2)からその日を含めて180日以内に被保険者から当社に費用発生の日および内容について告げ、当社がこれを認めた場合は、セキュリティ事故を発見した日(*2)からその日を含めて2年以内に支出した費用を含めることができます。

(*1) 保証書、延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

(*2) (3)の規定によって1事故とみなす場合は、最初に発見した日とします。

第4条（保険金支払の条件）

当社は、下表に規定するすべての条件を客観的資料によって確認できる場合に限り、保険金を支払います。

① 保険契約者または 被保険者 が保険期間中に第3条（この特約の補償内容）(1)のセキュリティ事故が発生した事実を知ったあと遅滞なく警察その他の公の機関に対する 書面等 による被害の届出または報告を行っていること。
② セキュリティ事故が実際に発生していること。
③ 被保険者が負担した費用がセキュリティ事故によって生じたものであること。

第5条（保険の対象）

この特約における保険の対象は、普通保険約款住まい条項第2条（保険の対象）および家財補償特約第4条（保険の対象の

〈ホームサイバーリスク費用補償特約 第3条(4)〉

お支払いする保険金は、原則として、被保険者がセキュリティ事故を発見した日から180日以内に支出した費用に限られますので、該当する事故が発生した場合には、直ちに事故をご報告いただきますようお願いいたします。

範囲)に規定するものうちネットワーク構成機器・設備とし、もっぱら**被保険者**の職務の用に供されるものを除きます。なお、この特約が付帯された普通保険約款に基づく保険契約の保険の対象に**建物**が含まれない場合は、建物のネットワーク構成機器・設備は保険の対象に含まれません。

第6条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた費用または下表のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
④	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
⑤	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*3)もしくは核燃料物質(*3)によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑦	ネットワークおよびネットワーク構成機器・設備が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた費用。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わってネットワークおよびネットワーク構成機器・設備を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑧	ネットワークおよびネットワーク構成機器・設備に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した費用 ア. 自然の消耗または劣化(*5) イ. ボイラスケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等

(2) 当社は、(1)の規定のほか、下表のいずれかに該当する費用に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた費用
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた費用 ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用人
③	次のいずれかに該当する者の職務遂行に起因して生じた費用 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
④	使用可能な最新版の基本ソフトまたはアプリケーションソフトがネットワークおよびネットワーク構成機器・設備に使用されていないことに起因して生じた費用
⑤	ネットワークおよびネットワーク構成機器・設備に対する加工(*6)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた費用
⑥	ネットワークおよびネットワーク構成機器・設備の 電氣的または機械的事故 によって生じた費用
⑦	ネットワークおよびネットワーク構成機器・設備の不当な修理や改造に起因して生じた費用
⑧	土地の沈下、移動または隆起によって生じた費用
⑨	政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれに起因して生じた費用

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

(*4) 核燃料物質(*3)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*5) 自然の消耗または劣化には、ネットワークおよびネットワーク構成機器・設備の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(*6) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。

第7条（支払保険金の計算）

当社は、1回の事故について、それぞれ下表の額を限度にサイバーリスク費用保険金を支払います。

区分	支払限度額
①セキュリティ事故対応費用	保険証券記載の支払限度額
②再発防止費用	3万円

第8条（保険金の請求における特則）

被保険者がサイバーリスク費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の規定によるもののほか、下表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	警察その他の公的機関に対する被害の届出または報告を実施したことが確認できる書類
②	セキュリティ事故が発生したことを客観的に確認できる書類
③	被保険者が支出した費用がセキュリティ事故によって生じたものであることを客観的に確認できる書類

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）②ア.	損害額	ホームサイバーリスク費用補償特約第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する費用
②	第7節第5条（時効）	第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時	被保険者がホームサイバーリスク費用補償特約第3条（この特約の補償内容）(1)に規定する費用を支出した時

<別表>

費用名	費用の内容
①インターネットセキュリティソフトの購入費用	ネットワーク構成機器・設備のセキュリティ事故防止のためのインターネットセキュリティソフトの購入費用
②ネットワークに接続する機器を外部からの攻撃や有害サイトへのアクセスから防御するホームネットワークセキュリティの購入費用	ネットワーク構成機器・設備のセキュリティ事故防止のためのネットワークセキュリティの購入費用

⑱地震危険等上乗せ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、保険証券記載のこの特約の保険の対象について、この保険契約に付帯されている地震保険普通保険約款(*1)の規定により保険金が支払われる場合に、地震危険等上乗せ保険金を支払います。

(*1) 地震保険普通保険約款に付帯されている特約を含みます。

第3条（支払保険金の計算）

当社が第2条（この特約の補償内容）の地震危険等上乗せ保険金として支払う額は、地震保険普通保険約款(*1)の規定により支払われる額と同額とします。ただし、地震保険普通保険約款(*1)の規定により支払われる額とこの地震危険等上乗せ保険金の合計額が保険の対象の保険価額(*2)を超える場合には、次の算式によって算出された額とします。

$$\boxed{\text{この特約の保険の対象の保険価額}(*2)} - \boxed{\text{地震保険普通保険約款}(*1)\text{の規定により支払われる額}} = \text{地震危険等上乗せ保険金の額}$$

(*1) 地震保険普通保険約款に付帯されている特約を含みます。

(*2) 保険価額とは、損害が生じた地および時における保険契約の対象の価額をいいます。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および地震保険普通保険約款(*1)

<地震危険等上乗せ補償特約 第3条>

地震保険普通保険約款の規定により支払われる額と地震危険等上乗せ保険金の額の合計額は、再調達価額を限度とします。

の規定を準用します。

(*1) 地震保険普通保険約款に付帯されている特約を含みます。

⑱地震火災費用保険金増額特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（支払保険金の計算）

当社は、この特約が付帯された普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(6)の規定にかかわらず、普通保険約款住まい条項第1条（この条項の補償内容）(5)③の地震火災費用保険金として、保険の対象である建物または家財に対して、次の算式(*1)によって算出した額を支払います。

$$\text{支払限度額（保険金額）} \times 30\% = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(*1) 支払限度額（保険金額）が再取得価額を超える場合は、算式の支払限度額（保険金額）は、再取得価額とします。

第3条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯された場合、保険の対象である建物または家財に対する地震火災費用保険金は、普通保険約款基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）に規定する別表 水道管凍結修理費用・地震火災費用保険金支払限度額表は適用せず、この特約における別表を適用するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

別表

保険金の種類		支払限度額
地震火災費用保険金	それぞれの保険契約または共済契約のおおのこの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故について、保険の対象ごとに、その保険の対象の <u>再取得価額</u> に30%(*1)を乗じて得た額を超える場合	1回の事故について、保険の対象ごとに、その保険の対象の再取得価額に30%(*1)を乗じて得た額

(*1) 他の保険契約等に、支払割合が30%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

⑳全損時の保険金支払いに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
全損	この特約が付帯される普通保険約款および付帯された特約に規定する事由により、保険金が支払われる場合（ただし、地震火災費用保険金が支払われるときを除きます。）で、 <u>建物の損害の額</u> が <u>再取得価額</u> の80%以上となる状態をいいます。

第2条（この特約が適用される範囲）

- (1) この特約は、付帯される保険契約の保険の対象が建物である場合で、保険の対象である建物（以下「建物」といいます。）が全損となったときに適用します。ただし、当社が事前に提示し、保険契約者と当会社の双方が妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかずに保険金額を設定した契約には、本特約は適用しません。
- (2) この特約は、建物の損害保険金（以下「保険金」といいます。）の算出方法を変更するものです。

第3条（全損の場合の保険金の支払額）

- (1) 建物が全損となった場合には、当社は、普通保険約款および付帯された特約の保険金の算出規定にかかわらず、保険金額に相当する額を保険金(*1)として、支払います。
- (2) 建物の損害の額が(1)の保険金(*1)に相当する額を超える場合には、当社は、(1)の規定にかかわらず、建物の損害の額と普通保険約款住まい条項第7条（支払保険金の計算）(2)の費用保険金の合計額を、(1)の保険金(*1)に相当する額の2倍を限度として、支払います。ただし、支払保険金の額から普通保険約款住まい条項第7条(2)の費用保険金および普通保険約款住まい条項第8条（損害額の決定）(2)に規定する費用を除いた額は、(1)の保険金(*1)に相当する額を限度とします。

(*1) 保険金の額は「再取得価額×当該保険金の支払割合の1.3倍」または「保険金額×当該保険金の支払割合」のいずれか低い額を限度とします。

〈全損時の保険金支払いに関する特約 第2条(1)〉

妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかない場合とは、建物の保険金額に土地代が含まれていた場合等をいいます。

第4条（全損の場合の保険金の支払額－他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) この特約と同種の保険金支払い規定がない**他の保険契約等**がある場合、当社は、次の算式によって算出した額を、当社の損害保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

$$\text{差額保険金}(*1) = \boxed{\text{第3条（全損の場合の保険金の支払額）の規定により算出した保険金の額}} - \boxed{\text{この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額}}$$

(2) この特約と同種の保険金支払い規定がある他の保険契約等（以下「他の全損規定契約等」といいます。）がある場合、当社は、下表の規定に従って算出した額を、当社の支払保険金の額に追加して差額保険金として支払います。

①	この特約により他の全損規定契約等に優先して(1)に規定する差額保険金を支払う場合は、(1)により算出した差額保険金
②	他の全損規定契約等によって、この特約に優先して保険金が支払われる、または支払われた場合は、第3条（全損の場合の保険金の支払額）の規定により算出した保険金の額から、他の全損規定契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた額

(3) この特約が付帯される保険契約の保険金額が追加上乘せ方式により定められている場合には、当該追加上乘せ方式契約とそれ以外の他の保険契約等のそれぞれに、第3条と(1)(2)の規定を適用して差額保険金を支払います。

(*1) この特約がないものとして、この保険契約と他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額が保険金額(*2)を上回る場合には、差額保険金は支払いません。

(*2) 保険金額は**再取得価額**×1.3（保険金に支払割合の設定がある場合には再取得価額×1.3に当該保険金の支払割合を乗じた額）を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第5節第2条（保険契約の無効または失効）	損害額(*1)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生したこと。ただし、保険金額が 再取得価額 を超える場合は、再取得価額を保険金額とみなします。	この特約が適用された場合。

㊦ 対物超過修理費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険が適用されている場合に適用されます。

第2条（被保険者）

- (1) この特約において**被保険者**とは、普通保険約款賠償責任条項第2条（被保険者）(1)に規定する被保険者をいいます。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (3) (2)の規定によって、第4条（対物超過修理費用保険金）に規定する対物超過修理費用保険金の限度額は増額されません。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 対物事故	普通保険約款賠償責任条項第1条(この条項の補償内容)(3)の表の②に規定する対物事故をいいます。
② 相手自動車	対物事故により 損壊 した他人の所有する自動車または原動機付自転車をいいます。
③ 相手自動車の修理費	相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に、相手自動車を修理することによって生じた 修理費 をいいます。
④ 相手自動車の価額	相手自動車に損害が生じた地および時における相手自動車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。
⑤ 対物超過修理費用	当社が、相手自動車の修理費が相手自動車の価額を超えると認めた場合における、次の算式によって算出される額をいいます。 $\boxed{\text{相手自動車の修理費}} - \boxed{\text{相手自動車の価額}} = \boxed{\text{対物超過修理費用の額}}$
⑥ 相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、次のいずれかに該当する損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。 ア. 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故によって相手自動車に生じた損害 イ. 相手自動車の 盗難 による損害

第4条（対物超過修理費用保険金）

当社は、対物賠償保険金(*1)が支払われる場合には、普通保険約款賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(3)に規定する費用に加えて、**被保険者**が負担する対物超過修理費用に対して対物超過修理費用保険金を支払います。ただし、1回の

対物事故における相手自動車1台について、下記の算式によって算出された額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{対物超過修理費用}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について対物事故により被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}} = \boxed{\text{対物超過修理費用保険金の額}}$$

(*1) 対物賠償保険金とは、普通保険約款賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の③に規定する対物賠償保険金をいいます。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 当社は、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金が支払われる場合であって、下表の①の額が同表の②の額を超えるときは、その超える額を第4条（対物超過修理費用保険金）に規定する額から差し引いて対物超過修理費用保険金として支払います。この場合において、既に当社が支払うべき対物超過修理費用保険金の額を超える金額を支払っていたときは、その超える部分の額の返還を請求することができます。

①	相手自動車の車両保険等によって支払われる保険金の額(*1)。 ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金の額とします。
②	相手自動車の価額

(2) この特約に関しては、**他の保険契約等**(*2)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②イ.	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金および人身傷害条項第4条（お支払いする保険金）(3)の傷害一時費用保険金	対物超過修理費用保険金

(*1) 相手自動車の修理費以外の諸費用等に対して支払われる額がある場合は、その額を除いた額とします。

(*2) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第6条（対物超過修理費用保険金の請求）

- 当会社に対する保険金請求権は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- 第4条（対物超過修理費用保険金）の対物超過修理費用保険金の請求は、**記名被保険者**を経由して行うものとします。
- 普通保険約款賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定は、対物超過修理費用保険金には適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款賠償責任条項、基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	対物超過修理費用補償特約
②	第5節第5条の(*6)	賠償責任条項または人身傷害条項	対物超過修理費用補償特約

②被害者救済費用等補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険または対人賠償保険が適用されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、下表のすべてに該当する場合に、**被保険者**が被害者救済費用を負担したことによって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車 に存在した欠陥やご契約のお車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に生じたことにより、人身事故または物損事故が生じたこと
②	ご契約のお車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること ア. リコール等(*1) イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査 ウ. ア.またはイ.と同等のその他の客観的な事実
③	この特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解(*2)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当社がこの特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること

(2) この特約において人身事故および物損事故とは、下表のとおりとします。

①	人身事故	ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の生命または身体を害すること。
②	物損事故	ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故により他人の 財物を損壊 することまたは軌道上を走行する陸上の乗用具(*3)が運行不能(*4)になること。

(*1) 道路運送車両法第63条の2または同条の3に基づき実施される改善措置等をいいます。

(*2) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。

(*3) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(*5)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*4) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*6)のみに起因するものを除きます。

(*5) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

(*6) 特定の者への伝達を含みます。

第3条（被保険者）

(1) この特約において**被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	<p>ご契約のお車の運転者。</p> <p>ただし、ご契約のお車の運転者が次のいずれかに該当する者以外の場合は、記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の者に限ります。</p> <p>ア. 記名被保険者</p> <p>イ. 記名被保険者の配偶者(*1)</p> <p>ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族</p> <p>エ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子</p>
②	ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が生じた場合は、ご契約のお車の所有者(*2)

(2) (1)の規定にかかわらず、業務として受託したご契約のお車を使用または管理している**自動車取扱業者**は、被保険者に含まれません。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の*ア.*および*イ.*の規定を除きます。

(4) (3)の規定によって、第6条（お支払いする保険金）(1)に規定する人身救済費用保険金および物損救済費用保険金の限度額は増額されず、また、同条(1)に規定する人身救済費用保険金、物損救済費用保険金および人身救済臨時費用保険金は重複して支払いません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
- ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 被害者救済費用	<p>人身事故または物損事故によって被害者等に生じた損害の額(*1)を被保険者が負担することおよび被害者等に生じた損害について被害者等が賠償義務者(*2)に対する損害賠償請求権を有する場合は、被保険者が負担する額を上限としてその損害賠償請求権を被保険者が取得することについて、あらかじめ当会社へ通知して被保険者が委任した弁護士により被害者等との間で書面による合意が成立した場合に、その合意に基づき被保険者が支出する費用をいいます。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当するものがある場合は、その合計額を差し引いた額を限度とします。</p> <p>ア. 自賠償保険等によって被害者等に支払われる額</p> <p>イ. 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額</p> <p>ウ. 賠償義務者(*2)が被害者等に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被害者等に対して、対人賠償保険または対物賠償保険等(*3)によって既に給付が決定したまたは支払われた保険金もしくは共済金の額</p> <p>エ. 被害者等が賠償義務者(*2)から既に取得した損害賠償金の額</p> <p>オ. 労働者災害補償制度によって被害者等に既に給付が決定したまたは支払われた額(*4)</p> <p>カ. 賠償義務者(*2)以外の第三者から被害者等に生じた損害に対する補償を既に取得している場合は、その取得した額</p> <p>キ. 被害者等に生じた損害の額(*1)のうち、被害者(*5)の過失により生じた損害の額</p> <p>ク. ア.からカ.までの額のほか、被害者等に生じた損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付に対する請求権を被害者等が有している場合で、これらの保険金、共済金その他の給付によって支払われた額がキ.の額を上回るときは、その超過額(*6)</p>

②	被害者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 人身事故により生命または身体を害された者 イ. ア.に規定する者の父母、配偶者(*7)または子 ウ. 物損事故により所有する財物を損壊された者またはその財物を使用もしくは管理していた者 エ. 物損事故により運行不能(*8)とされた軌道上を走行する陸上の乗用具(*9)を運行する者
---	------	---

- (*1) 被害者等に生じた損害の額とは、賠償義務者(*2)がこれらの者に生じた損害を賠償するとした場合(*10)に、その賠償義務者(*2)が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当会社の認める額をいいます。
- (*2) 賠償義務者とは、被害者等に生じた被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負う者をいいます。
- (*3) 自動車(*11)の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること、他人の財物を損壊することまたは軌道上を走行する陸上の乗用具(*9)が運行不能(*8)になることにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
- (*4) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
- (*5) 被害者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
i. 人身事故により生命または身体を害された者
ii. 物損事故により所有する財物を損壊された者またはその財物を使用もしくは管理していた者
iii. 物損事故により運行不能(*8)とされた軌道上を走行する陸上の乗用具(*9)を運行する者
- (*6) 保険金額および保険日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。
- (*7) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*8) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*12)のみに起因するものを除きます。
- (*9) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*13)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (*10) 賠償義務者(*2)が存在しない場合を含みます。
- (*11) 自動車には、原動機付自転車を含みます。
- (*12) 特定の者への伝達を含みます。
- (*13) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意(*1) ア. 保険契約者(*2) イ. ア.または 記名被保険者 の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	台風、洪水または高潮
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から⑤までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、人身事故または物損事故の②から⑤までの事由による拡大(*4) ウ. ②から⑤までの事由に伴う秩序の混乱
⑦	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当会社は、人身事故により下表のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合に**被保険者**が被害者救済費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*7)または子
③	被保険者の父母、配偶者(*7)または子
④	被保険者の業務(*8)に従事中の使用人
⑤	被保険者の使用者の業務(*8)に従事中の他の使用人。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*8)にご契約のお車を使用している場合に限ります。

(3) (2)の表の⑤の規定にかかわらず、当会社は、**ご契約のお車**の所有者(*9)および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者がその使用者の業務(*8)にご契約のお車を使用しているときに、同じ使用者の業務(*8)に従事中の他の使用人の生命ま

たは身体を害することにより、被保険者が被害者救済費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払います。
 (4) 当会社は、物損事故により下表のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する**財物が損壊**された場合または軌道上を走行する陸上の乗用具(*10)が運行不能(*11)になった場合に被保険者が被害者救済費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. ご契約のお車を運転中の者 イ. ア.の父母、配偶者(*7)または子
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者 イ. ア.の父母、配偶者(*7)または子

- (*)1 これらの者の故意により生じた事故において、被保険者が被害者救済費用を負担したことによって生じた損害に限ります。
- (*)2 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*)3 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*)4 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*)5 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*)6 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*)7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*)8 業務には、家事を含みません。
- (*)9 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
 - i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
 - ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者
- (*)10 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*12)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
- (*)11 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*13)のみに起因するものを除きます。
- (*)12 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (*)13 特定の者への伝達を含みます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 1回の人身事故または1回の物損事故(*1)について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
① 人身救済費用保険金	第2条（この特約の補償内容）(1)の表の①から③までのすべてに該当する人身事故において、 被保険者 が被害者救済費用を負担したことによって損害が生じた場合	次の算式によって算出される額。 ただし、生命または身体を害された者1名について、それぞれ保険証券記載の対人保険金額を限度とします。 $\text{人身事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額} + \text{(2)の表の費用の額} = \text{保険金の額}$
② 人身救済臨時費用保険金	第2条（この特約の補償内容）(1)の表の①から③までのすべてに該当する人身事故において、第4条（用語の定義）の表の①に規定する被害者等との間の合意が成立している場合で、生命または身体を害された者が人身事故の直接の結果として死亡したとき。	生命または身体を害された者1名について、15万円
③ 物損救済費用保険金	第2条（この特約の補償内容）(1)の表の①から③までのすべてに該当する物損事故において、被保険者が被害者救済費用を負担したことによって損害が生じた場合	次の算式によって算出される額。 ただし、1回の物損事故(*1)について、保険証券記載の対物保険金額を限度(*2)とします。 $\text{物損事故において被保険者が被害者等に対して負担する被害者救済費用の額} + \text{(2)の表の費用の額} - \text{保険証券に対物賠償保険の免責金額の記載がある場合は、その免責金額} = \text{保険金の額}$

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の表の①または同表の③の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
請求権の保全、行使手続費用	普通保険約款基本条項第3節第1条(事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務)(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

(3) 当社は、(1)に規定する保険金のほか、被保険者が下表の費用を負担した場合は、これを損害の一部とみなし、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含まれません。

費用	費用の説明
調査折衝費用	人身事故または物損事故に関して被保険者またはあらかじめ当社に通知して被保険者が委任した弁護士の行う調査または折衝について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用

(*1) 同一の偶然な事故(*3)によって生じた物損事故は、1回の物損事故とみなします。

(*2) 次のいずれかに該当する物損事故で、かつ、保険証券記載の対物保険金額が30億円を超える場合は、保険証券記載の対物保険金額にかかわらず、30億円を限度とします。

- i. ご契約のお車に業務(*4)として積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えい起因する物損事故
- ii. ご契約のお車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務(*4)として積載されている危険物(*5)の火災、爆発または漏えい起因する物損事故
- iii. 航空機の損壊

(*3) 偶然な事故とは、ご契約のお車の使用または管理中に生じた偶然な事故をいいます。

(*4) 業務には、家事を含みません。

(*5) 危険物とは、道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第7条 (当社による援助)

被保険者が人身事故または物損事故にかかわる被害者救済費用を負担する場合には、当社は、被保険者が支払う被害者救済費用の額を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者またはあらかじめ当社に通知して被保険者が委任した弁護士の行う調査または折衝について協力または援助を行います。

第8条 (損害発生時の義務)

(1) 第2条 (この特約の補償内容) (1)に該当し、被保険者が被害者救済費用を負担する場合で、賠償義務者(*1)となるべき者がいるときは、保険契約者または被保険者は、被害者等および賠償義務者(*1)に対して、被害者救済費用が賠償義務者(*1)となるべき者に代わって被害者等に対して支払う費用であることおよび被保険者が負担する被害者救済費用の額を上限として被害者等が有する損害賠償請求権を被保険者が取得することについて書面により通知しなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて人身救済費用保険金、物損救済費用保険金および人身救済臨時費用保険金を支払いません。

(*1) 賠償義務者とは、被害者等に生じた被害にかかわる法律上の損害賠償責任を負う者をいいます。

第9条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者がこの特約の規定に基づき人身救済費用保険金、物損救済費用保険金および人身救済臨時費用保険金を請求する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条 (保険金の請求) (2)に規定する書類のほか、下表に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	当社の定める事故報告書
②	第4条 (用語の定義) の表の①に規定する被害者等との間の合意および被害者救済費用の内訳を示す書面
③	第8条 (損害発生時の義務) (1)に規定する通知書面

第10条 (普通保険約款との関係)

(1) 当社は普通保険約款賠償責任条項第2条 (被保険者) (1)の規定に該当する者が、被害者等に生じた損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、この特約の規定は適用しません。

(2) この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条 (他の保険契約等がある場合の取扱い) の表の②ア.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	被害者救済費用等補償特約
②	第4節第5条の表の②イ.	賠償責任条項第4条 (お支払いする保険金) (1)の表の②の対人臨時費用保険金および人身傷害条項第4条 (お支払いする保険金) (3)の傷害一時費用保険金	被害者救済費用等補償特約第6条 (お支払いする保険金) (1)の表の②の人身救済臨時費用保険金
③	第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除) (4)の表の②	車両条項	被害者救済費用等補償特約
④	第5節第5条の(*6)	賠償責任条項または人身傷害条項	被害者救済費用等補償特約
⑤	第7節第2条 (代位) (1)	損害	費用

第11条（他の特約との関係）

(1) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用補償特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第1条（この特約の適用条件）	対物賠償保険	被害者救済費用等補償特約
②	第2条（被保険者）	普通保険約款賠償責任条項第2条（被保険者）	被害者救済費用等補償特約第3条（被保険者）
③	第3条（用語の定義）の表の①	普通保険約款賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の②に規定する対物事故	被害者救済費用等補償特約第2条（この特約の補償内容）(2)の表の②に規定する物損事故
④	第4条（対物超過修理費用保険金）	対物賠償保険金(*1)が支払われる場合には、普通保険約款賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(3)	物損救済費用保険金(*1)が支払われる場合には、被害者救済費用等補償特約第6条（お支払いする保険金）(3)
⑤	第4条の算式	相手自動車の価額について対物事故により被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額	相手自動車の価額から相手自動車の価額のうち被害者の過失によって生じた損害の額を差し引いた額
⑥	第4条の(*1)	対物賠償保険金とは、普通保険約款賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の③に規定する対物賠償保険金をいいます。	物損救済費用保険金とは、被害者救済費用等補償特約第6条（お支払いする保険金）(1)の表の③に規定する物損救済費用保険金をいいます。
⑦	第6条（対物超過修理費用保険金の請求）	普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(1)①に規定する判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	被害者救済費用等補償特約第9条（保険金の請求）(1)に規定する被保険者が負担する被害者救済費用の額が被害者等との間の合意により確定した時

(2) 当会社は、この特約については、この保険契約に適用されている対物超過修理費用補償特約の規定のうち、第6条（対物超過修理費用保険金の請求）(3)の規定は適用しません。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊦法律相談費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金請求権者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用(*1)を負担したことによって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
- (2) この特約において対象事故とは、日本国内において発生した下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

①	被保険者または賠償義務者が自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故(*2)
②	自動車または原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車もしくは原動機付自転車の落下(*3)

- (3) 当会社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、1回の対象事故について、被保険者1名あたり10万円を限度とします。
- (4) 当会社は、対象事故が保険証券記載の保険期間中に発生した場合にのみ、法律相談費用保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に傷害を被ることである場合には、その傷害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限りません。
- (5) 当会社は、被害に対する法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が開始した場合に限り、法律相談費用保険金を支払います。
- (6) 当会社は、法律相談費用(*1)のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては法律相談費用保険金を支払いません。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。

(*2) 記名被保険者が法人である場合は、被保険者または賠償義務者がご契約のお車を所有、使用または管理することに起因する事故に限りません。

(*3) 記名被保険者が法人である場合は、ご契約のお車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発またはご契約のお車の落下に限りません。

第3条（被保険者および保険金請求権者）

- (1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、 ご契約のお車の正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車(*5)の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の所有者(*6)。 ただし、ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。
⑥	①から⑤以外の者で、①または②に該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車(*5)の所有者(*6)。 ただし、その自動車(*4)または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗している者
②	自動車または原動機付自転車を業務(*7)として受託している 自動車取扱業者 (*8)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。

(4) この特約において保険金請求権者とは、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者とします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。

(*5) (1)の表の①または②に該当する者が、その使用者の業務(*7)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*9)を除きます。

(*6) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. 自動車または原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者

(*7) 業務には、家事を含みません。

(*8) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。

- i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因する事故
- ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行中の事故

(*9) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車は含みません。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	被害	次のいずれかに該当するものをいいます。 ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 被保険者が 身体に 傷害 を被ること。 イ. 被保険者が所有、使用または管理する 財物 が 損壊 または盗取(*1)されること。
②	法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ア. 弁護士が行う法律相談(*2) イ. 司法書士が行う次の行為 (ア) 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談(*2) (イ) 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成 ウ. 行政書士が行う次の行為 (ア) 行政書士法第1条の3第4号に定める相談(*2) (イ) 行政書士法第1条の2および第1条の3第3号に定める書類の作成
③	賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。

(*1) 盗取には、詐欺を含みません。

(*2) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

①	保険契約者、 被保険者 またはこれらの者の法定代理人(*1)の故意または重大な過失
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*4)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*5)すること。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する対象事故によって被った被害について、保険金請求権者が法律相談費用(*6)を負担したことによって生じた損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

①	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた対象事故
②	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*7)、シンナー等(*8)を使用した状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた対象事故
③	被保険者が、酒気を帯びて(*9)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた対象事故
④	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた対象事故。 ただし、その自動車または原動機付自転車をご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた対象事故
⑥	次のいずれかに該当する対象事故 ア. 被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技(*4)のために搭乗中に生じた対象事故 イ. 被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*10)に生じた対象事故

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、法律相談費用保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②に規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*11) イ. 被保険者の父母または子

(4) 当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求にかかわる法律相談費用(*6)を負担したことによって生じた損害に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*6) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。

(*7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*8) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*9) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*10) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

(*11) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第6条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者または保険金請求権者は、対象事故が発生した場合、または第2条（この特約の補償内容）(1)に該当する場合で、保険金請求権者が法律相談費用(*1)を支出しようとするときは、下表に規定する事項を、対象事故の発生の日の翌日から起算

して180日以内に、かつ、費用の支出を行う前に当会社に書面等により通知しなければなりません。

①	対象事故の発生の日時、場所および対象事故の状況
②	賠償義務者の住所および氏名または名称

- (2) 保険契約者または保険金請求権者が、(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。ただし、保険金請求権者が、過失がなく対象事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、(1)の期間内に通知ができなかった場合は、この規定は適用しません。
- (3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当社の承認を得て支出する費用をいいます。

第7条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する保険金請求権は、法律相談費用(*1)が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 保険金請求権者が第2条（この特約の補償内容）の規定に基づき法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、下表に規定する書類のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	当社の定める事故報告書
②	法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	法律相談費用(*1)の内容を証明する書類

- (3) 保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて法律相談費用保険金を支払います。

(*1) 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当社の承認を得て支出する費用をいいます。

第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②A.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	法律相談費用補償特約
②	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	法律相談費用補償特約
③	第5節第5条の(*6)	賠償責任条項または人身傷害条項	法律相談費用補償特約

第9条（ご契約のお車の入替規定の一部不適用）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）(2)の規定は適用しません。

第10条（運転者を限定する特約の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約は適用しません。

第11条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

④ 人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、この特約により、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害を被ることを普通保険約款人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故として、この特約の規定にしたがい、同条項(*1)を適用します。

（人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約第2条(1)）

- 「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的な予知されない出来事に伴う外部からの作用をいいます。
- 本特約をセットした場合、ご契約のお車の運行に起因する事故に加え、第3条(1)の表の①および②に規定する被保険者がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車に搭乗中の自動車事故、歩行中の自動車事故や自転車運転中の自動車事故等による損害に対しても保険金をお支払いします。

①	自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
②	自動車または原動機付自転車に被保険者が搭乗している場合で、その自動車または原動機付自転車の運行中の、次のいずれかに該当する事故 ア. 飛来中または落下中の他物との衝突 イ. 火災または爆発 ウ. その自動車または原動機付自転車の落下

(2) 当社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定を適用しません。

①	第3条(被保険者)(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*2)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合
②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*2)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*3)のために運転している場合に限りです。
③	次のいずれかに該当する場合 ア. 競技または曲技(*4)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 イ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中(*5)の自動車または原動機付自転車である場合

(3) (2)の表の①の規定にかかわらず、この保険契約に他車運転危険補償特約または他車運転危険補償特約(二輪・原付)が適用されている場合で、第3条(被保険者)(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が、他の自動車(*6)を運転中(*7)のときは、(1)の規定を適用します。ただし、第3条(1)の表の②ウ.に該当する者が自ら所有する自動車もしくは原動機付自転車(*2)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車を運転中の場合を除きます。

(*1) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(*2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車は含みません。

(*3) 業務には、家事を含みません。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

(*6) 他の自動車とは、次の自動車をいいます。

i. この保険契約に他車運転危険補償特約が適用されている場合は、同特約第2条(用語の定義)の表の②に規定する他の自動車

ii. この保険契約に他車運転危険補償特約(二輪・原付)が適用されている場合は、同特約第2条(用語の定義)の表の②に規定する他の自動車

(*7) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

第3条(被保険者)

(1) 当社は、この特約により、下表のいずれかに該当する者を普通保険約款人身傷害条項第2条(被保険者および保険金請求権者)(1)に規定する被保険者とします。

①	<u>記名被保険者</u>
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の <u>同居の親族</u> ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の <u>未婚の子</u>
③	①および②のいずれにも該当しない者で、 <u>ご契約のお車の正規の乗車装置</u> または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。
⑤	①から④以外の者で、ご契約のお車の保有者(*7)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。
⑥	①から⑤以外の者で、ご契約のお車の運転者(*8)。 ただし、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限りです。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車に搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している <u>自動車取扱業者</u> (*9)

〈人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約第3条(1)の表の④〉

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車または原動機付自転車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含まれます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約(日常生活、衝突・接触に関する追加補償特約等)においても、同様の取扱いとなります。

- (3) この保険契約に他車運転危険補償特約または他車運転危険補償特約（二輪・原付）が適用されている場合は、(1)に規定する被保険者に加えて、臨時代替自動車(*10)を運転中(*3)の、記名被保険者の業務(*5)に従事中の使用人を被保険者とします。ただし、その使用人が役員(*11)となっている法人の所有する自動車または原動機付自転車(*6)を運転している場合を除きます。
- (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

- (※1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (※2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。
- (※3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (※4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。
- (※5) 業務には、家事を含みません。
- (※6) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車は含みません。
- (※7) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。
- (※8) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。
- (※9) 次のいずれかの事故に該当する場合に限りです。
- i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
 - ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故
- (※10) 臨時代替自動車とは、次の自動車をいいます。
- i. この保険契約に他車運転危険補償特約が適用されている場合は、同特約第2条（用語の定義）の表の③に規定する臨時代替自動車
 - ii. この保険契約に他車運転危険補償特約（二輪・原付）が適用されている場合は、同特約第2条（用語の定義）の表の③に規定する臨時代替自動車
- (※11) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、この特約においては、普通保険約款人身傷害条項および基本条項(*1)の規定による場合のほか下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限りです。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*2)、シンナー等(*3)を使用した状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*4)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車に搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がお契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*5)による損害
⑧	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

- (※1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (※2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (※3) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (※4) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (※5) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転危険補償特約、他車運転危険補償特約（二輪・原付）、臨時代替自動車補償特約またはファミリーバイク特約が適用されている場合は、当社は、この特約および普通保険約款人身傷害条項(*1)の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、下表の「特約」欄に対応する「規定」欄の規定を適用しません。

	特約	規定
①	他車運転危険補償特約	同特約第6条（この特約の補償内容－人身傷害）
②	他車運転危険補償特約（二輪・原付）	同特約第5条（この特約の補償内容－人身傷害）

〈人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約第4条の表の③〉

「法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転」とは、以下のいずれかに該当する者が自動車または原動機付自転車を運転している状態等をいいます。

1. 道路交通法等法令に定められた運転免許を持たない者*
2. 運転免許効力の一時停止処分を受けている者
3. 運転免許によって運転できる自動車または原動機付自転車の種類以外の自動車または原動機付自転車を運転している者

*運転免許証記載事項の変更届出中、紛失等による再交付申請中または運転免許証不携帯の者は該当しません。

③ 臨時代替自動車補償特約	同特約第5条（この特約の補償内容－人身傷害）
④ ファミリーバイク特約	同特約第5条（この特約の補償内容－人身傷害等）

(*1) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

㊦ 人身傷害諸費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されており、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（人身傷害諸費用保険金）

- 当社は、対象事故により**被保険者**が3日以上**入院**した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービスを当社が指定する業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約にしたがい、人身傷害諸費用保険金を支払います。
- この特約において対象事故とは、普通保険約款人身傷害条項(*1)による保険金支払の対象となる事故をいいます。
- (1)の規定にかかわらず、対象事故により被保険者が3日以上入院した場合に、それによって保険契約者または被保険者において必要となるこの特約の別表に規定するサービス(*2)を当社が指定する業者以外の業者から受けたことで保険契約者または被保険者に生じた費用に対して、この特約にしたがい、人身傷害諸費用保険金を支払います。
- (1)および(3)の費用は、保険契約者または被保険者からの領収証等の提出により、当社に対してその支出目的、金額その他具体的内容について明らかとされたものに限りします。

(*1) 普通保険約款人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

(*2) この特約の別表の1の③、④、⑤7.および⑥ならびに同表の3の⑥および⑧のサービスは含みません。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	支払対象期間	入院 3日目から 被保険者 の入院中および退院日からその日を含めて30日以内の期間(*1)をいいます。ただし、入院3日目からその日を含めて180日を超えない期間とします。
②	支払限度額	入院3日目において、10万円をいい、以後入院4日目からその日を含めて入院日数(*2)が10日ごとに10万円を増額した額(*3)をいいます。ただし、1回の対象事故について、180万円を限度とします。
③	合計支払限度額	保険契約者または被保険者がこの特約の別表に規定するサービスを受けた結果、当社がこの特約により人身傷害諸費用保険金を支払うこととなる費用の額の合計額を支払限度額から差し引いた額をいいます。

(*1) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった**傷害**によって再入院した場合は、再入院中およびその退院日からその日を含めて30日以内の期間を含みます。

(*2) 入院が終了した後、被保険者が、その入院の原因となった**傷害**によって再入院した場合は、再入院の日数を含みます。

(*3) 入院日数(*2)に10日に満たない端日数が生じた場合には、その端日数に1万円を乗じた額を増額した額とします。

第4条（被保険者）

- この特約において**被保険者**とは、普通保険約款人身傷害条項第2条（被保険者および保険金請求権者）(1)に規定する被保険者をいいます。ただし、同条(2)の規定により被保険者に含まない者は除きます。
- (1)の規定にかかわらず、この保険契約に人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約が適用されている場合は、同特約第3条（被保険者）に規定する被保険者をいいます。ただし、同条(2)の規定により被保険者に含まない者は除きます。
- この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、下表のいずれかに該当する場合には、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

①	被保険者が入院 している 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院においてサービスの利用が許可されない場合
②	サービスの利用により、被保険者の 傷害 がより重大となるおそれがあると 医師等 が判断する場合

第6条（お支払いする保険金）

- 当社は、この特約の別表に規定するサービスに対して、合計支払限度額の範囲内で人身傷害諸費用保険金を支払います。
- 支払限度額は、同一の対象事故において、**被保険者**本人にのみ帰属し、別の対象事故の支払限度額または他の被保険者の支払限度額を合算して合計支払限度額とすることはできません。
- 当社は、この特約の別表に規定するサービスに対応する上限額を超えて人身傷害諸費用保険金を支払いません。

- (4) 当社は、支払対象期間を超えて受けたサービスによる第2条（人身傷害諸費用保険金）(1)または同条(3)の費用に対しては、人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第7条（転院移送費用保険金）

- (1) 当社は、対象事故により**被保険者**が3日以上**入院**し、かつ、下表の条件をすべて満たしている場合に、それによって対象事故発生の日からその日を含めて180日以内に被保険者が入院している**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院から、被保険者が指定し、かつ、当社が承認する病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に被保険者を転院移送する必要があるときは、保険契約者または被保険者が負担した費用に対して、この特約にしたがい、転院移送費用保険金を支払います。ただし、1回の対象事故について100万円を限度とします。

①	対象事故で被った 傷害 により被保険者が意識障害や昏睡等症状が重篤なため、2日以上ICU（集中治療室）またはこれに類する治療室で救命救急医療または特定集中治療室管理に基づく治療(*)を受けていること。
②	被保険者が入院している病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院および転院先の病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院が転院移送することについて承認していること。

- (2) (1)の転院移送費用保険金の支払は、1回の対象事故について1回を限度とし、2回目以降については転院移送費用保険金を支払いません。

(*) 診療報酬の算定方法に定められる救命救急入院料または特定集中治療室管理料の対象となる治療をいいます。

第8条（現物による支払）

当社は、保険契約者または**被保険者**が被った損害(*)の全部または一部に対して、サービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第11条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*) 第2条（人身傷害諸費用保険金）(1)もしくは同条(3)の費用または第7条（転院移送費用保険金）(1)の費用をいいます。

第9条（事故発生時の義務）

- (1) 保険契約者または**被保険者**が第2条（人身傷害諸費用保険金）によりサービスを受ける場合には、保険契約者または被保険者は受けようとするサービスの内容および被保険者の状況等について、サービスを受ける前に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が第7条（転院移送費用保険金）により転院移送を行う場合には、保険契約者または被保険者は被保険者の状況等について、転院移送を行う前に当社に通知しなければなりません。この場合において、当社は必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)または(2)の規定に違反した場合は、当社は、(1)または(2)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金を支払います。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（支払対象期間の重複）

当社は、原因または時を異にして発生した対象事故により支払対象期間が重複する場合、その重複する期間に対して重ねて人身傷害諸費用保険金を支払いません。

第11条（保険金の請求）

- (1) 第2条（人身傷害諸費用保険金）(3)に規定する人身傷害諸費用保険金の請求権は、その費用が保険契約者または**被保険者**に生じた時または**入院**3日目のいずれか遅い時に発生し、これを行使できるものとします。
- (2) 第7条（転院移送費用保険金）(1)に規定する転院移送費用保険金の請求権は、保険契約者または被保険者が同条(1)の費用を負担した時に発生し、これを行使できるものとします。

第12条（既に存在していた身体の障害または疾病の影響等）

当社は、下表のいずれかに該当する事由により、対象事故による**入院**の期間が延長された場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者 が第2条（人身傷害諸費用保険金）による入院をした時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響した
②	被保険者が第2条による入院をした後に、その原因となった対象事故と関係なく発生した 傷害 または 疾病 が影響した
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者またはサービスを受けるべき者が被保険者に治療をさせなかったこと。

第13条（この保険契約における人身傷害条項との関係）

当社は、この特約が適用されている保険契約について、この特約により、人身傷害諸費用保険金または転院移送費用保険金の支払を行った場合は、普通保険約款人身傷害条項において、その損害(*)に係る保険金は支払いません。

(*) 第2条（人身傷害諸費用保険金）(1)もしくは同条(3)の費用または第7条（転院移送費用保険金）(1)の費用をいいます。

第14条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ア.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	人身傷害諸費用補償特約

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款人身傷害条項および基本条項の規定を準用します。

<別表>

1. 被保険者が入院している場合に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	ホームヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事を代行するためにホームヘルパー(*2)を家事従事者(*3)の住居に派遣する役務の提供 ア. 被保険者のうち家事従事者(*3)が入院している場合 イ. 家事従事者(*3)以外の被保険者が入院し、家事従事者(*3)が看護のために被保険者に付き添う場合	1日あたり 25,000円
②	介護ヘルパー派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、介護ヘルパー(*4)を介護人(*5)の住居に派遣する役務の提供 ア. 被保険者のうち介護人(*5)が入院している場合 イ. 介護人(*5)以外の被保険者が入院し、介護人(*5)が看護のために被保険者に付き添う場合	1日あたり 25,000円
③	身の回り品レンタルサービス	被保険者が使用する映像・音楽再生機器、パソコン、ワープロ機器等当社が認める身の回り品の賃貸業者からの賃貸品の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合があります。	1機器について利用開始日から起算して1か月あたり 50,000円
④	DVDソフトレンタルサービス	被保険者が使用するDVDソフトの賃貸業者からの提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合があります。	利用開始日から起算して1か月あたり 10,000円
⑤	書籍・CD・DVDソフト等提供サービス	ア. 被保険者が使用する書籍、CD（コンパクトディスク）およびDVDソフトの提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合があります。 イ. 病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に支払うテレビ等の電子機器の利用料の提供	利用開始日から起算して1か月あたり ア.およびイ.を合計して 30,000円
⑥	フラワー提供サービス	被保険者の病室で使用する花卉の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合があります。	利用開始日から起算して1か月あたり 20,000円
⑦	ホームセキュリティサービス	被保険者の住居の防犯を目的とした機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務の提供。 ただし、業として法人が行う機器の賃貸、設置および警備員の派遣等の役務に限ります。	利用開始日から起算して1か月あたり 100,000円
⑧	差額ベッド代提供サービス	普通病室以外の病室を提供する役務の提供	普通病室への入院費用との差額について、 1日あたり 20,000円

(*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当社が妥当であると認められた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。

(*2) ホームヘルパーとは、炊事、掃除、洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(*3) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。

(*4) 介護ヘルパーとは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話をを行うことを職業とする者をいいます。

(*5) 介護人とは、機能障害により介護が必要な者の日常生活の世話を主として行う者をいいます。

2. 被保険者が退院後に利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	付添看護人派遣サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、被保険者の付添看護人(*2)をその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 25,000円
②	社会復帰支援サービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、社会復帰のために必要とする次の役務の提供 ア. スポーツ施設利用 入院によって低下した体力の回復を目的として、屋内スポーツ施設を有し継続的な指導管理を実施するフィットネスクラブを利用したりハビリテーションの提供 イ. メイクアップ 皮膚に受傷した場合等で、早期の社会復帰を支援することを目的として専門家により施されるメイクアップの提供または専門家によるメイクアップ指導の提供 ウ. 自動車教習所講習 公安委員会の指定を受けた自動車教習所(*3)が開催する任意の安全運転講習(*4)の提供	ア.からウ.までを合計して 50,000円
③	退院祝いサービス	被保険者が入院した場合に、被保険者が退院後、退院を祝う目的で行う祝宴費用(*5)の提供	1回限り 100,000円

(*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当会社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当会社が妥当であると認めた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。

(*2) 付添看護人とは、入院した者の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。ただし、注射、点滴等の医療処置は行いません。

(*3) 自動車教習所とは、免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能および知識について教習を行う施設をいいます。

(*4) 安全運転講習には、自動車免許取得または再取得等のために法令により義務付けられた講習を含みません。

(*5) 祝宴費用には、交通費および宿泊費を含み、祝宴の用に供しない物品または贈答品等に係る費用を含みません。

3. 被保険者が入院している場合および退院後のいずれも利用できるサービス

	サービス名	サービス内容・条件	1事故・1被保険者あたりの上限額(*1)
①	家庭教師派遣サービス	学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在籍している被保険者が入院した場合に、家庭教師(*2)をその被保険者の入院する病院等もしくは介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院またはその被保険者の住居に派遣する役務の提供	1日あたり 15,000円
②	福祉機器レンタルサービス	被保険者が傷害を被った場合に、傷害による支障を補完または軽減するために必要と認められる構造、装置または装備を有する機器または用具の賃貸業者からの賃貸品の提供	1機器について利用開始日から起算して1か月あたり 60,000円
③	自宅掃除代行サービス	次のいずれかに該当する場合に、家事従事者(*3)の住居を掃除する役務の提供 ア. 被保険者のうち家事従事者(*3)が入院した場合 イ. 家事従事者(*3)以外の被保険者が入院し、家事従事者(*3)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1回あたり 100,000円
④	ベビーシッター派遣サービス	次のいずれかに該当する場合に、子供の身の回りの世話を代行するためにベビーシッター(*4)を派遣する役務の提供もしくは子供を保育施設(*5)に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち育児従事者(*6)が入院した場合 イ. 育児従事者(*6)以外の被保険者が入院し、育児従事者(*6)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円
⑤	ペットシッターサービス	次のいずれかに該当する場合に、ペット(*7)の世話を代行するためにペットシッター(*8)を派遣する役務の提供またはペット(*7)をペット専用施設(*9)に預け入れる役務の提供 ア. 被保険者のうち、飼養従事者(*10)が入院した場合 イ. 飼養従事者(*10)以外の被保険者が入院し、飼養従事者(*10)が看護のために被保険者に付き添っている場合	1日あたり 25,000円

⑥ お見舞い御礼 提供サービス	被保険者が入院した場合に、次のいずれかに該当する者を除く、入院中の被保険者を訪問した者等に対して、いわゆる快気祝いまたはお見舞い返し等、慣習として贈呈する物品の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合に限りです。 なお、やむを得ない事情によりサービスの利用が遅れた場合は、第6条（お支払いする保険金）(4)の規定は適用しません。 ア. 被保険者の配偶者(*11) イ. 被保険者の子 ウ. 被保険者の父母 エ. 被保険者の兄弟姉妹	120,000円 ただし、物品を受領する者1名あたり12,000円を限度とします。
⑦ タクシー・駐車場 費用サービス	次のいずれかの目的で使用使用するタクシーを派遣する役務、および病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院における駐車場の利用の提供。 なお、タクシーの派遣の代替としての他の交通手段の利用を含みます。 ア. 被保険者が入院している場合で、次のいずれかに該当する者が被保険者が入院している病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院を訪問する目的 （ア）被保険者の配偶者(*11) （イ）被保険者の子 （ウ）被保険者の父母 （エ）被保険者の兄弟姉妹 イ. 被保険者が病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に通院(*12)、退院または転院する目的	1利用あたり 20,000円 ただし、合理的な経路での移動および利用に限りです。
⑧ 電話秘書提供 サービス	被保険者のうち法人の役員または業務(*13)を営む者が入院した場合に、業務(*13)を継続することを目的とした、顧客および取引先からの電話を受け付け、その内容の伝達等を行う役務の提供。 ただし、当社が事前に指定した業者から、当社の規定する方法により提供する場合に限りです。	利用開始日から起算して1か月あたり 50,000円

- (*1) 1事故・1被保険者あたりの上限額とは、通常の利用に基づく額をいいます。派遣場所が遠隔地であることに伴う追加の交通費や、派遣業者が一般的に規定している時間帯または期間以外の利用に伴う割増料を当社が指定する業者から請求された場合には、そのうち当社が妥当であると認められた額を加算した額を1事故・1被保険者あたりの上限額とみなします。
- (*2) 家庭教師とは、学校教育法に基づく小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校^{（イ）}の授業と同等の内容を補助的に指導することを職業とする者をいいます。ただし、業として法人が派遣する家庭教師に限りです。
- (*3) 家事従事者とは、被保険者の住居において、炊事、掃除、洗濯等の家事を主として行う者をいいます。
- (*4) ベビーシッターとは、子供の身の回りの世話をを行うことを職業とする者をいいます。
- (*5) 保育施設とは、保育所、ベビーホテル等、子供の身の回りの世話をを行うことを業とする施設をいいます。
- (*6) 育児従事者とは、被保険者の住居において、子供の身の回りの世話を主として行う者をいいます。
- (*7) ペットとは、被保険者が被保険者の住居において、愛がん動物または伴侶動物として飼養している犬または猫をいいます。
- (*8) ペットシッターとは、ペット(*7)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
- (*9) ペット専用施設とは、ペット(*7)が宿泊できる設備を整えたペットショップ、ペット美容室、動物病院またはペットホテルをいいます。
- (*10) 飼養従事者とは、ペット(*7)の散歩、食餌および飼養施設の掃除等日常の世話を主として行う者をいいます。
- (*11) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*12) 通院には、入院中の他の病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院への通院を含みます。
- (*13) 業務には、家事を含みません。

㊦ 傷害一時費用保険金倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による傷害一時費用保険金の特則）

当社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第4条（お支払いする保険金）(3)に規定する傷害一時費用保険金の額を20万円とします。

㊧ 傷害一時費用不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（傷害一時費用の不担保）

当社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第4条（お支払いする保険金）(3)の規定にかかわらず、傷害一時費用保険金を支払いません。

28 自損事故傷害特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対人賠償保険が適用されており、かつ、この保険契約に人身傷害保険が適用されていない場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が下表のいずれかに該当する事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合で、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約にしたがい、第5条に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故。 ただし、被保険者がご契約のお車の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中である場合に限り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しないときは、この特約にしたがい、第5条に規定する保険金を支払います。 ア. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 イ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ウ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

第3条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	ご契約のお車の保有者(*1)
②	ご契約のお車の運転者(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者 (*4)

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

(*2) 自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

(*3) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*4) 次のいずれかの事故に該当する場合に限り、かつ、

- i. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
- ii. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら の特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故の①から③までの事由による 拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害

④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*8)に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 創傷感染症とは、丹毒、淋菌性、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

	保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
①	死亡保険金	死亡した場合	1名ごとに1,500万円	被保険者の法定相続人。 ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
②	後遺障害保険金	後遺障害 が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額	被保険者
③	介護費用保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき ア. 普通保険約款基本条項別表1の2の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 イ. 2種以上の後遺障害が生じ、(2)の規定により、支払われるべきこの特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額が、同表の2の第1級または第2級に掲げる金額となる場合	200万円	被保険者
④	傷害保険金	医師等 の治療を必要とし、 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に 入院 または 通院 した場合	治療日数(*1)に対し、次のア.およびイ.の金額。 ただし、1回の事故について、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。 ア. 入院した治療日数(*1)に対しては、その入院日数1日について6,000円 イ. 病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に通院した治療日数(*1)に対しては、その通院日数1日について4,000円	被保険者

(2) 同一事故により、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、後遺障害保険金として、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害保険金支払額」欄の後遺障害保険金支払額を支払います。ただし、同一事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の1に規定する後遺障害保険金支払額と、下表の規定による後遺障害保険金支払額のいずれか高い額を後遺障害保険金として支払います。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害保険金支払額
①	普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額

②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額の合計額が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する、同表の2に規定する後遺障害保険金支払額に達しない場合は、その合計額とします。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表の2に規定する後遺障害保険金支払額

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される額を後遺障害保険金として支払います。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する、この特約の別表に規定する後遺障害保険金支払額}} = \boxed{\text{後遺障害保険金支払額}}$$

- (4) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
- (5) 同一事故により生じた後遺障害が(1)の表の③の7.およびイ.のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複して介護費用保険金を支払いません。
- (6) 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して傷害保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由により第2条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または 疾病 が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(8) 当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{1,500万円} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

- (9) 1回の事故について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、(1)および(8)の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- (10) 1回の事故について、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(7)までの規定による額とし、かつ、2,000万円を限度とします。
- (11) 当会社は、(9)および(10)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)から(7)までの規定による介護費用保険金および傷害保険金を支払います。

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- i. 治療日数とは、**病院等**または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に**入院**または**通院**した治療日数をいいます。ただし、**医師等**が治療を必要と認める治療日数に限り、また、通院した治療日数には、入院に該当する治療日数を含みません。
- ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*2)である場合に限り、また、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- iii. 治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*3)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*3)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*3)の装着に関する記載がなされている場合に限り、また、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (i) 長管骨(*4)または脊柱
- (ii) 長管骨(*4)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*5)
- (iii) 肋骨または胸骨(*6)
- (iv) 顎骨または顎関節(*7)

(*2) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*3) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*8)および三内式シーネをいいます。

- (*4) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (*5) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (*6) 体幹部を固定した場合に限り、また、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*7) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限り、また、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*8) 下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、また、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) **他の保険契約等**(*1)がある場合は、当社は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②イ.	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金および人身傷害条項第4条（お支払いする保険金）(3)の傷害一時費用保険金	自損事故傷害特約

(2) (1)の規定は、下表の区分ごとに適用します。

①	死亡保険金および後遺障害保険金
②	介護費用保険金
③	傷害保険金

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、 被保険者 が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に 後遺障害 が生じた時
③	介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。 ただし、事故の発生の日からその日を含めて30日を経過した時以後とします。
④	傷害保険金については、被保険者が治療を終了した時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時

第8条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、**被保険者**またはその法定相続人がその**傷害**について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。

この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(5)の表の②	人身傷害条項	自損事故傷害特約
②	第5節第5条(6)の表の②	人身傷害条項	自損事故傷害特約
③	第5節第5条の(*6)	人身傷害条項	自損事故傷害特約
④	第5節第5条の(*7)	人身傷害条項	自損事故傷害特約

<別表> 後遺障害等級別保険金支払額表

1. 介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	2,000万円
第2級	1,500万円

2. 1. 以外の後遺障害

後遺障害の等級	後遺障害保険金支払額
第1級	1,500万円
第2級	1,295万円
第3級	1,110万円
第4級	960万円
第5級	825万円
第6級	700万円
第7級	585万円
第8級	470万円
第9級	365万円
第10級	280万円
第11級	210万円
第12級	145万円
第13級	95万円
第14級	50万円

㊦無保険車事故傷害特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対人賠償保険が適用されており、かつ、この保険契約に人身傷害保険が適用されていない場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、無保険車事故により第3条（被保険者および保険金請求権者）に規定する被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子に生じた損害(*2)に対して、賠償義務者がある場合に限り、この特約にしたがい、第6条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。
- (2) この特約において無保険車事故とは、日本国内において、無保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生命が害されること、または被保険者が身体に傷害を被り、その直接の結果として後遺障害が生じることをいいます。
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が搭乗中の自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外であり、かつ、下表のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金請求権者）(1)の表の①または同表の②のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*3)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車である場合
②	被保険者の使用者が所有する自動車または原動機付自転車(*3)である場合。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*4)のために運転している場合に限りです。
③	次のいずれかに該当する場合 ア. 競技または曲技(*5)のために搭乗中の自動車または原動機付自転車である場合 イ. 競技または曲技を行うことを目的とする場所において搭乗(*6)の自動車または原動機付自転車である場合

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) この損害の額は、第6条（お支払いする保険金）(2)に規定する損害の額をいいます。

(*3) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車は含みません。

(*4) 業務には、家事を含みません。

(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。

第3条（被保険者および保険金請求権者）

- (1) この特約において被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	記名被保険者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者の配偶者(*1) イ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
③	①および②のいずれにも該当しない者で、ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者
④	①および②のいずれにも該当しない者で、①または②のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(*3)のご契約のお車以外の自動車(*4)または原動機付自転車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者。 ただし、①または②のいずれかに該当する者が、その使用者の業務(*5)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗中の者を除きます。

- (2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車で搭乗中の者
②	業務として自動車または原動機付自転車を受託している自動車取扱業者(*7)

- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

- (4) この特約において保険金請求権者とは、無保険車事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金請求権者としてします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*3) 運転中には、駐車または停車中を含みません。

(*4) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を除きます。

- (*5) 業務には、家事を含みません。
- (*6) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車は含みません。
- (*7) 次のいずれかの事故に該当する場に限りです。
- i. 業務として受託している自動車または原動機付自転車の運行に起因する事故
 - ii. 業務として受託している自動車または原動機付自転車に搭乗中の事故

第4条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 無保険自動車	<p>ア. 相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車または原動機付自転車</p> <p>(ア) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等がない場合</p> <p>(イ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合</p> <p>(ウ) その自動車または原動機付自転車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*2)が、2億円に達しない場合</p> <p>イ. アの規定にかかわらず、相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車または原動機付自転車を無保険自動車とみなします。</p> <p>ウ. アおよびイの規定にかかわらず、相手自動車2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額(*2)の合計額(*3)が、2億円に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。</p>
② 賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者(*1)もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
③ 相手自動車	ご契約のお車 以外の自動車または原動機付自転車であって被保険者の生命または身体を害した自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車または原動機付自転車(*4)を除きます。

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*2) 対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。また、対人賠償保険等に運転者の年齢を限定する条件が定められており、その条件に該当しない者が運転している間に生じた事故による損害に対して、対人賠償保険等の保険金または共済金が削減して支払われる場合は、削減して支払われた保険金または共済金の額を保険金額または共済金額とみなします。
- (*3) 第4条（用語の定義）の表の①ア.(ア)および(イ)ならびにイ.に該当する無保険自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
- (*4) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 次のいずれかに該当する事由
<p>ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故</p> <p>イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染</p>
④ 次のいずれかに該当する事由
<p>ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大</p> <p>イ. 発生原因が何であるにかかわらず、無保険車事故の①から③までの事由による拡大(*2)</p> <p>ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱</p>
⑤ 次のいずれかに該当する事由
<p>ア. ご契約のお車を競技または曲技(*3)のために使用すること。</p> <p>イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。</p>

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害
<p>ア. 被保険者</p> <p>イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限りです。</p>
② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
③ 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害

④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた損害
⑥	被保険者が、自動車または原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車で搭乗中に生じた損害。 ただし、その自動車または原動機付自転車がご契約のお車以外の自動車または原動機付自転車であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑦	平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*8)による損害
⑧	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた損害

(3) 当会社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、この規定は適用しません。

①	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*9) イ. 被保険者の父母または子
②	次のいずれかに該当する者。 ただし、被保険者がその使用者の業務(*10)に従事している場合に限りです。 ア. 被保険者の使用者 イ. 被保険者の使用者の業務(*10)に無保険自動車を使用している他の使用人

(4) 当会社は、被保険者の父母、配偶者(*9)または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が2台以上ある場合で、これらの者または(3)の表の②に規定する者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときは、この規定は適用しません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 創傷感染症とは、丹毒、淋^{リン}巴^バ腺^腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

(*9) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*10) 業務には、家事を含みません。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 1回の無保険車事故について、当会社は、**被保険者**1名について次の算式によって算出される額を保険金として支払います。ただし、1回の無保険車事故について当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名について、2億円を限度とします。

$$\boxed{\text{(2)の規定により決定された損害の額}} + \boxed{\text{(3)の表の費用の額の合計額}} - \boxed{\text{(4)の表の額の合計額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害の額は、下表の区分ごとにそれぞれ、(5)、(6)および普通保険約款人身傷害条項の別紙の規定により算定された額の合計額とします。ただし、算定された額の合計額が**自賠責保険等**によって支払われる金額を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額を損害の額とします。

①	傷害
②	後遺障害
③	死亡

(3) 保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなし、(1)の規定にしたがい、保険金を支払います。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	普通保険約款基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

(4) 当会社は、(1)の規定にしたがい、下表の額の合計額を差し引きます。

①	自賠責保険等によって支払われる金額
②	自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
③	第2条（この特約の補償内容）(1)の損害について、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、 対人賠償保険等 によって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額

④	保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
⑤	労働者災害補償制度によって既に給付が決定または支払われた額(*1)
⑥	(2)の規定により決定された損害の額および(3)の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額(*2)で保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した額
⑦	①から⑥までの額のほか、第2条(1)の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがあつた場合は、その取得した給付の額またはその評価額(*3)

(5) 同一の無保険車事故により、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する後遺障害の等級」欄の等級を後遺障害の等級として適用し、損害を算定します。ただし、同一の無保険車事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級と、下表の規定による後遺障害の等級のいずれか上位の等級を適用し、損害を算定します。

	生じた後遺障害	適用する後遺障害の等級
①	普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害の該当する等級

(6) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(2)の傷害を被つたことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式にしたがい損害を算定します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級により算定した損害}} - \boxed{\text{既にあつた後遺障害に該当する等級により算定した損害}} = \boxed{\text{後遺障害の損害}}$$

(7) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(2)の傷害が重大となつた場合は、その事由がなかつたときに相当する額を損害の額として決定して保険金を支払います。

①	被保険者が第2条(2)の傷害を被つた時に、既に存在していた身体の障害または疾病が影響したこと。
②	被保険者が第2条(2)の傷害を被つた後に、その原因となつた事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠つたこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかつたこと。

(*1) 社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

(*2) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と保険金請求権者との間で成立した合意により支払われる額をいいます。

(*3) 保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険もしくは生命保険等の保険金または共済金等を含みません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時から発生し、これを行つたことができるものとします。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3節第3条（人身傷害事故発生時の義務等）	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害	無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）(1)の損害
②	第3節第3条	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する人身傷害事故	無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する無保険車事故
③	第3節第3条	人身傷害条項第1条(2)に規定する人身傷害事故	無保険車事故傷害特約第2条(1)に規定する無保険車事故
④	第4節第1条（保険金の請求）(6)	人身傷害条項	無保険車事故傷害特約
⑤	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ア.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	無保険車事故傷害特約

⑥	第4節第5条の(*1)	人身傷害条項および車両条項	無保険車事故傷害特約
⑦	第4節第6条（当会社の指定する医師等の診断書提出等）(2)	人身傷害条項第1条（この条項の補償内容）(2)の傷害	無保険車事故傷害特約第2条（この特約の補償内容）(2)の傷害
⑧	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）	人身傷害条項	無保険車事故傷害特約

㊦ 車両全損時諸費用補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合に適用されます。

第2条（全損時諸費用保険金）

- (1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定により、**ご契約のお車**に当会社の保険金を支払うべき損害が生じ、ご契約のお車の損害の状態が下表のいずれかに該当する場合は、(2)に規定する額を全損時諸費用保険金としてご契約のお車の所有者に支払います。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、同特約第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①または同特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の表の①もしくは同表の②に規定する状態
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合は、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①または同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の表の①もしくは同表の②に規定する状態

- (2) 1回の事故について当会社が支払う全損時諸費用保険金の額は、下表のとおりとします。

①	保険金額(*2)が50万円以下の場合	5万円
②	保険金額(*2)が50万円を超えて200万円以下の場合	保険金額(*2)の10%に相当する額
③	保険金額(*2)が200万円を超える場合	20万円

- (3) 当会社は、(1)の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）または同特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）に規定する保険金(*3)の合計額が保険金額(*2)を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

- (4) **他の保険契約等**(*4)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②イ.	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金および人身傷害条項第4条（お支払いする保険金）(3)の傷害一時費用保険金	全損時諸費用保険金

- (5) 当会社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、損害が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

- (6) 下表のいずれかに該当する場合には、(1)および(2)の規定の適用においては、保険価額(*5)を保険金額(*2)とします(*6)。

①	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア. 車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）(*2)または同特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）(*1)の規定の適用がある場合 イ. 同特約第6条（価額の評価のための告知）(4)ただし書の適用がある場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。
②	この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合であって、保険金額(*2)が保険価額(*5)を超えるとき。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。

(*2) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

(*3) この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）または同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）に規定する保険金とします。

(*4) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*5) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

(*6) 第2条（全損時諸費用保険金）(6)の表の①イ.に該当する場合において、既に(6)の規定を適用しないで全損時諸費用保険金を支払っていたときは、当会社は(6)の規定を適用して算出した全損時諸費用保険金との差額の返還を請求することができます。

第3条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定を準用します。

(*1) これらに付帯される他の特約を含みます。

㊧ 車両全損時諸費用保険金倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による全損時諸費用保険金の特則）

当社は、この特約により、車両全損時諸費用補償特約第2条（全損時諸費用保険金）(2)の規定にかかわらず、1回の事故について当社が支払う全損時諸費用保険金の額を、下表のとおりとします。

① 保険金額(*1)が50万円以下の場合	10万円
② 保険金額(*1)が50万円を超えて200万円以下の場合	保険金額(*1)の20%に相当する額
③ 保険金額(*1)が200万円を超える場合	40万円

(*1) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

③ 車両全損時諸費用不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（全損時諸費用の不担保）

当社は、この特約により、この保険契約に適用されている車両全損時諸費用補償特約の保険金を支払いません。

③ 車両新価保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、保険期間の末日が、ご契約のお車の初度登録(*1)から61か月を超える場合には、協定保険価額(*2)が新車保険価額の50%以上に相当する額のとみに限ります。

(*1) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

(*2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、最終保険年度における協定保険価額をいいます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 新車保険価額	その自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額であり、車価表(*1)等に記載された価格をいいます。 ただし、保険契約締結の時に、車価表(*1)等にその自動車と同一の用途・車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表(*1)に記載された初度登録(*2)後1年未満のその自動車と同等クラスの自動車の価格により定めるものとします。
② 新規取得自動車等	普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）に規定する新規取得自動車または所有自動車をいいます。
③ 再取得	ご契約のお車の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得することをいい、 <u>所有権留保条項付売買契約</u> に基づく購入を含みます。 ア. ご契約のお車の所有者(*3) イ. <u>記名被保険者</u> (*4) ウ. 記名被保険者(*4)の配偶者(*5) エ. 記名被保険者(*4)またはその配偶者(*5)の同居の親族
④ 復旧	再取得、またはご契約のお車の損傷を修理することをいいます。
⑤ 復旧費用	損害を受けたご契約のお車について復旧をするために実際に必要とした額(*6)をいいます。
⑥ 協定保険価額	車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額）に規定する協定保険価額をいいます。
⑦ 被保険者	ご契約のお車の所有者をいいます。

(*1) 当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」をいいます。

(*2) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

(*3) ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。

(*4) この保険契約の普通保険約款総合自動車補償条項において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*3)とします。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*6) 再取得する場合は、代替の自動車の本体価格、付属品およびこれらに係る消費税の額とします。

第3条（協定新価保険価額）

(1) 当社と保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の新車保険価額を協定し、その価額を協定新価保険金額として定めるものとし、この特約において、その価額を協定新価保険価額とします。

（車両新価保険特約 第2条の(*1)）

「当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯（価格の範囲）を設定しているものです。

(2) 下表のすべてに該当する場合は、(1)の規定により、新規取得自動車等の新車保険価額を定め、協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。ただし、第2条（用語の定義）の表の①中「保険契約締結の時」とあるのを「当社がご契約のお車の入替を承認した時」と読み替えて適用します。

①	普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）(1)の表のいずれかに該当すること。
②	保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認すること。

- (3) (2)の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録(*1)から61か月を超える場合には、協定保険価額(*2)が新車保険価額の50%以上に相当する額のとみに限り、当社は、この特約を適用します。
- (4) (2)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。
- (5) 保険契約者が(4)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) ご契約のお車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は初度検査をいいます。

(*2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、最終保険年度における協定保険価額をいいます。

第4条（復旧義務）

- (1) 被保険者は、第5条（支払保険金の計算）の表の①または同表の③の規定により保険金の支払を受ける場合には、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年以内に、復旧をしなければなりません。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、復旧の期間について、これを変更することができます。
- (2) 保険契約者または被保険者は、復旧をした場合は、遅滞なく、書面等によりそのことを当社に通知しなければなりません。

第5条（支払保険金の計算）

1回の事故について、当社は、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)、同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）、車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）(1)および同特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、被保険者に保険金を支払います。ただし、同表の免責金額は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

	ご契約のお車の損害の状態	保険金の額
①	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で再取得を行ったとき、または修理費が協定保険価額(*1)以上となる場合で復旧を行ったとき	復旧費用と協定保険価額(*1)のいずれか高い額。 ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
②	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合で再取得を行わなかったとき、または修理費が協定保険価額(*1)以上となる場合で復旧を行わなかったとき	協定保険価額(*1)
③	修理費が協定保険価額(*1)に達しない場合で、かつ、協定新価保険価額の50%以上に相当する額となる場合(*2)で、復旧を行ったとき	復旧費用と修理費のいずれか高い額。 ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
④	①から③以外の場合	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*1)を限度とします。 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 車両価額協定保険特約第4条(2)に規定する損害の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 保険証券記載の免責金額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 保険金の額 </div> </div>

(*1) 協定保険価額が保険価額(*3)を著しく超える場合は、その保険価額(*3)を協定保険価額および保険金額とします。

(*2) ご契約のお車の車体の内外装および外板部品を除いた部分に著しい損傷が生じている場合に限りです。

(*3) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第6条（新車保険価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって下表のいずれかに該当する場合は、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が、事実を告知しなかったことにより、その結果として第3条（協定新価保険価額）の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合
②	保険契約者または被保険者が、事実と異なることを告知したことにより、その結果として第3条の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定新価保険価額が定められた場合

(3) (2)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)の事実がなくなった場合
②	ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、当社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*1)

③	保険契約者または被保険者が、ご契約のお車の新車保険価額を評価するために必要な事項について、 書面等 によって訂正を当会社に申し出て、当社がこれを承認した場合。 なお、訂正の申出を受けた場合においては、ご契約のお車の協定新価保険価額を定める際に、保険契約者または被保険者がその訂正をすべき事実を当会社に告知していたとしても当社がこの特約の締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結の時から5年を経過した場合

(4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第5条（支払保険金の計算）の規定(*2)にかかわらず、下表の「保険価額(*3)」欄に対応する「適用する規定」欄の規定を適用します。この場合において、既に第5条の規定(*2)を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、下表の「保険価額(*3)」欄に対応する「適用する規定」欄の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

保険価額(*3)	適用する規定
① 50万円以上の場合	普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条(お支払いする保険金)(1)および同条(2)の規定
② 50万円未満の場合	普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条(2)および同条項第5条(お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合)の規定

(5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第5条（支払保険金の計算）の規定(*2)にかかわらず、下表の「保険価額(*3)」欄に対応する「適用する規定」欄の規定を適用します。

保険価額(*3)	適用する規定
① 50万円以上の場合	普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条(お支払いする保険金)(1)および同条(2)の規定
② 50万円未満の場合	普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条(2)および同条項第5条(お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合)の規定

(7) (4)および(6)の規定の適用においては、当社は、車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約の規定は適用しません。

(*1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(*2) 第5条（支払保険金の計算）の(*1)の規定を除きます。

(*3) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第7条（協定新価保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第1節第6条（保険金額の調整）(1)の規定を適用しません。

第8条（この特約を適用しない場合）

当社は、**ご契約のお車**が盗取されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、ご契約のお車が発見された場合で、発見されるまでにご契約のお車に損害が生じたときは、この特約を適用します。

第9条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、保険契約者または**被保険者**が第4条（復旧義務）(2)に規定する復旧の通知をし、かつ、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)、事故と損害との関係および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 当社は、被保険者が復旧する意思のないことを当社に申し出た場合は請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、申し出なかった場合は復旧の期間が満了し、かつ、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な(1)の表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(3) (1)または(2)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)または(2)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。

この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
② (1)の表の①から④までの事項を確認するための、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ (1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④ (1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(4) (1)から(3)までに規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第4節第1条(保険金の請求)(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) 保険価額(*6)を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(*6) 保険価額とは、**ご契約のお車**に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)の表の⑦.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両新価保険特約

第11条 (再取得時諸費用保険金)

(1) 再取得に伴い、当社が第5条(支払保険金の計算)の表の①または同表の③の規定により保険金を支払う場合は、下表に規定する額を再取得時諸費用保険金として**被保険者**に支払います。

① 協定新価保険価額が100万円以下の場合	10万円
② 協定新価保険価額が100万円を超えて300万円以下の場合	保険証券記載の協定新価保険金額の10%に相当する額
③ 協定新価保険価額が300万円を超える場合	30万円

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に車両全損時諸費用保険金倍額払特約が適用されている場合で、**ご契約のお車**の損害の状態が第5条(支払保険金の計算)の表の①に該当するときは、下表の「全損時諸費用保険金との関係」欄に対応する「再取得時諸費用保険金の額」欄に規定する額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、再取得に伴い、当社が第5条の規定により保険金を支払う場合に限りません。

	全損時諸費用保険金との関係	再取得時諸費用保険金の額
①	車両全損時諸費用保険金倍額払特約第2条(この特約による全損時諸費用保険金の特則)に規定する全損時諸費用保険金の額が(1)に規定する再取得時諸費用保険金の額以上となる場合	同特約第2条に規定する額
②	①以外の場合	(1)に規定する額

(3) 当社は、(1)および(2)の規定により支払うべき再取得時諸費用保険金と保険金の合計額が保険証券記載の協定新価保険金額を超える場合であっても、再取得時諸費用保険金を支払います。

(4) 再取得時諸費用保険金に関しては、**他の保険契約等**(*1)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条(他の保険契約等がある場合の取扱い)の表の④.	賠償責任条項第4条(お支払いする保険金)(1)の表の②の対人臨時費用保険金および人身傷害条項第4条(お支払いする保険金)(3)の傷害一時費用保険金	再取得時諸費用保険金

(5) 当社は、(1)および(2)の規定により再取得時諸費用保険金を支払う場合は、車両全損時諸費用補償特約第2条(全損時諸費用保険金)に規定する全損時諸費用保険金は支払いません。既に全損時諸費用保険金を支払っていた場合は、その金額を差し引いて再取得時諸費用保険金を支払います。

(*1) 第11条(再取得時諸費用保険金)と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第12条 (他の特約との関係)

(1) 再取得を行わない場合は、当社は、第11条(再取得時諸費用保険金)の再取得時諸費用保険金は支払いません。この場合には、この保険契約に適用されている車両全損時諸費用補償特約について、下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
車両全損時諸費用補償特約第2条 (全損時諸費用保険金) (1)の表の①	同特約第4条(お支払いする保険金) (1)の表の①または同特約第5条(お支払いする保険金-協定保険価額が50万円未満の場合)の表の①もしくは同表の②に規定する状態	車両新価保険特約第5条(支払保険金の計算)の表の①または同表の②に該当する状態

(2) (1)の規定により支払うべき全損時諸費用保険金と第5条(支払保険金の計算)に規定する保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。

第13条 (被害物についての当会社の権利)

- (1) 当会社は、普通保険約款基本条項第7節第8条(被害物についての当会社の権利) (1)の規定にかかわらず、再取得を行ったことにより当社が保険金を支払った場合は、**ご契約のお車**について**被保険者**が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) (1)の場合において、当社がその権利を取得しないことの意味を表示して保険金を支払ったときは、ご契約のお車について被保険者が有する所有権その他の物権は当社には移転しません。

第14条 (車両入替時の特則)

普通保険約款基本条項第1節第5条(ご契約のお車の入替) (1)に規定する自動車の入替において、**ご契約のお車**の廃車、譲渡または返還があった場合は、同条(3)の規定にかかわらず、同条に規定する入替自動車に対しては、その取得日以後、当社が承認するまでの間は、この特約の規定は適用しません。

第15条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項、基本条項および車両価額協定保険特約の規定を準用します。

34 車両価額協定保険特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合に適用されます。

第2条 (協定保険価額)

- (1) 当社と保険契約者または**被保険者**(*1)は、保険契約締結の時における**ご契約のお車**と同一の**用途・車種**、車名、型式、仕様および初度登録年月(*2)で同じ損耗度の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定めるものとします。
- (2) この特約において協定保険価額とは、(1)の規定により当社と保険契約者または被保険者(*1)がご契約のお車の価額として協定した価額をいいます。
- (3) この特約において市場販売価格相当額とは、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。

(*1) 普通保険約款車両条項第2条(被保険者およびご契約のお車) (1)の被保険者をいいます。

(*2) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

第3条 (協定保険価額の変更)

- (1) 保険契約締結の後、**ご契約のお車**の改造、付属品(*1)の装着等によってご契約のお車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または**被保険者**(*2)は、遅滞なく、**書面等**によりそのことを当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 保険契約締結の後、ご契約のお車の改造、付属品(*1)の取りはずし等によってご契約のお車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者(*2)は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後のご契約のお車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (3) 当社は、(2)の通知を受けた場合には、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (4) (1)または(2)の場合、当社と保険契約者または被保険者(*2)は、将来に向かって、下表のいずれかの額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

①	保険証券記載の協定保険価額にご契約のお車の改造、付属品(*1)の装着等によって増加した価額を加えた額
②	保険証券記載の協定保険価額からご契約のお車の改造、付属品(*1)の取りはずし等によって減少した価額を差し引いた額

(5) (4)の場合には、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、通知または承認の請求がなかったものとして、この特約(*3)にしたがい、保険金を支払います。

(7) 下表のすべてに該当する場合は、第2条(協定保険価額)の規定により、普通保険約款基本条項第1節第5条(ご契約のお車の入替)に規定する新規取得自動車または所有自動車の価額を定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

〔車両価額協定保険特約 第2条(3)〕

「当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」とは、自動車の市場販売価格相当額として、用途・車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または初度検査年月に基づいて、あらかじめ弊社が自動車の価格帯(価格の範囲)を設定しているものです。

ただし、第2条(1)中「保険契約締結の時」とあるのを「当社がご契約のお車の入替を承認した時」と読み替えて適用します。

①	普通保険約款基本条項第1節第5条(1)の表のいずれかに該当すること。
②	保険契約者が書面等によりご契約のお車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認すること。

(8) (7)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。

(9) 保険契約者が(8)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 普通保険約款車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)に規定する付属品をいいます。

(*2) 普通保険約款車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。

(*3) 普通保険約款およびご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第4条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**(*1)に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

ご契約のお車の損害の状態		保険金の額						
①	次のいずれかに該当する場合 ア. ご契約のお車の修理費 が協定保険価額(*2)以上となる場合 イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	協定保険価額(*2)						
②	①以外の場合	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*2)を限度とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(2)に規定する損害の額</td> <td>－</td> <td>保険証券記載の免責金額</td> <td>=</td> <td>保険金の額</td> </tr> </table>		(2)に規定する損害の額	－	保険証券記載の免責金額	=	保険金の額
(2)に規定する損害の額	－	保険証券記載の免責金額	=	保険金の額				

(2) 当社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(2)の規定にかかわらず、下表に掲げる額とします。

①	全損(*3)の場合は、協定保険価額(*2)					
②	分損(*4)の場合は、次の算式によって算出される額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>修理費</td> <td>－</td> <td>修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> <td>=</td> <td>損害の額</td> </tr> </table>	修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額
修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	=	損害の額		

(*1) 普通保険約款車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。

(*2) 協定保険価額が保険価額(*5)を著しく超える場合は、その保険価額(*5)を協定保険価額および保険金額とします。

(*3) 全損とは、ご契約のお車の損害の状態が第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①または第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の表の①に該当する場合をいいます。

(*4) 分損とは、ご契約のお車の損害の状態が第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②または第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の表の②もしくは同表の③に該当する場合をいいます。

(*5) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）

保険証券記載の協定保険価額(*1)が50万円未満の場合、1回の事故について、当社は、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)、同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）およびこの特約の第4条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、下表の規定にしたがい、**被保険者**に保険金を支払います。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

ご契約のお車の損害の状態		保険金の額						
①	次のいずれかに該当する場合 ア. ご契約のお車の修理費 が協定保険価額(*1)以上となる場合で、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年(*2)以内に修理を行わないとき イ. ご契約のお車の損傷を修理できない場合 ウ. ご契約のお車が盗取され発見されなかった場合	協定保険価額(*1)						
②	ご契約のお車の修理費が協定保険価額(*1)以上となる場合で、ご契約のお車に損害が生じた日の翌日から起算して1年(*2)以内に修理を行ったとき	次の算式によって算出される額。 ただし、50万円を限度とします。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>第4条(2)に規定する損害の額</td> <td>－</td> <td>保険証券記載の免責金額</td> <td>=</td> <td>保険金の額</td> </tr> </table>		第4条(2)に規定する損害の額	－	保険証券記載の免責金額	=	保険金の額
第4条(2)に規定する損害の額	－	保険証券記載の免責金額	=	保険金の額				

《車両価額協定保険特約 第4条》

協定保険価額が50万円未満の場合、お支払いする保険金は、車両価額協定保険特約第5条をご確認ください。

※車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約をご契約の場合を除きます。

③	①および②のいずれにも該当しない場合	次の算式によって算出される額。 ただし、協定保険価額(*1)を限度とします。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第4条(2)に規定する損害の額</td> <td style="padding: 0 10px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険証券記載の免責金額</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保険金の額</td> </tr> </table>	第4条(2)に規定する損害の額	-	保険証券記載の免責金額	=	保険金の額
第4条(2)に規定する損害の額	-	保険証券記載の免責金額	=	保険金の額			

- (*1) 協定保険価額が保険価額(*3)を著しく超える場合は、その保険価額(*3)を協定保険価額および保険金額とします。
 (*2) 修理に際してやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当社の承認を得て、修理の期間について、これを変更することができます。
 (*3) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

第6条（価額の評価のための告知）

- (1) 保険契約者または被保険者(*1)は、**ご契約のお車**の協定保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
 (2) 当社は、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当社がご契約のお車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、保険契約者または被保険者(*1)の故意または重大な過失によって下表のいずれかに該当する場合は、この特約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が、事実を告知しなかったことにより、その結果として第2条（協定保険価額）または第3条（協定保険価額の変更）の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合
②	保険契約者または被保険者(*1)が、事実と異なることを告知したことにより、その結果として第2条または第3条の規定にしたがって定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合

- (3) (2)の規定は下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)の事実がなくなった場合
②	ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、当社が(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(*2)
③	保険契約者または被保険者(*1)が、ご契約のお車の価額を評価するために必要な事項について、 書面等 によって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。 なお、訂正の申出を受けた場合においては、ご契約のお車の協定保険価額を定める際に、保険契約者または被保険者(*1)がその訂正をすべき事実を当社に告知していたとしても当社がこの特約の締結を承認していたと認められるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
④	当社が(2)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結の時から5年を経過した場合

- (4) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、その損害については、第4条（お支払いする保険金）および第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の規定(*3)にかかわらず、下表の「保険価額(*4)」欄に対応する「適用する規定」欄の規定を適用します。この場合において、既に第4条または第5条の規定(*3)を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、下表の「保険価額(*4)」欄に対応する「適用する規定」欄の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

保険価額(*4)	適用する規定
① 50万円以上の場合	普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定
② 50万円未満の場合	普通保険約款車両条項第4条(2)および同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の規定

- (5) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、普通保険約款基本条項の規定に準じ、保険料を返還または請求します。
 (6) 保険契約者が(5)の**追加保険料**の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、第4条（お支払いする保険金）または第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の規定(*3)にかかわらず、下表の「保険価額(*4)」欄に対応する「適用する規定」欄の規定を適用します。

保険価額(*4)	適用する規定
① 50万円以上の場合	普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(1)および同条(2)の規定
② 50万円未満の場合	普通保険約款車両条項第4条(2)および同条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の規定

- (*1) 普通保険約款車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(1)の被保険者をいいます。
 (*2) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 (*3) 第4条（お支払いする保険金）の(*2)および第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の(*1)の規定を除きます。
 (*4) 保険価額とは、ご契約のお車に損害が生じた地および時におけるご契約のお車と車種、年式、損耗度が同一の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額をいいます。

第7条（協定保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当社は、普通保険約款基本条項第1節第6条（保険金額の調整）(1)の規定を適用しません。

第8条（被害物についての当会社の権利）

この特約が適用される場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。ただし、第4条（お支払いする保険金）の(*2)または第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の(*1)の規定が適用される場合は、読み替えないものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第7節第8条（被害物についての当会社の権利）(1)	保険価額(*2)	協定保険価額

㊦車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）

第1条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車**と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。ただし、ご契約のお車と衝突または接触した相手自動車について、下表の事項がすべて確認された場合に限りです。

①	登録番号等(*2)
②	事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*2) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車または原動機付自転車が 所有権留保条項付売買契約 により売買されている場合は、その買主 イ. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
② 相手自動車	所有者が ご契約のお車 の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定による場合のほか、**ご契約のお車**が盗取された時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

第4条（費用）

当社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の規定にかかわらず、同条(3)の表の④および同表の⑤に規定する費用に対しては保険金を支払いません。

第5条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)⑤の表のア.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車 と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

第6条（車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定補償特約（A）が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、この特約を適用しません。

③⑥車両危険限定補償特約（A）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、偶然な事故によりご契約のお車に生じた下表のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。

①	ご契約のお車に火災または爆発が生じた場合の損害
②	他物の爆発によってご契約のお車が被爆した場合の損害
③	盗難によって生じた損害
④	騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
⑤	台風、たつ巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑥	落書またはいたずらの損害(*2)
⑦	窓ガラス破損の損害(*3)
⑧	飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。 ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑨	①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。 ただし、ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害またはご契約のお車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

(*2) いたずらの損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車以外の自動車もしくは原動機付自転車との衝突または接触によって生じた損害を含みません。

(*3) 窓ガラス破損の場合は、そのガラス代金とします。

③⑦車両保険の免責金額に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（免責金額の取扱い—免責金額3万円または5万円の不適用）

当社は、この特約により、下表に規定する条件をすべて満たしている場合に、車両保険契約における保険証券記載の**免責金額**を適用しません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触によってご契約のお車に損害が生じたこと。
②	車両価額協定保険特約第4条（お支払いする保険金）または同特約第5条（お支払いする保険金—協定保険価額が50万円未満の場合）の規定(*1)により差し引かれるべき免責金額が3万円または5万円であること。
③	相手自動車の登録番号等(*2)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認されたこと。

(*1) 車両価額協定保険特約が適用されていない場合は普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第4条（お支払いする保険金）または同条項第5条（お支払いする保険金—保険価額が50万円未満の場合）、車両新価保険特約が適用されている場合は同特約第5条（支払保険金の計算）の規定とします。

(*2) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車または原動機付自転車が 所有権留保条項付売買契約 により売買されている場合は、その買主 イ. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者が ご契約のお車 の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第4条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)⑤の表のア.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

38 車両盗難不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車の盗難**による損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、この特約により、車両危険限定補償特約（A）の表の③の規定を適用しません。

(*1) 発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

第3条（車両全損時諸費用補償特約の不適用）

当社は、第2条（保険金をお支払いしない場合）の規定により保険金を支払わない場合には、車両全損時諸費用補償特約の規定を適用しません。

39 車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（普通保険約款車両条項の一部不適用）

当社は、この特約により、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の規定を適用しません。

第3条（車両価額協定保険特約の一部不適用）

この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、当社は、この特約により、同特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の規定を適用しません。

40 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第3条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の③および同表の⑤の規定にかかわらず、**ご契約のお車**について下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、普通保険約款車両条項第1条（この条項の補償内容）に規定する損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大(*1) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第2条（保険金の支払）

第1条（この特約の補償内容）の表に該当する事由による保険金の請求に対し、下表の左欄の特別な調査が不可欠な場合には、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を**被保険者**に対して通知するものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

(*1) 被保険者が普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

41 衝突・接触に関する追加補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）第1条ただし書および車両危険限定補償特約（A）⑨ただし書の規定にかかわらず、**ご契約のお車**に生じた下表のいずれかに該当する損害に対して、普通保険約款総合自動車補償条項車両条項および基本条項(*1)にしたがい、保険金を支払います。

⑤	代替交通費用	被保険者が、ご契約のお車が走行不能となった地または盗難された地から居住地、ご契約のお車の出発地または当面の目的地へ移動するにあたって、他の交通手段(*8)の利用を必要とする場合の、その交通手段を利用するために必要な費用。 ただし、合理的な経路および方法である交通手段(*8)を利用した場合に限ります。
⑥	走行不能	次のいずれかに該当する状態をいいます。ただし、保険証券記載の保険期間の開始後(*9)に次のいずれかに該当する状態になった場合に限ります(*10)。 ア. ご契約のお車が自力で移動することができない状態 イ. ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態

(*1) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

(*2) 修理工場等(*1)に搬送するために必要な保管を含みます。

(*3) 部品代および消耗品代を除きます。

(*4) 次のいずれかに該当する場合は、このただし書は適用しません。

i. 当社が事前に指定する業者へ依頼できない相当な理由がある場合

ii. ご契約のお車を復旧するための作業の具体的内容を示す見積書等およびそれぞれの作業が行われたことを示す写真を被保険者が提出することにより、当社に対して実際に行われた作業に基づき被保険者に費用が生じたことが明らかとされた場合

(*5) 被保険者があらかじめ当会社の承認を得てレンタカー(*6)を借り入れるレンタカー会社を含みます。

(*6) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた家用自動車を含みます。

(*7) カーナビゲーションシステム(*11)等のレンタカー付属品および四輪駆動機能にかかる費用を含み、次の費用は含みません。

i. レンタカー(*6)の使用に必要な燃料にかかる費用

ii. レンタカー(*6)を滅失、破損または汚損したことにより、そのレンタカー(*6)を借りるために通常支払うべき費用を超えて被保険者が負担すべき費用

iii. レンタカー(*6)の欠陥に起因して生じた費用

(*8) レンタカー(*6)を除きます。

(*9) この保険契約にこの特約が適用されていない場合で、保険証券記載の保険期間の途中で同特約が適用されたときは、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降とします。

(*10) 更新前契約(*12)にこの特約(*13)が適用されている場合(*14)は、このただし書は適用しません。

(*11) 自動車用電子式航法装置のことをいい、これに準ずるものを含みます。

(*12) 更新前契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**およびご契約のお車を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の初日を保険期間の末日とする保険契約をいいます。

(*13) 事故・故障時諸費用補償特約、事故・故障時レンタカー費用補償特約、車両搬送時の諸費用補償特約、レンタカー費用補償特約、車両搬送時のレンタカー費用等補償特約、車両搬送費用補償特約、レンタカー費用等補償特約および車両搬送費用およびレンタカー費用等補償特約を含みます。

(*14) この特約(*13)が更新前契約(*12)の保険証券記載の保険期間の途中で適用された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日以降に走行不能になった場合に限ります。

第4条 (被保険者)

(1) この特約において**被保険者**とは、下表の「ご契約のお車の状態」欄に対応する「被保険者」欄に該当する者をいいます。

	ご契約のお車の状態	被保険者
①	次のいずれかに該当する場合 ア. ご契約のお車 に生じた損害または事象によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等(*1)へ搬送される場合 イ. ご契約のお車の 盗難 により、ご契約のお車が被保険者の管理下でない状態になる場合 ウ. ご契約のお車に生じた損害または事象によりご契約のお車が走行不能になり自力で走行できる状態に復旧される場合	次のいずれかに該当する者。ただし、代替交通費用についてはア.に該当する者に限ります。 ア. 対象事故が生じた時にご契約のお車の 正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*2)に搭乗中の者(*3) イ. ご契約のお車の所有者(*4) ウ. 記名被保険者
②	上記以外の場合	ご契約のお車の所有者(*4)

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	ご契約のお車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた者および搭乗していたとみなされる者
②	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
③	業務としてご契約のお車を受託している 自動車取扱業者

(*1) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

(*2) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*3) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、対象事故が生じた前後の状況から搭乗していたとみなされる者を含みます。

(*4) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主

ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主

iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

〈車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約 第3条の(*4)〉

「当社が事前に指定する業者へ依頼できない相当な理由」とは、自然災害の発生により電話が通じない等のやむを得ない事由により、被保険者が事前に弊社へ連絡できない場合等が該当します。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用に対しては、車両搬送費用等諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車の所有者(*2) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*3)または子。 ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限りません。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑦	詐欺または横領
⑧	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*6)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*7)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害によって生じた車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用に対しては、車両搬送費用等諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた第2条（この特約の補償内容）(4)の表の①に該当する損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車の所有者(*2) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*3)または子
②	次のいずれかに該当する者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*8)、シンナー等(*9)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた第2条(4)の表の①に該当する損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車の所有者(*2) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*3)または子
③	次のいずれかに該当する者が、酒気を帯びて(*10)ご契約のお車を運転している場合に生じた第2条(4)の表の①に該当する損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車の所有者(*2) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*3)または子
④	次のいずれかに該当する物に生じた第2条(4)の表の①に該当する損害 ア. ご契約のお車から取りはずされて車上にない部分品または付属品(*11) イ. 付属品(*11)のうちご契約のお車に定着(*12)されていない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。 ウ. 法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品(*11) エ. ご契約のお車の付属品(*11)に含まれない物。ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。
⑤	ご契約のお車について、法令に定められた点検、検査またはその点検もしくは検査の前後の自動車の整備において発見された故障(*13)に起因する第2条(4)の表の②に該当する損害

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用に対しては、車両搬送費用等諸費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用 ア. 燃料の不足または費消(*14) イ. キーの紛失
②	次のいずれかに該当する場所においてご契約のお車が走行不能になった場合に生じた車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用。ただし、ご契約のお車に第2条(4)の表の①に該当する損害が生じていない場合に限り ア. 雪道 イ. 凍結した路面 ウ. むかるみ エ. 轍 オ. 砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤
③	ご契約のお車について有効な自動車検査証の交付を受けていない間に、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②に該当する損害によりご契約のお車が走行不能になった場合の車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用
④	ご契約のお車の修理工場等(*15)への搬送が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の車両搬送費用およびレンタカー費用等の諸費用。ただし、第2条(4)の表の①または③に規定する対象事故により被保険者に生じたレンタカー費用については、この規定を適用しません。
⑤	ご契約のお車を復旧するための作業が保険証券記載の保険期間内に発生していない場合の緊急時応急対応費用

(4) 当会社は、下表のいずれかに該当するレンタカー費用等の諸費用に対しては、車両搬送費用等諸費用保険金を支払いません。

①	タイヤまたはタイヤのチューブに生じた第2条(4)の表の①に該当する損害によりご契約のお車が走行不能になった場合のレンタカー費用等の諸費用。ただし、ご契約のお車が修理工場等(*15)へ搬送された場合、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
②	蓄電池の充電不足または放電によりご契約のお車が走行不能になった場合のレンタカー費用等の諸費用
③	キーが車室内にある状態での施錠によりご契約のお車が走行不能になった場合のレンタカー費用等の諸費用

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 所有者とは、次のいずれかに該当する者(*1)をいいます。

- i. ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

(*3) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*6) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*7) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

(*8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*9) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*10) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*11) 普通保険約款車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)の付属品をいいます。

(*12) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(*13) 故障とは、ご契約のお車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的的事故をいいます。

(*14) ご契約のお車が電気自動車の場合の充電切れを含みます。

(*15) 修理工場等とは、修理工場または当会社の指定する場所をいいます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 当会社は、車両搬送費用および緊急時応急対応費用に対して1回の対象事故について15万円の範囲内で車両搬送費用等諸費用保険金を支払います。

(2) 当会社は、レンタカー費用に対して、以下の算式によって算出される額を車両搬送費用等諸費用保険金として支払います。ただし、レンタカー費用の1日あたりの額は5千円を限度とします。また、支払対象日数とは、支払対象期間において被保険者がレンタカー(*1)を借り入れた日数のうち、レンタカー(*1)を借り入れた日からその日を含めて15日目の日までに借り入れた日数とします。

$$\boxed{\text{レンタカー費用の1日あたりの額}} \times \boxed{\text{支払対象日数}} = \boxed{\text{支払保険金の額}}$$

(3) (2)の支払対象期間は対象事故の発生の日からその日を含めて1年を経過した日または下表に規定する支払対象期間の末日のいずれか早い日までの期間とします。

	ご契約のお車の損害の状態	支払対象期間の末日
①	ご契約のお車の損傷を修理する場合	修理完了後ご契約のお車が被保険者の手元に戻った日
②	ご契約のお車が盗取され、かつ、発見された場合で、ご契約のお車に損傷がないとき	ご契約のお車が被保険者の手元に戻った日
③	①および②のいずれにも該当しない場合	再取得(*2)を行った日

- (4) 当社は、車両引取費用に対して1回の対象事故について10万円の範囲内で車両搬送費用等諸費用保険金を支払います。
- (5) 当社は、代替交通費用に対して1回の対象事故について5万円の範囲内で車両搬送費用等諸費用保険金を支払います。ただし、交通手段としてタクシーを利用するために必要な費用は、3万円を限度とします。
- (6) 被保険者に代替交通費用が生じた場合で、1回の対象事故について被保険者が2名以上いるときは、被保険者ごとの支払保険金の額は、下記の算式によって算出された額とします。

代替交通費用。 ただし、5万円を上限とします。	×	被保険者ごとの代替交通費用の額。 ただし、回収金(*3)を差し引いた額とします。 <hr/> 被保険者ごとの代替交通費用の額の合計額。 ただし、回収金(*3)を差し引いた額とします。	=	被保険者ごとの支払保険金の額
----------------------------	---	--	---	----------------

- (7) 当社は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用のうち、回収金(*3)がある場合において、回収金(*3)の額が被保険者の自己負担額(*4)を超過するときは、当社は(1)から(6)までに規定する車両搬送費用等諸費用保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (8) 当社は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用の全部または一部に対して、ご契約のお車の搬送、交通手段の提供、レンタカー(*1)の貸与等、車両搬送費用等諸費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって保険金の支払に代えることができます。この場合、第9条（保険金の請求）の規定は適用しません。

(*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

(*2) ご契約のお車の代替として、次のいずれかに該当する者が代替の自動車を新たに取得(*5)することをいいます。

- i. ご契約のお車の所有者(*6)
- ii. 記名被保険者(*7)
- iii. 記名被保険者(*7)の配偶者(*8)
- iv. 記名被保険者(*7)またはその配偶者(*8)の同居の親族

(*3) 回収金とは、第三者が負担すべき金額(*9)で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*4) 被保険者の自己負担額は、次の算式によって算出される額とします。

車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用	-	車両搬送費用等諸費用保険金の額	=	被保険者の自己負担額
---------------------------------	---	-----------------	---	------------

(*5) 所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

(*6) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

(*7) この保険契約の普通保険約款において、車両条項以外の条項の適用がない場合は、ご契約のお車の所有者(*6)とします。

(*8) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*9) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる金額をいいます。

第7条（災害発生時の特則）

- (1) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じたレンタカー(*1)の不足等の事情により、**被保険者がご契約のお車の代替としてレンタカー(*1)を借り入れることができないと当社が認めた場合**で、被保険者がレンタカー(*1)の代替として他の交通手段の利用を必要とするときは、第3条（用語の定義）の表の③の規定にかかわらず、その交通手段を利用するために必要な費用をレンタカー費用に含めることとします。
- (2) (1)の場合において、当社は、第6条（お支払いする保険金）(2)の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前	読み替え後
①	レンタカー費用の1日あたりの額は5千円	1回の対象事故についてお支払いする保険金の額は、5千円に支払対象日数を乗じた額
②	レンタカー(*1)を借り入れた日数	レンタカー(*1)を借り入れた日数および第7条（災害発生時の特則）(1)に規定する他の交通手段を利用した日数
③	レンタカー(*1)を借り入れた日	レンタカー(*1)を借り入れた日または第7条(1)に規定する他の交通手段の利用の初日のいずれか早い日
④	借り入れた日数とします	借り入れた日数または利用した日数とします

(3) 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情により、対象事故によってご契約のお車に生じた損害を修理するために必要とする期間が著しく長くなると当社が認めた場合は、第6条(2)に規定する支払対象日数の定義を、「支払対象期間において被保険者がレンタカー(*1)を借り入れた日数のうち、初めてレンタカー(*1)を借り入れた日以降、その日を含めて15回目までの借り入れた日数とします。」と読み替えて適用します。

(4) 対象事故によってご契約のお車に生じた損害を修理するために必要とする期間が対象事故の発生の日からその日を含めて1年を超過する場合で、その理由が台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情であると当社が認めたときは、第6条(3)に規定する支払対象期間の定義を、「対象事故の発生の日から下表に規定する支払対象期間の末日までの期間」と読み替えて適用します。

(*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第8条（事故発生時の義務）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(4)に規定する**ご契約のお車**に生じた損害または事象により、ご契約のお車が走行不能となった場合で、ご契約のお車を搬送するときまたは自力で走行できる状態に復旧するときは、**被保険者**は車両搬送および緊急時応

急対応の内容、ご契約のお車の状況ならびに被保険者の状況等について、ご契約のお車を搬送または自力で走行できる状態に復旧する前に当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社は必要な調査をし、かつ、被保険者に対し、必要な説明または証明を求めることができます。

- (2) 被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当会社は、(1)の規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて車両搬送費用および緊急時応急対応費用に対する保険金を支払います。
- (3) 被保険者が、正当な理由がなくて事実と異なる通知もしくは説明をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の請求）

当会社に対する車両搬送費用等諸費用保険金の請求権は、車両搬送費用、緊急時応急対応費用またはレンタカー費用等の諸費用が被保険者に生じた時から発生し、これを行使用することができるものとします。

第10条（普通保険約款車両条項および他の特約との関係）

- (1) 当会社は、この特約により車両搬送費用または緊急時応急対応費用に対する保険金を支払うべき事故が発生した場合は、普通保険約款車両条項第4条（お支払いする保険金）(3)の表の③の規定を適用しません。
- (2) 当会社は、第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②および④の事由によって生じた車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用に対しては、運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第11条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の⑦.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
②	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
③	第5節第5条の(*6)	賠償責任条項または人身傷害条項	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
④	第7節第2条（代位）	車両損害	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第2条（この特約の補償内容）の規定により当会社が車両搬送費用等諸費用保険金を支払うべき損害

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(*1)の規定を準用します。この場合において、同条項第4節第8条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、車両搬送費用等諸費用保険金を含まないものとします。

(*1) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

④3 レンタカー費用の補償日数等に関する特約（事故時30日限度）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（レンタカー費用の特則）

- (1) 当会社は、この特約により、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第6条（お支払いする保険金）(2)のただし書の規定にかかわらず、レンタカー費用の1日あたりの額は保険証券記載の保険金額を限度とします。この場合において、支払対象日数とは、支払対象期間において被保険者がレンタカー(*1)を借り入れた日数のうち、レンタカー(*1)を借り入れた日からその日を含めて30日目の日までに借り入れた日数とします。
- (2) 当会社は、この特約により、(1)の規定にかかわらず、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第2条（この特約の補償内容）(4)の表の②を事由とする対象事故によって被保険者にレンタカー費用が生じた場合の支払対象日数は、支払対象期間において被保険者がレンタカー(*1)を借り入れた日数のうち、レンタカー(*1)を借り入れた日からその日を含めて15日目の日までに借り入れた日数とします。
- (3) (1)および(2)の支払対象期間は、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第6条(3)に規定する期間とします。

(*1) レンタカーとは、道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第3条（災害発生時の特則）

- (1) 当会社は、この特約により、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第7条（災害発生時の特則）(1)の規定を適用する場合は、第2条（レンタカー費用の特則）(1)の規定を下表のとおり読み替えて適用します。この場合において、同特約第7条(2)の規定は適用しません。

	読み替え前	読み替え後
①	レンタカー費用の1日あたりの額は保険証券記載の保険金額	1回の対象事故についてお支払いする保険金の額は、保険証券記載の保険金額に対象日数を乗じた額

②	レンタカー(*1)を借り入れた日数	レンタカー(*1)を借り入れた日数および車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第7条(災害発生時の特則)(1)に規定する他の交通手段を利用した日数
③	レンタカー(*1)を借り入れた日	レンタカー(*1)を借り入れた日または車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第7条(1)に規定する他の交通手段の利用の初日のいずれか早い日
④	借り入れた日数とします	借り入れた日数または利用した日数とします

(2) 当社は、この特約により、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第7条(災害発生時の特則)(3)の規定にかかわらず、台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害の影響により生じた修理工場の混雑等の事情により、対象事故によって**ご契約のお車**に生じた損害を修理するために必要とする期間が著しく長くなると当社が認めた場合は、第2条(レンタカー費用の特則)(1)に規定する支払対象日数の定義を、「支払対象期間において被保険者がレンタカー(*1)を借り入れた日数のうち、初めてレンタカー(*1)を借り入れた日以降、その日を含めて30回目までの借り入れた日数とします。」と読み替えて適用します。

④④ レンタカー費用等不担保特約 (車両搬送・緊急時応急対応費用補償)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (レンタカー費用等の不担保)

当社は、この特約により、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約第2条(この特約の補償内容)(1)および(2)の規定にかかわらず、車両搬送費用、緊急時応急対応費用およびレンタカー費用等の諸費用のうち、レンタカー費用、車両引取費用および代替交通費用に対しては、保険金を支払いません。

④⑤ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

(1) 当社は、この特約により、下表のいずれかに該当する事由によって**ご契約のお車**に損害が生じ、全損となった場合には、**被保険者**が臨時に必要とする費用に対し、1回の事故について、50万円(*1)を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、ご契約のお車に生じた損害の直接の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(2) この特約において全損とは、ご契約のお車の損害の状態が下表のいずれかに該当する場合をいいます。なお、ご契約のお車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

①	次のア.からウ.までの条件をすべて満たす場合 ア. ルーフの著しい損傷(*3)が生じたこと。 イ. 3本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ウ. 前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。
②	次のア.からウ.までの条件をすべて満たす場合 ア. 2本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 イ. サイドシルの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。 ウ. 座席の著しい損傷(*3)が生じたこと。
③	次のア.からI.までのいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合 ア. 前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(*3) イ. 後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷(*3) ウ. 前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷(*3) I. 後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷(*3)
④	次のア.またはイ.の場合 ア. 原動機のシリンダーに著しい損傷(*3)が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合 イ. 電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷(*3)が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合
⑤	流失または埋没し発見されなかった場合
⑥	運転者席の座面を超える浸水を被った場合
⑦	全焼した場合
⑧	①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車を行ったとき

- (3) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じ、全損となった場合において、その損害を損害が生じる直前の状態(*4)に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車に生じた損害に対しては、(1)の規定を適用しません。
- (4) 普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）の規定によりご契約のお車が入れ替えられた場合は、当社は、ご契約のお車ごとに(3)の規定を適用します。
- (5) この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。
②	ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
③	サイドシル	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。
④	サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構と、アクスル（車軸）と車体を連結しているリンク機構を一括してサスペンションといい、この特約ではそれらの機構を構成する部品の総称をいいます。
⑤	フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
⑥	車体底部	モノコックボデーの場合、自動車のボデーを構成する一部であり、フロア部分の総称をいいます。フレーム式ボデーの場合、骨組みであるフレーム自体の下面部分および、自動車のボデーのフロア部分の総称をいいます。
⑦	原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
⑧	モノコックボデー	フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。
⑨	フレーム式ボデー	フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
⑩	ボデー	自動車の車体のことをいいます。
⑪	フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。

- (*1) 保険金額(*5)が50万円に満たない場合は、保険金額(*5)を限度とします。
- (*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*3) 著しい損傷とは、それぞれの部品において、その一部の交換または補修では原状回復できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。なお、サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷をいいます。また、原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。
- (*4) 損害が生じる直前の状態とは、構造、質、用途、規模、型、能力等において損害が生じる直前と同一の状態をいいます。
- (*5) 保険金額とは、車両保険契約における保険証券記載の保険金額をいいます。

第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、**記名被保険者**をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、 被保険者 または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車 の所有者、 所有権留保条項付売買契約 に基づくご契約のお車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づくご契約のお車の借主(*1) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*2)または子。ただし、被保険者または保険金の受取人に保険金を取得させる目的であった場合に限り得ます。
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ②および③の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の直接の原因となった事故の②および③の事由による拡大(*4) ウ. ②および③の事由に伴う秩序の混乱
⑤	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。 ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑥	詐欺または横領

- (※1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (※3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (※4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第5条（保険金の支払）

地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求に対し、下表の左欄の特別な調査が不可欠な場合には、当社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表の右欄の日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を**被保険者**に対して通知するものとします。

災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

- (※1) 被保険者が普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

第6条（ご契約のお車が発見された場合の取扱い）

- (1) 第2条（この特約の補償内容）(2)の表の⑤の規定にしたがい地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った以降にご契約のお車が発見されたときは、**被保険者**は、遅滞なく、そのことを当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
- (3) 当社は、(1)の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、ご契約のお車の損害が第2条(2)の他の規定に該当する場合には、この規定は適用しません。

第7条（普通保険約款車両条項との関係）

この保険契約に普通保険約款総合自動車補償条項車両条項が適用されている場合において、**ご契約のお車**に生じた損害により同条項(※1)の保険金が支払われるときは、当社は、その損害に対しては、第2条（この特約の補償内容）の規定を適用しません。

- (※1) 普通保険約款総合自動車補償条項車両条項に適用される他の特約を含みます。

第8条（運転者を限定する特約の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第9条（普通保険約款基本条項の読み替え）

この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第1条（保険金の請求）	車両条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
②	第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②イ.	賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の②の対人臨時費用保険金	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金
③	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
④	第5節第5条の(※6)	賠償責任条項または人身傷害条項	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項(※1)の規定を準用します。

- (※1) **ご契約のお車**について適用される他の特約を含みます。

④6 リースカー車両費用保険特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、**ご契約のお車**がリースカーであって、かつ、ご契約のお車に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、保険証券にこの特約を適用することが記載されているときに適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、普通保険約款車両条項第1条（この条項の補償内容）により保険金を支払うべき損害が**ご契約のお車**に生じた場合に、その損害によって**被保険者**に生じる第4条（損害額の決定）に規定する損害に対して、この特約にしたがい、保険金を支払います。
- (2) 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（この条項の補償内容）の保険金を支払いません。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① リース契約	あらかじめ借受人を定めて有償で自動車または原動機付自転車を貸渡することを業としている者との貸借契約をいいます。
② リースカー	リース契約により有償で借り受けた自動車または原動機付自転車をいいます。
③ 全損	この特約にしたがって保険金を支払う場合であって、次のいずれかに該当するときにいいます。 ア. ご契約のお車 の損傷を修理することができないとき。 イ. ご契約のお車 が盗取され発見されなかったとき。 ウ. 修理費 が⑥に規定するリース契約中途解約費用の額以上となるとき。
④ 分損	この特約にしたがって保険金を支払う場合であって、③以外のときにいいます。
⑤ リース契約中途解約費用	ご契約のお車の全損または分損を原因としてリース契約を途中で解約することによって、 被保険者 がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生の時までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。
⑥ 車両搬送費用	次の費用の額の合計額をいいます。 ただし、1回の事故について、10万円または保険証券記載の保険金額の10%に相当する額のいずれか高い方を限度とします。 ア. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を事故発生地から修理工場または当社の指定する場所まで搬送するために必要とした費用 イ. 当社が保険金を支払うべき損害によりご契約のお車が自力で移動することができない場合に、ご契約のお車を損害発生地から修理工場または当社の指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
⑦ 事故関連費用	保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいいます。 ただし、収入の喪失は次の費用に含みません。 ア. 普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 イ. 同表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用 ウ. 盗取されたご契約のお車を引き取るために必要であった費用のうち、⑥に規定する費用以外の費用。 ただし、1回の事故について、10万円または保険証券記載の保険金額の10%に相当する額のいずれか高い額を限度とします。 I. 船舶 によって輸送されている間に生じた共同海損に対するご契約のお車の分担額
⑧ 被保険者	ご契約のお車のリース契約上の借主をいいます。

第4条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額は、下表の規定による額とします。

① 全損の場合は、リース契約中途解約費用の額					
② 分損の場合は、次の算式によって算出される額					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">修理費</td> <td style="padding: 5px;">－</td> <td style="padding: 5px;">修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</td> <td style="padding: 5px;">＝</td> <td style="padding: 5px;">損害の額</td> </tr> </table>	修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝	損害の額
修理費	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝	損害の額	

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当社の支払う保険金の額は、下表のとおりとします。ただし、同表の**免責金額**は、当社が保険金を支払う事故の発生の時の順によって定めます。

① 全損の場合は、リース契約中途解約費用の額					
② 分損の場合は、次の算式によって算出される額。 ただし、 ご契約のお車 の修理が行われなときは、保険金額(*1)を限度とします。					
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">第4条（損害額の決定）の表の②に規定する損害の額</td> <td style="padding: 5px;">－</td> <td style="padding: 5px;">保険証券記載の免責金額</td> <td style="padding: 5px;">＝</td> <td style="padding: 5px;">保険金の額</td> </tr> </table>	第4条（損害額の決定）の表の②に規定する損害の額	－	保険証券記載の免責金額	＝	保険金の額
第4条（損害額の決定）の表の②に規定する損害の額	－	保険証券記載の免責金額	＝	保険金の額	

(2) (1)の保険金に加え、保険契約者または**被保険者**が車両搬送費用または事故関連費用を支出した場合は、当社は、これらの費用の額の合計額を保険金として支払います。

(3) 当社は、(2)の規定により支払うべき保険金と(1)の保険金の額の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、(2)の保険金を支払います。

(4) 第4条（損害額の決定）に規定する損害の額ならびに車両搬送費用および事故関連費用のうち回収金(*2)がある場合において、回収金(*2)の額が被保険者の自己負担額(*3)を超過するときは、当社は(1)から(3)までに規定する保険金の額の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 保険金額とは、保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 回収金とは、第三者が負担すべき金額(*4)で、被保険者またはご契約のお車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。

- (*3) 第4条（損害額の決定）に規定する損害の額、車両搬送費用および事故関連費用のうち、実際に発生した額の合計額から第5条（支払保険金の計算）(1)から(3)までに規定する保険金の額の合計額を差し引いた額をいいます。
- (*4) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる金額をいいます。

第6条（現物による支払）

当社は、**ご契約のお車**の全部または一部に生じた損傷によって**被保険者**が被る損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第7条（保険金の請求）

- (1) **被保険者**がこの特約の規定に基づき保険金の支払を請求する場合で、当社が求めたときは、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)に規定する書類のほか、第3条（用語の定義）の表の⑤に規定するリース契約中途解約費用の内容を証明する書類または証拠となるものを当社に提出しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合または(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社がこの特約の規定に基づき全損として保険金を支払った場合は、当社は、**ご契約のお車**について**被保険者**または**ご契約のお車**の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) **ご契約のお車**の部分品または付属品(*1)が盗取された場合に、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の第4条（損害額の決定）に規定する損害の額に対する割合によって、その盗取された物について被保険者または**ご契約のお車**の所有者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しないことの意味を表示して保険金を支払ったときは、**ご契約のお車**または部分品もしくは付属品(*1)について被保険者または**ご契約のお車**の所有者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

(*1) 普通保険約款車両条項第2条（被保険者およびご契約のお車）(3)に規定する付属品をいいます。

第9条（盗難自動車の返還）

当社がこの特約の規定に基づき**ご契約のお車**の**盗難**によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に**ご契約のお車**が発見された場合は、リース契約上の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費用を**被保険者**に返還し、被保険者は、既に受け取った保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に**ご契約のお車**に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第10条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

- (1) **他の保険契約等**(*1)がある場合は、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②A.	賠償責任条項、人身傷害条項および車両条項	リースカー車両費用保険特約

- (2) 他の車両保険契約等(*2)がある場合は、当社は、下表の①の額から同表の②の額を差し引いて支払保険金の額を決定します。

①	第5条（支払保険金の計算）に規定する保険金の支払額
②	他の車両保険契約等(*2)により、 ご契約のお車 の所有者に支払われる額

(*1) 第2条（この特約の補償内容）と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(*2) **ご契約のお車**に生じた損害に対して、**ご契約のお車**の所有者に保険金を支払う保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第11条（車両全損時諸費用補償特約の不適用）

当社は、この特約により、車両全損時諸費用補償特約は適用しません。

第12条（車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の取扱い）

当社は、車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約により車両搬送費用に対する保険金が支払われる場合は、車両搬送費用について、第5条（支払保険金の計算）の規定を適用しません。

第13条（車両保険の免責金額に関する特約の取扱い）

この保険契約に車両保険の**免責金額**に関する特約が適用される場合は、同特約第2条（免責金額の取扱い—免責金額3万円または5万円の不適用）の表の②を「リースカー車両費用保険特約第5条（支払保険金の計算）(1)の表の②の規定により差し引かれるべき免責金額が3万円または5万円であること。」と読み替えて、車両保険の免責金額に関する特約を適用します。

第14条（車両無過失事故に関する特約の取扱い）

この特約と車両無過失事故に関する特約がともに適用される場合には、車両無過失事故に関する特約第3条（無過失事故の

取扱いの特則) (*2)を「車内携行品補償特約およびリースカー車両費用保険特約を含みます。」と読み替えて、同特約を適用します。

第15条 (普通保険約款等の準用)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項および基本条項(*1)の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の「**被保険者**」には、**ご契約のお車**の貸主および借主を含むものとし、また、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5節第5条 (重大事由による保険契約の解除) (4)の表の②	車両条項	リースカー車両費用保険特約
②	第5節第5条の(*6)	賠償責任条項または人身傷害条項	リースカー車両費用保険特約
③	第7節第2条 (代位) (3)	車両損害	リースカー車両費用保険特約第2条 (この特約の補償内容) に規定するご契約のお車のリース契約上の借主が被る損害

(*1) ご契約のお車に適用される他の特約を含みます。

④7リースカー車両費用保険の修理費優先支払特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約による支払保険金の計算)

(1) 当社は、この特約により、下表の条件をすべて満たしている場合は、リースカー車両費用保険特約第5条 (支払保険金の計算) (1)の規定にかかわらず、1回の事故について当社の支払う保険金の額は、損害の額(*1)から保険証券記載の**免責金額**(*2)を差し引いた額とします。ただし、20万円を限度とします。

①	修理費がリース契約中途解約費用(*3)の額以上となり、当社がリースカー車両費用保険特約第3条 (用語の定義) の表の③に規定する全損と認定した場合で、かつ、実際に修理を行ったこと。
②	リース契約中途解約費用(*3)の額が、20万円以下であったこと。

(2) (1)の規定にかかわらず、**ご契約のお車**のリース契約上の借主の請求があった場合は、リースカー車両費用保険特約第5条の規定にしたがい保険金を支払います。

(*1) リースカー車両費用保険特約第4条 (損害額の決定) の表の②に規定する損害の額をいいます。

(*2) 当社が支払責任を負う事故の発生時の順によって定めます。

(*3) リースカー車両費用保険特約第3条 (用語の定義) の表の⑤に規定するリース契約中途解約費用をいいます。

第3条 (普通保険約款の準用)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款車両条項、基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

④8車内携行品補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、**記名被保険者**が個人であり、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

(1) 当社は、**ご契約のお車**の車室内、トランク内もしくはルーフボックス内に収容またはキャリア(*1)に固定された、保険の対象に偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約の規定にしたがい、保険金を支払います。

(2) 当社は、この特約が**被保険者**の委託を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合、保険契約者はそのことを当社に告げることを必要としません。

(*1) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

第3条 (保険の対象の範囲)

この特約において保険の対象とは、日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいい、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	預貯金証書、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、 電子マネー 、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物

⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	商品・製品等 、業務の目的のみに使用される 設備・什器等
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着(*3)または装備(*4)されている精密機械装置および自動車または原動機付自転車の原動機用燃料タンク内の燃料
⑪	動物、植物等の生物
⑫	法令により 被保険者 の所有または所持が禁止されている物
⑬	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車、軽車両(*5)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 小切手を含みません。

(*3) 定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

(*4) 装備とは、自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令にしたがい自動車に備えつけられている状態をいいます。

(*5) 自転車および荷車その他他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、ルールによらないで運転する車(*6)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*6) ルールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第4条（被保険者）

(1) この特約における**被保険者**は、保険の対象の所有者をいいます。

(2) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	ご契約のお車 の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで ご契約のお車 に搭乗していた者
②	ご契約のお車 を業務として受託している 自動車取扱業者

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者、 被保険者 または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車 の所有者(*2) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の 同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*4) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*5)のために使用すること。 イ. ご契約のお車 を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*6)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
②	次のいずれかに該当する者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで ご契約のお車 を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*7)、シンナー等(*8)を使用した状態で ご契約のお車 を運転している場合、または酒気を帯びて(*9) ご契約のお車 を運転している間に生じた事故による損害 ア. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人(*1) イ. ご契約のお車 の所有者(*2) ウ. ア.またはイ.に規定する者の法定代理人 エ. ア.またはイ.に規定する者の業務に従事中の使用人 オ. ア.またはイ.に規定する者の父母、配偶者(*10)または子
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。

④	<p>保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。 ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。</p> <p>ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人</p>
⑤	<p>保険の対象に次の事由に起因して生じた損害</p> <p>ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等</p>
⑥	<p>保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*11)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p>
⑦	<p>保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。 ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。</p>
⑧	<p>保険の対象の電氣的または機械的事故に起因する損害。 ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。</p>
⑨	<p>保険の対象である液体の流出による損害。 ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。</p>
⑩	<p>保険の対象の置き忘れまたは紛失(*12)に起因する損害</p>
⑪	<p>詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害</p>
⑫	<p>土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害</p>
⑬	<p>保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害</p>
⑭	<p>風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害</p>
⑮	<p>保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害</p> <p>ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害</p>
⑯	<p>キャリア(*13)に固定された、またはルーフボックス内に収容された保険の対象の盗難</p>
⑰	<p>保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*14)を負うべき損害</p>

(*1) これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 所有者とは、次のいずれかに該当する者(*1)をいいます。

- i. ご契約のお車が**所有権留保条項付売買契約**により売買されている場合は、その買主
- ii. ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、ご契約のお車を所有する者

(*3) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*4) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*5) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*6) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*8) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*9) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*10) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*11) 汚損とは、**財物**が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*12) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*13) 自動車の屋根またはトランク上に設置された小型または少量の荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

(*14) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{\text{(3)に規定する費用の額の合計額}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{\text{(1)の損害額}}$$

(3) (2)の費用とは、保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含まれません。

①	普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	普通保険約款基本条項第3節第1条(1)の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときは、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。

(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額(*2)で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

(*2) 第三者が負担する法律上の損害賠償責任の額および第三者と被保険者との間で成立した合意により支払われる金額をいいます。

第7条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第8条（損害の発生）

(1) 保険契約者または**被保険者**は、保険の対象について第2条（この特約の補償内容）に規定する損害が発生したことを知った場合は、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表に規定する事項のほか下表のことを履行しなければなりません。

①	盗取された保険の対象が小切手の場合は、その小切手の振出人(*1)および支払金融機関へ届け出ること。
②	盗取された保険の対象が 乗車券等 の場合は、その運輸機関(*2)または発行者へ届け出ること。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(1)に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*2) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

第9条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得する意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の損害が生じた地および時における保険の対象の価額に対する割合によって当社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 第6条（支払保険金の計算）(3)の表の③に規定する費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第10条（特約の失効）

(1) 第6条（支払保険金の計算）(1)に規定する限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約は**失効**します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度に限り、この規定を適用します。

(2) (1)の規定によりこの特約が失効した場合は、当社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第11条（普通保険約款車両条項との関係）

損害が生じた保険の対象について、この保険契約に適用されている普通保険約款総合自動車補償条項車両条項による損害保険金が支払われる場合は、当社は、その保険の対象に対しては、この特約による保険金を支払いません。

第12条（運転者を限定する特約の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第4節第1条（保険金の請求）(1)②の表および同節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の表の②ア.	車両条項	車内携行品補償特約
②	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(4)の表の②	車両条項	車内携行品補償特約
③	第5節第5条の(*6)	賠償責任条項または人身傷害条項	車内携行品補償特約
④	第7節第2条（代位）	車両損害	保険の対象の損害

④9 運転者本人限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車について運転する者を特定運転者(*1)に限定することが保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。

第2条（特定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当会社は、この特約により、特定運転者(*1)以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	<u>自動車取扱業者</u> が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。

第3条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）および基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

⑤0 運転者本人・配偶者限定特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、ご契約のお車について運転する者を特定運転者(*1)およびその配偶者(*2)に限定することが保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	限定運転者	特定運転者(*1)およびその配偶者(*2)をいいます。
②	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。 ただし、この特約が保険期間の途中で付帯された場合は、変更手続き完了のお知らせ記載の変更日から保険期間の末日までをいいます。
③	限定運転者でなくなった者	離婚等の事由により、保険期間の初日の時点において特定運転者(*1)の配偶者(*2)であったが、事故の発生の時において特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではない者をいいます。

(*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 当会社は、この特約により、限定運転者以外の者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	自動車取扱業者 が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(3) 限定運転者でなくなった者がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、下表の条件をすべて満たす場合に限り、(1)の規定を適用しません。

①	限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)であった事実について当社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者または特定運転者(*1)が行うこと。
②	限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではなくなった事実の発生日(*3)に保険契約の条件の変更があったものとして、当社が請求する 追加保険料 を払い込むこと。

- (*1) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項の適用がある場合は、**記名被保険者**とします。
- (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*3) 限定運転者でなくなった者が特定運転者(*1)の配偶者(*2)ではなくなった事実について当社が確認できる公的資料等によりその事実の発生日が特定できない場合は、保険期間の初日とします。

第4条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）および基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

⑤運転者の年齢条件特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者年齢条件(*1)が保険証券に記載されている場合に適用されます。

- (*1) 運転者年齢条件とは、**ご契約のお車**を運転する者の年齢条件をいいます。

第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当社は、この特約により、条件外運転者(*1)が**ご契約のお車**を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、条件外運転者(*1)が下表のいずれかに該当する者である場合に限り適用します。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(*2)
③	記名被保険者またはその配偶者(*2)の 同居の親族
④	①から③までのいずれかに該当する者の業務(*3)に従事中の使用人

- (*1) 条件外運転者とは、保険証券記載の運転者年齢条件(*4)に該当しない者をいいます。
- (*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*3) 業務には、家事を含みません。
- (*4) 運転者年齢条件とは、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

第3条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）および基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

⑥家族内新規運転者の自動補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、**記名被保険者**が個人であって、かつ、この保険契約に運転者の年齢条件特約、運転者本人限定特約または運転者本人・配偶者限定特約が適用されている場合に適用されます。

第2条（家族内新規運転者の自動補償）

- (1) 当社は、この特約により、運転者年齢条件(*1)の変更(*2)の手続漏れがあった場合で、下表のいずれかに該当する者が事実発生日(*3)以降に**ご契約のお車**を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、運転者の年齢条件特約第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)の規定を適用しません。

①	運転者年齢条件(*1)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に運転免許(*4)を取得した次のいずれかに該当する者 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*5) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*5)の 同居の親族
②	運転者年齢条件(*1)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に新たに次のいずれかに該当した者。 ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者は含みません。 ア. 記名被保険者の配偶者 イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族(*6)

(2) 当会社は、この特約により、運転者本人限定特約または運転者本人・配偶者限定特約の変更(*7)の手続漏れがあった場合で、下表のいずれかに該当する者が事実発生日(*3)以降にご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者本人限定特約第2条（特定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)または運転者本人・配偶者限定特約第3条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）(1)の規定を適用しません。

①	特定運転者(*8)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に運転免許(*4)を取得した次のいずれかに該当する者 ア. 特定運転者(*8)の配偶者(*5) イ. 特定運転者(*8)またはその配偶者(*5)の同居の親族 ウ. 特定運転者(*8)またはその配偶者(*5)の別居の未婚の子
②	特定運転者(*8)に該当しない者のうち、保険期間の初日以降に新たに次のいずれかに該当した者。 ただし、この場合における配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者は含みません。 ア. 特定運転者(*8)の配偶者 イ. 特定運転者(*8)またはその配偶者の同居の親族(*6) ウ. 特定運転者(*8)またはその配偶者の別居の未婚の子

(3) (1)および(2)の規定は、下表の条件をすべて満たす場合に限り適用します。

①	(1)の表または(2)の表に該当する者であることを当会社が確認できる公的資料等の提出を、保険契約者、記名被保険者または特定運転者(*8)が行うこと。
②	事実発生日(*3)に(1)または(2)の変更があったものとして、当会社が請求する追加保険料を払い込むこと。

(*1) 運転者年齢条件とは、保険証券記載のご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

(*2) 第2条（家族内新規運転者の自動補償）(1)の事故を起こした運転者の年齢に合致する最も近い年齢条件への変更をいい、運転者の年齢条件特約の削除を含みます。

(*3) 事実発生日とは、次のいずれかに該当する日をいいます。

- i. 第2条（家族内新規運転者の自動補償）(1)または同条(2)の事故を起こした運転者が同条(1)の表の①または同条(2)の表の①に該当する場合は、交付された運転免許証に記載されている取得年月日
- ii. 第2条（家族内新規運転者の自動補償）(1)または同条(2)の事故を起こした運転者が同条(1)の表の②または同条(2)の表の②に該当する場合は、その事実が公的資料等で確認される年月日

(*4) 道路交通法に定める運転免許であって、かつ、ご契約のお車を運転することができるものをいいます。ただし、仮運転免許を除きます。

(*5) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*6) 法律上の親族に限ります。

(*7) 運転者本人限定特約から運転者本人・配偶者限定特約への変更または運転者本人限定特約もしくは運転者本人・配偶者限定特約の削除をいいます。

(*8) 特定運転者とは、保険証券記載の1名に限るものとし、ご契約のお車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、記名被保険者とします。

第3条（事故が事実発生日の翌日から起算して31日目の日以降に発生した場合の特則）

第2条（家族内新規運転者の自動補償）(1)および同条(2)の規定にかかわらず、同条(1)および同条(2)に規定する事故が事実発生日(*1)の翌日から起算して31日目の日以降に発生した場合は、同条(1)および同条(2)の規定により当会社が支払う保険金は普通保険約款賠償責任条項(*2)に規定する保険金に限ります。

(*1) 事実発生日とは、次のいずれかに該当する日をいいます。

- i. 第2条（家族内新規運転者の自動補償）(1)または同条(2)の事故を起こした運転者が同条(1)の表の①または同条(2)の表の①に該当する場合は、交付された運転免許証に記載されている取得年月日
- ii. 第2条（家族内新規運転者の自動補償）(1)または同条(2)の事故を起こした運転者が同条(1)の表の②または同条(2)の表の②に該当する場合は、その事実が公的資料等で確認される年月日

(*2) 普通保険約款賠償責任条項に適用される他の特約を含みます。

53 他車運転危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、記名被保険者が個人であって、かつ、ご契約のお車の用途・車種が、下表のいずれかに該当する場合に適用されます。

①	自家用普通乗用車
②	自家用小型乗用車
③	自家用軽四輪乗用車
④	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
⑤	自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
⑥	自家用小型貨物車
⑦	自家用軽四輪貨物車
⑧	特種用途自動車（キャンピング車）

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子。 ただし、自ら所有する自動車(*2)または常時使用する自動車を運転中の場合を除きます。 オ. 記名被保険者の業務(*3)に従事中の使用人。 ただし、臨時代替自動車を運転中の場合に限りません。
② 他の自動車	ご契約のお車 以外の自動車であって、その用途・車種が第1条（この特約の適用条件）の表のいずれかに該当する用途・車種であるもの、またはその用途・車種が販売用自動車であるもののうち当会社の定めるものをいいます。 ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車(*2)または常時使用する自動車を除きます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族
③ 臨時代替自動車	他の自動車のうち、ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車(*2)を除きます。 ア. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子 イ. 記名被保険者の使用人

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(*3) 業務には、家事を含みません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項、人身傷害条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する場合に生じた事故により、**被保険者**が被った損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の使用者の業務(*1)のために、その使用者の所有する自動車(*2)を運転している場合
② 被保険者が役員(*3)となっている法人の所有する自動車(*2)を運転している場合
③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合
④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している場合。 ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤ 次のいずれかに該当する場合 ア. 被保険者が競技または曲技(*4)のために他の自動車を運転している場合 イ. 被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(*5)場合

(*1) 業務には、家事を含みません。

(*2) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車は含みません。

(*3) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。

第4条（この特約の補償内容－賠償責任）

(1) 当会社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項(*2)を適用します。

(2) (1)の場合における**被保険者**は、記名被保険者等に限りません。ただし、記名被保険者等が責任無能力者である場合で、その責任無能力者が他の自動車を使用または管理することに起因して偶然な事故が生じたときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)を被保険者に含むものとします。

〈他車運転危険補償特約 第2条の表の②〉

・ご契約のお車以外の自動車の用途・車種についても、用語の定義（P.41）の記載に基づき決定します。

・「当会社の定めるもの」とは、販売過程になければ、その用途・車種が第1条に規定する用途・車種のいずれかに該当するが、中古車等としての販売過程にあることから用途・車種が販売用自動車となるものをいいます。

〈他車運転危険補償特約 第4条(1)〉

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含まれます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約(日常生活)、衝突・接触に関する追加補償特約等においても、同様の取扱いとなります。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(*1)
③	記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族
④	記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子

(2) 第4条（この特約の補償内容－賠償責任）の規定に基づき普通保険約款賠償責任条項および対物超過修理費用補償特約を適用する場合で、(1)の表の①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者であるときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*2)を被保険者に含むものとします。ただし、その責任無能力者が原動機付自転車を所有、使用または管理することに起因して生じた偶然な事故に限ります。

(3) この特約の適用においては、被害者救済費用等補償特約第3条（被保険者）(1)の規定にかかわらず、(1)の表の①から④までに規定する者のうち、下表のいずれかに該当する者を同特約の被保険者とします。

①	原動機付自転車の運転者
②	原動機付自転車の運転者がいない状態で事故が生じた場合は、原動機付自転車の所有者(*3)

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

(*3) 所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- i. 原動機付自転車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ii. 原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- iii. i.およびii.のいずれにも該当しない場合は、原動機付自転車を所有する者

第3条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害条項および基本条項ならびに被害者救済費用等補償特約、自損事故傷害特約、無保険車事故傷害特約、対物超過修理費用補償特約、人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約および人身傷害諸費用補償特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が競技または曲技(*1)のために原動機付自転車に搭乗中に生じた損害または傷害
②	被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中(*2)に生じた損害または傷害

(2) 当社は、第4条（この特約の補償内容－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項ならびに被害者救済費用等補償特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務(*3)のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。 ただし、その使用人が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
②	被保険者の使用者の所有する原動機付自転車(*4)を、その使用者の業務(*3)のために、被保険者が運転している間に生じた事故。 ただし、その使用者が第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。
③	第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務(*3)のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
④	被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故。 ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

(*1) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*2) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。

(*3) 業務には、家事を含みません。

(*4) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している原動機付自転車は含みません。

第4条（この特約の補償内容－賠償責任）

(1) 当社は、第2条（被保険者）(1)の表の①から④までのいずれかに該当する者が所有、使用または管理する原動機付自転車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款賠償責任条項、対物超過修理費用補償特約および被害者救済費用等補償特約を適用します。

(2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に対物超過修理費用不担保特約が適用されている場合は、対物超過修理費用補償特約の規定を適用しません。

(3) (1)の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項の補償内容に関する規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同規定に定める損害に対して、**自賠責保険等**によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(4) (3)の借用原動機付自転車とは、第2条に規定する**被保険者**のいずれかに該当する者が所有または常時使用する原動機付自転車(*1)以外のものをいいます。

(5) (1)の原動機付自転車^⑤が借用原動機付自転車である場合は、普通保険約款賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。

(*)1) 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第5条（この特約の補償内容—人身傷害等）

(1) 保険証券の補償範囲の型の欄に「人身傷害あり」と記載されている場合は、当社は、**被保険者が正規の乗車装置**に搭乗中(*)1)の原動機付自転車^⑤をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款人身傷害条項(*)2)を適用します。

(2) (1)の規定が適用される場合で、ご契約のお車について人身傷害諸費用補償特約が適用されている場合は、普通保険約款人身傷害条項に同特約が付帯されたものとみなして同条項を適用します。

(3) 保険証券の補償範囲の型の欄に「自損事故傷害あり」と記載されている場合は、当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(*)1)の原動機付自転車^⑤をご契約のお車とみなして、自損事故傷害特約第1条（この特約の適用条件）および無保険車事故傷害特約第1条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、自損事故傷害特約および無保険車事故傷害特約を適用します。

(*)1) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

(*)2) 普通保険約款人身傷害条項に人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約、傷害一時費用保険金倍額払特約または傷害一時費用不担保特約が付帯されている場合は、これらの特約を含みます。

第6条（ご契約のお車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款におけるご契約のお車の譲渡の規定は適用しません。

第7条（運転者を限定する特約の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者本人限定特約、運転者本人・配偶者限定特約および運転者の年齢条件特約の規定は適用しません。

第8条（この保険契約における他の特約との関係）

当社は、人身傷害諸費用補償特約の規定により保険金を支払うべき損害に対しては、第5条（この特約の補償内容—人身傷害等）(2)の規定は適用しません。

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

㊦事故発生のお知らせに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されており、かつ、ドライブレコーダー型テレマティクス端末(*)1)をご契約のお車に取り付けている場合に適用されます。

(*)1) 当社が提供するドライブレコーダー型テレマティクス端末に限りです。

第2条（事故発生のお知らせに関する特約）

(1) 事故による衝撃(*)1)等を検知したことにより、ドライブレコーダー型テレマティクス端末(*)2)が信号を発生し、それを当社が受信した場合で、その後当社からドライブレコーダー型テレマティクス端末(*)2)へ発生した通信に保険契約者、**被保険者**または保険金請求権者が応じたときは、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）の規定にかかわらず、その者が同条(1)の表の②の右欄のことを履行したものとみなします。

(2) ドライブレコーダー型テレマティクス端末(*)2)が記録した事故時の映像等を当社が確認できる場合は、当社は、その映像等により確認できる事故の状況を、普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(1)の表の③A.に規定する事故の状況に含めて取り扱います。

(*)1) あらかじめドライブレコーダー型テレマティクス端末(*)2)に設定された閾値^いを超える大きさの衝撃に限りです。

(*)2) 当社が提供するドライブレコーダー型テレマティクス端末に限りです。

第3条（当社による援助または解決に関する特約）

ドライブレコーダー型テレマティクス端末(*)1)が記録した事故時の映像等を当社が確認できる場合で、当社が必要と認めたとときは、その映像等を普通保険約款総合自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(2)に規定する当社が行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続において利用します。

(*)1) 当社が提供するドライブレコーダー型テレマティクス端末に限りです。

㊦対物超過修理費用不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（対物超過修理費用の不担保）

当社は、この特約により、この保険契約に適用されている対物超過修理費用補償特約の保険金を支払いません。

⑦搭乗者傷害特約（一時金払）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が下表のいずれかに該当する事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この特約および普通保険約款基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故 ア. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 イ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ウ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

第3条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者をいいます。ただし、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者(*2)

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*2) 次のいずれかの事故に該当する場合があります。

- i. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
- ii. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥	被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*8)に対しては、保険金を支払いません。

- (*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*3) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- (*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。
- (*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。
- (*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。
- (*8) 創傷感染症とは、丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額(*1)の全額	被保険者の法定相続人。 ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
②	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	$\text{保険金額}(*1) \times \text{保険金支払割合}(*2)$ $= \text{保険金の額}$	被保険者
③	重度後遺障害特別保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき ア. 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、普通保険約款基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 イ. ア.以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、2種以上の後遺障害が生じ、これらに対し、(2)の規定により、適用すべき保険金支払割合(*2)が100%または89%となるとき。	保険金額(*1)の10%に相当する額。 ただし、100万円を限度とします。	被保険者
④	重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金が支払われる場合	後遺障害保険金の額の50%に相当する額。 ただし、500万円を限度とします。	被保険者
⑤	傷害保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合	この特約の別表に規定する額	被保険者

(2) 同一事故により、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。

〈搭乗者傷害特約（一時金払） 第5条(1)〉

搭乗者傷害特約（一時金払）の各保険金は、この保険契約の人身傷害保険金や無保険車傷害保険金、他の傷害保険契約の保険金、賠償義務者からの対人賠償金等が支払われる場合でも重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、傷害保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害に関する保険金をご請求いただくことができます。

④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)
---	---	---------------------------------

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）の**傷害**を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} = \boxed{\text{適用する保険金支払割合}}$$

(4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(5) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）の傷害が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(6) 当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額(*1)}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(7) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)までの規定による額とし、かつ、保険金額(*1)を限度とします。

(8) 当社は、(7)に規定する死亡保険金および後遺障害保険金と(1)から(5)までの規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(9) 当社は、(7)および(8)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)から(5)までの規定による傷害保険金を支払います。

(*1) 保険金額とは、1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、次の i. および ii. に規定する保険金支払割合をいいます。

i. 介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

ii. i. 以外の後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき額を支払保険金の額とします。

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行使用することができるものとします。

① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金	被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③ 傷害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に治療を開始した時

第8条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(5)の表の②	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（一時金払）
②	第5節第5条(6)の表の②	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（一時金払）
③	第5節第5条の(*6)	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（一時金払）
④	第5節第5条の(*7)	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（一時金払）

<別表> 傷害保険金支払額基準

下表の給付金の規定にしたがい、搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金として支払います。

	給付金の名称	お支払いする給付金の額															
①	治療給付金	治療日数(*1)の合計が1日以上5日未満となった場合に、1回の事故について1万円															
②	入院給付金	治療日数(*1)の合計が5日以上となった場合に、1回の事故について下表に規定する額(*2)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被保険者が被った傷害(*3)</th> <th>入院給付金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア.</td> <td>イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>イ.</td> <td>(ア) 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>ウ.</td> <td>(ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>エ.</td> <td>(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者が被った傷害(*3)		入院給付金の額	ア.	イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害	10万円	イ.	(ア) 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円	ウ.	(ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂	50万円	エ.	(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円
被保険者が被った傷害(*3)		入院給付金の額															
ア.	イ.からI.までのいずれにも該当しない傷害	10万円															
イ.	(ア) 手指・足指・歯を除く部位の骨折・脱臼・神経損傷・神経断裂 (イ) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の腱・筋・靭帯の損傷・断裂	30万円															
ウ.	(ア) 上肢・下肢（手指・足指を除きます。）の欠損・切断 (イ) 眼球の内出血・血腫・破裂	50万円															
エ.	(ア) 脳挫傷・脳挫創等の脳損傷 (イ) 頭蓋内血腫（頭蓋内出血を含みます。） (ウ) 頸髄損傷 (イ) 脊髄損傷 (オ) 胸腹部臓器等の破裂・損傷	100万円															

(*1) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

- i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数に限りします。
- ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*4)である場合に限りします。
- iii. 治療日数には、被保険者が入院または通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*5)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*5)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*5)の装着に関する記載がなされている場合に限りします。
 - (i) 長管骨(*6)または脊柱
 - (ii) 長管骨(*6)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*7)
 - (iii) 肋骨または胸骨(*8)
 - (iv) 顎骨または顎関節(*9)

<搭乗者傷害特約（一時金払） <別表> 傷害保険金支払額基準

治療給付金と入院給付金は重ねてお支払いしません。例えば、頸椎捻挫により治療給付金1万円をお支払いした後に、さらに通院が必要となり、通院日数が5日以上となった場合には、入院給付金10万円との差額9万円を追加してお支払いします。なお、搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金（治療給付金および入院給付金）の額を倍額とする搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金倍額払特約もあります。

- (*2) 同一事故により被った傷害が、ア.からI.までの複数に該当する場合、当会社はそれぞれの傷害により支払うべき入院給付金の額のうち、最も高い額を入院給付金として支払います。
- (*3) 被保険者が被った傷害がI.からI.までのいずれにも該当しない傷害であっても、イ.からI.までのいずれかの傷害に相当すると認められるものについては、傷害の程度に応じ、それぞれの相当する傷害に該当したものとみなします。
- (*4) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (*5) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*10)および三内式シーネをいいます。
- (*6) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。
- (*7) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。
- (*8) 体幹部を固定した場合に限ります。
- (*9) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。
- (*10) 下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

⑤⑧ 搭乗者傷害特約（一時金払）の傷害保険金倍額払特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約による傷害保険金の特則）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約（一時金払）第5条（お支払いする保険金）(1)の表の⑥の傷害保険金を支払う場合には、同特約別表に規定する傷害保険金の額を2倍にして支払います。

⑤⑨ 搭乗者傷害特約（日数払）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当会社は、第3条（被保険者）に規定する被保険者が下表のいずれかに該当する事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、この特約および普通保険約款基本条項にしたがい、同条に規定する保険金を支払います。

①	ご契約のお車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故
②	次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故 ア. ご契約のお車の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 イ. ご契約のお車の運行中の、火災または爆発 ウ. ご契約のお車の運行中の、ご契約のお車の落下

第3条（被保険者）

(1) この特約において被保険者とは、ご契約のお車の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*1)に搭乗中の者をいいます。ただし、下表のいずれかに該当する者は被保険者に含まれません。

①	極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の者
②	業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業者(*2)

(2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*2) 次のいずれかの事故に該当する場合に限ります。

- i. 業務として受託しているご契約のお車の運行に起因する事故
- ii. 業務として受託しているご契約のお車に搭乗中の事故

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら の特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する事故の①から③までの事由による 拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

⑤ 次のいずれかに該当する事由 ア. ご契約のお車 を競技または曲技(*3)のために使用すること。 イ. ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用(*4)すること。
--

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた傷害 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
③ 被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないでご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
④ 被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態でご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑤ 被保険者が、酒気を帯びて(*7)ご契約のお車を運転している場合に生じた傷害
⑥ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中に生じた傷害
⑦ 被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失によって生じた傷害

(3) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(*8)に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 競技または曲技のための練習を含みます。

(*4) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 創傷感染症とは、丹毒、淋^{リン}巴^バ腺^腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。

第5条（お支払いする保険金）

(1) 1回の事故について、当社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額(*1)の全額	被保険者の法定相続人。 ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
②	後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	$\text{保険金額}(*1) \times \text{保険金支払割合}(*2)$ $= \text{保険金の額}$	被保険者
③	重度後遺障害特別保険金	次のいずれかに該当する場合で、かつ、介護を必要とすると認められるとき ア. 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、普通保険約款基本条項別表1の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が生じた場合 イ. ア.以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、2種以上の後遺障害が生じ、これらに対し、(2)の規定により、適用すべき保険金支払割合(*2)が100%または89%となるとき。	保険金額(*1)の10%に相当する額。 ただし、100万円を限度とします。	被保険者
④	重度後遺障害介護費用保険金	重度後遺障害特別保険金が支払われる場合	後遺障害保険金の額の50%に相当する額。 ただし、500万円を限度とします。	被保険者

〈搭乗者傷害特約（日数払） 第5条(1)〉

搭乗者傷害特約（日数払）の各保険金は、この保険契約の人身傷害保険金や無保険車傷害保険金、他の傷害保険契約の保険金、賠償義務者からの対人賠償金等が支払われる場合でも重ねてお支払いします。また、各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、傷害保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害に関する保険金をご請求いただくことができます。

⑤ 傷害保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合	治療日数(*3)に対し、次のア.およびイ.の額 ア. 入院した治療日数(*3)に対しては、その入院日数1日について保険証券記載の入院保険金日額 イ. 病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に通院した治療日数(*3)に対しては、その通院日数1日について保険証券記載の通院保険金日額。 ただし、90日分の保険金額を限度とします。	被保険者額
---------	---	---	-------

(2) 同一事故により、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一事故により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(3) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）の**傷害**を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\boxed{\text{加重された後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} - \boxed{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)}} = \boxed{\text{適用する保険金支払割合}}$$

(4) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(5) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）の**傷害**が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

① 被保険者が第2条の傷害を被った時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
② 被保険者が第2条の傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害または 疾病 が影響したこと。
③ 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④ 正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(6) 当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故について、同一被保険者に対して既に支払った後遺障害保険金があるときは、次の算式によって算出される額を死亡保険金として支払います。

$$\boxed{\text{保険金額(*1)}} - \boxed{\text{既に支払った後遺障害保険金の額}} = \boxed{\text{死亡保険金の額}}$$

(7) 1回の事故について、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、(1)から(6)までの規定による額とし、かつ、保険金額(*1)を限度とします。

(8) 当社は、(7)に規定する死亡保険金および後遺障害保険金と(1)から(5)までの規定による重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金の合計額が保険金額(*1)を超える場合であっても、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金を支払います。

(9) 当社は、(7)および(8)に規定する保険金のほか、1回の事故について、被保険者1名に対して(1)から(5)までの規定による傷害保険金を支払います。

(10) 当社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害保険金を支払いません。

(11) 被保険者が傷害保険金の支払を受けられる期間中にさらに傷害保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して傷害保険金を支払いません。

(*1) 保険金額とは、1名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、次の i. および ii. に規定する保険金支払割合をいいます。

i. 介護を要する後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

ii. i. 以外の後遺障害

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

(*3) 治療日数については、以下のとおり取り扱います。

i. 治療日数とは、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入院または通院した治療日数をいいます。ただし、医師等が治療を必要と認める治療日数に限り、また、通院した治療日数には、入院に該当する治療日数を含みません。

ii. 治療日数には、臓器の移植に関する法律第6条の規定によって、同条第4項に定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた場合は、その後の、その身体への処置日数を含みます。ただし、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(*4)である場合に限り、また、

iii. 治療日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*5)を常時装着したときは、その装着日数を含みます。ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位の骨折等によりギプス等(*5)の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*5)の装着に関する記載がなされている場合に限り、また、

(i) 長管骨(*6)または脊柱

(ii) 長管骨(*6)に接続する上肢または下肢の三大関節部分(*7)

(iii) 肋骨または胸骨(*8)

(iv) 顎骨または顎関節(*9)

(*4) 臓器の移植に関する法律附則第11条に定める医療給付関係各法の適用がない場合は、同法附則第11条に定める医療給付関係各法の適用があれば医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(*5) ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(*10)および三内式シーネをいいます。

(*6) 長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

(*7) 三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

(*8) 体幹部を固定した場合に限り、また、

(*9) 三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限り、また、

(*10) 下腿骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、また、

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当社の支払うべき額を支払保険金の額とします。

(*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

第7条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金、重度後遺障害特別保険金および重度後遺障害介護費用保険金	被保険者に 後遺障害 が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

③ 傷害保険金	次のいずれか早い時 ア. 被保険者が治療を終了した時 イ. 第5条（お支払いする保険金）(1)の表の⑥の「お支払いする保険金の額」欄のイ.の通院日数が90日を超えた時 ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
---------	--

第8条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、**被保険者**またはその法定相続人がその**傷害**について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第9条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、同条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(5)の表の②	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（日数払）
②	第5節第5条(6)の表の②	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（日数払）
③	第5節第5条の(*6)	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（日数払）
④	第5節第5条の(*7)	人身傷害条項	搭乗者傷害特約（日数払）

⑥0 車両盗難不担保特約（二輪・原付）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款一般自動車補償条項車両条項が適用されており、かつ、**ご契約のお車の用途・車種**が二輪自動車または原動機付自転車である場合に適用されます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、この特約により、普通保険約款一般自動車補償条項車両条項第1条（この条項の補償内容）の規定にかかわらず、**ご契約のお車の盗難**による損害(*1)に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、この特約により、車両危険限定補償特約（A）の表の③の規定を適用しません。

(*1) 発見されるまでの間に生じた損害を含みます。

第3条（車両全損時諸費用補償特約の不適用）

当社は、第2条（保険金をお支払いしない場合）の規定により保険金を支払わない場合には、車両全損時諸費用補償特約の規定を適用しません。

⑥1 車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約（二輪・原付等）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款一般自動車補償条項車両条項が適用されており、かつ、**ご契約のお車**が下表のいずれかに該当する場合に適用されます。

①	用途・車種が、二輪自動車、原動機付自転車または農耕作業用自動車
②	レンタカー等の自動車(*1)

(*1) 不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車または原動機付自転車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車または原動機付自転車を除きます。

第2条（普通保険約款車両条項の一部不適用）

当社は、この特約により、普通保険約款一般自動車補償条項車両条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の規定を適用しません。

第3条（車両価額協定保険特約の一部不適用）

この保険契約に、車両価額協定保険特約が適用されている場合は、当社は、この特約により、同特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の規定を適用しません。

⑥2 運転者の年齢条件特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、運転者年齢条件(*1)が保険証券に記載されている場合に適用されます。

(*1) 運転者年齢条件とは、**ご契約のお車**を運転する者の年齢条件をいいます。

第2条（条件外運転者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- (1) 当会社は、この特約により、条件外運転者(*1)がご契約のお車を運転している間に生じた事故による損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。
- (2) **記名被保険者**が個人である場合は、条件外運転者(*1)が下表のいずれかに該当する者であるときに限り、(1)の規定を適用します。

①	記名被保険者
②	記名被保険者の配偶者(*2)
③	記名被保険者またはその配偶者(*2)の同居の親族
④	①から③までのいずれかに該当する者の業務(*3)に従事中の使用人

- (3) 記名被保険者が法人である場合は、下表のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、(1)の規定を適用しません。

①	ご契約のお車が盗取された時から発見されるまでの間にそのご契約のお車について生じた事故
②	自動車取扱業者 が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間にそのご契約のお車について生じた普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項第1条（この条項の補償内容）(3)の表の①に規定する対人事故および同表の②に規定する対物事故

(*1) 条件外運転者とは、保険証券記載の運転者年齢条件(*4)に該当しない者をいいます。

(*2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*3) 業務には、家事を含みません。

(*4) 運転者年齢条件とは、ご契約のお車を運転する者の年齢条件をいいます。

第3条（共通補償特約に関する特則）

基本条項特約（賠償）および基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約に対しては、この特約の規定は適用しません。

⑬他車運転危険補償特約（二輪・原付）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、下表のすべてに該当する場合に適用されます。

①	記名被保険者が個人であること。
②	ご契約のお車の用途・車種が、自家用二輪自動車または原動機付自転車であること。
③	この特約を適用することが保険証券に記載されていること。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子。 ただし、自ら所有する自動車もしくは原動機付自転車(*2)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車を運転中の場合を除きます。 オ. 記名被保険者の業務(*3)に従事中の使用人。 ただし、臨時代替自動車を運転中の場合に限ります。
②	他の自動車	ご契約のお車 以外の自動車または原動機付自転車であって、その用途・車種が自家用二輪自動車または原動機付自転車であるもの、またはその用途・車種が販売用自動車であるもののうち当会社の定めるものをいいます。 ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車もしくは原動機付自転車(*2)または常時使用する自動車もしくは原動機付自転車を除きます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の配偶者(*1) ウ. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の同居の親族
③	臨時代替自動車	他の自動車のうち、ご契約のお車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあつて使用できない間に、その代替として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車または原動機付自転車(*2)を除きます。 ア. 記名被保険者またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子 イ. 記名被保険者の使用人

〈他車運転危険補償特約（二輪・原付） 第2条の表の②〉

・ご契約のお車以外の自動車の用途・車種についても、用語の定義（P.41）の記載に基づき決定します。

・「当会社の定めるもの」とは、販売過程になれば、その用途・車種が第1条に規定する用途・車種のいずれかに該当するが、中古車等としての販売過程にあることから用途・車種が販売用自動車となるものをいいます。

- (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*2) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。
- (*3) 業務には、家事を含みません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項、人身傷害条項、基本条項および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、下表のいずれかに該当する場合に生じた事故により、**被保険者**が被った損害または**傷害**に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の使用者の業務(*1)のために、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*2)を運転している場合
②	被保険者が役員(*3)となっている法人の所有する自動車または原動機付自転車(*2)を運転している場合
③	自動車または原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車または原動機付自転車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している場合
④	被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで他の自動車を運転している場合。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	次のいずれかに該当する場合 ア. 被保険者が競技または曲技(*4)のために他の自動車を運転している場合 イ. 被保険者が競技または曲技を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している(*5)場合

- (*1) 業務には、家事を含みません。
- (*2) **所有権留保条項付売買契約**により購入した自動車または原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車は含みません。
- (*3) 役員とは、理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*4) 競技または曲技のための練習を含みます。
- (*5) 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。

第4条（この特約の補償内容－賠償責任）

- (1) 当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項(*2)を適用します。
- (2) (1)の場合における**被保険者**は、記名被保険者等に限り、**ただし**、記名被保険者等が責任無能力者である場合で、その責任無能力者が他の自動車を使用または管理することに起因して偶然な事故が生じたときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)を被保険者に含むものとします。
- (3) (1)の場合において、他の自動車に**自賠責保険等**の契約が締結されていない場合は、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項第5条（当社による援助または解決）(5)の表の⑤の規定にかかわらず、対人賠償に関して同条(2)の規定を適用します。
- (4) 当社は、この特約により、普通保険約款一般自動車補償条項賠償責任条項第4条（お支払いする保険金）(1)の表の①の「保険金をお支払いする場合」欄の**ただし書**の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。
- (*3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限り、**ただし**、記名被保険者等が責任無能力者である場合で、その責任無能力者が他の自動車を使用または管理することに起因して偶然な事故が生じたときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)を被保険者に含むものとします。

第5条（この特約の補償内容－人身傷害）

当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項(*2)を適用します。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) 普通保険約款一般自動車補償条項人身傷害条項に適用される他の特約を含みます。

第6条（この特約の補償内容－自損傷害）

- (1) 当社は、記名被保険者等が、自ら運転者として運転中(*1)の他の自動車を**ご契約のお車**とみなして、ご契約のお車の保険契約の条件にしたがい、自損事故傷害特約(*2)を適用します。
- (2) (1)の場合における**被保険者**は、自損事故傷害特約第3条（被保険者）の規定にかかわらず、他の自動車の**正規の乗車装置**に搭乗中(*3)の記名被保険者等に限り、**ただし**、記名被保険者等が責任無能力者である場合で、その責任無能力者が他の自動車を使用または管理することに起因して偶然な事故が生じたときは、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)を被保険者に含むものとします。

- (*1) 運転中には、駐車または停車中を含みません。
- (*2) ご契約のお車について適用される他の特約を含みます。

〈他車運転危険補償特約（二輪・原付） 第4条(1)〉

「運転者として運転中」とは、運転者本人が自ら運転席に着席して自動車または原動機付自転車の各種装置を操作し、発進、速度および進行方向の維持または変更、停止等自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間をいい、駐車または停車中を含みません。例えば、交通渋滞、信号待ち、踏切での列車の通過待ち等のために運転者として運転席に座りながら停止している間は、自動車または原動機付自転車の走行について必要な措置をとっている間と考えられるため、停車には含まれず運転に含まれます。なお、無保険車事故傷害特約、法律相談費用補償特約、弁護士費用等補償特約（日常生活）等においても、同様の取扱いとなります。

(*3) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第7条（普通保険約款との関係）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第1節第4条（ご契約のお車の譲渡）(2)の規定は適用しません。

第8条（他の特約との関係）

この保険契約にファミリーバイク特約が適用されている場合であって、同特約の規定により保険金を支払うべき事故が生じたときは、第4条（この特約の補償内容－賠償責任）から第6条（この特約の補償内容－自損傷害）までの規定は適用しません。

④交通事故傷害危険のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、**被保険者**が下表に掲げるいずれかの事故によって、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被った場合に限り、保険金を支払います。

①	被保険者が運行中の交通乗用具に搭乗していない間の運行中の交通乗用具(*1)との衝突もしくは接触等の交通事故または運行中の交通乗用具(*1)の衝突、接触、火災もしくは爆発等の交通事故
②	被保険者(*2)が運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(*3)に搭乗している間または被保険者が乗客(*4)として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(*5)にいる間の急激かつ偶然な外来の事故
③	被保険者が道路通行中の次のいずれかの事故 ア. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突または接触等 イ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突、接触、火災または爆発等
④	交通乗用具(*1)の火災

(*1) 交通乗用具に積載されているものを含みます。

(*2) 極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。

(*3) 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

(*4) 入場客を含みます。

(*5) 改札口の内側をいいます。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
① 工作用自動車	建築工事、土木工事、農耕等の作業の用途をもつ自走式の車両をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダー、ブルドーザー、コンクリートミキサートラック、耕運機、トラクター等をいいます。
② 運行中	交通乗用具が通常の目的にしたがって使用されている間をいいます。
③ 保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、**被保険者**が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った**傷害**に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	被保険者が次のいずれかに該当する間 ア. 交通乗用具を用いて競技等(*1)をしている間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、第5条（交通乗用具の範囲）の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*1)をしている間については、保険金を支払います。 イ. 交通乗用具を用いて競技等(*1)を行うことを目的とする場所において、競技等(*1)に準ずる方法または態様により交通乗用具を使用している間。ただし、下記ウ.に該当する場合を除き、道路上で競技等(*1)に準ずる方法または態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間については、保険金を支払います。 ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*1)をしている間または競技等(*1)に準ずる方法もしくは態様により第5条の軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間
②	船舶乗組員、漁業従事者その他の 船舶 に搭乗することを職務とする者またはこれらの者の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間
③	航空運送事業者が路線を定めて運行する 航空機 (*2)以外の航空機を被保険者が操縦している間またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間

〈交通事故傷害危険のみ補償特約 第4条(1)の表の①〉

「競技等」のうち、競技、競争とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレース等をいい、興行とは、サーカスやスタントカー等をいいます。

④	被保険者が次に掲げる航空機のいずれかに搭乗している間 ア. グライダー イ. 飛行船 ウ. 超軽量動力機 エ. ジャイロプレーン
---	--

(2) 当社は、被保険者が職務として下表に掲げる作業のいずれかに従事中にその作業に直接起因する事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。

①	交通乗用具への荷物等(*3)の積み込み作業、交通乗用具からの荷物等(*3)の積卸し作業または交通乗用具上での荷物等(*3)の整理作業
②	交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業

- (*1) 競技等とは、競技、競争、興行(*4)、訓練(*5)または試運転(*6)をいいます。
 (*2) 定期便であると不定期便であることを問いません。
 (*3) 荷物、貨物等をいいます。
 (*4) いずれもそのための練習を含みます。
 (*5) 自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。
 (*6) 性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。

第5条（交通乗用具の範囲）

この特約において、交通乗用具とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

分類	交通乗用具
軌道上を走行する陸上の乗用具(*1)	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト
軌道を有しない陸上の乗用具(*2)	自動車(*3)、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車(*4)
空の乗用具(*5)	<u>航空機</u>
水上の乗用具(*6)	<u>船舶</u>
その他の乗用具(*7)	エレベーター、エスカレーター、動く歩道

- (*1) ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。
 (*2) 作業機械としてのみ使用されている間の工作用自動車、遊園地等で専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード(*8)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
 (*3) スノーモービルを含みます。
 (*4) 原動機を用い、かつ、搭乗装置のあるものに限りします。
 (*5) ドローンその他の無人航空機および模型航空機、ハンググライダー、気球、パラシュート等は除きます。
 (*6) 幼児用のゴムボート、ウィンドサーフィン、サーフボード等は除きます。
 (*7) 立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等は除きます。
 (*8) 原動機を用いるものを含みます。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款傷害定額条項第4条（保険金をお支払いしない場合—その2）の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㊦特定感染症危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**が保険期間中に特定感染症を発病し、その直接の結果として、第6条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当する場合は、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にしたがい、保険金を支払います。
 (2) (1)の発病の認定は、**医師等**の診断によります。

第3条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(*1)をいいます。
②	保険金	普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金のうち後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。

(*1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま。

第4条（保険金をお支払いしない場合—その1）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
⑤	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 被保険者 。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限りま。 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りま。
⑥	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限りま。
⑦	被保険者に対する刑の執行

(2) 当会社は、普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約の規定にしたがい保険金を支払うべき**傷害**に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合—その2）

(1) 当会社は、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約(*1)である場合には、適用しません。

(*1) 普通保険約款傷害定額条項およびこの特約に基づく保険契約(*2)の保険期間の末日またはその保険契約(*2)が保険期間の末日前に解除されていた場合にはその解除日を保険期間の初日とする保険契約(*2)をいいます。

(*2) 普通保険約款傷害定額条項およびこの特約以外のこの保険契約と支払責任が同一である普通保険約款および特約に基づく保険契約を含みます。

第6条（お支払いする保険金）

(1) 同一の特定感染症について、当会社は下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金の名称	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
① 後遺障害保険金	発病の日からその日を含めて180日以内に 後遺障害 が生じた場合	$\begin{array}{l} \text{死亡・後遺障害保} \\ \text{険金額}(*1) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{保険金支払割合} \\ (*2) \end{array} \\ = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \end{array}$	被保険者(*3)
② 入院保険金	医師等 の治療を必要とし、 病院等 または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に 入院 した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて入院・手術保険金対象日数(*4)以内の期間の入院に限りま。	$\begin{array}{l} \text{入院保険金日額} \\ (*5) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{入院日数} \end{array} \\ = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \end{array}$ <p>ただし、同一の特定感染症について、入院保険金支払限度日数(*6)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者(*3)

③ 通院保険金	医師等の治療を必要とし、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に、発病の日からその日を含めて180日以内に 通院 した場合。 ただし、発病の日からその日を含めて通院保険金対象日数(*7)以内の通院に限ります。 また、被保険者が治療を終了した時以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。	$\begin{array}{l} \text{通院保険金日額} \\ (*8) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{通院日数} \\ \end{array} \\ = \begin{array}{l} \text{保険金の額} \\ \end{array}$ <p>ただし、同一の特定感染症について、通院保険金支払限度日数(*9)分の保険金額を限度とします。</p>	被保険者(*3)
---------	--	--	----------

(2) 後遺障害保険金において、同一の特定感染症の発病により、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、下表の「生じた後遺障害」欄に対応する「適用する保険金支払割合」欄の割合を適用します。ただし、同一の特定感染症の発病により、同条項別表1の1に掲げる後遺障害が生じた場合は、その後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)と、下表の規定による保険金支払割合(*2)のいずれか高い割合を適用します。

	生じた後遺障害	適用する保険金支払割合
①	普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
②	①以外の場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)。 ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合(*2)の合計が、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合(*2)に達しない場合は、その合計した割合を適用します。
④	①から③までのいずれにも該当しない場合で、普通保険約款基本条項別表1の2に掲げる後遺障害が2種以上あるとき	最も重い後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合(*2)

(3) 後遺障害保険金において、既に後遺障害のある被保険者が第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度が加重された場合は、次の算式によって算出される保険金支払割合を適用します。

$$\begin{array}{l} \text{加重された後の後遺障害に該当する等級に} \\ \text{対応する保険金支払割合} (*2) \end{array} - \begin{array}{l} \text{既にあった後遺障害に該当する等級に} \\ \text{対応する保険金支払割合} (*2) \end{array} = \begin{array}{l} \text{適用する保険金支払割合} \end{array}$$

(4) 後遺障害保険金において、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、発病の日からその日を含めて181日目における医師等の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

(5) 当社は、被保険者に就業制限(*10)が課された場合は、(1)の表の②の入院した場合に該当したものとみなします。

(6) 入院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(7) 通院保険金において、当社は、この特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(8) 通院保険金において、被保険者がこの特約または普通保険約款傷害定額条項の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

(9) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した時に、既に存在していた身体の障害または 疾病 が影響したこと。
②	被保険者が第2条(1)の特定感染症を発病した後に、その特定感染症と関係なく発生した 傷害 または 疾病 が影響したこと。
③	正当な理由がなくて被保険者が治療を怠ったこと。
④	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

(10) 同一の特定感染症について、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、(1)から(4)までおよび(9)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害保険金額(*1)を限度とします。

(11) 当社は、(10)に規定する保険金のほか、同一の特定感染症について、被保険者1名に対して(1)および(5)から(9)までの規定による入院保険金または通院保険金を支払います。

〔特定感染症危険補償特約 第6条(1)〕

「特定感染症危険補償特約」における各保険金は、別々にご請求いただくことも可能です。例えば、入院保険金または通院保険金を先にご請求いただき、後日、後遺障害が残存した場合には後遺障害保険金をご請求いただくことができます。

- (*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。
 (*2) 保険金支払割合とは、下表に規定する保険金支払割合をいいます。

後遺障害の等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%
第3級	78%
第4級	69%
第5級	59%
第6級	50%
第7級	42%
第8級	34%
第9級	26%
第10級	20%
第11級	15%
第12級	10%
第13級	7%
第14級	4%

- (*3) 第2条（この特約の補償内容）(1)の特定感染症を発病し、(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当したその被保険者をいいます。
 (*4) 入院・手術保険金対象日数とは、保険証券記載の入院・手術保険金対象日数をいいます。
 (*5) 入院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金日額をいいます。
 (*6) 入院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の入院保険金支払限度日数をいいます。
 (*7) 通院保険金対象日数とは、保険証券記載の通院保険金対象日数をいいます。
 (*8) 通院保険金日額とは、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額をいいます。
 (*9) 通院保険金支払限度日数とは、保険証券記載の通院保険金支払限度日数をいいます。
 (*10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項の規定(*11)による就業制限をいいます。
 (*11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。

第7条（普通保険約款の支払保険金に関する特則）

- (1) **被保険者**がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被ったとしても、当社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する入院保険金を支払いません。
 (2) この特約の規定による入院保険金が支払われるべき期間中の**通院**に対しては、当社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する通院保険金を支払いません。
 (3) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、新たに普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)の**傷害**を被ったとしても、当社は、普通保険約款傷害定額条項に規定する通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合には、普通保険約款傷害定額条項の下表の規定は適用しません。

① 第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）
② 第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）
③ 第5条（お支払いする保険金）
④ 第6条（死亡の推定）

第9条（普通保険約款および被保険者の範囲に関する特約の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）を次のとおり読み替えて適用します。
 ① 同条(1)を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

下表の左欄に規定する保険金ごとに、それぞれ対応する下表の右欄に規定する時

ア. 後遺障害保険金	その 被保険者 に 後遺障害 が生じた時または発病の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
イ. 入院保険金	その被保険者が 医師等 の治療を必要としない程度になおった時、入院保険金の支払われる日数が保険証券記載の入院保険金支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の入院・手術保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時
ウ. 通院保険金	その被保険者が 医師等 の治療を必要としない程度になおった時、通院保険金の支払われる日数が保険証券記載の通院保険金支払限度日数に到達した時または発病の日からその日を含めて保険証券記載の通院保険金対象日数を経過した時のいずれか早い時

② 同条(2)⑤を次のとおり読み替えて適用します。

「

⑤ ①から④までのほか、下表の書類または証拠

ア. 被保険者に就業制限が課されたことおよび就業制限日数を記載した公の機関が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
--

」

(2) この保険契約に被保険者の範囲に関する特約が付帯される場合は、同特約第3条（被保険者の範囲）(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替え前	読み替え後
傷害の原因となった事故発生の時	特定感染症を発病した時

第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

66 天災危険補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の②および④または普通保険約款所得補償条項第3条（保険金をお支払いしない場合—その1）(1)の表の②および④の規定にかかわらず、**被保険者**が下表に掲げる事由のいずれかによって被った**傷害**に対しても、保険金(*1)を支払います。

①	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
②	次のいずれかに該当する事由 ア. ①の事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、普通保険約款傷害定額条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故または普通保険約款所得補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する身体障害の原因となった事故の①の事由による拡大(*2) ウ. ①の事由に伴う秩序の混乱

(*1) 普通保険約款傷害定額条項およびこれに付帯される特約または普通保険約款所得補償条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第3条（保険金の支払時期）

当社は、普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(2)の表の⑤の次に、⑥として次のとおり追加して適用します。

⑥ 災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	365日
---	------

」

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

67 自動車運行中の傷害危険不担保特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、**被保険者**(*1)が日本国内における下表のいずれかに該当する事故によって、普通保険約款傷害定額条項第1条(この条項の補償内容)(1)の**傷害**を被った場合は、普通保険約款傷害定額条項の規定にかかわらず、保険金(*2)を支払いません。

①	自動車(*3)に被保険者(*1)が搭乗している場合の、次のいずれかに該当する事故 ア. 自動車(*3)の運行に起因する事故 イ. 被保険者(*1)が搭乗している自動車(*3)の運行中の、飛来中または落下中の他物との衝突 ウ. 被保険者(*1)が搭乗している自動車(*3)の運行中の、火災または爆発 エ. 被保険者(*1)が搭乗している自動車(*3)の運行中の、その自動車(*3)の落下
②	自動車(*3)に被保険者(*1)が搭乗していない場合の、自動車(*3)の運行に起因する事故

(*1) 普通保険約款傷害定額条項第2条(被保険者)に規定する被保険者をいいます。

(*2) 普通保険約款傷害定額条項の規定により支払われる保険金をいいます。

(*3) 自動車には、原動機付自転車を含まず。

68 後遺障害等級限定補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

当会社は、この特約により、**被保険者**に、死亡・後遺障害保険金額(*1)に普通保険約款基本条項別表 後遺障害等級表の第3級に対応する保険金支払割合(*2)を乗じた額以上の額が支払われるべき**後遺障害**が生じた場合に限り、後遺障害保険金を支払います。

(*1) 死亡・後遺障害保険金額とは、保険証券に記載されたその被保険者の死亡・後遺障害保険金額をいいます。

(*2) 保険金支払割合とは、普通保険約款傷害定額条項第5条(お支払いする保険金)の(*2)に規定する保険金支払割合をいいます。

第3条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を準用します。

69 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (戦争危険等免責の一部修正)

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款傷害定額条項第3条(保険金をお支払いしない場合—その1)(1)の表の①、普通保険約款所得補償条項第3条(保険金をお支払いしない場合—その1)(1)の表の①および普通保険約款収入補償条項第3条(保険金をお支払いしない場合—その1)(1)の表の①の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動 。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為(政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。)を除きます。
---	--

(2) 当会社は、普通保険約款傷害定額条項第3条(1)の表の①、普通保険約款所得補償条項第3条(1)の表の①および普通保険約款収入補償条項第3条(1)の表の①以外の規定ならびに普通保険約款に付帯された他の特約に普通保険約款傷害定額条項第3条(1)の表の①、普通保険約款所得補償条項第3条(1)の表の①および普通保険約款収入補償条項第3条(1)の表の①と同じ規定がある場合には、その規定についても(1)と同様に読み替えて適用します。

第3条 (この特約の解除)

当会社は、第2条(戦争危険等免責の一部修正)(1)により読み替えた規定のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(*1)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

(*1) 保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する**書面等**において定めたものをいいます。

第4条 (特約解除の効力)

第3条(この特約の解除)の規定により当会社がこの特約を解除する場合は、将来に向かってのみ第2条(戦争危険等免責の一部修正)(1)および(2)の読み替えはなかったものとします。

70 所得補償保険金の入院のみ補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款所得補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。

②	就業不能	被保険者が身体障害を被り、その身体障害の治療のため、 入院 していることにより被保険者の職業にかかわる業務に終日従事できない状態(*1)をいいます。 なお、被保険者が死亡した後は含まれません。
---	------	--

㉑ 特別条件付保険特約

第1条（特別条件の適用）

保険契約の締結の際、**被保険者**(*1)の健康状態その他が当社の定めた基準に適合しない場合は、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定のほか、この特約の規定を適用して、保険金(*2)を支払います。この場合、保険証券にこの特約を適用することが記載されます。

(*1) 普通保険約款所得補償条項第2条(被保険者)に規定する被保険者をいいます。

(*2) 普通保険約款所得補償条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

第2条（特別条件）

当社は、保険期間の初日(*1)からその日を含めて当社が定める不担保期間内に、この特別条件を適用する際に当社が指定した特定疾病または身体部位に生じた身体障害により**被保険者**(*2)が普通保険約款所得補償条項第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「保険金をお支払いする場合」欄に該当した場合は、保険金(*3)を支払いません。

(*1) この保険契約が継続契約である場合は、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日をいいます。

(*2) 普通保険約款所得補償条項第2条(被保険者)に規定する被保険者をいいます。

(*3) 普通保険約款所得補償条項およびこれに付帯される特約の規定により支払われる保険金をいいます。

㉒ 5 疾病および傷害重度後遺障害による就業不能等のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款収入補償条項第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、**被保険者**が同項の表の「保険金をお支払いする場合」欄の①に該当した場合または②ア.もしくはイ.により②に該当した場合に限り、同条項の保険金を支払います。

㉓ 初回保険金額変更に関する特約（50%用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款収入補償条項第5条（お支払いする保険金）(1)の表の「お支払いする保険金の額」欄の規定を次のとおり読み替えて適用します。

てん補期間中における就業不能等になった日または保険金支払基準日ごとに、保険金支払事由に該当した日時点の保険証券記載の保険金額に以下の割合を乗じた金額

ア. 保険金支払事由に該当した日 50%

イ. ア.以外の保険金支払基準日 100%

㉔ 介護補償保険金特約（要介護2用）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款収入補償条項が適用されており、かつ、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**がこの保険契約の保険期間中に要介護状態になった場合は、普通保険約款収入補償条項およびこの保険契約に付帯される特約の規定にしたがい、第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金を支払います。

第3条（被保険者）

- (1) この特約において被保険者とは、普通保険約款収入補償条項第2条(被保険者)の規定にかかわらず、保険証券記載のこの特約の被保険者とします。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた要介護状態に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*1)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）に規定する要介護状態の原因となった事故の①から③までの事由による拡大(*2) ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ア. 被保険者 イ. 保険金の受取人(*3)。ただし、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
②	被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
③	被保険者が、運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
④	被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
⑤	被保険者が、酒気を帯びて(*7)自動車(*4)を運転している間の事故により生じた要介護状態
⑥	被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)の使用によって生じた要介護状態。ただし、治療を目的として 医師等 がこれらのものを用いた場合は、この規定は適用しません。
⑦	被保険者のアルコール依存、薬物依存(*8)または薬物乱用によって生じた要介護状態。ただし、治療を目的として医師等が薬物を用いた場合は、この規定は適用しません。
⑧	被保険者の先天性疾患(*9)によって生じた要介護状態
⑨	被保険者に対する刑の執行によって生じた要介護状態

- (3) 当社は、正当な理由がなく、被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金の受取人が治療をさせなかったことにより、被保険者が要介護状態になった場合は、保険金を支払いません。

(*1) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*2) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*3) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 自動車には、原動機付自転車を含みます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に定められた分類項目中の基本分類コード F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(*9) 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号 Q 00 から Q 99 に規定された内容に準拠します。

第5条（お支払いする保険金）

- (1) 当社は、下表の規定にしたがい、保険金を支払います。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金の受取人
この保険契約の保険期間中に要介護状態になった場合	保険証券記載の介護補償保険金額の全額	保険金受取人

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する事由により、第2条(この特約の補償内容)の要介護状態の程度が重大となった場合は、その事由がなかったときに相当する額を支払います。

①	保険金支払の対象となっていない身体障害が影響したこと。
②	正当な理由がなくて 被保険者 が治療を怠ったこと。
③	正当な理由がなくて保険契約者または保険金の受取人が被保険者に治療をさせなかったこと。

第6条（保険期間と支払責任の関係）

- (1) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、**被保険者**に身体障害が発生した時が保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (2) 第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、被保険者に身体障害が発生した時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (2)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態になったときは、当社は、その要介護状態はこの保険契約の保険期間の開始時より後に発生した身体障害を原因とするものとみなして取扱います。

第7条（保険金の受取人の変更）

- (1) 保険契約の締結の際、保険契約者が保険金受取人を定めなかった場合は、**被保険者**を保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が要介護状態になるまでは、保険契約者は、当社の規定する範囲において保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、保険金受取人を被保険者以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 被保険者が要介護状態になる前に保険金受取人が死亡した場合は、その死亡した保険金受取人の死亡時の法定相続人(*1)を保険金受取人とします。また、この結果、保険金受取人となった者が2名以上である場合には、その受取割合は均等とします。
- (9) 当社は、(3)または(6)の通知を受けた場合には、(3)の通知のときは保険契約者に対して、(6)の通知のときは保険契約者の法定相続人に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

(*1) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第8条（特約の無効または失効）

- (1) この特約について、被保険者以外の者を保険金受取人とする場合で、**被保険者**の同意を得なかったときには、この特約については**無効**とします。
- (2) 当社は、この特約により、普通保険約款基本条項第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)の表の④の規定において「ただし、第3条（告知義務違反による保険契約の解除）もしくは第5条（重大事由による保険契約の解除）の規定により、当社がこの保険契約を解除することができる場合または当社がこの保険契約の保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合はこの規定を適用しません。」とあるのを「ただし、第3条（告知義務違反による保険契約の解除）もしくは第5条（重大事由による保険契約の解除）の規定により、当社がこの保険契約を解除することができる場合または当社がこの保険契約の保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合もしくはこの特約の保険金の請求を受け、その保険金を支払うこととなった場合はこの規定を適用しません。」と読み替えて適用します。
- (3) この特約は、下表のいずれかに該当する事実があった場合には、その事実が発生した時に**失効**します。

①	被保険者が死亡したこと。
②	被保険者が保険金を支払うべき要介護状態になったこと。

第9条（特約の無効または失効による保険料の返還）

- (1) 第8条（特約の無効または失効）(1)に規定するこの特約の**無効**の場合は、当社は、この特約にかかる既に払い込まれた保険料の全額を返還します。
- (2) この特約の**失効**の場合は、当社は、普通保険約款基本条項付表1-1に規定する保険料を返還します。ただし、第8条（特約の無効または失効）(3)の表の②の場合には、この特約にかかる保険料は返還しません。

第10条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款収入補償条項の下表の規定は適用しません。

①	第3条（保険金をお支払いしない場合－その1）
②	第4条（保険金をお支払いしない場合－その2）
③	第5条（お支払いする保険金）
④	第6条（保険期間と支払責任の関係）

第11条（普通保険約款の読み替え）

- (1) この特約については、普通保険約款収入補償条項第1条(この条項の補償内容)(*)の「この収入補償条項」とあるのは、「この特約」と読み替えて適用します。
- (2) この特約については、普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第3節第1条（事故発生時、損害発生時または傷害発生時もしくは疾病発病時の義務）(4)	収入補償条項において、	この特約において、
②	第3節第1条(4)	収入補償条項第5条（お支払いする保険金）の就業不能等または要介護状態	要介護状態
③	第4節第1条（保険金の請求）(1)	次の時から、それぞれ発生し、	被保険者 が要介護状態となった時から発生し、

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

75 介護のみ補償特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

当社は、この特約により、普通保険約款収入補償条項第5条（お支払いする保険金）(1)の規定にかかわらず、**被保険者**が同項の表の「保険金をお支払いする場合」欄の④に該当した場合に限り、同条項の保険金を支払います。

76 携行品特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の 被保険者 の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 免責金額	保険証券記載の 免責金額
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、日本国内または国外において、保険の対象について偶然な事故によって生じた損害に対して、この特約および他の特約(*)の規定にしたがい、保険金を支払います。
- (2) この特約において、保険の対象とは、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**によって住宅(*2)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*2)外において携行中もしくは住宅(*2)外で取得し、住宅(*2)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。

(*) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における**被保険者**は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者(*1)
 - ③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居の親族**
 - ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚の子**
 - ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

〈携行品特約 第2条(2)〉

住宅外で取得とは、買い物等で自らの所有物になったときのことをいいます。

〈携行品特約 第3条(1)〉

被保険者の型は、「家族型」のみとなります。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（保険の対象の範囲）

この特約において、保険の対象には、下表に規定する物を含みません。

①	車両(*1)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
②	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③	携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤	預貯金証書、手形その他の有価証券(*2)、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー、商品券その他これらに類するもの
⑥	クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
⑨	業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑩	動物、植物等の生物
⑪	法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑫	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 自動車、原動機付自転車(*3)、軽車両(*4)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*2) 小切手を含みません。

(*3) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*4) 自転車および荷車その他他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*5)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。

(*5) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者(*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
---	----------------------------

②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*7)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している間に生じた事故による損害
③	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
④	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に規定する者に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑤	保険の対象に次の事由に起因して生じた損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑥	保険の対象に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*8)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑦	保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑧	保険の対象の電氣的または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑨	保険の対象である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、この規定は適用しません。
⑩	保険の対象の置き忘れまたは紛失(*9)に起因する損害
⑪	詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害
⑫	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑬	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑭	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入により生じた損害
⑮	保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 楽器の音色または音質の変化の損害
⑯	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*10)を負うべき損害

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*9) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

(*10) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。また、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

(2) (1)の損害額とは、保険の対象について次の算式により算出される額をいいます。ただし、次の算式により算出される額が、損害が生じた地および時における保険の対象の価額以上となる場合は、その損害が生じた地および時における保険の対象の価額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} + \boxed{(3)に規定する費用} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}} = \boxed{(1)の損害額}$$

(3) (2)の費用とは、保険契約者または**被保険者**が支出した下表の費用をいいます。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

①	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②	基本条項特約（財産）の保険契約者または被保険者の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③	盗取された保険の対象を引き取るために必要であった費用のうち当社が必要と認めたもの

(4) (1)の損害額のうち、回収金(*1)がある場合において、回収金(*1)の額が保険証券記載の免責金額を超過するときには、その超過額を(1)の保険金の額から差し引きます。

(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、保険の対象が**乗車券等**の場合においては、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用および保険契約者または被保険者が負担した(3)の表の費用の額の合計額を(1)の損害額とします。

(6) 保険の対象が乗車券等または通貨もしくは小切手である場合は、保険の対象の**再取得価額**を修理費とみなして(2)の規定を適用し、保険の対象の(1)の損害額の合計が保険証券記載のこの特約の保険金額を超えるときは、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって(1)の損害額とします。

(*1) 回収金とは、第三者が負担すべき金額で、被保険者のために既に回収されたものをいいます。

⑦基本条項特約（財産）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・携行品特約

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等 の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難 による損害が発生した場合には、次のこと。 ア. 遅滞なく警察官に届け出ること。 イ. 盗取された保険の対象に小切手が含まれる場合は、その小切手の振出人(*3)および支払金融機関へ届け出ること。 ウ. 盗取された保険の対象に 乗車券等 が含まれる場合は、その運輸機関(*4)または発行者へ届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合には、あらかじめ当社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること(*5)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*3) 被保険者が振出人である場合を除きます。

(*4) 宿泊券の場合はその宿泊施設をいいます。

(*5) 保険の対象について損害が生じた場合、当社が、事故が生じた**建物**もしくは**敷地内**を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

〈基本条項特約（財産） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで または同表の⑦から⑨まで	第1条の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)
- ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*2)および被害が生じた物の写真(*3)をいいます。

(*2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*3) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を保険金の額とします。

① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)
③ ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（現物による支払）

当社は、保険の対象の損害に対し代品の交付または修繕をもって保険金の支払に代えることができるものとします。

第6条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象を回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。

(3) 盗取された保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、支払った保険金の額の保険の対象の価額に対する割合によって、当社に移転します。

(4) (3)の規定にかかわらず、**被保険者**は、支払を受けた保険金に相当する額(*1)を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(*1) 支払を受けた保険金に相当する額とは、この特約が付帯される共通補償特約の支払保険金の計算に関する規定に定める回収するために支出した必要な費用に対する保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第7条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第8条（代位）

(1) 損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の表の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第9条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当社は、保険契約者または**被保険者**が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

第10条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

〈基本条項特約（財産） 第10条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在新総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

78 個人賠償責任補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険金額	保険証券記載の保険金額
③ 免責金額	保険証券記載の 免責金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条 (この特約の補償内容)

(1) 当会社は、日本国内または国外において生じた下表のいずれかの事故に起因する他人の身体の障害(*1)、他人の**財物**(*2)の**損壊**(*3)または軌道上を走行する陸上の乗用具(*4)の運行不能(*5)により、第3条(被保険者)に規定する**被保険者**が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*6)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 住宅(*7)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
② 被保険者の日常生活(*8)に起因する偶然な事故

(2) 当会社は、第3条(被保険者)に規定する被保険者が管理する財物で(3)に規定する受託品が、日本国内または国外において生じた偶然な事故に起因して損壊または盗取されたことにより、被保険者が受託品について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*6)の規定にしたがい、保険金を支払います。

(3) この特約において受託品は、被保険者が日本国内において受託した財物のうち、下表に規定する物を除いたものとしします。

① 車両(*9)、船舶、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
② ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
③ 携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑤ 預貯金証書 、手形その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、 電子マネー 、商品券その他これらに類するもの
⑥ クレジットカード、ローンカードその他これらに類する物
⑦ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
⑨ 動物、植物等の生物
⑩ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
⑪ 鉄道、船舶、航空機の乗車船券、航空券(*10)、宿泊券、観光券または旅行券
⑫ 通貨または小切手
⑬ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
⑭ 不動産(*11)
⑮ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
⑯ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑰ ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*12)
⑱ 受託した地および時における価額が1個または1組で100万円を超える物

(*1) 生命または身体を害することをいいます。

(*2) (3)に規定する受託品を除きます。

(*3) ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*12)については、盗取されたことを含みます。

(*4) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いす付リフト、ガイドウェイバス(*13)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。

(*5) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(*14)のみに起因するものを除きます。

(*6) この特約に付帯される特約に限ります。

(*7) 被保険者の居住の用に供されている住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、**敷地内**(*15)の動産および不動産を含みます。

(*8) 住宅(*7)以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

(*9) 自動車、原動機付自転車(*16)、軽車両(*17)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。

(*10) 定期券を除きます。

(*11) 畳、建具その他の従物および電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備を含みます。

(*12) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。

〈個人賠償責任補償特約〉

「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

- (*13) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
- (*14) 特定の者への伝達を含みます。
- (*15) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
- (*16) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。
- (*17) 自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*18)であって、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。
- (*18) レールによらないで運転する車には、そりおよび牛馬を含みます。

第3条 (被保険者)

(1) この特約における被保険者は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(*2)。ただし、本人に関する第2条(この特約の補償内容)の事故に限ります。
⑥	②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(*3)。ただし、その責任無能力者に関する第2条の事故に限ります。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第5条(支払保険金の計算)(1)に規定する当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

(*3) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

(2) 当社は、被保険者が下表の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(*4)
②	もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産(*5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(*4)
③	第3条(被保険者)(1)の表の者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(*6)に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑤	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者が所有、使用または管理する 財物の損壊 についてその財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任(*7)。ただし、次に掲げる財物の損壊によって負担する損害賠償責任を除きます。 ア. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設(*8) イ. ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設内の動産(*9) ウ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート

⑦	被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶、車両(*10)または銃器(*11)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、原動力がもっぱら人力である船舶または車両(*10)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任を負担することによって被保険者が被る損害に対しては、この特約および他の特約(*12)にしたがい、保険金を支払います。
⑩	被保険者が実際に居住せず他人に賃貸されている住宅の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 当社は、第2条（この特約の補償内容）(2)に規定する損害について、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因する損害
②	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合、および施錠された被保険者の手荷物、空港等における安全確認検査等の目的でその鍵を壊された場合を除きます。
③	受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因する損害
④	受託品に次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 自然の消耗または劣化 イ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 ウ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑤	受託品ごとにその受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または汚損(*13)が生じたことに起因する損害
⑥	受託品に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂、爆発が発生した場合を除きます。
⑦	受託品の電氣的または機械的事故に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災もしくは破裂、爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
⑧	受託品である液体の流出に起因する損害。ただし、その結果として他の受託品が損壊したことに起因する損害については、この規定は適用しません。
⑨	受託品の置き忘れまたは紛失(*14)に起因する損害
⑩	詐欺または横領に起因する損害
⑪	土地の沈下、移動または隆起に起因する損害
⑫	受託品のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみの損壊に起因する損害
⑬	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入に起因する損害
⑭	受託品のうち、楽器について次の事由が生じたことに起因する損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみの切断 イ. 打楽器の打皮のみの破損 ウ. 楽器の音色または音質の変化
⑮	受託品の製造者または販売者が、受託品について正当な権利を有する者に対し法律上または契約上の責任(*15)を負うべき損害
⑯	受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害
⑰	被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害(*16)
⑱	受託品について、通常必要とされる取り扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に使用したことに起因する損害

(*1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導(*17)中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を含みません。

(*5) 住宅(*18)の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

(*6) 生命または身体を害することをいいます。

(*7) 第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害賠償責任に限りです。

(*8) 被保険者の居住の用に供されている住宅を除きます。

(*9) セイフティボックスのキーおよびルームキーについては、施設外に持ち出したときを含みます。

(*10) 車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを含みません。

(*11) 銃器には、空気銃を含みません。

(*12) この特約に付帯される特約に限りです。

〈個人賠償責任補償特約 第4条(2)の表の⑨〉

「原動力がもっぱら人力である船舶または車両」とは、手こぎボート、自転車、荷車、人力車、祭りの山車、乳幼児または小児用の車等があたります。

- (*13) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*14) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (*15) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- (*16) 収益減少に基づく損害を含みます。
- (*17) ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。
- (*18) 被保険者の居住の用に供されている住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、敷地内(*19)の動産および不動産を含みます。
- (*19) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供されている住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 1回の事故について当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ \hline \end{array}
 + \begin{array}{|c|} \hline \text{第6条（費用）の表の①から③までの費用} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{自賠責保険等の契約が締結されており、それによって支払われる金額がある場合にはその金額} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} \\ \hline \end{array}
 - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array}
 = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金の額} \\ \hline \end{array}$$

(2) 当会社は、(1)に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第6条（費用）の表の④から⑥までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

費用	費用の説明
① 損害防止費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち、次のア.およびイ.の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために必要とした費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

㉑借家人賠償責任・修理費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 本人の借用する建物の戸室	保険証券記載の建物(*1)の戸室(*2) (*1) 保険証券記載の建物には、本人の借用する一戸建を含みます。 (*2) 本人が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物および門、塀、垣(*3)、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備装置(*4)であって敷地内に所在するものを含みます。 (*3) 垣には、生垣を含みます。 (*4) 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

〈借家人賠償責任・修理費用補償特約〉

「賠償事故解決に関する特約」により、国内事故に限り、被保険者の同意を得て相手方との折衝や示談等を行います。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借用戶室(*1)を損壊することにより、第4条(被保険者)に規定する被保険者が、借用戶室(*1)についてその貸主(*2)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*3)の規定にしたがい、借家人賠償責任保険金を支払います。

事故の種類	事故の説明
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*4)
② 風災、雹災または雪災	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*5)、雹災または雪災(*6)。
③ 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*7)、落石等の水災。ただし、損害の状況が次のア.またはイ.のいずれかに該当する場合に限り。この場合において、損害の状況の認定は、借用戶室(*1)ごとにそれぞれ行います。 ア. 借用戶室(*1)に再取得価額の30%以上の損害が生じた場合 イ. 借用戶室(*1)が床上浸水(*8)または地盤面(*10)より45cmを超える浸水を被った結果、借用戶室(*1)に損害が生じた場合
④ 盗難	盗難
⑤ 給排水設備事故の水濡れ等	給排水設備(*11)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れまたは給排水設備(*11)に生じた事故もしくは被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、②もしくは③の事故による損害または給排水設備(*11)自体に生じた損害を除きます。
⑥ 車両または航空機の衝突等	車両(*12)またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下
⑦ 建物外部からの物体の衝突等	借用戶室(*1)の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、次の事故を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*7)による事故 ウ. 風災(*5)、雹災または雪災(*6) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑧ 騒擾または労働争議等	騒擾およびこれに類似の集団行動(*16)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
⑨ その他偶然な破損事故等	①から⑧以外の不測かつ突発的な事故

- (*1) 借用戶室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。
- (*2) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*3) この特約に付帯される特約に限り。ます。
- (*4) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (*5) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*6) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (*7) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (*8) 床上浸水とは、居住の用に供する部分の床(*9)を超える浸水をいいます。
- (*9) 畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
- (*10) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。
- (*11) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (*12) 車両とは、自動車、原動機付自転車(*13)、軽車両(*14)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。
- (*13) 原動機付自転車とは、125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外のものをいいます。
- (*14) 軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(*15)をいいます。ただし、小児用自転車以外の子供用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。
- (*15) そりおよび牛馬を含みます。
- (*16) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第3条（この特約の補償内容－借家人修理費用）

(1) 日本国内において生じた第2条(この特約の補償内容－借家人賠償責任)の表のいずれかの偶然な事故により、借用戶室(*1)に損害が生じた場合において、第4条(被保険者)に規定する被保険者がその貸主(*2)との契約に基づき、自己の費用で現実

〈借家人賠償責任・修理費用補償特約 第3条(1)〉

被保険者が借用戶室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任については、第2条に定める借家人賠償責任保険金の対象となります。

これを修理したときは、当社は、その借家人修理費用(*3)に対して、この特約および他の特約(*4)の規定にしたがい、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、第2条の表のいずれかに該当する事故による損害に対し、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

(2) 第2条の表の④に規定する事故によって借戸室(*1)のドア(*5)の錠に損傷が生じた場合には、被保険者が貸主(*2)との契約に基づかずに負担したその錠の借家人修理費用(*3)に対しても、借家人修理費用保険金を支払います。

(*1) 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) 借家人修理費用とは、借戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*4) この特約に付帯される特約に限ります。

(*5) 借戸室(*1)の出入りに通常使用するドアをいいます。

第4条（被保険者）

(1) **被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(*1)。ただし、第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）については、本人に関する事故に限ります。

(2) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第8条（支払保険金の計算）(1)に規定する当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(*1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害または下表のいずれかに該当する損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。
⑧	借戸室(*4)が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）①から⑧に規定する事故が生じた場合は、借戸室(*4)が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者(*1)または被保険者(*1) イ. ア.に代わって借戸室(*4)を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人

〈借家人賠償責任・修理費用補償特約 第4条〉

借戸室について転貸借契約があっても、転貸人または転借人をこの特約の被保険者として指定することはできません。

⑨	借戸室(*4)に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。 ア. 自然の消耗または劣化(*5) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*6)、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑩	借戸室(*4)に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または借戸室(*4)の汚損(*7)であって、借戸室(*4)が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(2) 当会社は、第2条の表の⑨に規定する事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意によって生じた損害 ア. 保険契約者(*1)または被保険者(*1)の使用人 イ. 借戸室(*4)の使用または管理を委託された者 ウ. イの使用人
③	煙または臭気の付着による損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。
④	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故によって生じた損害
⑤	詐欺または横領によって借戸室(*4)に生じた損害
⑥	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑦	借戸室(*4)のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑧	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*8)に引き渡す際に発見された次のいずれかに該当する借戸室(*4)に生じた損害 ア. 補修、交換、張替え等の対象となった 損壊 イ. 清掃等の対象となった 損壊
⑨	凍結によって借戸室(*4)の専用水道管(*9)について生じた損害(*10)

(3) 当会社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*8)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*8)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊に起因する損害賠償責任

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 借戸室とは、本人の借用する**建物**の戸室をいいます。

(*5) 自然の消耗または劣化には、機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。

(*6) 板ガラスの熱割れは含みません。

(*7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*8) 貸主には、転貸人を含みます。

(*9) 借戸室(*4)の専用水道管には、本人が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物の専用水道管を含み、門、塀、垣(*11)、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備装置(*12)の専用水道管は含みません。

(*10) 損害には、パッキングのみに生じた損害を含みます。

(*11) 垣には、生垣を含みます。

(*12) 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

第6条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害または下表のいずれかに該当する損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. 借戸室(*2)の貸主(*1)(*3) オ. ア.からエ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	借戸室(*2)のドア(*6)の開閉の用途に供するかが盗まれたことにより生じたかぎおよびドア(*6)の錠の損害。ただし、ドア(*6)の錠が損傷を受けた場合のドア(*6)の錠の交換に必要な費用に対しては、保険金を支払います。
⑦	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの借戸室(*2)内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入。ただし、第2条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）の表に規定する事故によって借戸室(*2)の外側の部分(*7)が破損したために生じた吹き込み等損害(*8)を除きます。
⑧	借戸室(*2)が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第2条①から⑧に規定する事故が生じた場合は、借戸室(*2)が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者(*1)または被保険者(*1) イ. ア.に代わって借戸室(*2)を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑨	借戸室(*2)に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア. 自然の消耗または劣化(*9) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*10)、剥がれ、肌落ち、発酵または自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑩	借戸室(*2)に生じた、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他単なる外観上の損傷または借戸室(*2)の汚損(*11)であって、借戸室(*2)が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(2) 当社は、第2条の表の⑨に規定する事故によって生じた下表のいずれかに該当する損害に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失によって生じた損害 ア. 保険契約者(*1)または被保険者(*1)の使用人 イ. 借戸室(*2)の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用人
③	煙または臭気の付着による損害。ただし、これらの損害がこれら以外の損害と同時に発生した場合は、この規定は適用しません。
④	借戸室(*2)に対する加工(*12)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑤	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって借戸室(*2)に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑧	借戸室(*2)のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	被保険者が借戸室(*2)を貸主(*3)に引き渡す際に発見された次のいずれかに該当する借戸室(*2)に生じた損害 ア. 補修、交換、張替え等の対象となった 損壊 イ. 清掃等の対象となった損壊
⑩	凍結によって借戸室(*2)の専用水道管(*13)について生じた損害(*14)

(*1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 借戸室とは、本人の借用する**建物の戸室**をいいます。

(*3) 貸主には、転貸人を含みます。

(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*6) 借戸室(*2)の出入りに通常使用するドアをいいます。

〈借家人賠償責任・修理費用補償特約 第6条(1)の表の⑥〉

外出先等でかがが盗まれた場合、ドアの錠の交換費用については「水漏れ・^{かぎ}鍵開けアシスト」(P.332)をご利用いただける場合があります。

- (*7) 借戸室(*2)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*8) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの借戸室(*2)内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入をいいます。
- (*9) 自然の消耗または劣化には、機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*10) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*11) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*12) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- (*13) 借戸室(*2)の専用水道管には、本人が借用または占有する物置、車庫その他の付属建物の専用水道管を含み、門、塀、垣(*15)、外灯その他これらに類する土地に固着、固定された付属屋外設備装置(*16)の専用水道管は含みません。
- (*14) 損害には、パッキングのみに生じた損害を含みます。
- (*15) 垣には、生垣を含みます。
- (*16) 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

第7条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当社が被保険者に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(*1) 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

第8条（支払保険金の計算）

(1) 当社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。ただし、1回の事故について保険金額を限度とします。

① 当社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第9条（費用）の表の①の費用	-	被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	借家人賠償責任保険金の額
---------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------

② 当社の支払う借家人修理費用保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

借家人修理費用(*2)	-	保険証券記載の免責金額	=	借家人修理費用保険金の額
-------------	---	-------------	---	--------------

(2) 当社は、(1)①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第9条（費用）②から④までの費用
②	被保険者が書面により当社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 貸主には、転貸人を含みます。

(*2) 借家人修理費用とは、借戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*3) 借戸室とは、本人の借用する建物の戸室をいいます。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	基本条項特約（賠償）の事故発生時の義務に関する規定に定める権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

⑩賠償事故解決に関する特約

この特約の適用にあたり、この特約が付帯される賠償責任補償特約は保険証券に記載されます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に、賠償責任補償特約(*1)に付帯して適用されます。

(*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第2条（当会社による援助）

- (1) **被保険者**(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者(*1)の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、被保険者(*1)の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。
- (2) この特約において事故とは、賠償責任補償特約(*2)の補償内容に規定する事故のうち、賠償責任補償特約(*2)および賠償責任補償特約(*2)に付帯される他の特約の規定により保険金の支払われるべき事故をいいます。ただし、日本国内において生じた事故に限り、かつ、被保険者(*1)に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。
- (3) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第3条（当会社による解決）

- (1) 下表のいずれかに該当する場合には、当会社は、当会社が**被保険者**(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者(*1)の同意を得て、被保険者(*1)のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)を行います。

①	被保険者(*1)が事故にかかわる損害賠償の請求を受け、かつ、被保険者(*1)が当会社の解決条件に同意している場合
②	当会社が損害賠償請求権者から第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2) (1)の場合には、被保険者(*1)は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、(1)の規定にかかわらず、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)を行います。

①	1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、賠償責任補償特約(*3)の保険金額を明らかに超える場合
②	損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③	正当な理由がなく被保険者(*1)が(2)に規定する協力を拒んだ場合
④	免責金額 (*4)がある場合は、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額が免責金額(*4)を下回る場合

- (4) (1)に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(*2)は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

(*1) 賠償責任補償特約(*3)の被保険者をいいます。

(*2) 弁護士の選任を含みます。

(*3) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*4) 賠償責任補償特約(*3)について適用される免責金額をいいます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 事故によって**被保険者**(*1)の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者(*1)に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に規定する損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に規定する損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社がこの保険契約に適用されている賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
②	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者(*1)に対して書面で承諾した場合
④	法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者(*1)について、次のいずれかに該当する事由があった場合 ア. 被保険者(*1)またはその法定相続人の破産または生死不明 イ. 被保険者(*1)が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

- (3) 第3条（当会社による解決）およびこの条の損害賠償額とは、被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額から、下表に掲げる額のうちいずれか大きい額を差し引くことにより算出される額をいいます。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額
②	免責金額 (*4)

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者(*1)の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者(*1)に、その被保険者(*1)の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- (6) (2)の表の①から③までのいずれかに該当する場合で、1回の事故について、被保険者(*1)が負担する法律上の損害賠償責任の総額(*5)が賠償責任補償特約(*2)の保険金額を超えると認められるときは、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権

を行使することはできず、また、当会社は、(2)の規定にかかわらず、損害賠償額を支払いません。

(7) 下表のいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故について当会社が賠償責任補償特約(*2)およびこの特約にしたがい被保険者(*1)に対して支払うべき保険金の額(*3)を限度とします。

①	損害賠償請求権者が被保険者(*1)に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者(*1)またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。
②	当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者(*1)との間で、書面による合意が成立した場合

(*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。

(*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

(*3) 同一事故について既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(*4) 賠償責任補償特約(*2)について適用される免責金額をいいます。

(*5) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第5条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、下表の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	損害賠償額の請求書
②	損害額を証明する書類(*1)または 傷害 の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
③	死亡に関する損害賠償額の請求の場合は、損害賠償請求権者の戸籍謄本
④	公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
⑤	被保険者 (*6)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑥	①から⑤までのほか、当会社が(4)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する 書面等 において定めたもの

(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(4) 当会社は、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)の表のいずれかまたは同条(7)の表のいずれかに該当する場合は、請求完了日(*7)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

①	損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者(*6)に該当する事実
②	損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者(*6)が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(*7)からその日を含めて下表の右欄の日数(*8)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(4)の表の①から⑤までの事項の確認のために必要な調査	60日
②	(4)の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	(4)の表の③の事項のうち、 後遺障害 の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	(4)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*9)	180日
⑤	(4)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(6) (4)および(5)に規定する確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*10)には、これにより確認が遅延した期間については、(4)または(5)の期間に算入しないものとします。

- (*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*11)および被害が生じた物の写真(*12)をいいます。
- (*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*3) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (*6) 賠償責任補償特約(*13)の被保険者をいいます。
- (*7) 損害賠償請求権者が(1)の手続を完了した日をいいます。
- (*8) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (*9) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (*10) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (*11) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (*12) 画像データを含みます。
- (*13) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第6条（損害賠償請求権の行使期限）

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、下表のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①	被保険者(*1)が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者(*1)と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
②	損害賠償請求権者の被保険者(*1)に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

- (*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
- (*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

第7条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第2条（当会社による援助）または第3条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者(*1)のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者(*1)に貸し付けます。また、この場合には、当会社は、1回の事故について賠償責任補償特約(*2)の保険金額(*3)の範囲内で、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付される利息と同率の利息で被保険者(*1)に貸し付けます。
- (2) (1)の規定により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者(*1)は、当会社のために供託金(*4)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、賠償責任補償特約(*2)の保険金額に関する支払保険金の計算の規定、第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)ただし書および同条(7)ただし書の規定は、その貸付金または供託金(*4)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金(*4)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(*4)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(*4)または貸付金(*4)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項特約（賠償）の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

- (*1) 賠償責任補償特約(*2)の被保険者をいいます。
- (*2) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。
- (*3) 同一事故について既に当会社が支払った保険金または第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (*4) 利息を含みます。

第8条（個別適用）

この特約は、特に記載がないかぎり、賠償責任補償特約(*1)ごとに適用します。

- (*1) 保険証券に記載の賠償責任補償特約をいいます。

⑧基本条項特約（賠償）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・個人賠償責任補償特約 ・借家人賠償責任・修理費用補償特約 |
|--|

〈賠償事故解決に関する特約 第8条〉

「特に記載がないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在新総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または**被保険者**は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に 書面等 により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等 の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難 による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、被害者の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または**被保険者**が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、下表に規定する時から発生し、これを行行使することができるものとします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2)(*3)(*4)
- ③ 被保険者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被保険者または損害賠償請求権者の除籍および被保険者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。
イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
ウ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

〈基本条項特約（賠償） 第1条〉

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (※1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※6)および被害が生じた物の写真(※7)をいいます。
- (※2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。
- (※4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。
- (※5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。
- (※6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- (※7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

①	この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるとときは、その超過額(※1)
③	②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に 免責金額 の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、**被保険者**の当社に対する保険金請求権(※1)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。 ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(※1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(※1)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(※1) 共通補償特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

共通補償特約の保険金額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と**被保険者**が共通補償特約の費用に関する規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当社は、必要と認められた場合は、**被保険者**に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

第8条（特約の失効）

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第9条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、保険契約者または**被保険者**が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた損害(*2)

(*1) 本人以外の被保険者が該当する場合には、その被保険者に対する部分に限ります。

(*2) この特約が付帯される共通補償特約により規定される費用のうち、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第11条（用語および共通補償特約ごとの適用等）

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第12条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑧2 弁護士費用等補償特約（日常生活）

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

〈基本条項特約（賠償） 第11条(2)～(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在新総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当社は、**被保険者**が対象事故によって被った被害について、保険金の受取人が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。
- (2) 当社は、被保険者が対象事故によって被った被害について、保険金の受取人があらかじめ当社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害(*2)に対して、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、法律相談費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、対象事故が保険期間中に発生した場合にのみ、保険金を支払います。ただし、被害が、被保険者が身体に障害を被ることである場合には、その障害を被った時が保険証券記載の保険期間中である場合に限りです。
- (4) 当社は、被害に対する損害賠償請求または法律相談を、被害の発生および賠償義務者を知った日からその日を含めて3年以内に、保険金の受取人が開始した場合に限り、保険金を支払います。

(*1) この特約に付帯される特約に限りです。

(*2) この保険契約に法律相談費用補償特約が付帯されている場合は、同特約の規定により支払われるべき保険金の額を超える額とします。

第3条（被保険者および保険金の受取人）

- (1) この特約における**被保険者**は、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	本人
②	本人の配偶者(*1)
③	本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
④	本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
⑤	①から④以外の者で、 ご契約のお車(*2)の正規の乗車装置 または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者
⑥	①から⑤以外の者で、①から④までに該当する者が自ら運転者として運転中(*4)のご契約のお車(*2)以外の自動車(*5)または原動機付自転車(*6)(*7)の所有者およびその自動車(*5)または原動機付自転車(*6)(*7)の正規の乗車装置または正規の乗車装置のある室内(*3)に搭乗中の者。
⑦	①から⑥まで以外の者で、ご契約のお車(*2)の所有者。ただし、ご契約のお車(*2)の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限りです。

- (2) (1)⑥および⑦の所有者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	自動車または原動機付自転車(*6)が 所有権留保条項付売買契約 により売買されている場合は、その買主
②	自動車または原動機付自転車(*6)が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③	①および②のいずれにも該当しない場合は、自動車を所有する者

- (3) (1)の規定にかかわらず、下表のいずれかに該当する者は被保険者を含みません。

①	極めて異常かつ危険な方法で自動車または原動機付自転車(*6)に搭乗している者
②	自動車取扱業者。 ただし、自動車または原動機付自転車(*6)を業務(*8)として受託している場合に限りです。

- (4) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった対象事故発生の際におけるものをいいます。
- (5) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (6) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)の表の①の規定を除きます。
- (7) この特約における保険金の受取人は、対象事故によって損害を被った下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	被保険者
②	被保険者の法定相続人。 ただし、被保険者が死亡した場合に限り、保険金の受取人とします。
③	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*1) イ. 被保険者の父母または子

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

(*2) 自動車補償条項(*9)およびこれに付帯される他の特約(*10)に規定するご契約のお車をいいます。

(*3) 正規の乗車装置のある室内には、隔壁等により通行できないように仕切られている場所を含みません。

(*4) 運転中には、駐車中または停車中を含みません。

(*5) 自動車検査証に事業用と記載されている自動車を含みません。

(*6) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助

〔弁護士費用等補償特約（日常生活） 第2条の(*1)〕

「基本条項特約（費用）」のみが「この特約に付帯される特約」に該当します。住まいに関する補償の特約、自動車に関する補償の特約、からだに関する補償の特約等は該当しません。

車等以外の物をいいます。

(*7) (1)の表の①から④までに該当する者が、その使用者の業務(*8)のために運転中の、その使用者の所有する自動車または原動機付自転車(*6)(*11)を除きます。

(*8) 業務には、家事を含みません。

(*9) 総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項および自動車運転者保険普通保険約款または自動車運転者補償条項をいいます。

(*10) この特約に付帯される特約に限ります。

(*11) 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車または原動機付自転車(*6)、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車または原動機付自転車(*6)を含みます。ただし、所有権留保条項付売買契約により所有権を留保している自動車または原動機付自転車(*6)は含みません。

第4条 (用語の定義)

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
① 被害	次のいずれかに該当するものをいいます。 ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。 ア. 身体の障害(*1) イ. 財物の損壊等 (*2)
② 法律相談	法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。 ア. 弁護士が行う法律相談(*3) イ. 司法書士が行う次の行為 (ア) 司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に定める相談(*3) (イ) 司法書士法第3条第1項第2号および同項第4号に定める書類の作成 ウ. 行政書士が行う次の行為 (ア) 行政書士法第1条の3第4号に定める相談(*3) (イ) 行政書士法第1条の2および第1条の3第3号に定める書類の作成
③ 賠償義務者	被害にかかわる法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。
④ 弁護士費用	あらかじめ当会社に通知して保険金の受取人が委任した弁護士等(*4)および裁判所等(*5)に対して、当会社の承認を得て支出する次の費用。ただし、法律相談費用を除きます。 ア. 弁護士等(*4)への報酬 イ. 訴訟費用 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までのほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
⑤ 法律相談費用	法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、当会社の承認を得て支出する費用をいいます。
⑥ 対象事故	日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。
⑦ 保険金	弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。

(*1) 被保険者が身体に**傷害**または**疾病**を被ることをいいます。

(*2) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*6)されることをいいます。

(*3) 口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当である行為を含みます。

(*4) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

(*5) 裁判所等とは、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関(*7)をいいます。

(*6) 盗取には、詐取を含みません。

(*7) 申立人の申立にもとづき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。

第5条 (保険金をお支払いしない場合)

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ 次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱

⑥	差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
⑦	被保険者に対する刑の執行

(2) 当社は、下表のいずれかに該当する対象事故によって被った被害について、保険金の受取人が弁護士費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に、その本人に生じた対象事故
②	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に、その本人に生じた対象事故
③	被保険者が酒気を帯びて(*7)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に、その本人に生じた対象事故
④	被保険者が、自動車または原動機付自転車(*4)の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車または原動機付自転車(*4)に搭乗中に生じた対象事故。ただし、その自動車または原動機付自転車(*4)が ご契約のお車 (*8)以外の自動車または原動機付自転車(*4)であって、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
⑤	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた対象事故

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する身体の障害(*9)または**財物の損壊等**(*10)が発生した場合は、保険金を支払いません。

①	被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で発生した身体の障害(*9)または財物の損壊等(*10)
②	液体、気体(*11)もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害(*9)または財物の損壊等(*10)。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、この規定は適用しません。
③	財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、侵食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊等(*10)
④	被保険者が違法に所有または占有する財物の損壊等(*10)
⑤	労働災害により生じた身体の障害(*9)。ただし、次のいずれかに該当する事故による身体の障害(*9)を除きます。 ア. 被保険者または賠償義務者が自動車または原動機付自転車(*4)を所有、使用または管理することに起因する事故 イ. 自動車または原動機付自転車(*4)の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車もしくは原動機付自転車(*4)の落下
⑥	被保険者が次の行為(*12)を受けたことによって生じた身体の障害(*9) ア. 診療、診察、検査、診断、治療、看護または 疾病 の予防 イ. 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示 ウ. 身体の整形 エ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
⑦	石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有害な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害(*9)または財物の損壊等(*10)
⑧	外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害(*9)または財物の損壊等(*10)
⑨	電磁波障害に起因する身体の障害(*9)
⑩	騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害(*9)または財物の損壊等(*10)

(4) 当社は、下表のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。

①	第3条（被保険者および保険金の受取人）(1)の表の①から④までに規定する者
②	次のいずれかに該当する者 ア. 被保険者の配偶者(*13) イ. 被保険者の父母または子

(5) 当社は、保険金の受取人が下表のいずれかにかかわる弁護士費用または法律相談費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①	自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者(*14)に対する損害賠償額の支払の請求。 ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定を適用しません。
②	社会通念上不当な損害賠償請求

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) 自動車補償条項(*15)およびこれに付帯される他の特約(*16)に規定するご契約のお車をいいます。

(*9) 被保険者が身体に**傷害**または**疾病**を被ることをいいます。

- (*10) 被保険者が所有、使用または管理する財物が損壊または盗取(*17)されることをいいます。
- (*11) 煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- (*12) 不作為を含みます。
- (*13) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
- (*14) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。
- (*15) 総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項および自動車運転者保険普通保険約款または自動車運転者補償条項をいいます。
- (*16) この特約に付帯される特約に限ります。
- (*17) 盗取には、詐取を含みません。

第6条（お支払いする保険金）

- (1) 当社がお支払いすべき保険金の額は、1回の対象事故について、被保険者1名あたり合計で300万円を限度とします。
- (2) 当社は、保険金の受取人が弁護士費用のうち弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって生じた損害に対しては、この特約の別表の「お支払いする弁護士費用保険金の上限額」欄の額に消費税の額を加えた額の範囲内で、(1)の規定にしたがい、弁護士費用保険金を支払います。
- (3) 当社は、弁護士費用および法律相談費用のうちこの保険契約の自動車補償条項(*2)およびこの保険契約に適用されている他の特約(*3)において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

- (*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。
- (*2) 総合自動車保険普通保険約款または総合自動車補償条項、一般自動車保険普通保険約款または一般自動車補償条項、個人用自動車保険普通保険約款または個人用自動車補償条項および自動車運転者保険普通保険約款または自動車運転者補償条項をいいます。
- (*3) この特約に付帯される特約に限ります。

第7条（事故発生時の義務の特則）

- (1) 対象事故が発生し、第2条（この特約の補償内容）(1)に該当する場合で、保険金の受取人が弁護士費用を支出しようとするとき、または同条(2)に該当する場合で、保険金の受取人が法律相談費用を支出しようとするときは、保険契約者または保険金の受取人は、弁護士、司法書士または行政書士へ委任することについて、委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または保険金の受取人が、正当な理由がなくて(1)の規定に違反した場合は、当社は、(1)の規定に違反したことによって当社が被った損害の額を差し引いて弁護士費用保険金または法律相談費用保険金を支払います。

第8条（保険金の請求手続の特則）

保険金の受取人が、この特約の規定にしたがい、保険金の支払を請求する場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当社に提出する書類に加え、下表に規定する書類のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	当社の定める事故報告書
②	法律相談等を行った弁護士、司法書士または行政書士による法律相談の日時、所要時間および内容についての書類
③	弁護士費用または法律相談費用の内容を証明する書類

第9条（支払保険金の返還）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、保険金の受取人に支払った保険金の返還を求めることができます。

①	弁護士、司法書士または行政書士への委任の取消等により保険金の受取人が支払った弁護士費用または法律相談費用の返還を受けた場合
②	対象事故に関して保険金の受取人が提起した訴訟の判決に基づき、保険金の受取人が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のイ.の額がア.の額を超過するとき ア. 保険金の受取人がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ. 判決で認定された弁護士費用の額と当社がこの特約の規定により既に支払った保険金の合計額

- (2) (1)の規定により当社が返還を求める保険金の額は、下表に規定するとおりとします。

①	(1)の表の①の場合は返還された弁護士費用または法律相談費用の金額。ただし、この特約の規定により支払われた保険金の額を限度とします。
②	(1)の表の②の場合は超過額に相当する金額。ただし、この特約の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

<別表>

	弁護士等(*1)への報酬(*2)	お支払いする弁護士費用保険金の上限額	
①	着手金	弁護士等(*1)が行う1回の手続(*3)について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額とします。 ただし、同一の対象事故について、弁護士等(*1)が複数の手続(*3)を行う場合、1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額(*4)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額の150%に相当する額とします。	
		経済的利益の額(*4)	上限額(*5)
		125万円以下の場合	10万円
		125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*4)の8%に相当する額
		300万円を超えて3,000万円以下の場合	経済的利益の額(*4)の5%に相当する額に9万円を加えた額
		3,000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(*4)の3%に相当する額に69万円を加えた額
		3億円を超える場合	経済的利益の額(*4)の2%に相当する額に369万円を加えた額
②	報酬金	1回の対象事故について、下表の「経済的利益の額(*6)」欄に対応する「上限額(*5)」欄の額とします。	
		経済的利益の額(*6)	上限額(*5)
		125万円以下の場合	20万円
		125万円を超えて300万円以下の場合	経済的利益の額(*6)の16%に相当する額
		300万円を超えて3,000万円以下の場合	経済的利益の額(*6)の10%に相当する額に18万円を加えた額
		3,000万円を超えて3億円以下の場合	経済的利益の額(*6)の6%に相当する額に138万円を加えた額
		3億円を超える場合	経済的利益の額(*6)の4%に相当する額に738万円を加えた額
③	日当	弁護士等(*1)の出張1日について、下表の「目的地までの所要時間」欄に対応する「上限額」欄の額とします。	
		目的地までの所要時間	上限額
		所要時間が往復2時間を超えて4時間以内の場合	3万円
		所要時間が往復4時間を超えて7時間以内の場合	5万円
		所要時間が往復7時間を超える場合	10万円
④	その他実費	社会通念上必要かつ妥当な額とします。	

(*1) 弁護士等とは、弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士をいいます。

(*2) 保険金の受取人が着手金、報酬金および日当を負担していない場合で、着手金、報酬金および日当に代わるその他の弁護士等(*1)への報酬を負担したことによって損害が生じたときは、当社は、その損害に対して保険金の受取人が着手金、報酬金および日当を負担したものとみなして計算した「お支払いする弁護士費用保険金の上限額」欄の額の合計額の範囲内で弁護士費用保険金を支払います。

(*3) 弁護士等(*1)が行う手続とは、示談または調停もしくは訴訟の手続をいいます。

(*4) 事故内容および被保険者が対象事故によって被った被害から計算されるべき損害賠償請求の額をいいます。ただし、既に保険金の受取人が受領済みの額を除きます。

(*5) 通知された事故の内容および保険金の受取人が行う損害賠償請求の内容から、「上限額(*5)」欄に規定する額を上回る損害が生じることが妥当であると当社が認めた場合は、「上限額(*5)」欄に規定する額の130%に相当する額を「上限額(*5)」欄の額とします。

(*6) 保険金の受取人が賠償義務者から取得した損害賠償金のうち、弁護士等(*1)が行った手続(*3)により取得することができた額をいいます。ただし、既に保険金の受取人が受領済みの額を除きます。

83 救援者費用等補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券に記載の被保険者の型
③ 居住の用に供される住宅	保険証券記載の住宅および被保険者の居住の用に供される住宅
④ 保険金額	保険証券記載の保険金額
⑤ 保険期間	保険証券記載の保険期間

(弁護士費用等補償特約(日常生活) <別表>)

本特約の限度額(300万円)を超過する上限額の規定は、本特約と補償内容が同様の保険契約等を他にご契約されている場合で、他の保険契約等からも保険金が支払われるときに適用します。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、第3条（被保険者）に規定する**被保険者**が日本国内または国外において、下表に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の**親族**が費用を負担することによって被る損害に対して、その費用の負担者を保険金の受取人とし、その者にこの特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

①	保険期間中に、被保険者が搭乗している 航空機 または 船舶 が行方不明になった場合または遭難した場合
②	保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を必要とする状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
③	保険期間中に住宅(*2)外において急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った 傷害 を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上 入院 (*3)した場合

- (2) (1)の表に掲げる場合のいずれかに該当したことを「事故」として、第3条（被保険者）(2)および基本条項特約（費用）の規定を適用します。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*4)を含みます。

(*3) 他の**病院等**に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため**医師等**が必要と認められた場合に限ります。

(*4) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても**敷地内**は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第3条（被保険者）

- (1) この特約における**被保険者**は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の**同居の親族**
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の**未婚の子**
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

- (2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

- (3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に**書面等**により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

- (4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. ア.からウ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

〈救済者費用等補償特約 第3条(1)〉

被保険者の型は、「家族型」のみとなります。

⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した 事故の拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
---	---

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
②	被保険者が運転する地における法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ(*5)、シンナー等(*6)を使用した状態で自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合、または酒気を帯びて(*7)自動車または原動機付自転車(*4)を運転している場合に生じた事故
③	被保険者の脳疾患、 疾病 または心神喪失
④	被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置によって生じた 傷害 。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑤	被保険者に対する刑の執行
⑥	被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故 山岳登山(*8)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*9)操縦(*10)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*11)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(*1) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

(*4) 125cc以下の総排気量を有する原動機を用い、かつ、レールまたは架線によらないで運転する車であって、自転車、身体障害者用の車いす、歩行補助車等以外の物をいいます。

(*5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に定める指定薬物をいいます。

(*6) 毒物及び劇物取締法第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(*7) 道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。

(*8) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(*9) グライダーおよび飛行船を除きます。

(*10) 職務として操縦する場合を除きます。

(*11) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(*12)を除きます。

(*12) パラプレーン等をいいます。

第5条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、第6条（費用）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ保険金を支払います。ただし、**被保険者**または保険金の受取人が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社の支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。ただし、この特約の保険期間が1年を超える場合においては、**保険年度**ごとに保険金額を限度とします。

第6条（費用）

第2条（この特約の補償内容）(1)の費用とは、下表のいずれかに該当するものをいいます。

①	搜索救助費用	遭難した 被保険者 を搜索等(*1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
②	交通費	被保険者の搜索等(*1)、看護または事故処理を行うために現地(*2)へ赴く救済者(*3)の現地(*2)までの自動車、電車、 船舶 、 航空機 等の1往復分の運賃をいい、救済者(*3)2名分を限度とします。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地(*2)に赴く救済者(*3)にかかる費用は除きます。
③	宿泊料	現地(*2)および現地(*2)までの行程における救済者(*3)のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救済者(*3)2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)の表の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地(*2)に赴く救済者(*3)にかかる費用は除きます。
④	移送費用	死亡した被保険者を現地(*2)から住宅(*4)に移送するために必要とした遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地(*2)から住宅(*4)もしくはその住宅(*4)の所在する国の 病院等 へ移転するために必要とした移送費(*5)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 諸雑費	救援者(*3)の渡航手続費(*6)および救援者(*3)または被保険者が現地(*2)において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、次のいずれかの金額を限度とします。 ア. これらの費用が、被保険者が日本国外において第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれの場合に該当したことにより発生した場合は、20万円 イ. これらの費用が、被保険者が日本国内において第2条（この特約の補償内容）(1)の表のいずれの場合に該当したことにより発生した場合は、3万円
-------	--

(*1) 捜索、救助または移送をいいます。

(*2) 事故発生地または被保険者の収容地をいいます。

(*3) 被保険者の親族をいい、これらの者の代理人を含みます。

(*4) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地(*7)を含みます。

(*5) 治療のため医師または職業看護師が付添うことを必要とする場合には、その費用を含みます。

(*6) 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

(*7) 囲いの有無を問わず、被保険者の居住の用に供される住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

84 一事故支払限度額の適用に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約が付帯される特約の読み替え）

当社は、この特約により、この特約が付帯される共通補償特約の第5条（支払保険金の計算）(2)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 1回の事故について当社の支払う保険金の額は、保険金額を限度とします。」

85 ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約

この特約の適用にあたっては、下表の左欄の事項については対応する下表の右欄に記載された内容によります。

① 本人	保険証券の本人欄に記載の者
② 被保険者の型	保険証券記載の被保険者の型
③ 保険金額	保険証券記載の保険金額
④ 保険期間	保険証券記載の保険期間

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中に(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバイトロスを達成した場合に、慣習として下表の費用を負担することによって被る損害に対して、1回のホールインワンまたはアルバイトロスにつき、保険金額を限度に、この特約および他の特約(*1)の規定にしたがい、保険金を支払います。

① 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を含みません。 ア. 貨幣または紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(*2)
② 祝賀会費用
③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
④ 同伴キャディに対する祝儀
⑤ その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(2) 下表に規定する者の両方が目撃したホールインワンまたはアルバイトロス。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバイトロスについては、下表のいずれかの者が目撃したホールインワンまたはアルバイトロスとします。

① 同伴競技者
② 同伴競技者以外の第三者(*3)

(3) (2)に規定するホールインワンまたはアルバイトロスのほか、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバイトロス

(4) この特約において事故とは、被保険者が(2)または(3)に規定するホールインワンまたはアルバイトロスを達成したことをいいます。

(*1) この特約に付帯される特約に限ります。

(*2) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特で作成したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用に含まれます。

(*3) 同伴競技者以外の第三者には、帯同者を含みません。

第3条（被保険者）

(1) この特約における**被保険者**は、被保険者の型により下表の右欄に記載の被保険者となります。ただし、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(*1)
- ③ 本人またはその配偶者(*1)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(*1)の別居の未婚の子
- ⑤ 本人の同居の親族および別居の未婚の子。ただし、②を除きます。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	①
夫婦型	①および②
家族型	①から④まで
家族型（配偶者不担保）	①および⑤

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

(3) (1)の本人として指定された者について、死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、本人の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

第4条（用語の定義）

この特約において、下表に規定する用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるかにかかわらず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
②	ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(*1)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。
③	ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることをいいます。
④	アルバトロス	各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホール(球孔)に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
⑤	贈呈用記念品購入費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。
⑥	祝賀会費用	ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内に開催された祝賀会に必要とする費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から当社にゴルフ競技を行う時期について告げ、当社がこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用(*2)を含めることができます。
⑦	ゴルフ場に対する記念植樹費用	ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
⑧	同伴キャディに対する祝儀	同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
⑨	ゴルフの指導	他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言、監督等を行うことをいいます。
⑩	公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。
⑪	同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
⑫	帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者または同伴競技者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。

(*1) 公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。

(*2) 当該ゴルフ競技と同日に行う祝賀会に必要とする費用を含みます。

〈ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 第3条(1)〉

被保険者の型は、「本人型」のみとなります。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、下表のホールインワンまたはアルバトロスに対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
②	被保険者がゴルフ場の使用人(*1)である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

(*1) 臨時雇いを含みます。

第6条（他の保険契約等がある場合の取扱いの特則）

基本条項特約（費用）第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）を以下のとおり読み替えます。

〔(1)他の保険契約等がある場合には、下表の額を支払保険金の額とします。〕

①	この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、(2)に規定する支払限度額から、他の保険契約等から支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(2) 支払限度額は、それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額とします。〕

第7条（保険金の請求の特則）

被保険者が、この特約の規定にしたがい、保険金を請求しようとする場合は、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①から③までの書類または証拠を、当会社に提出しなければなりません。ただし、公式競技において達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、基本条項特約（費用）に規定する保険金の支払を請求するときに当会社に提出する書類に加え、下表の①または②に規定する書類または証拠のいずれかを提出すれば足りります。

①	同伴競技者が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書
②	次のいずれかの書類または証拠 ア. 第2条（この特約の補償内容）(2)の表の②に規定する同伴競技者以外の第三者が署名または記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 イ. 第2条(3)に規定するホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等
③	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者が記名捺印した当社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

86基本条項特約（費用）

この特約は、保険証券に下表に規定する共通補償特約を適用することが記載されている場合にその特約に自動的に付帯して適用されます。

・ 弁護士費用等補償特約（日常生活） ・ 救済者費用等補償特約 ・ ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
--

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金の受取人は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生時の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当社に通知すること。

（基本条項特約（費用） 第1条）

事故が発生したことを知った場合は、上記の記載事項をご対応いただきますようお願いいたします。

⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 調査の協力等	①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または 傷害 の調査に協力すること。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑧の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑧に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使用することができるものとします。

(2) **被保険者**または保険金の受取人が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害額を証明する書類(*1)または**傷害**の程度を証明する書類(*2) (*3) (*4)
- ③ 被保険者または保険金の受取人が死亡した場合は、被保険者または保険金の受取人の除籍および被保険者または保険金の受取人のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ④ 普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者または保険金の受取人の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
- ⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 公の機関が発行する交通事故証明書(*5)。ただし、提出できない相当な理由がある場合は提出する必要はありません。

イ. **盗難**による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

- ⑥ ①から⑤までのほか、当社が普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する**書面等**において定めたもの
- (3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害または**疾病**の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(*6)および被害が生じた物の写真(*7)をいいます。

(*2) 死亡に関して支払われる保険金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*3) **後遺障害**に関して支払われる保険金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類をいいます。

(*4) 傷害に関して支払われる保険金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書および休業損害の額を示す書類をいいます。

(*5) 人の死傷を伴う事故の場合に限って提出するものとします。

(*6) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(*7) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約が付帯される共通補償特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、**他の保険契約等**がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | |
|---|
| <p>① この特約が付帯される共通補償特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額</p> <p>② 他の保険契約等によってこの特約が付帯される共通補償特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*1)</p> |
|---|

(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条 (特約の失効)

- (1) この保険契約の普通保険約款または補償条項のすべてが消滅した場合は、この特約が付帯される共通補償特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の普通保険約款または補償条項が**無効**により消滅したときは、この特約が付帯される共通補償特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約が付帯される共通補償特約と同時に消滅する普通保険約款または補償条項の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (3) 保険期間を通じて支払う保険金の額に限度額を設定している共通補償特約において、限度額以上の保険金を支払うべき損害が発生した場合、その事実が発生した時にこの特約が付帯される共通補償特約は失効します。ただし、保険期間が1年を超える特約においては、最終保険年度を除き、この規定は適用しません。
- (4) 特約の失効が(3)の規定による場合は、当会社は既に払い込まれた保険料は返還しません。

第6条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**または保険金の受取人が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者または保険金の受取人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金の受取人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第7条 (重大事由による解除の特則)

- (1) 当会社は、保険契約者、**被保険者**または保険金の受取人が、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯される共通補償特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、普通保険約款基本条項第5節第5条(重大事由による保険契約の解除) (1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者または保険金の受取人に生じた損害については適用しません。

(*1) 本人以外の被保険者または保険金の受取人が該当する場合には、その被保険者またはその保険金の受取人に対する部分に限ります。

第8条 (用語および共通補償特約ごとの適用等)

- (1) この特約に規定されていない用語については、各共通補償特約における規定を準用します。
- (2) この特約が付帯される共通補償特約において、特に記載のないかぎり、この特約により規定される用語の定義は、この特約に規定するところにしたがいます。
- (3) この特約において保険契約の締結とは、更新(*1)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな共通補償特約を追加する場合を含むものとします。
- (4) この特約が付帯される共通補償特約により規定される用語は、特に記載のないかぎり、特約ごとに適用します。
- (5) この特約は、特に記載のないかぎり、共通補償特約ごとに適用します。

(*1) 更新とは、保険期間の末日においてこの特約が付帯される共通補償特約と同一の共通補償特約を引き続き締結することをいいます。

第9条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。ただし、複数の普通保険約款または補償条項がある場合は、この特約が付帯

〈基本条項特約 (費用) 第8条(2)~(5)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在新総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

される共通補償特約の保険期間の初日において、保険期間の初日が最も遅い普通保険約款または補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

⑧車両無過失事故に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約であることが記載されており、かつ、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合(*1)に適用されます。

(*1) 車両危険限定補償特約(A)が適用されている場合で、かつ、車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）が適用されていないときを除きます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア. 自動車または原動機付自転車が 所有権留保条項付売買契約 により売買されている場合は、その買主 イ. 自動車または原動機付自転車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ. ア.およびイ.のいずれにも該当しない場合は、自動車または原動機付自転車を所有する者
②	相手自動車	所有者が ご契約のお車 の所有者と異なる自動車または原動機付自転車をいいます。

第3条（無過失事故の取扱いの特則）

- 当社は、この特約により、無過失事故によって**ご契約のお車**に生じた損害(*1)に対して、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)の規定により保険金を支払う場合は、この保険契約に適用する普通保険約款車両条項の**免責金額**の決定および当社と締結される次契約に適用するノンフリート等級別料率率制度における等級係数の決定において、その無過失事故に関して保険金を支払わなかったものとして取り扱います。
- この特約において無過失事故とは、下表のいずれかに該当するご契約のお車と相手自動車との衝突または接触をいいます。ただし、相手自動車の登録番号等(*3)ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名または名称が確認された場合に限ります。

①	当社が、事故状況の調査をした結果、事故態様が次のいずれかに該当する場合で、かつ、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めるとき。 ア. 相手自動車が、ご契約のお車に追突した場合 イ. センターライン（中央線）の設けられた道路の対向車線を走行中の相手自動車が、センターライン（中央線）をオーバーしたことによりご契約のお車に衝突または接触した場合 ウ. 信号機により交通整理が行われている交差点において、相手自動車が、赤色の灯火表示(*4)にしたがわずにその交差点に進入したことにより、青色の灯火表示にしたがい進行したご契約のお車に衝突または接触した場合 エ. ア.からウ.のいずれにも該当しない場合で、相手自動車が、駐車または停車中のご契約のお車に衝突または接触した場合
②	①に該当しない場合で、当社が、事故状況の調査をした結果、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めるとき。
③	①および②のいずれにも該当しない場合で、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用または管理していた者に過失がなかったことが判決または裁判上の和解(*5)により確定したとき。

- (2)に該当しない他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落については、下表のすべてに該当する場合限り、無過失事故に含めることとします。

①	ご契約のお車に存在した欠陥やご契約のお車に行われた電気通信回線を用いた第三者による不正なアクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象または動作がご契約のお車に生じたこと
②	ご契約のお車に生じた本来の仕様とは異なる事象または動作の原因となる事実が存在していたことが、次のいずれかにより明らかであること ア. リコール等(*6) イ. 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査 ウ. ア.またはイ.と同等のその他の客観的な事実
③	この特約の 被保険者 に法律上の損害賠償責任がなかったことが判決もしくは裁判上の和解(*5)により確定したことまたは事故状況の調査を行い、法令および判例等に照らして検討した結果、当社がこの特約の被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと認めること

- (1)から(3)までの規定にかかわらず、当社は、無過失事故によってご契約のお車に生じた損害(*1)に対して、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)以外の規定により支払われる保険金がある場合には、この特約を適用しません。ただし、普通保険約款車両条項および基本条項(*2)以外の規定により支払われる保険金が、当社と締結される次契約に適用するノンフリート等級別料率率制度における等級係数の決定において、その無過失事故に関して保険金を支払わなかったものとして取り扱う場合には、この特約を適用します。

(*1) 車内携行品補償特約における損害を含みます。

(*2) 車両価額協定保険特約、車両全損時諸費用補償特約および車内携行品補償特約を含み、普通保険約款車両条項第5条（お支払いする保険金－保険価額が50万円未満の場合）の表の②および車両価額協定保険特約第5条（お支払いする保険金－協定保険価額が50万円未満の場合）の表の②の規定を除き

ます。

- (*3) 登録番号等とは、登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。
- (*4) 赤色の灯火の点滅を除きます。
- (*5) 民事訴訟法に定める訴え提起前の和解を含みません。
- (*6) 道路運送車両法第63条の2または同条の3に基づき実施される改善措置等をいいます。

第4条（保険金の請求）

(1) **被保険者**は、第3条（無過失事故の取扱いの特則）(1)および(2)の規定に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)⑤の表のA.の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて下表の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

①	ご契約のお車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および氏名または名称の記載のあるもの
②	ご契約のお車の損傷部位の写真
③	相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

(2) 被保険者は、第3条(1)および(3)の規定に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第4節第1条(2)に規定する書類のほか、当会社の定める事故報告書を当会社に提出しなければなりません。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

Ⓢ保険契約の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。
- (2) この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項(*1)ごとおよび基本条項特約（財産）、基本条項特約（賠償）または基本条項特約（費用）に規定する共通補償特約(*2)ごとにこれを適用します。

(*1) 普通保険約款、普通保険約款に規定する補償条項に付帯された特約を含みます。また、地震保険が付帯されている場合には地震保険を含みます。

(*2) 共通補償特約に付帯された特約を含みます。

第2条（保険契約の更新）

(1) 次に規定する日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しないこと意思表示がなされない場合には、この保険契約は第3条（更新後契約の内容）に規定する内容にて更新されるものとします。

この保険契約の保険期間の末日

(2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日はこの保険契約の保険期間の末日とし、保険期間は次に規定する期間とします。

- ① この保険契約の保険期間が1年未満の場合は、1年
- ② この保険契約の保険期間が1年以上の場合は、この保険契約と同一の期間。

(3) (1)および(2)の規定によってこの保険契約が更新された場合には、当会社は、継続証等(*2)を保険契約者に交付します。ただし、普通保険約款基本条項第7節第4条（保険証券等の不発行の特則）に規定する保険契約者の申出があった場合は、この規定は適用しません。

(*1) 更新後契約とは、(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第3条（更新後契約の内容）

(1) 下表の条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者から申出のあった内容にて更新されるものとします。

①	当会社が、保険契約者に対して、通知締切日(*1)までに、更新後の内容の提示を行うこと。
②	①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に書面等により更新後契約(*2)の内容の申出を行い、当会社がこれを承認すること。

(2) (1)以外の場合は、この保険契約は、第5条（更新後契約に適用される制度、料率等）、第6条（更新後契約に適用される特約）およびこの特約に自動的に付帯される他の特約に別の規定がある場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における契約内容と同一の内容にて更新されるものとします。この場合において、(1)の表の①の条件を満たすときは、当会社は、保険契約者または**被保険者**に更新後契約(*2)の**告知事項**について告知を求めたものとし、保険契約者または被保険者がこの保険契約の告知事項を更新後契約(*2)の告知事項として改めて告知したものとみなします。

(*1) 通知締切日とは、第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

〈保険契約の更新に関する特約 第1条(2)〉

「特に記載のないかぎり」とは、本特約以外で本特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、本特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在新総合保険において、ここでいう「特に記載」に該当する場合はありません。

(*2) 更新後契約とは、第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第4条(更新後契約の保険料)

更新後契約(*1)の保険料は、更新後契約(*1)の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴、年齢等の条件に従って定めるものとし、当社は、この金額を継続証等(*2)に記載するものとします。

(*1) 更新後契約とは、第2条(保険契約の更新)(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

第5条(更新後契約に適用される制度、料率等)

当社が、制度、料率等(*1)を改定した場合には、更新後契約(*2)に対しては、更新後契約(*2)の保険期間の初日における制度、料率等(*1)が適用されるものとします。

(*1) 制度、料率等とは、普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

(*2) 更新後契約とは、第2条(保険契約の更新)(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第6条(更新後契約に適用される特約)

(1) この保険契約に付帯された他の特約が更新後契約(*1)の保険期間の初日において当社の定める適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。

(2) 更新後契約(*1)の保険期間の初日において他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されることとなる場合、または他の特約の適用条件によりその特約が自動的に適用されないこととなる場合があります。

(*1) 更新後契約とは、第2条(保険契約の更新)(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第7条(更新後契約の告知義務)

(1) 第2条(保険契約の更新)(1)の規定によりこの保険契約を更新する場合において、**保険契約申込書等**に記載した**告知事項**および継続証等(*1)に記載された告知事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により当社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者または**被保険者**は、通知締切日(*2)までに**書面等**をもって当社に告知しなければなりません。

(2) (1)の告知については、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

(3) この保険契約において告知義務違反による解除の理由がある場合は、当社は、更新後契約(*3)を解除することができます。

(*1) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

(*2) 通知締切日とは、第2条(保険契約の更新)(1)に規定する日をいいます。

(*3) 更新後契約とは、第2条(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

第8条(更新後契約の初回保険料払込期日以前に発生した事故等に関する特則)

(1) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載がある場合は、当社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第5節第8条(保険契約解除の効力)(2)の表の①を下表のとおり読み替えて適用します。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	初回保険料の払込期日
-------------------------	------------

(2) 更新後契約(*1)の継続証等(*2)に保険料の払込期日の記載があり、かつ、事故の発生の日または**疾病**の発病の日が、初回保険料の払込期日以前である場合において、次のいずれかに該当するときは、当社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第2節第1条(保険料の払込方法等)(4)を下表のとおり読み替えて適用し、同条(5)を適用しません。

① 事故の発生の日または疾病の発病の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれているとき。

② 更新前契約の継続証等(*2)に保険料払込期日の記載がなく、かつ、更新前契約の保険料が全額払い込まれているとき。

(4) (3)の規定にかかわらず、当社は、初回保険料が払い込まれたものとして取り扱い、その事故による損害もしくは**傷害**または発病した疾病に対して保険金を支払います。

(3) (2)の規定を適用する場合において、当社は、この特約により、更新後契約(*1)の普通保険約款基本条項第6節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)(2)を下表のとおり読み替えて適用します。

(2) 当社が第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の**追加保険料**の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、事故の発生の日または疾病の発病の日が初回保険料払込期日以前のときは、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害もしくは傷害または発病した疾病に対して保険金を支払います。

(*1) 更新後契約とは、第2条(保険契約の更新)(1)の規定により更新される保険契約をいいます。

(*2) 継続証等とは、保険証券、保険契約継続証またはこれらに代わる書面をいいます。

⑨住まいの補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（更新後契約の内容）

当社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のとおりとします。

項目	内容
支払限度額（保険金額） 関連	<p>ア. 更新後契約の評価額(*1)は、更新前契約の評価額(*1)を、当社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等にしたがって調整して算出した額とします。</p> <p>イ. 当社は、ア.の規定により算出した更新後契約の評価額(*1)を、継続証等に記載するものとします。</p> <p>ウ. 更新後契約の支払限度額（保険金額）は、継続証等記載の評価額(*1)に継続証等記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。</p> <p>エ. ア.からウ.の規定にかかわらず、付帯された特約により保険の対象に動産が含まれる場合の動産の支払限度額（保険金額）については、更新前契約の支払限度額（保険金額）と同一とします。</p> <p>オ. ウ.の規定にかかわらず、更新前契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する「追加上乘せ方式」により設定している場合には、更新後契約の支払限度額（保険金額）は、継続証等記載の評価額(*1)から同条に規定する他の保険契約等の支払限度額（保険金額）を差し引いた額によって定めるものとします。</p>
② 地震保険の保険金額	<p>ア. 更新前契約に地震保険が付帯されている場合には、更新後契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。</p> $\boxed{\text{更新後契約の地震保険の保険金額}} = \boxed{\text{更新前契約の地震保険の保険金額}} \times \frac{\boxed{\text{更新後契約の支払限度額（保険金額）}}}{\boxed{\text{更新前契約の支払限度額（保険金額）}}}$ <p>イ. ア.の規定により算出した額の更新後契約の支払限度額（保険金額）に対する割合が、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第2条（定義）第2項第4号記載の最小割合を下回る場合は、更新後契約の地震保険の保険金額は、更新後契約の支払限度額（保険金額）にその最小割合を乗じて得た額とします。</p> <p>ウ. ア.およびイ.の規定により算出した更新後契約の地震保険の保険金額が、地震保険の限度額(*2)を超える場合には、限度額(*2)を更新後契約の地震保険の保険金額とします。</p> <p>エ. 更新前契約の支払限度額（保険金額）を普通保険約款住まい条項第3条（保険の対象の支払限度額（保険金額））に規定する「追加上乘せ方式」により設定し、かつ、他の保険契約等に地震保険が付帯されている場合には、ウ.の規定は適用しません。ただし、更新後契約の地震保険の保険金額が、限度額(*2)から他の保険契約等付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超える場合は、その額を更新後契約の地震保険の保険金額とします。</p> <p>オ. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の保険金額を変更する必要性が生じた場合は、この保険契約は更新されないものとします。</p>
上記に記載されている以外の事項については、更新前契約の保険期間の末日と同一の内容とします。	

(*1) 評価額とは、普通保険約款住まい条項第3条(1)に規定する評価額をいいます。

(*2) 限度額とは、地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払額）に規定する限度額をいいます。

〈住まいの補償の更新に関する特約 第2条の表の①ア.〉

更新時に、保険の対象の再取得価額を見直したうえで、更新後の支払限度額（保険金額）を設定します。物価の変動等により、更新前と更新後で支払限度額（保険金額）が異なる場合があります。

⑩自動車補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に保険契約の更新に関する特約が適用されることが記載されている場合に自動的に適用されます。

第2条（更新後契約の内容）

当社は、この特約により、更新後契約(*1)の内容を下表のとおりとします。

	項目	内容
保険金額関連	車両保険の保険金額	<p>① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、当社は、この保険契約の満了する日までに、ご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(*2)の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額を保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。</p> <p>なお、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、その見積額をもって、車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額）(1)に規定するご契約のお車の価額の協定がなされたものとみなし、その協定保険価額を保険金額として定めるものとします。</p> <p>② この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、当社は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定したご契約のお車の価額見積額を、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。</p> <p>なお、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、その見積額を保険金額として契約することの保険契約者および被保険者の申出がなされたものとみなし、その見積額を保険金額として定めるものとします。</p> <p>③ ①または②の通知に対して、通知締切日(*3)までに、保険契約者より別段の意思表示があった場合には、この保険契約は更新されないものとします。</p>
特約関連		<p>この保険契約に付帯された特約が更新後契約(*1)の保険期間の始期において当社の定める適用条件の範囲外となるときは、その特約は更新後契約(*1)には適用しないものとします。この場合、当社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する書面等によって保険契約者に通知します。また、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。</p>
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。		

(*1) 保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約をいいます。

(*2) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

(*3) 保険契約の更新に関する特約第2条（保険契約の更新）(1)に規定する日をいいます。

第3条（入替自動車の自動補償適用の特則）

下表のすべてに該当する場合は、更新後契約(*1)について、普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）に規定する**ご契約のお車**の入替がなされたものとみなし、同条(3)の規定を適用します。この場合、普通保険約款基本条項第1節第5条（ご契約のお車の入替）(5)の規定は適用しません。

①	この保険契約に普通保険約款基本条項第1節第5条(3)の規定が適用されること。
②	普通保険約款基本条項第1節第5条に規定する入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に更新後契約(*1)の保険期間の始期が到来すること。

(*1) 保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約をいいます。

⑪更新契約の取扱いに関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約であることが記載されており、かつ、この保険契約に保険契約の更新に関する特約が付帯されていない場合に適用されます。ただし、この保険契約に保険契約の更新に関する特約が付帯されている場合であっても、当会社より保険契約者に対する**書面等**によって保険契約者に対して同特約の規定による保険契約の更新を行わないこととの意思表示を行ったときは、同特約が付帯されていないものとしてこの特約を適用します。

第2条（更新契約）

この特約において更新契約とは、この保険契約と保険契約者、**記名被保険者**および**ご契約のお車**を同一として当社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第3条（更新契約に関する特則）

この保険契約の更新契約の締結手続漏れがあった場合であっても、下表に規定する条件をすべて満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で更新されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合、更新契約の保険期間は1年とします。

①	この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約であること。 ただし、この保険契約に当会社が別に規定する保険期間通算による等級継承特則を適用して1年未満の契約を締結した場合を含みます。
②	この保険契約が、この特約を適用して締結されたものではないこと。
③	ご契約のお車 を同一とする 他の保険契約等 がないこと。
④	電話、面談等により、保険契約者に対して直接更新の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により、この保険契約の更新契約の締結手続漏れとなったものでないこと。
⑤	この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から更新契約を締結しないことの意味表示がなかったこと。
⑥	保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に 書面等 により更新契約の申込みを行うこと。
⑦	特約に別に規定する場合を除いて、保険契約者が⑥の申込みと同時に更新契約の 初回保険料 を当会社に払い込むこと。

第4条（更新契約に適用される内容）

(1) 第3条（更新契約に関する特則）の規定にかかわらず、下表の事項については、更新契約に適用される内容は下表に規定するところによります。

①	この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合、 ご契約のお車 の保険金額は、次のいずれかに規定するところにより決定します。 ア. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合には、当会社は、この保険契約の満了する日までに、ご契約のお車と同一の 用途・車種 、車名、型式、仕様および初度登録年月(*1)の自動車または原動機付自転車の市場販売価格相当額を基準として算定したご契約のお車の価額見積額とします。 イ. この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていない場合には、当会社は、この保険契約の満了する日までに、この保険契約の車両保険金額を基準とし、ご契約のお車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定したご契約のお車の価額見積額とします。
②	この保険契約に適用されている特約に関しては、更新契約の保険期間の始期において、その特約の適用条件の範囲外となる場合は、その特約は更新契約に適用しないものとします。また、特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約が適用されること、または特約の適用条件により自動的に適用されないこととなる特約が適用されないことがあります。
③	更新契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。

(2) 当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等を改定した場合には、更新契約に対しては、更新契約の保険期間の始期における普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等が適用されるものとします。

(*1) ご契約のお車が軽自動車である場合は、初度検査年月をいいます。

第5条（保険責任に関する特則）

第3条（更新契約に関する特則）の規定により締結された更新契約に対しては、普通保険約款基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)および普通保険約款に付帯される他の特約に規定する保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑨2 傷害総合補償の更新に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。

第2条（更新後契約の内容）

当会社は、この特約により、保険契約の更新に関する特約第3条（更新後契約の内容）(2)の更新後契約の内容を下表のとおりとします。

項目	内容
保険金額等(*1)	この保険契約の保険金額等(*1)が、更新後契約の保険期間の始期において当会社の定める 被保険者 の年齢に対応する範囲を超える場合は、この保険契約は、当会社の定める範囲内に保険金額等(*1)を変更して更新されるものとします。この場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、保険契約者に対する 書面等 によって保険契約者に通知します。
上記に記載されている以外の事項については、満期日と同一の内容とします。	

(*1) 普通保険約款傷害定額条項第5条（お支払いする保険金）に規定する死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額、一時金払保険金額、治療給付金額、入院・手術保険金対象日数、入院保険金支払限度日数、通院保険金対象日数および通院保険金支払限度日数ならびに普通保険約款所得補償条項第5条（お支払いする保険金）に規定する所得補償保険金日額および所得補償てん補日数ならびに普通保険約款収入補償条項第5条（お支払いする保険金）に規定する保険金額およびてん補期間ならびに事業主費用補償特約（所得補償用）第5条（保険金の支払額）に規定する事業主費用保険金日額ならびに事業主費用補償特約（傷害定額用）第5条（保険金の支払額）に規定する事業主費用保険金額ならびに介護補償保険金特約（要介護2用）第5条（お支払いする保険金）に規定する介護補償保険金額をいいます。

4 地震保険 普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。</p>
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注)
	(注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。</p>
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	<p>(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>(注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。</p>
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

備考

第1条「一部損」「小半損」「大半損」「全損」

地震保険は「一部損」、「小半損」、「大半損」または「全損」によってお支払いする保険金の額が異なります。詳しくは第5条(保険金の支払額)をご確認ください。

第1条「当社が告知を求めたもの」

「所在地、物件種別、耐火基準、柱(建物構造)、他の保険契約等」等は告知事項となります。(保険契約申込書等に★または☆が付されている事項です。)

第1条「居住の用に供する建物」「生活用動産」

地震保険では事業専用^{事業専用}に使用される建物や業務用の^{業務用}什器・備品等、商品・製品等の動産は対象になりません。また、屋外にある動産は、たとえ生活に使用される動産であっても地震保険における生活用動産とはみなしません。

大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
大半損	<p>（建物の場合）</p> <p>建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。</p> <p>（注）門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。</p> <p>（生活用動産の場合）</p> <p>生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。</p>
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	<p>（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合）</p> <p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(2)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p> <p>（保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合）</p> <p>この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）(3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。</p>
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第1条「保険価額」
 地震保険では損害の額を認定する際の保険価額について時価額基準としています。
 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分(減価分)を控除して算出した額をいいます。

第2条(1)
 「一部損」に至らない損害は、保険金をお支払いしません。

第2条(4)
 地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで損害の認定方法が異なりますのでご注意ください。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、**地震等**を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた**損害が全損、大半損、小半損または一部損**に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- (2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した**危険**が生じたため、**建物全体**が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

- (3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物の損害が生じた場合(注3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が**生活用動産**である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- (5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 保険の対象の紛失または盗難
 - ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条（保険の対象の範囲）

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。
- (注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 畳、建具その他これらに類する物

備考

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】【である場合】共通
第2条(4)

門、塀または垣のみに損害が生じた場合でも、建物に損害が認められない場合は、保険金のお支払いの対象となりません。

第4条

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで保険の対象の範囲が異なりますのでご注意ください。

第4条(4)

新総合保険で家財を保険の対象としている場合で、第4条(4)に掲げられている物が新総合保険で対象となっている場合でも地震保険では保険の対象になりません。

- ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの
- ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
 - ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
 - ① 保険の対象である建物または生活用動産が**全損**となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、**保険価額**を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が**大半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が**小半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が**一部損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
 - ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、**地震保険法**第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$\frac{5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の建物についての保険金額}$$

② 生活用動産

$$\frac{1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}$$

- (4) 当社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

$$\frac{\text{(2)①に規定する限度額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の建物についての保険金額}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{\text{(2)②に規定する限度額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}$$

(注) (2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限り、適用します。

- (6) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第5条
地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで保険金の支払額に関する規定が異なりますのでご注意ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】
第5条(1)①
全損の場合で保険金を支払ったときには、損害発生時に保険契約は終了します。詳細は第32条（保険金支払後の保険契約）をご参照ください。

第5条(3)
他の保険契約等でも地震保険をご契約している場合にご確認ください。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**全損**となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、**保険価額**を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**大半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、**保険価額の60%**に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**小半損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、**保険価額の30%**に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が**一部損**となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、**保険価額の5%**に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。

- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一**敷地内**に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、**地震保険法**第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるとときは、当社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分

$$\frac{5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の専有部分の保険金額}$$

② 共用部分

$$\frac{5,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の共用部分の保険金額}$$

③ 生活用動産

$$\frac{1,000\text{万円または保険価額のいずれか低い額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}$$

- (5) 当社は、(3)①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3)①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3)および(4)の規定をそれぞれ適用します。

- (6) (3)から(5)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3)①または②に規定する限度額を差し引いた残額

② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分および共用部分

$$\frac{\text{(3) ①に規定する限度額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}} \times \text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}$$

備考

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条(1)①

全損の場合で保険金を支払ったときには、損害発生時に保険契約は終了します。詳細は第32条（保険金支払後の保険契約）をご参照ください。

第5条(4)

他の保険契約等でも地震保険を契約している場合にご確認ください。

第5条(5)

例えば同一敷地内にあるマンションの複数の専有部分および共用部分を所有している場合で、それぞれ別の世帯が居住している専有部分または共用部分を地震保険の対象としている場合が該当します。

イ. 生活用動産

(3) ②に規定する
限度額

この保険契約の生活用動産についての保険金額
×
それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

(注) (3)①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①または②に規定する限度額を超えるとときに限ります。

(7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの**保険価額**の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条（保険金支払についての特則）

- (1) **地震保険法**第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) **地震保険法**第4条（保険金の削減）の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条（2以上の地震等の取扱い）

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の**地震等**は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

備考

第7条

損害保険会社全社の地震保険契約によって支払われる保険金の総額が、1回の地震等により所定の額を超える場合には、算出された保険金総額に対する所定の額の割合によって削減される場合があります。

第8条

例えば、1回目の地震等での損害が一部損であっても72時間以内に生じた別の地震等で損害が全損となった場合には、損害の認定はまとめて全損として取り扱います。

新総合保険に付帯される場合の特則

新総合保険に付帯される地震保険には、保険料の払込方法等を新総合保険と揃えるために地震保険普通保険約款の他、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されます。詳しくはP.324をご参照ください。

第10条

ご契約時に弊社に重要な事項をお申出いただく義務（告知義務）があります。保険契約申込書等の記載事項が事実と異なっている場合には、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。「所在地、物件種別、耐火基準、柱（建物構造）、他の保険契約等」等については告知事項となりますのでご注意ください。（保険契約申込書等に★または☆が付されている事項です。）

第3章 基本条項

第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、**保険期間**の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による**損害**に対しては、保険金を支払いません。

第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、**告知事項**について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき**損害**の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条（通知義務）

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である**建物**または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、**告知事項**の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって**危険増加**が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき**損害**の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合(注)には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に

備考

第11条

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで通知義務に関する規定が異なりますのでご注意ください。

第11条

第11条の規定に該当する事実が発生した場合、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご通知いただく必要があります。ご通知や追加保険料のお支払いがないまま万一事故が起こった場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

第11条(1)(6)

例えば、ご契約時点で居住用であった建物を保険期間の途中で事業専用とする場合には、その時点から、地震保険の対象とはなりませんので必ずご通知ください。

関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) **警戒宣言**が発せられた場合は、**大震法**第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第17条

超過していた部分について保険契約を取り消した場合には、取り消した分の保険料を返還します。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として**損害**を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその

法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第10条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) **危険増加**が生じた場合または**危険**が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

(4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による**損害**については適用しません。

(6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条(保険料の返還—無効、失効等の場合)

(1) 第14条(保険契約の無効)(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 第14条(保険契約の無効)(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条(付帯される保険契約との関係)(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当

備考

第21条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.324をご参照ください。

第23条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.324をご参照ください。

会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき**既経過期間**に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から**既経過期間**に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について**損害**が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに**他の保険契約**の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する**敷地内**を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、**地震等**が発生したことを知った場合は、自らの負担で、**損害**の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による**損害**が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害見積書
 - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもし

備考

第24条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.324をご参照ください。

第25条

保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.324をご参照ください。

くは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、**損害**発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了(注3)の事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、**他の保険契約**の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) **保険価額**を含みます。

(注3) 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる**地震等**による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当社は、第7条（保険金支払についての特則）の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

(注) 概算払の場合を含みます。

第30条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）

(1) **損害**が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条（保険金支払後の保険契約）

- (1) 当社が第5条（保険金の支払額）(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条（保険金の支払額）(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
 (4) おおの別々に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条（付帯される保険契約との関係）

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
 (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条（保険契約の継続）

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条（告知義務）の規定を適用します。

(注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2) 第9条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条（保険の対象の譲渡）の規定によるものとします。
 (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
 (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
 (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
 (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

備考

第32条

「新総合保険に付帯される場合の特則」第3条④に従い、終了を失効と読み替えます。

なお、この場合の保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.324をご参照ください。

第32条(2)

地震保険では保険の対象が分譲マンション等の区分所有建物かそれ以外かで(2)に関する規定が異なりますのでご注意ください。

第33条

「新総合保険に付帯される場合の特則」第3条④に従い、終了を失効と読み替えます。

なお、この場合の保険料の返還または請求に関する規定は、保険料の払込方法に応じて異なります。具体的には、「新総合保険に付帯される場合の特則」が適用されますので詳しくはP.324をご参照ください。

第33条

例えば、新総合保険で保険金を支払った結果、新総合保険が失効した場合には、地震保険も同時に失効します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

新総合保険に付帯される場合の特則

第1条（特則の適用条件）

地震保険契約が新総合保険普通保険約款に基づく保険契約に付帯される場合には、地震保険普通保険約款にこの特則が適用されます。

第2条（保険料の払込方法等の特則）

地震保険契約の保険料の払込方法等に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず新総合保険普通保険約款基本条項における下表に掲げる各規定を適用するものとします。

①	第2節第1条（保険料の払込方法等）
②	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
③	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
④	第2節第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）
⑤	第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）
⑥	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
⑦	第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）
⑧	第5節第8条（保険契約解除の効力）

第3条（保険料の返還または請求の特則）

保険料の返還、追加または変更に関する規定については、地震保険普通保険約款の規定にかかわらず、以下の規定を適用します。

- ① 地震保険普通保険約款第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当社は、その無効となる保険金額に対する既に払い込まれた保険料を返還します。
- ② ①以外の場合には、新総合保険普通保険約款基本条項第6節における下表に掲げる各規定を準用するものとします。

ア.	第1条（保険料の返還、追加または変更）
イ.	第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）
ウ.	第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）
イ.	第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）
オ.	第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）
カ.	第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

- ③ ②を適用するにあたり、新総合保険普通保険約款基本条項を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)	第1節第2条(通知義務)(1)	地震保険普通保険約款第11条(通知義務)(1)
		第1節第6条（保険金額の調整）(2)	地震保険普通保険約款第17条(保険金額の調整)(2)
		第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(3)③
イ.	第6節第1条(5)	第5節第1条（保険契約の取消し）	地震保険普通保険約款第16条(保険契約の取消し)
ウ.	第6節第1条(6)	第5節第2条(1)の表の①	地震保険普通保険約款第14条(保険契約の無効)(1)
イ.	第6節第1条(7)	第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)	地震保険普通保険約款第32条(保険金支払後の保険契約)(1)
オ.	第6節第1条(8)	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)	地震保険普通保険約款第10条(告知義務)(2)
		第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)	地震保険普通保険約款第11条(通知義務)(2)または同条(6)
		第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)	地震保険普通保険約款第19条(重大事由による解除)(1)

備考

新総合保険に付帯される場合の特則

この特則は、新総合保険とあわせて地震保険を契約いただく場合に必ず適用されます。主に、地震保険の保険料の払込方法や返還・請求の方法を新総合保険と揃えるための規定です。

第2条

地震保険の保険料の払込方法については、新総合保険普通保険約款の規定を適用します。

第3条

地震保険の保険料の返還・請求方法については、新総合保険普通保険約款の規定を適用します。

カ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(5)	第1節第2条（通知義務）(1)	地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)
		第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
キ.	第6節第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）	第1節第6条（保険金額の調整）(1)	地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）(1)
ク.	第6節第9条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）	第5節第11条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)	地震保険普通保険約款第15条（保険契約の失効）(1)②

④ ②を適用するにあたり、地震保険普通保険約款を下表のとおり読み替えるものとします。

	箇所	読み替え前	読み替え後
ア.	第32条（保険金支払後の保険契約）	終了	失効
イ.	第33条（付帯される保険契約との関係）		

第4条（当会社への通知方法の特則）

- 地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1)または第17条（保険金額の調整）の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができるものとします。
- 下表に掲げる各規定において、保険契約者または被保険者から当会社への申出は、書面のほか、当会社の定める通信方法とすることがあります。

①	地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(3)③
②	地震保険普通保険約款第13条（保険の対象の譲渡）(1)および(2)
③	地震保険普通保険約款第35条（保険契約者の変更）(2)

第5条（保険証券等の不発行の特則）

当会社は保険契約者の申出により、地震保険の保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、地震保険普通保険約款および特約の規定を適用します。

第6条（保険の対象の譲渡についての特則）

地震保険契約の保険の対象の譲渡に関する規定については、地震保険普通保険約款第13条（保険の対象の譲渡）(2)を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、保険契約者があらかじめ当会社に申し出て承認の請求を行わなかったことについて、保険契約者に重大な過失がなかった場合は、保険契約者があらかじめ当会社に申し出て承認の請求を行ったものとみなします。

5 利用規約

1. ロードアシスト 利用規約

I ロードアシスト全般に関する事項

1. ロードアシスト 利用規約について

- (1) ロードアシストは、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）（正式名称：車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約）」による車両搬送費用および緊急時応急対応費用の補償と「サービス」の提供から構成されます。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供するロードアシストに関する事項を規定したものです（弊社には東京海上アシスタンス株式会社を含みます。以下同様とします。）。
- (3) 「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定にしたがいます。
- (4) ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「緊急時応急対応サービス」の提供ができない場合であっても、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」の規定にしたがい、特約の補償対象となる車両搬送費用および緊急時応急対応費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

＜車両搬送サービスおよび緊急時応急対応サービスの提供ができない場合の例＞

- ・ 交通事情、気象状況、地震等の影響がある場合
- ・ 事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合
- ・ ご契約のお車の車上にある鍵が盗難された場合
- ・ 事故や故障の発生場所が一部の離島等の地域の場合 等

2. ロードアシストで提供する「サービス」

ロードアシストでは、以下の「サービス」を提供します。なお、③および④を総称し、以下「付帯サービス」といいます。

- | | | |
|---------------|--------------|------------------|
| ①車両搬送サービス | ②緊急時応急対応サービス | ③燃料切れ時ガソリン配達サービス |
| ④おクルマ故障相談サービス | | |

3. ロードアシストの対象車両

- (1) ロードアシストの対象車両は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」が付帯されている保険契約のご契約のお車とします。ただし、「車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の不適用に関する特約」が付帯されている場合を除きます。
- (2) 「他車運転危険補償特約」の対象となる他の自動車のように、ご契約のお車以外の自動車および原動機付自転車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、ロードアシストの対象となりません。
- (3) 普通保険約款および特約の規定にしたがい、ご契約のお車の入替が行われた場合、入替後のお車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。ただし、入替自動車の自動補償の規定は適用しません。

4. ロードアシストの対象者

- (1) ロードアシストの対象者は、ご契約のお車に搭乗中の方、ご契約のお車の所有者および記名被保険者とします。
- (2) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。
- (3) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は、対象となりません。

5. ロードアシストの適用地域

- (1) ロードアシストは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域では、ロードアシストによる「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」の提供ができない場合があります。

6. ロードアシストの対象期間

- (1) ロードアシストは、保険証券記載の保険期間内に発生した事故、故障または車両のトラブルに対して提供します。
- (2) 保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消しまたは無効となった場合、「車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の不適用に関する特約」が付帯された場合は、ロードアシストの対象となりません。

7. ロードアシストを提供できない場合等

- (1) ロードアシストは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。
 - ① 車両搬送費用、緊急時応急対応費用または「付帯サービス」にかかる費用が次のいずれかの原因によって生じた場合
 - ア. ロードアシストの対象者の故意または重大な過失
 - イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ウ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - エ. 次のいずれかに該当する事由
 - (ア) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (イ) (ア)以外の放射線照射または放射能汚染
 - オ. 次のいずれかに該当する事由
 - (ア) イ.からI.までの事由によって発生した事故の拡大
 - (イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故のイ.からI.までの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）
 - (ウ) イ.からI.までの事由に伴う秩序の混乱

- カ. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- キ. 詐欺または横領
- ク. 次のいずれかに該当する事由
 - (ア) ご契約のお車を競技または曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること。
 - (イ) ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。）すること。
- ケ. 同一のサービスにおける利用頻度が著しく高い場合
- ② ご契約のお車の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等を使用した状態で運転した場合、酒気を帯びて（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した場合に生じた事故によってご契約のお車が走行不能となった場合
- ③ 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態であり事故や故障、車両自体に生じたトラブルに該当しない場合
- (2) 以下の事項に該当する場合には、ロードアシストによる「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」の規定にしたがい、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
 - ① ご契約のお車が、違法改造されている場合またはメーカーの示す仕様と異なる改造、整備を加えていた場合
 - ② 海岸、農地、原野、河川敷、港湾施設、造成地、工場跡地等、通常の自動車走行に不適な場所でご契約のお車を使用し、事故や故障が発生した場合
 - ③ 故意によりメーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付け注意、警告ラベル等に示す使用限度を超えてご契約のお車を使用した場合
 - ④ 航空機または船舶によりご契約のお車を輸送中の場合
 - ⑤ ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合
 - ⑥ ご契約のお車が、鍵の盗難または紛失により走行不能となった場合
- (3) ロードアシストによる「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」をご利用いただく場合は、必ず事前に弊社にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、ロードアシストによる「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。

8. ロードアシストをご利用いただく際のご注意事項

- (1) ロードアシストに伴う現場での各種対応は、原則として弊社の手配によりJAFまたは弊社の提携会社が提供します。
- (2) お客様がJAF会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてJAFに取次ぎます。
- (3) ロードアシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、ロードアシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、JAFまたは弊社の提携会社へ提供します。
- (4) 弊社へご連絡いただいた際、聞き間違いによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。
- (5) 交通事情、気象状況、地震等により、ロードアシスト提供会社の到着に時間がかかる場合またはロードアシストによる「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」の各種の案内や手配もしくは提供ができない場合があります。
- (6) レッカーによるけん引や応急対応の過程で、ご契約のお車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につきロードアシストの提供会社を免責とする趣旨の書類に、お客様の署名をいただく場合があります。
- (7) ロードアシストに伴う現場での各種対応は、JAFまたは弊社の提携会社の責任において提供されるものとします。そのため、各種対応に起因して生じた事故等により、ロードアシストの対象者またはその他の第三者に損害が生じた場合について、弊社は一切その責めを負わないものとします。
- (8) 弊社は、「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」の内容を変更（中止を含みます。以下同様とします。）する場合があります。この場合の変更は日本国の法令に準拠して実施するものとします。
- (9) 「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」での補償対象となる車両搬送費用および緊急時応急対応費用については、特約による保険金としてお支払いします。「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」により保険金をお支払いした場合でも、それだけではノンフリート等級別料率制度における事故の件数に含まれませんので、更新後契約の自動車保険の等級や保険料に影響することはありません。また、フリート契約においては成績計算期間における損害率に「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」の保険料および保険金は含まれませんので、メリット・デメリットに影響することはありません。
- (10) 「車両搬送サービス」および「緊急時応急対応サービス」に規定する上限額を超える費用や、「車両搬送サービス」、「緊急時応急対応サービス」および「付帯サービス」の提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、弊社がロードアシストを提供した後に、ロードアシストの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべてお客様のご負担となります。
- (11) 相手方のある事故等が原因となってロードアシストを提供し、その費用についてお客様が損害賠償請求権を取得した場合において、弊社がロードアシストの費用をお支払いしたときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、お客様が取得した債権の額から、お支払いしていない費用の額を差し引いた額とします。

II サービスの内容

1. 車両搬送サービス

- (1) 「車両搬送サービス」の内容
 - ① ご契約のお車が事故、故障や盗難により走行不能となった場合に、走行不能となった場所からお客様がご指定する修理工場等までご契約のお車を搬送する手配を行い、搬送に必要な費用を、15万円を上限にお支払いします。
 - ② 搬送に必要な費用が①に規定する上限額を超える場合で、お客様がご指定する修理工場等まで搬送することが合理的であると弊社が判断し、あらかじめ承認したときは、上限額の規定を適用せず、搬送に必要な費用をお支払いします。ただし、JAFまたは提携会社にて搬送するときに限ります。

- ③ 搬送に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要なクレーン作業料や保管料を含みます。
- ④ 修理工場の指定がない場合、弊社が修理工場を紹介し、お客様に搬送先を決定いただきます。
- ⑤ 「走行不能となった場合」とは、ご契約のお車が事故、故障や盗難により、自力で移動することができない状態または法令により走行してはいけない状態をいいます。
- ⑥ 自宅駐車場での事故、故障や盗難の場合も、ご契約のお車が走行不能となった場合は対象となります。

(2) ご利用上のご注意

- ① 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態からのレッカーけん引は、事故、故障や盗難による走行不能には該当しないため、対象となりません。
- ② 一旦、お客様がご指定する修理工場等へ搬送した後に、再度、搬送したことにより生じた費用は対象となりません。
- ③ 「車両搬送サービス」の対象となる場合、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」による保険金をお支払いできないときも「車両搬送サービス」を提供します。

2. 緊急時応急対応サービス

(1) 「緊急時応急対応サービス」の内容

- ① ご契約のお車が、事故、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合に、自力で走行できる状態に復旧するための対応を手配し、復旧に必要な費用を15万円を上限にお支払いします。ただし、②に掲げる費用についてはお客様のご負担となります。

<p>応急対応の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの点検、ジャンピング ・インロック時のカギ開け ・冷却水補充 	<ul style="list-style-type: none"> ・スペアタイヤ交換 ・脱輪および落輪引上げ 	等
--	--	---

- ② 対応可能な応急対応であった場合でも、次の費用はお客様のご負担となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・部品代、消耗品代 ・チェーンの着脱作業代
--

- ③ J A F 会員のお客様が、J A F による「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、②の規定にかかわらず、部品代、消耗品代について保険期間（長期契約の場合は1保険年度とします。）に1回、かつ、4,000円を上限にその費用をお支払いします。

(2) ご利用上のご注意

- ① 事故、故障や車両のトラブルによる現場対応ができず、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」の内容に基づきご契約のお車を修理工場等へ搬送します。この場合に、弊社がお支払いする費用の上限額は、「車両搬送サービス」および「緊急時応急対応サービス」にかかる費用を合わせて、15万円とします。
- ② 雪道や砂浜、ぬかるみ等でスリップして抜け出せない状態やタイヤが空転して走行不能となった状態は、事故、故障や車両自体に生じたトラブルには該当しないため、対象となりません。
- ③ ご契約のお車の車種やカギの種類によっては、カギ開けができない場合があります。
- ④ タイヤがパンクした場合は、スペアタイヤへの交換を行います。
- ⑤ J A F 会員のお客様であることが確認できない場合および J A F 会員のお客様が、J A F 以外の業者による「緊急時応急対応サービス」を受ける場合は、J A F 会員向けの拡大サービスをご提供することができません。
- ⑥ 「緊急時応急対応サービス」の対象となる場合、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」による保険金をお支払いできないときも「緊急時応急対応サービス」を提供します。

3. 燃料切れ時ガソリン配達サービス

(1) 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」の内容

- ① ご契約のお車が道路上で燃料切れとなった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を10リットル提供します。なお、ご契約のお車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。
- ② 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は、保険期間（長期契約の場合は1保険年度とします。）に1回を限度とします。
- ③ J A F 会員のお客様が、J A F による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、保険期間（長期契約の場合は1保険年度とします。）に2回を限度とします。

(2) ご利用上のご注意

- ① 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所で燃料切れが発生した場合、ガソリン配達の手配は行いますが、ガソリン代はお客様のご負担となります。電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送の手配は行いますが、当該車両搬送費用はお客様のご負担となります。
- ② J A F 会員のお客様であることが確認できない場合および J A F 会員のお客様が、J A F 以外の業者による「燃料切れ時ガソリン配達サービス」を受ける場合は、J A F 会員向けの拡大サービスをご提供することができません。
- ③ 「燃料切れ時ガソリン配達サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

4. おクルマ故障相談サービス

(1) 「おクルマ故障相談サービス」の内容

ご契約のお車の故障や車両のトラブルに対して、整備有資格者が適切なアドバイスを行います。

(2) ご利用上のご注意

- ① アドバイスで解決することができず、かつ、ご契約のお車が走行不能の場合は、「緊急時応急対応サービス」によって対応します。また、走行不能であることが判明した場合は、「車両搬送サービス」によって対応します。
- ② 「おクルマ故障相談サービス」は「付帯サービス」としてご提供します（原則として無料サービスとなります。）。

2. レンタカー等諸費用アシスト 利用規約

I レンタカー等諸費用アシスト全般に関する事項

1. レンタカー等諸費用アシスト利用規約について

(1) レンタカー等諸費用アシスト（以下、本アシスト）は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）（正式名称：車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約）」および「レンタカー費用等補償特約（事故時30日）（正式名称：レンタカー費用の補償日数等に関する特約（事故時30日限度）」）（以下、各特約）による下表に記載の「補償メニュー」の費用の補償および補償に伴う各種の案内や手配、費用精算等のサービスと、「レンタカー提供サービス」から構成されます。

①車両引取費用	②代替交通費用	③レンタカー費用
---------	---------	----------

(2) 本利用規約は、弊社が提供する本アシストに関する事項を規定したものです（弊社には東京海上アシスタンス株式会社を含みます。以下同様とします。）。

(3) 各特約による「補償メニュー」の費用の補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定にしがいます。

(4) 本アシストによる各種の案内や手配ができない場合であっても、各特約の規定にしがい、各特約の補償対象となる費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

<各種の案内や手配ができない場合の例>

- ・ 交通事情、気象状況、地震等の影響がある場合
- ・ 事故や故障の発生時に弊社への連絡がない場合
- ・ ご契約のお車の車上にある鍵が盗難された場合
- ・ 事故や故障の発生場所が一部の離島等の地域の場合 等

2. レンタカー等諸費用アシストの対象車両

(1) 本アシストの対象車両は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」が付帯されている保険契約のご契約のお車とします。ただし、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等不担保特約（正式名称：車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約の不適用に関する特約）」または「レンタカー費用等不担保特約（正式名称：レンタカー費用等不担保特約（車両搬送・緊急時応急対応費用補償）」）が付帯されている場合を除きます。

(2) 「他車運転危険補償特約」の対象となる他の自動車のように、ご契約のお車以外の自動車および原動機付自転車や「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、本アシストの対象となりません。

(3) 普通保険約款および特約の規定にしがい、ご契約のお車の入替が行われた場合、入替後のお車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。ただし、入替自動車の自動補償の規定は適用しません。

3. レンタカー等諸費用アシストの対象者

(1) 本アシストの「補償メニュー」の費用の補償および補償に伴う各種の案内や手配、費用精算等のサービスの対象者は下表に記載の方とします。

①車両引取費用	②代替交通費用	③レンタカー費用
・ ご契約のお車に搭乗中の方(*1) ・ ご契約のお車の所有者 ・ 記名被保険者	・ ご契約のお車に搭乗中の方(*1)	・ ご契約のお車に搭乗中の方(*1)(*2) ・ ご契約のお車の所有者 ・ 記名被保険者(*2)

(2) 「レンタカー提供サービス」の対象者はご契約のお車の所有者とします。

(*1) 一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故、故障または盗難の前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。また、ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗の方は、対象となりません。

(*2) ご契約のお車が事故や故障により走行不能となり修理工場等へ搬送された場合またはご契約のお車が盗難された場合以外は、対象となりません。

4. レンタカー等諸費用アシストの適用地域

(1) 本アシストは、日本国内でのみ適用されます。

(2) 一部離島等の地域では、本アシストによる各種の案内や手配、費用精算等のサービスおよびレンタカー提供サービスの提供ができない場合があります。

5. レンタカー等諸費用アシストの対象期間

(1) 本アシストは、II レンタカー等諸費用アシストの「補償メニュー」および「レンタカー提供サービス」の内容に規定する対象となる事象(*1)が保険証券記載の保険期間内に生じた場合に提供します。

(2) 保険契約が解約または解除された場合や、保険契約が取消または無効となった場合、各特約が削除された場合は、本アシストの対象となりません。

(*1) 「レンタカー提供サービス」については、走行不能となり修理工場へ入庫することをいいます。

6. レンタカー等諸費用アシストを提供できない場合等

(1) 本アシストは、以下の事項に該当する場合には、提供することができません。

- ① 本アシストの「補償メニュー」の費用または「レンタカー提供サービス」にかかる費用が次のいずれかの原因によって生じた場合
 - A. 本アシストの対象者の故意または重大な過失
 - I. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

ウ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

Ⅰ. 次のいずれかに該当する事由

(ア) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(イ) (ア)以外の放射線照射または放射能汚染

オ. 次のいずれかに該当する事由

(ア) Ⅰ.からⅠ.までの事由によって発生した事故の拡大

(イ) 発生原因が何であるかにかかわらず、事故のⅠ.からⅠ.までの事由による拡大（事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。）

(ウ) Ⅰ.からⅠ.までの事由に伴う秩序の混乱

カ. 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。

ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

キ. 詐欺または横領

ク. 次のいずれかに該当する事由

(ア) ご契約のお車を競技または曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）のために使用すること。

(イ) ご契約のお車を競技または曲技を行うことを目的とする場所において使用（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。）すること。

② ご契約のお車の運転者が、法令で定められた運転資格を持たない場合、麻薬等を使用した状態で運転した場合、酒気を帯びて（道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態をいいます。）運転した場合で事故が生じたとき

(2) 各特約およびご契約に適用される普通保険約款ならびに特約の規定にしたがい、各特約の補償対象とならない場合は、本アシストを提供することができません。ただし、ご契約のお車が自力で移動して修理工場に入庫したことにより、各特約の補償対象とならない場合で、本利用規約の規定にしたがい、レンタカー提供サービスの対象となるときを除きます。

(3) 以下の事項に該当する場合には、本アシストによる各種の案内や手配、費用精算等のサービスおよびレンタカー提供サービスの提供を行うことができません。ただし、各特約の規定にしたがい、各特約の補償対象となる費用に対しては、特約による保険金をお支払いします。

① 次のいずれかに該当する事由によりご契約のお車が走行不能になった場合

ア. 燃料の不足または費消

イ. 蓄電池の充電不足および放電

ウ. 鍵がご契約のお車の車室内にある状態での施錠

Ⅰ. 鍵の盗難または紛失

② ご契約のお車が、有効な自動車検査証の交付を受けていない状態で故障が発生した場合

(4) ご契約のお車の一部を盗難された場合は、本アシストによる各種の案内や手配、費用精算等のサービスおよびレンタカー提供サービスの提供を行うことができません。

(5) 本アシストによる各種の案内や手配、費用精算等のサービスおよびレンタカー提供サービスをご利用いただく場合は、必ず事前に弊社にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、本アシストによる各種の案内や手配、費用精算等のサービスおよびレンタカー提供サービスの提供を行うことができません。

7. レンタカー等諸費用アシストをご利用いただく際のご注意事項

(1) 本アシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本アシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、弊社の提携会社へ提供します。

(2) 弊社へご連絡いただいた際、聞き間違いによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。

(3) 交通事情、気象状況、地震等により、本アシストによる各種の案内や手配、費用精算等のサービスおよびレンタカー提供サービスの提供ができない場合があります。

(4) 弊社は、本アシストの内容を変更（中止を含みます。以下同様とします。）する場合があります。この場合の変更は日本国の法令に準拠して実施するものとします。

(5) 本アシストに規定する上限額を超える費用や、本アシストの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、弊社が本アシストを提供した後に、本アシストの対象ではないことが判明した場合、提供に必要とした費用は、すべてお客様のご負担となります。

(6) 相手方のある事故等が原因となって本アシストを提供し、その費用についてお客様が損害賠償請求権を取得した場合において、弊社が本アシストの費用をお支払いしたときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、お客様が取得した債権の額から、お支払いしていない費用の額を差し引いた額とします。

Ⅱ レンタカー等諸費用アシストの「補償メニュー」および「レンタカー提供サービス」の内容

1. 車両引取費用

(1) 「車両引取費用」の内容

ご契約のお車が事故や故障により走行不能となり修理工場等へ搬送された場合またはご契約のお車が盗難された場合で、ご契約のお車を修理工場で修理したときに、納車または引き取りに必要な次のいずれかの費用を、10万円を上限に補償します。

- ① 修理完了後のご契約のお車を、修理工場からお客様のご自宅へ納車するために必要な費用
- ② ご契約のお車を修理工場で引き取るために必要な往路1名分の交通手段を利用するために必要な費用

(2) ご利用上のご注意

- ① 「車両引取費用」にかかる費用は、原則として一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。バスや電車等の領収証のお取り付けが困難な交通機関の場合は、所定の請求用紙にご記入の上、ご請求いただきます。
- ② 「車両引取費用」の対象となる往路1名分の交通手段を利用するために必要な費用には、レンタカーを利用した際の費用を含みません。
- ③ 「車両引取費用」の対象となる往路1名分の交通手段を利用するために必要な費用は、あらかじめ弊社の承認がないかぎり、合理的な経路および方法である交通手段を利用するために必要な費用に限ります。
- ④ 補償内容の詳細は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」およびご契約に適用される普通保険約款ならびに特約の規定にしたがいます。

2. 代替交通費用

(1) 「代替交通費用」の内容

- ① ご契約のお車が事故や故障により走行不能となり修理工場等へ搬送された場合またはご契約のお車が盗難された場合で、走行不能となった地または盗難された地から居住地、ご契約のお車の出発地または当面の目的地へ移動するにあたって、代替の交通手段が必要となったときに、交通手段を案内し、必要となる交通費を、1回の事故、故障または盗難につき対象者合計で5万円を上限に補償します。
- ② 交通手段としてタクシーを利用するために必要な費用は3万円を限度とします。

(2) ご利用上のご注意

- ① 「代替交通費用」にかかる費用は、一旦お客様にお立替えいただき、後日、上限額の範囲内で補償します。お立替えいただいた費用をご請求いただく際に、請求書類とあわせて領収証の原本をご提出いただきます。バスや電車等の領収証のお取り付けが困難な交通機関の場合は、所定の請求用紙にご記入の上、ご請求いただきます。
- ② 代替となる交通手段の利用は、合理的な経路および方法である交通手段を利用した場合に限ります。
- ③ 補償内容の詳細は、「車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約（15日）」およびご契約に適用される普通保険約款ならびに特約の規定にしたがいます。

3. レンタカー費用／レンタカー提供サービス

(1) 「レンタカー費用」の内容

- ① レンタカー等諸費用アシストでは、事故によりご契約のお車に損害が生じた場合、故障によりご契約のお車が走行不能となり修理工場等へ搬送された場合またはご契約のお車が盗難された場合で、ご契約のお車の代替としてレンタカーを借り入れる必要があるときにレンタカーの手配を行い、借り入れに必要な費用を日額5千円を上限に補償します。
- ② ①の規定にかかわらず、この保険契約に「レンタカー費用等補償特約（事故時30日）」が付帯されている場合は、レンタカーの借り入れに必要な費用を保険証券記載の保険金日額を上限に補償します。
- ③ ①および②で補償する費用は、修理完了後ご契約のお車が手元に戻った日、新たに代替のお車を取得した日または盗難されたご契約のお車が損傷のない状態で発見され手元に戻った日までに使用したレンタカーに対する費用のうち、レンタカーを借り入れた日からその日を含めて15日目の日までに必要な費用を限度とします。ただし、対象となる事象が発生した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以降に使用されたレンタカーに対する費用を除きます。
- ④ ③の規定にかかわらず、この保険契約に「レンタカー費用等補償特約（事故時30日）」が付帯されている場合で、事故によりご契約のお車に損害が生じたときまたはご契約のお車が盗難されたときは、30日目の日までに必要な費用を限度とします。
- ⑤ 台風、洪水、高潮、豪雨その他の災害が生じた場合は、①から④までの規定を適用せず、各特約で別に定める規定にしたがい、レンタカーの借り入れに必要な費用を補償することがあります。

(2) 「レンタカー提供サービス」の内容

- ① ご契約のお車が自力で移動して修理工場に入庫したことにより「レンタカー費用」をご提供することができない場合で、ご契約のお車が法令等により走行が禁じられる状態であると弊社が認めたときは、レンタカーを提供します。この場合のレンタカー費用の日額は、5千円を上限とします。ただし、この保険契約に「レンタカー費用等補償特約（事故時30日）」が付帯されている場合で保険証券記載の保険金日額が7千円以上の額の場合は、レンタカー費用の日額は7千円を上限とします。
- ② レンタカー提供サービスにおけるレンタカー費用の上限日数および提供期間は、それぞれ(1)の③および④に規定する日とします。
- ③ 「レンタカー費用」について、各特約による保険金が支払われる場合は、レンタカー提供サービスを提供しません。

(3) ご利用上のご注意

「レンタカー費用」の補償内容の詳細は、各特約およびご契約に適用される普通保険約款ならびに特約の規定にしたがいます。

3. 水漏れ・鍵開けアシスト 利用規約

I 水漏れ・鍵開けアシスト全般に関する事項

1. 水漏れ・鍵開けアシスト 利用規約について

- (1) 水漏れ・鍵開けアシスト（以下「本アシスト」といいます。）は、「トータルアシスト超保険（新総合保険）」をご契約のお客様がご利用いただける「付帯サービス」です。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供する本アシストに関する事項を定めたものです。

2. 水漏れ・鍵開けアシストの提供内容

本アシストは以下のサービスから構成されます。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①水回りのトラブル対応サービス | ②鍵のトラブル対応サービス |
|-----------------|---------------|

3. 水漏れ・鍵開けアシストの対象建物

本アシストは「トータルアシスト超保険（新総合保険）」において、保険証券記載の保険契約者住所の建物および住まいに関する補償の保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物を対象とします。

4. 水漏れ・鍵開けアシストの適用地域

- (1) 本アシストは、日本国内でのみ適用されます。
- (2) 一部の離島等の地域ではサービスの提供ができない場合があります。

5. 水漏れ・鍵開けアシストの対象期間および提供回数

- (1) 本アシストは、保険証券記載の保険期間が対象期間となります。
- (2) 「水回りのトラブル対応サービス」「鍵のトラブル対応サービス」の提供回数は、それぞれ、保険期間を通じて（長期契約の場合は保険年度ごとに）1回限度となります（2回目以降はお客様のご負担となります。）。

6. 水漏れ・鍵開けアシストを提供できない場合

- (1) 本アシストは、以下の事項に該当する場合には提供することができません。
 - ・故意または重大な過失によって生じたトラブルの場合
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波の場合
 - ・その他、提供が適当でないと弊社が判断する場合
- (2) お客様ご自身で専門会社を手配された場合は本アシストの対象外となります。

7. 水漏れ・鍵開けアシストをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本アシストは、弊社が弊社の提携会社を通じて提供し、利用料金の一部または全部を弊社が負担するものです。
- (2) 本アシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本アシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を提携会社へ連絡します。
- (3) 交通事情、気象状況等により、サービスの着手にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (4) 弊社は、本サービスの内容を変更（中止を含みます。以下同様とします。）する場合があります。この場合の変更は日本国の法令に準拠して実施するものとします。
- (5) 各サービスの提供範囲外の費用はお客様のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全てお客様のご負担となります。

II サービスの提供範囲

1. 「水回りのトラブル対応サービス」の提供範囲

- ① トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に専門会社の手配を行い、応急処置を実施します。（部品交換等を伴う本格的な修理については、サービスの対象外となります。）
- ② 応急処置に必要な費用には、出張費・作業代を含み、部品代、高圧洗浄・掘削作業等の特殊機器や特殊技術が必要な作業に関する費用を除きます。
- ③ 部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。
- ④ 便器等の脱着作業に関する費用はお客様のご負担となります。
- ⑤ マンションやアパート等の集合住宅における共用部分および自治体等の管轄部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。
- ⑥ 下水道本管等、公共機関が管理する公的部分に生じた詰まり、水漏れは対象外です。

2. 「鍵のトラブル対応サービス」の提供範囲

(1) 鍵を紛失した場合

- ① 鍵を紛失した場合に専門会社の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の開錠・破錠作業を行います。
- ② 開錠・破錠の後に行った、錠の新規取付または部品交換に関する部品代・作業代等の費用はお客様のご負担となります。
- ③ サービスの対象は一般の住宅用の出入口の錠に限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠作業の対象外となります。
- ④ 錠およびドアの種類によっては開錠・破錠作業ができない場合があります。
- ⑤ お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

(2) 鍵の盗難に遭った場合

- ① 鍵の盗難に遭った場合に専門会社の手配を行い、出入口（玄関等）の開錠・破錠作業および錠の交換を行います。
- ② サービスの対象は一般の住宅用の出入口の錠に限ります。マンションやアパート等の集合住宅における共用部分のエントランス等は開錠・破錠作業および錠の交換の対象外となります。
- ③ 錠およびドアの種類によっては開錠・破錠作業および錠の交換ができない場合があります。
- ④ 警察への届出のない盗難は、サービスの対象外となります。
- ⑤ お客様ご自身の身分証明ができない場合には、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。

4. 住まいのサイバーアシスト 利用規約

I 住まいのサイバーアシスト全般に関する事項

1. 住まいのサイバーアシスト 利用規約について

- (1) 住まいのサイバーアシスト（以下「本アシスト」といいます。）は、「ホームサイバーリスク費用補償特約」をセットいただいたお客様のみがご利用いただける「付帯サービス」です。
- (2) 本利用規約は、弊社が提供する本アシストに関する事項を定めたものです（弊社には、東京海上アシスタンス株式会社を含みます。以下同様とします。）。

2. 住まいのサイバーアシストの提供内容

本アシストは、以下のサービスから構成されます。

①インターネット等のサイバートラブルに関する相談サービス ②マルウェア(*)のリモート駆除サービス

(*) マルウェアとは、不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードの総称です。

3. 住まいのサイバーアシストの対象者

本アシストの対象者は、ご契約者または補償を受けられる方（いずれも法人は除き、個人事業主は含みます。）とします。

4. 住まいのサイバーアシストの適用地域

本アシストは、日本国内でのみ適用されます。

5. 住まいのサイバーアシストの対象期間

本アシストは、「ホームサイバーリスク費用補償特約」の補償期間が対象期間となります。

6. 住まいのサイバーアシストを提供できない場合

- (1) 本アシストは、以下の事項に該当する場合には提供することはできません。
 - 故意または重大な過失によって生じたトラブルの場合
 - 地震、噴火またはこれらによる津波の場合
 - その他、提供が適当でない弊社が判断する場合
- (2) お客様ご自身で専門会社を手配された場合は本アシストの対象外となります。
- (3) 対象者以外の方からのご相談に対しては、本アシストを提供することはできません。

7. 住まいのサイバーアシストをご利用いただく際のご注意事項

- (1) 本アシストを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、本アシストの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を提携会社へ提供します。
- (2) お客様との音声通話および提携会社による遠隔操作の記録につきましては、聞き間違い等によりお客様にご迷惑をおかけしないよう、記録し、一定期間保存させていただきます。
- (3) 提携会社がマルウェアのリモート駆除サービスで使用するツール等について、使用許諾への同意が必要になる場合があります。
- (4) 通信状況、気象状況等により、サービスの提供にお時間がかかる場合またはサービスの提供ができない場合があります。
- (5) 弊社は、本アシストの内容を変更（中止を含みます。以下同様とします。）する場合があります。この場合の変更は日本国の法令に準拠して実施するものとします。
- (6) 本アシストの提供範囲外のコストはお客様のご負担となります。また、サービスのご利用後に、サービスの対象でないことが判明した場合、費用は全てお客様のご負担となります。
- (7) 提携会社よりサイバートラブルやマルウェア感染予防のためのアドバイスをさせていただく場合があります。

II サービスの提供範囲

1. 「インターネット等のサイバートラブルに関する相談サービス」の提供範囲

- (1) 以下の相談対象に、サイバートラブル(*)による不具合が生じた場合や今後、サイバートラブルの発生が危惧される場合に、提携会社による対処方法のアドバイスやご家庭におけるセキュリティ相談等を提供します。

【相談対象】(*) (3)

インターネット、メール、ソフトウェア、ハードウェア、スマートフォン・タブレット OS、スマートフォン・タブレットハードウェア、オンラインストレージ、SNS、IoT および これらに類するもの

(*) 「サイバートラブル」とは、マルウェアの感染が疑われるような事象が発生した場合をいい、相談対象の操作方法や機能に関する相談は含まれません。

(*) 専ら業務に使用するものを除きます。

(*) 本アシスト提供時点において公式サイトで入手可能なメーカーサポートが提供されている製品バージョンに限ります（メーカーが定めるサポート期間外にある製品は対象外です。）。

- (2) メーカー固有のトラブルやメーカーから開示されていない内容のご質問については、メーカーへのご相談をお願いする場合があります。
- (3) 本アシストは問題解決の支援を行うためのもので、全ての問題解決を保証するものではありません。相談対象や不具合の内容によっては、対応できない場合があります。

2. 「マルウェアのリモート駆除サービス」の提供範囲

- (1) 上記1)における提携会社の調査により、パソコンのマルウェア感染が判明した場合に、提携会社にて、遠隔操作または電話対応によるご案内によって駆除作業を行います。
- (2) 不具合の内容によっては、対応できない場合があります。

MEMO

MEMO

耳や言葉の不自由なお客様専用

事故受付票 自動車事故以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

※自動車事故の場合には左の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用
FAX番号

0120-119-569

(24時間365日受付)



※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは東京海上日動安心110番(事故受付センター)で受け付けております。

弊社営業時間中(平日9時～17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡

希望(日 午前 午後 時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号	—		
	★ご契約者のお名前	(カナ)	★ご契約者のご連絡先	(TEL) (FAX)
	ご契約者のご住所	都道府県	市区郡	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	(カナ)	ご契約者との関係	<input type="checkbox"/> ご契約者 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()
	★窓口の方のご連絡先	(TEL)	(FAX)	(e-mail)

事故の内容	★事故日	20 年 月 日	午前 午後 時 分頃
	事故場所	都道府県	付近
	★事故状況		

その他	おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。
-----	---

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

事故・故障のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-110-894

ロードアシスト(東京海上アシスタンス)



0120-560-057

受付時間: 24時間365日 ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-323-523

受付時間: 平日・土日祝 午前9時～午後6時(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp